

2011

3

March

Vol.44

Produce by
Osaka pref. Industrial Waste Association

Clean Life

クリーン
ライフ



株式会社 丸六

特集

改正廃棄物処理法政省令(新旧対照)

産業廃棄物の処理の委託には、

社団法人 全国産業廃棄物連合会発行の

マニフェストをお使い下さい!!

選ばれる

理由があります...

コンプライアンス経営
実現のためには
社団法人全国産業廃棄物
連合会発行のマニフェストで
決まりだね!



産業廃棄物適正処理のマスコット
「てき丸君」

裏面には交付番号のバーコードを
記載しています。パソコンへの入力
の効率化が図れます。



交付番号は、環境省認可の社団法人
全国産業廃棄物連合会が一括管理。
社会の信頼性が違います。

交付番号		70805398931
発出年月日	発出時刻	発出場所
発出種別	発出数量	発出内容

交付番号		40043990804
発出年月日	発出時刻	発出場所
発出種別	発出数量	発出内容

法律で定められているマニフェストの5年間の保存のため、
バックカーボンを採用！※長期保存には、バックカーボンが適しています。



社団法人 大阪府産業廃棄物協会



C O N T E N T S

特集 ●廃棄物の処理及び清掃に関する 法律施行令の一部を改正する政令要綱	2
廃棄物の処理及び清掃に関する 法律施行令の一部を改正する政令新旧対照条文	4
廃棄物の処理及び清掃に関する 法律施行規則等の一部を改正する省令新旧対照条文	12
新規入会会員紹介 ●	109
行政だより ●産業廃棄物収集運搬業許可の合理化について (平成22年12月17日事務連絡)	110
OSK通信 ●	128
●平成22年度年末研修会	
●建設リサイクルに関する意見交換会	
●平成22年度施設見学会	
●社団法人全国産業廃棄物連合会近畿地域協議会	
●社団法人全国産業廃棄物連合会正会員事務局責任者会議	
●産業廃棄物処理業におけるリスクアセスメント推進研修会	
●平成22年度第2回なにわサンパイ塾	
●近畿地方の循環型社会構築に向けた 建設リサイクルシンポジウム	
会長賞 大阪ベントナイト事業協同組合	
奨励賞 株式会社英光産業	
●社団法人全国産業廃棄物連合会 第13回全国正会員会長・理事長会議	
●第8回共生の森植樹祭	
会員紹介 ●株式会社 丸 六	130

特集

廃棄物の処理及び清掃に関する 法律施行令の一部を改正する政令要綱

第一 熱回収施設設置者認定制度の手続等

- 一 認定熱回収施設設置者が熱回収施設において行う処分の基準を定めること。(第五条の四及び第七条の三関係)
- 二 認定熱回収施設設置者は、当該認定に係る熱回収施設において熱回収を行わなくなったとき、当該熱回収施設を廃止し、若しくは休止し、若しくは休止した当該熱回収施設を再開したとき、又は当該熱回収施設における熱回収に必要な設備の変更をしたときは、その旨を都道府県知事に届け出なければならないこととする。 (第五条の五及び第七条の四関係)
- 三 二により都道府県知事の権限に属するものとされている事務は指定都市の長等が行うこととし、二の規定中都道府県知事に関する規定は、指定都市の長等に関する規定として指定都市の長等に適用があるものとする。 (第二十七条第二項関係)

第二 大臣認定制度の規定の整備

環境大臣の認定を受けた者が認定に係る事項を変更する場合及び休廃止等をする場合の認定及び届出に係る規定を整備すること。(第五条の七から第五条の十二まで(これらの規定を第七条の五から第七条の十までにおいて準用する場合を含む。)関係)

第三 輸入対象の拡大に伴う委託基準等の変更

- 一 輸入された廃棄物の処分又は再生を委託するときは、処分又は再生を委託するものとして許可を受けて輸入された廃棄物に限り、処分又は再生を委託することができることとする。 (第六条の二及び第六条の六関係)
- 二 輸入された廃棄物の処分又は再生を委託するときは、委託契約書にその旨についての条項が含まれていなければならないこととする。 (第六条の二及び第六条の六関係)

第四 帳簿の備え付けを要する事業者の追加

帳簿の備え付けを要する事業者に、その事業場の外において自ら当該産業廃棄物の処分又は再生を行う事業者等を追加すること。(第六条の四関係)

第五 廃石綿等の埋立処分基準の強化

- 一 廃石綿等の埋立処分を行う場合には、あらかじめ、固型化、薬剤による安定化その他これらに準ずる措置を講じた後、耐水性の材料で二重にこん包しなければならないこととする。 (第六条の五第一項関係)
- 二 廃石綿等の埋立処分を行う場合には、埋め立てる廃石綿等が埋立地の外に飛散し、及び流出しないように、その表面を土砂で覆う等必要な措置を講ずることとする。 (第六条の五第一項関係)

第六 産業廃棄物処理業の許可の更新期間

産業廃棄物処理業の許可の更新期間は、許可の更新を受けた者であって、従前の許可の有効期間において事業の一部又は全部の停止の命令を受けていないことその他の許可に係る事業の実施に関し優れた

能力及び実績を有する者として環境省令で定める基準に適合するものについては七年とし、それ以外の者については五年とすること。(第六条の九及び第六条の十一から第六条の十三まで関係)

第七 産業廃棄物収集運搬業許可の合理化

産業廃棄物収集運搬業の許可（都道府県内の一の指定都市の長等の管轄区域内のみにおいて業として行おうとする産業廃棄物の収集運搬及び産業廃棄物の積替えを行う区域において業として行おうとする産業廃棄物の収集運搬に係る許可を除く。）に関する事務並びに当該許可に係る変更の許可、届出の受理、命令、許可の取消し及び意見の聴取に関する事務は、都道府県知事から指定都市の長等に権限が委任されない事務とすること。(第二十七条第一項関係)

第八 施行期日等

- 一 この政令の施行期日について定めること。(附則第一条関係)
- 二 所要の経過措置を設けること。(附則第二条から第六条まで関係)
- 三 関係政令について所要の改正を行うこと。(附則第七条から第十一条まで関係)

廃棄物の処理及び清掃に関する 法律施行令の一部を改正する政令新旧対照条文

◎廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次 第一章 総則（第一条―第二条の五） 第二章 一般廃棄物（第三条―第五条の十二） 第三章 産業廃棄物（第六条―第七条の十一） 第四章 廃棄物処理センター（第八条―第十三条） 第五章 廃棄物が地下にある土地の形質の変更（第十三条の二） 第六章 雑則（第十四条―第二十八条） 附則</p> <p><u>（熱回収施設における一般廃棄物の処分等の基準）</u> 第五条の四 法第九条の二の四第三項の政令で定める基準は、 次のとおりとする。 二 一般廃棄物（特別管理一般廃棄物を除く。ロにおいて同じ。）の処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。次号において同じ。）又は再生に当たっては、次によること。 イ 第三条第一号イ及びロ並びに第二号ハ、ニ、ヘ及びトの規定の例によること。 ロ 一般廃棄物を焼却する場合には、熱回収の効率性の観点から適切なものとして環境省令で定める構造を有する焼却設備を用いて、環境大臣が定める方法により焼却すること。 ニ 特別管理一般廃棄物の処分又は再生に当たっては、第三条第一号イ及びロ、第四条の二第一号イ及び第二号イ(1)からハまで並びに前号ロの規定の例によること。</p> <p><u>（認定熱回収施設設置者に係る休廃止等の届出）</u> 第五条の五 法第九条の二の四第一項の認定を受けた者は、当該認定に係る熱回収施設（同項に規定する熱回収施設をいう。以下この条において同じ。）において熱回収を行わなくなつたとき、当該熱回収施設を廃止し、若しくは休止し、若しくは休止した当該熱回収施設を再開したとき、又は当該熱回収施設における熱回収に必要な設備の変更をしたときは、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>（法第九条の三第二項の政令で定める事項） 第五条の六 （略）</p>	<p>目次 第一章 総則（第一条―第二条の五） 第二章 一般廃棄物（第三条―第五条の十二） 第三章 産業廃棄物（第六条―第七条の八） 第四章 廃棄物処理センター（第八条―第十三条） 第五章 廃棄物が地下にある土地の形質の変更（第十三条の二） 第六章 雑則（第十四条―第二十八条） 附則</p> <p>（法第九条の三第二項の政令で定める事項） 第五条の四 （略）</p> <p><u>（再生利用に係る変更の認定）</u> 第五条の五 法第九条の八第一項の認定を受けた者は、当該認定に係る再生利用の用に供する施設の構造若しくは規模の変更又は当該認定に係る再生利用の用に供する施設以外の再生利用の用に供する施設の設置（当該認定に係る再生利用の内容以外の内容の再生利用を行わないものに限る。）をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、環境大臣の</p>

改 正 案	現 行
<p>(認定証) <u>第五条の七</u> 環境大臣は、法第九条の八第一項の認定又は同条第六項の変更の認定をしたときは、環境省令で定めるところにより、認定証を交付しなければならない。</p> <p>(休廃止等の届出) <u>第五条の八</u> (略)</p>	<p><u>変更の認定を受けなければならない。</u></p> <p>(認定証) <u>第五条の六</u> 環境大臣は、法第九条の八第一項の認定をしたとき、又は前条の規定により変更の認定をしたときは、環境省令で定めるところにより、認定証を交付しなければならない。</p> <p>(休廃止等の届出) <u>第五条の七</u> (略)</p> <p><u>2</u> 法第九条の八第一項の認定を受けた者は、次に掲げる事項の変更をしたときは、環境省令で定めるところにより、その旨を環境大臣に届け出なければならない。</p> <p>一 認定を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名</p> <p>二 事務所及び事業場の所在地</p> <p>三 その他環境省令で定める事項</p> <p><u>(広域的処理に係る変更の認定)</u> <u>第五条の八</u> 法第九条の九第一項の認定を受けた者は、次に掲げる事項の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、環境大臣の変更の認定を受けなければならない。ただし、その変更が環境省令で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。</p> <p>一 当該認定に係る処理の内容に関する事項</p> <p>二 当該認定に係る処理を行い、又は行おうとする者(その委託を受けて当該処理を行い、又は行おうとする者を含む)に関する事項</p> <p>三 当該認定に係る処理の用に供する施設に関する事項</p>
<p>(認定証) <u>第五条の九</u> 環境大臣は、法第九条の九第一項の認定又は同条第六項の変更の認定をしたときは、環境省令で定めるところにより、認定証を交付しなければならない。</p> <p>(廃止の届出) <u>第五条の十</u> 法第九条の九第一項の認定を受けた者は、当該認定に係る処理の事業の全部又は一部を廃止したときは、環境省令で定めるところにより、その旨を環境大臣に届け出なければならない。</p>	<p>(認定証) <u>第五条の九</u> 環境大臣は、法第九条の九第一項の認定をしたとき、又は前条の規定により変更の認定をしたときは、環境省令で定めるところにより、認定証を交付しなければならない。</p> <p>(廃止等の届出) <u>第五条の十</u> 法第九条の九第一項の認定を受けた者は、<u>第五条の八</u>ただし書の環境省令で定める軽微な変更をしたとき、若しくは法第九条の九第二項第一号に掲げる事項に変更があつたとき、又は当該認定に係る処理の事業の全部若しくは一部を廃止したときは、環境省令で定めるところにより、その旨を環境大臣に届け出なければならない。</p>
<p>(休廃止等の届出) <u>第五条の十二</u> (略)</p> <p>(事業者の産業廃棄物の運搬、処分等の委託の基準) <u>第六条の二</u> <u>法第十二条第六項</u>の政令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除く。以下この条から<u>第六条の四</u>までにおいて同じ。)の運搬にあつては、他人の産業廃棄物の運搬を業として行うことができる者であつて委託しようとする産業廃棄物の運搬がその事業の範囲</p>	<p>(休廃止等の届出) <u>第五条の十二</u> (略)</p> <p><u>2</u> 法第九条の十第一項の認定を受けた者は、<u>同条第二項第一号</u>に掲げる事項その他環境省令で定める事項に変更があつたときは、環境省令で定めるところにより、その旨を環境大臣に届け出なければならない。</p> <p>(事業者の産業廃棄物の運搬、処分等の委託の基準) <u>第六条の二</u> <u>法第十二条第四項</u>の政令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除く。以下この条及び<u>次条</u>において同じ。)の運搬にあつては、他人の産業廃棄物の運搬を業として行うことができる者であつて委託しようとする産業廃棄物の運搬がその事業の範囲に含まれる</p>

改正案	現 行
<p>に含まれるものに委託すること。</p> <p>二 産業廃棄物の処分又は再生にあつては、他人の産業廃棄物の処分又は再生を業として行うことができる者であつて委託しようとする産業廃棄物の処分又は再生がその事業の範囲に含まれるものに委託すること。</p> <p>三 輸入された廃棄物（当該廃棄物を輸入した者が自らその処分又は再生を行うものとして法第十五条の四の五第一項の許可を受けて輸入されたものに限る。）の処分又は再生を委託しないこと。 ただし、災害その他の特別な事情があることにより当該廃棄物の適正な処分又は再生が困難であることについて、環境省令で定めるところにより、環境大臣の確認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>四 委託契約は、書面により行い、当該委託契約書には、次に掲げる事項についての条項が含まれ、かつ、環境省令で定める書面が添付されていること。 イ～ハ （略）</p> <p>二 産業廃棄物の処分又は再生を委託する場合において、当該産業廃棄物が法第十五条の四の五第一項の許可を受けて輸入された廃棄物であるときは、その旨</p> <p>ホ 産業廃棄物の処分（最終処分（法第十二条第五項に規定する最終処分をいう。以下同じ。）を除く。）を委託するときは、当該産業廃棄物に係る最終処分の場所の所在地、最終処分の方法及び最終処分に係る施設の処理能力 ハ （略） 五・六 （略）</p> <p>（産業廃棄物の多量排出事業者） 第六条の三 法第十二条第九項の政令で定める事業者は、前年度の産業廃棄物の発生量が千トン以上である事業場を設置している事業者とする。</p> <p>（帳簿を備えることを要する事業者） 第六条の四 法第十二条第十三項に規定する政令で定める事業者は、次に掲げる事業者とする。 一 その事業活動に伴つて生ずる産業廃棄物を処理するために産業廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設以外の産業廃棄物の焼却施設が設置されている事業場を設置している事業者 二 その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業場の外において自ら当該産業廃棄物の処分又は再生を行う事業者（前号に掲げる者を除く。）</p> <p>（特別管理産業廃棄物の収集、運搬、処分等の基準） 第六条の五 法第十二条の二第一項の規定による特別管理産業廃棄物（法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物であるもの（ポリ塩化ビフェニル汚染物を除く。）及び第二条の四第六号から第八号までに掲げる廃棄物を除く。以下この項において同じ。）の収集、運搬及び処分（再生を含む。）の基準は、次のとおりとする。 一・二 （略）</p> <p>三 特別管理産業廃棄物の埋立処分に当たつては、第三条第一号イ及びロ並びに第三号イ（(1)に限る。）、二及びホ並びに第四条の二第一号イ(1)の規定の例によるほか、次に</p>	<p>ものに委託すること。</p> <p>二 産業廃棄物の処分又は再生にあつては、<u>法第十五条の四の五第一項の許可を受けて輸入された廃棄物以外の廃棄物</u>に限り委託することができることとし、かつ、他人の産業廃棄物の処分又は再生を業として行うことができる者であつて委託しようとする産業廃棄物の処分又は再生がその事業の範囲に含まれるものに委託すること。</p> <p>三 委託契約は、書面により行い、当該委託契約書には、次に掲げる事項についての条項が含まれ、かつ、環境省令で定める書面添付されていること。 イ～ハ （略）</p> <p>二 産業廃棄物の処分（最終処分（法第十二条第三項に規定する最終処分をいう。以下同じ。）を除く。）を委託するときは当該産業廃棄物に係る最終処分の場所の所在地、最終処分の法及び最終処分に係る施設の処理能力 ホ （略） 四・五 （略）</p> <p>（産業廃棄物の多量排出事業者） 第六条の三 法第十二条第七項の政令で定める事業者は、前年度の業廃棄物の発生量が千トン以上である事業場を設置している事業とする。</p> <p>（帳簿を備えることを要する事業者） 第六条の四 法第十二条第十一項に規定する政令で定める事業者は、<u>同条第六項に規定する事業者</u>とする。</p> <p>（特別管理産業廃棄物の収集、運搬、処分等の基準） 第六条の五 法第十二条の二第一項の規定による特別管理産業廃棄物（法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物であるもの（ポリ塩化ビフェニル汚染物を除く。）及び第二条の四第六号から第八号までに掲げる廃棄物を除く。以下この項において同じ。）の収集、運搬及び処分（再生を含む。）の基準は、次のとおりとする。 一・二 （略）</p> <p>三 特別管理産業廃棄物の埋立処分に当たつては、第三条第一号イ及びロ並びに第三号イ（(1)に限る。）、二及びホ並びに第四条の二第一号イ(1)の規定の例によるほか、次に</p>

改正案	現 行
<p>よること。</p> <p>イ 埋立処分は、周囲に囲いが設けられ、かつ、特別管理産業廃棄物の処分の場所（次に掲げる特別管理産業廃棄物の埋立地にあつては、有害な特別管理産業廃棄物の処分の場所）であることの表示がなされている場所で行うこと。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 燃え殻又はばいじんであつて、別表第四の二の項から六の項までの第四欄に掲げる物質を含むもの（国内において生じた燃え殻又はばいじんにあつては、同表の二の項から六の項までの第二欄に掲げる施設において生じた燃え殻又はこれらの項の第二欄若しくは第三欄に掲げる施設において生じたばいじんであつて、それぞれこれらの項の第四欄に掲げる物質を含むものに限る。）（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）及び当該燃え殻又はばいじんを処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>ロ・ハ (略)</p> <p>ニ 第二条の四第一号に掲げる廃油及び同条第五号力からウまでに規定する廃油の埋立処分を行う場合には、第六条第一項第三号チの規定の例によること。</p> <p>ホ～ヌ (略)</p> <p>ル 廃石綿等の埋立処分を行う場合には、次によること。</p> <p>(1) <u>大気中に飛散しないように、あらかじめ、固型化、薬剤による安定化その他これらに準ずる措置を講じた後、耐水性の材料で二重にこん包すること。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>埋め立てる廃石綿等が埋立地の外に飛散し、及び流出しないように、その表面を土砂で覆う等必要な措置を講ずること。</u></p> <p>ヲ～ネ (略)</p> <p>四 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(事業者の特別管理産業廃棄物の運搬又は処分等の委託の基準) 第六条の六 法第十二条の二第六項の政令で定める基準は、次のとおりとする。 一・二 (略)</p> <p>(特別管理産業廃棄物の多量排出事業者) 第六条の七 法第十二条の二第十項の政令で定める事業者は、前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が五十トン以上である事業場を設置している事業者とする。</p> <p>(産業廃棄物収集運搬業の許可の更新期間) 第六条の九 法第十四条第二項の政令で定める期間は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。 一 新たに法第十四条第一項の許可を受けた者 五年 二 法第十四条第二項の許可の更新を受けた者であつて、当該許可の更新に際し、従前の許可の有効期間（同条第三項に規定する許可の有効期間をいう。）において法第十四条の三の規定による命令を受けていないことその他の当該許</p>	<p>よること。</p> <p>イ 埋立処分は、周囲に囲いが設けられ、かつ、特別管理産業廃棄物の処分の場所（次に掲げる特別管理産業廃棄物の埋立地にあつては、有害な特別管理産業廃棄物の処分の場所）であることの表示がなされている場所で行うこと。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 燃え殻又はばいじんであつて、別表第四の二の項から六の項までの第四欄に掲げる物質を含むもの（国内において生じた燃え殻又はばいじんにあつては、同表の二の項から六の項までの第二欄に掲げる施設において生じた燃え殻又はこれらの項の第二欄若しくは第三欄に掲げる施設において生じたばいじんであつて、それぞれこれらの項の第四欄に掲げる物質を含むものに限る。）（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）並びに当該燃え殻又はばいじんを処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>ロ・ハ (略)</p> <p>ニ 第二条の四第一号に掲げる廃油並びに同条第五号力からウまでに規定する廃油の埋立処分を行う場合には、第六条第一項第三号チの規定の例によること。</p> <p>ホ～ヌ (略)</p> <p>ル 廃石綿等の埋立処分を行う場合には、次によること。</p> <p>(1) <u>大気中に飛散しないように、あらかじめ、次のいずれかの措置を講ずること。</u></p> <p>(イ) <u>耐水性の材料で二重にこん包すること。</u> (ロ) <u>固型化すること。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>ヲ～ネ (略)</p> <p>四 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(事業者の特別管理産業廃棄物の運搬又は処分等の委託の基準) 第六条の六 法第十二条の二第四項の政令で定める基準は、次のとおりとする。 一・二 (略)</p> <p>(特別管理産業廃棄物の多量排出事業者) 第六条の七 法第十二条の二第八項の政令で定める事業者は、前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が五十トン以上である事業場を設置している事業者とする。</p> <p>(産業廃棄物収集運搬業の許可の更新期間) 第六条の九 法第十四条第二項の政令で定める期間は、<u>五年</u>とする。</p>

改正案	現 行
<p>可に係る事業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者として環境省令で定める基準に適合すると認められたもの 七年</p> <p>三 法第十四条第二項の許可の更新を受けた者であつて、前号に掲げる者以外のもの 五年</p> <p>(産業廃棄物処分業の許可の更新期間)</p> <p>第六条の十一 法第十四条第七項の政令で定める期間は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。</p> <p>一 新たに法第十四条第六項の許可を受けた者 五年</p> <p>二 法第十四条第七項の許可の更新を受けた者であつて、当該許可の更新に際し、従前の許可の有効期間(同条第八項に規定する許可の有効期間をいう。)において法第十四条の三の規定による命令を受けていないことその他の当該許可に係る事業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者として環境省令で定める基準に適合すると認められたもの 七年</p> <p>三 法第十四条第七項の許可の更新を受けた者であつて、前号に掲げる者以外のもの 五年</p> <p>(産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者の産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分等の再委託の基準)</p> <p>第六条の十二 法第十四条第十六項ただし書の政令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 再受託者に当該産業廃棄物を引き渡す際には、その受託に係る契約書に記載されている第六条の二第四号イからハまで及びホに掲げる事項を記載した文書を再受託者に交付すること。</p> <p>三 法第十五条の四の五第一項の許可を受けて輸入された廃棄物の処分又は再生を委託しないこと。</p> <p>四 前三号に定めるもののほか、第六条の二第一号、第二号、第四号及び第五号の規定の例によること。</p> <p>(特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の更新期間)</p> <p>第六条の十三 法第十四条の四第二項の政令で定める期間は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。</p> <p>一 新たに法第十四の四条第一項の許可を受けた者 五年</p> <p>二 法第十四条の四第二項の許可の更新を受けた者であつて、当該許可の更新に際し、従前の許可の有効期間(同条第三項に規定する許可の有効期間をいう。)において法第十四条の六において準用する法第十四条の三の規定による命令を受けていないことその他の当該許可に係る事業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者として環境省令で定める基準に適合すると認められたもの 七年</p> <p>三 法第十四条の四第二項の許可の更新を受けた者であつて、前号に掲げる者以外のもの 五年</p> <p>(特別管理産業廃棄物処分業の許可の更新期間)</p> <p>第六条の十四 法第十四条の四第七項の政令で定める期間は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。</p> <p>一 新たに法第十四の四条第六項の許可を受けた者 五年</p> <p>二 法第十四条の四第七項の許可の更新を受けた者であつて、当該許可の更新に際し、従前の許可の有効期間(同条第八</p>	<p>(産業廃棄物処分業の許可の更新期間)</p> <p>第六条の十一 法第十四条第七項の政令で定める期間は、<u>五年</u>とする。</p> <p>(産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者の産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分等の再委託の基準)</p> <p>第六条の十二 法第十四条第十四項ただし書の政令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 再受託者に当該産業廃棄物を引き渡す際には、その受託に係る契約書に記載されている第六条の二第三号イから二<u>ま</u>までに掲げる事項を記載した文書を再受託者に交付すること。</p> <p>三 前二号に定めるもののほか、第六条の二第一号から第四号までの規定の例によること。</p> <p>(特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の更新期間)</p> <p>第六条の十三 法第十四条の四第二項の政令で定める期間は、<u>五年</u>とする。</p> <p>(特別管理産業廃棄物処分業の許可の更新期間)</p> <p>第六条の十四 法第十四条の四第七項の政令で定める期間は、<u>五年</u>とする。</p>

改正案	現 行
<p>項に規定する許可の有効期間をいう。)において法第十四条の六において準用する法第十四条の三の規定による命令を受けていないことその他の当該許可に係る事業の実施に<u>関し優れた能力及び実績を有する者として環境省令で定める基準に適合すると認められたもの</u> 七年</p> <p>三 法第十四条の四第七項の許可の更新を受けた者であつて、<u>前号に掲げる者以外のもの</u> 五年</p> <p>(特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物処分業者の特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分等の再委託の基準)</p> <p>第六条の十五 法第十四条の四第十六項ただし書の政令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 前号に定めるもののほか、<u>第六条の二第一号、第二号、第四号及び第五号並びに第六条の十二第一号から第三号までの規定の例によること。</u></p> <p>(<u>熱回収施設における産業廃棄物の処分等の基準</u>)</p> <p>第七条の三 法第十五条の三の三第三項の政令で定める基準は、<u>次のとおりとする。</u></p> <p>二 第六条第一項に規定する産業廃棄物(口において単に「産業廃棄物」という。)の処分(埋立処分及び海洋投入処分を除く。以下この条において同じ。)又は再生に当たつては、次によること。</p> <p>イ 第三条第一号イ及び口、<u>第五条の四第一号ロ並びに第六条第一項第二号ハ及びニの規定の例によること。</u></p> <p>ロ 産業廃棄物の保管を行う場合には、次によること。</p> <p>(1) <u>第六条第一項第二号ロ(1)及び(2)の規定の例によること。</u></p> <p>(2) 保管する産業廃棄物(当該産業廃棄物に係る処理施設が同時に当該産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物として環境省令で定めるものの処理施設である場合にあつては、当該一般廃棄物を含む。)の数量が、当該産業廃棄物に係る処理施設の日当たりの処理能力に相当する数量に二十一を乗じて得られる数量(環境省令で定める場合にあつては、環境省令で定める数量)を超えないようにすること。</p> <p>三 第六条第二項に規定する産業廃棄物の処分又は再生に当たつては、<u>第五条の四第一号の規定の例によること。</u></p> <p>三 特別管理産業廃棄物の処分又は再生に当たつては、次によること。</p> <p>イ 第三条第一号イ及び口、<u>第四条の二第一号イ(1)、第五条の四第一号ロ並びに第六条の五第一項第二号イからチまで(チ(3)を除く。)の規定の例によること。</u></p> <p>ロ 保管する特別管理産業廃棄物(当該特別管理産業廃棄物に係る処理施設が同時に当該特別管理産業廃棄物と同様の性状を有する特別管理一般廃棄物として環境省令で定めるものの処理施設である場合にあつては、当該特別管理一般廃棄物を含む。)の数量が、当該特別管理産業廃棄物に係る処理施設の日当たりの処理能力に相当する数量に二十一を乗じて得られる数量(環境省令で定める場合にあつては、環境省令で定める数量)を超えないようにすること。</p> <p>(<u>認定熱回収施設設置者に係る休廃止等の届出</u>)</p>	<p>(特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物処分業者の特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分等の再委託の基準)</p> <p>第六条の十五 法第十四条の四第十四項ただし書の政令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 前号に定めるもののほか、<u>第六条の二第一号から第四号まで並びに第六条の十二第一号及び第二号の規定の例によること。</u></p>

改正案	現 行
<p>第七條の四 第五條の五の規定は、法第十五條の三の三第一項の認定を受けた者について準用する。この場合において、第五條の五中「同項」とあるのは、「法第十五條の三の三第一項」と読み替えるものとする。</p> <p>(産業廃棄物の再生利用の認定に関する読替え)</p> <p>第七條の五 法第十五條の四の二第三項の規定により法第九條の八第八項及び第十項の規定を準用する場合には、同条第八項中「第二項第一号」とあるのは「第十五條の四の二第二項第一号」と、同条第十項中「前各項」とあるのは「第十五條の四の二第一項及び第二項並びに同条第三項において読み替えて準用する第三項から前項まで」と読み替えるものとする。</p> <p>(再生利用に係る認定証等)</p> <p>第七條の六 第五條の七の規定は法第十五條の四の二第一項の認定又は同条第三項において読み替えて準用する法第九條の八第六項の変更の認定について、第五條の八の規定は法第十五條の四の二第一項の認定を受けた者について準用する。</p> <p>(産業廃棄物の広域的処理の認定に関する読替え)</p> <p>第七條の七 法第十五條の四の三第三項の規定により法第九條の九第八項及び第十一項の規定を準用する場合には、同条第八項中「第二項第一号」とあるのは「第十五條の四の三第二項第一号」と、同条第十一項中「前各項」とあるのは「第十五條の四の三第一項及び第二項並びに同条第三項において読み替えて準用する第三項から前項まで」と読み替えるものとする。</p> <p>(広域的処理に係る認定証等)</p> <p>第七條の八 第五條の九の規定は法第十五條の四の三第一項の認定又は同条第三項において読み替えて準用する法第九條の九第六項の変更の認定について、第五條の十の規定は法第十五條の四の三第一項の認定を受けた者について準用する。</p> <p>(産業廃棄物の無害化処理の認定に関する読替え)</p> <p>第七條の九 法第十五條の四の四第三項の規定により法第九條の十第九項の規定を準用する場合には、同項中「前各項」とあるのは、「第十五條の四の四第一項及び第二項並びに同条第三項において読み替えて準用する第八條の四、第三項から第七項まで並びに第十五條第三項本文及び第四項から第六項まで」と読み替えるものとする。</p> <p>(無害化処理に係る認定証等)</p> <p>第七條の十 第五條の十一の規定は法第十五條の四の四第一項の認定について、第五條の十二の規定は法第十五條の四の四第一項の認定を受けた者について準用する。</p> <p>(産業廃棄物の輸出の確認に関する読替え)</p> <p>第七條の十一 (略)</p> <p>(指定区域として指定する廃棄物が地下にある土地)</p> <p>第十三條の二 法第十五條の十七第一項の政令で定める土地は、</p>	<p>(再生利用に係る変更の認定等)</p> <p>第七條の三 第五條の五から第五條の七までの規定は、法第十五條の四の二第一項の認定について準用する。</p> <p>(産業廃棄物の広域的処理の認定に関する読替え)</p> <p>第七條の四 法第十五條の四の三第三項の規定により法第九條の九第八項の規定を準用する場合には、同項中「前各項」とあるのは、「第十五條の四の三第一項及び第二項並びに同条第三項において読み替えて準用する第三項から第七項まで」と読み替えるものとする。</p> <p>(広域的処理に係る変更の認定等)</p> <p>第七條の五 第五條の八から第五條の十までの規定は、法第十五條の四の三第一項の認定について準用する。この場合において、第五條の十中「第五條の八ただし書」とあるのは「第七條の五において準用する第五條の八ただし書」と、「法第九條の九第二項第一号」とあるのは「法第十五條の四の三第二項第一号」と読み替えるものとする。</p> <p>(産業廃棄物の無害化処理の認定に関する読替え)</p> <p>第七條の六 法第十五條の四の四第三項の規定により法第九條の十第八項の規定を準用する場合には、同項中「前各項」とあるのは、「第十五條の四の四第一項及び第二項並びに同条第三項において読み替えて準用する第八條の四、第三項から第六項まで並びに第十五條第三項本文及び第四項から第六項まで」と読み替えるものとする。</p> <p>(無害化処理に係る認定証等)</p> <p>第七條の七 第五條の十一及び第五條の十二の規定は、法第十五條の四の四第一項の認定について準用する。この場合において、第五條の十二第二項中「同条第二項第一号」とあるのは、「法第十五條の四の四第二項第一号」と読み替えるものとする。</p> <p>(産業廃棄物の輸出の確認に関する読替え)</p> <p>第七條の八 (略)</p> <p>(指定区域として指定する廃棄物が地下にある土地)</p> <p>第十三條の二 法第十五條の十七第一項の政令で定める土地は、</p>

改正案	現 行
<p>次のとおりとする。</p> <p>一 法第九条第五項（法第九条の三第十一項において読み替えて準用する場合を含む。）の確認を受けて廃止された一般廃棄物の最終処分場又は法第十五条の二の六第三項において読み替えて準用する法第九条第五項の確認を受けて廃止された産業廃棄物の最終処分場に係る埋立地</p> <p>二・三 （略）</p> <p>（政令で定める市の長による事務の処理）</p> <p>第二十七条 法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち、次に掲げる事務以外の事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の長及び同法第二百五十二条の二十二第一項に規定する中核市の長並びに呉市、大牟田市及び佐世保市の長（以下この条において「指定都市の長等」という。）が行うこととする。この場合においては、法の規定中当該事務に係る都道府県知事に関する規定は、指定都市の長等に関する規定として指定都市の長等に適用があるものとする。</p> <p>一 法第十四条第一項及び第十四条の四第一項の規定による許可（当該都道府県内の一の指定都市の長等の管轄区域内のみにおいて業として行おうとする産業廃棄物の収集又は運搬に係る許可及び産業廃棄物の積替えを行う区域において業として行おうとする産業廃棄物の収集又は運搬に係る許可を除く。）に関する事務</p> <p>二 法第十四条の二第一項及び第十四条の五第一項の規定による変更の許可（前号に規定する許可に係るものに限る。）に関する事務</p> <p>三 法第十四条の二第三項において読み替えて準用する法第七条の二第三項及び第四項並びに法第十四条の五第三項において読み替えて準用する法第七条の二第三項及び第四項の規定による届出の受理（第一号に規定する許可に係るものに限る。）に関する事務</p> <p>四 法第十四条の三（法第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による命令（第一号に規定する許可に係るものに限る。）に関する事務</p> <p>五 法第十四条の三の二（法第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による許可の取消し（第一号に規定する許可に係るものに限る。）に関する事務</p> <p>六 法第二十条の二第一項の規定による登録に関する事務</p> <p>七 法第二十三条の三及び第二十三条の四の規定による意見の聴取（第一号に規定する許可に係るものに限る。）に関する事務</p> <p>2 第五条の五（第七条の四において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する都道府県知事の権限に属する事務は、指定都市の長等が行うこととする。この場合においては、第五条の五の規定中都道府県知事に関する規定は、指定都市の長等に関する規定として指定都市の長等に適用があるものとする。</p> <p>（事務の区分）</p> <p>第二十八条 第七条の四において読み替えて準用する第五条の五及び第十三条の規定により都道府県が行うこととされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。</p>	<p>次のとおりとする。</p> <p>一 法第九条第五項（法第九条の三第十項において読み替えて準用する場合を含む。）の確認を受けて廃止された一般廃棄物の最終処分場又は法第十五条の二の五第三項において読み替えて準用する法第九条第五項の確認を受けて廃止された産業廃棄物の最終処分場に係る埋立地</p> <p>二・三 （略）</p> <p>（政令で定める市の長による事務の処理）</p> <p>第二十七条 法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち、法第二十条の二第一項の規定による登録に関する事務以外の事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の長及び同法第二百五十二条の二十二第一項に規定する中核市の長並びに呉市、大牟田市及び佐世保市の長（以下この条において「指定都市の長等」という。）が行うこととする。この場合においては、法の規定中当該事務に係る都道府県知事に関する規定は、指定都市の長等に関する規定として指定都市の長等に適用があるものとする。</p> <p>（事務の区分）</p> <p>第二十八条 第十三条の規定により都道府県が行うこととされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。</p>

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令新旧対照条文

◎廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現 行
<p>（都道府県廃棄物処理計画）</p> <p>第一条の二の二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。）第五条の五第二項の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する基本的事項には、廃棄物の種類ごとに、次の事項を定めること。</p> <p>イ （略）</p> <p>□ 廃棄物の排出の抑制、再生利用、中間処理、最終処分（<u>法第十二条第五項に規定する最終処分をいう。</u>以下同じ。）その他その適正な処理に関する目標</p> <p>ハ （略）</p> <p>三～八 （略）</p> <p>（一般廃棄物収集運搬業の許可を要しない者）</p> <p>第二条 法第七条第一項ただし書の環境省令で定める者は、次のとおりとする。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 特定家庭用機器再商品化法（平成十年法律第九十七号）第二十三条第一項の認定を受けた製造業者等（同法第四条に規定する製造業者等をいう。）の委託を受けて、特定家庭用機器一般廃棄物（同法第五十条第一項に規定する特定家庭用機器一般廃棄物をいう。以下同じ。）の再商品化（同法第二条第一項に規定する再商品化をいう。以下同じ。）に必要な行為（同法第十七条に規定する指定引取場所から再商品化の用に供する同法第二十三条第二項第二号に掲げる施設への運搬に該当するものに限る。）を業として実施する者であつて次のいずれにも該当するものとして環境大臣の指定を受けたもの（イに規定する事業計画に基づき、法第六条の二第二項に規定する一般廃棄物処理基準（以下「一般廃棄物処理基準」という。）に従い、当該特定家庭用機器一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う場合に限る。）</p> <p>イ～ト （略）</p> <p>チ 法、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）又は令第四条の六に規定する法令の規定による不利益処分（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第四号に規定する不利益処分をいう。以下「不利益処分」という。）を受け、その不利益処分のあつた日から五年を経過しない者（当該不利益処分を受けた者が法人である場合においては、当該不利益処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、</p>	<p>（都道府県廃棄物処理計画）</p> <p>第一条の二の二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。）第五条の五第二項の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する基本的事項には、廃棄物の種類ごとに、次の事項を定めること。</p> <p>イ （略）</p> <p>□ 廃棄物の排出の抑制、再生利用、中間処理、最終処分（<u>法第十二条第三項に規定する最終処分をいう。</u>以下同じ。）その他その適正な処理に関する目標</p> <p>ハ （略）</p> <p>三～八 （略）</p> <p>（一般廃棄物収集運搬業の許可を要しない者）</p> <p>第二条 法第七条第一項ただし書の<u>規定による</u>環境省令で定める者は、次のとおりとする。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 特定家庭用機器再商品化法（平成十年法律第九十七号）第二十三条第一項の認定を受けた製造業者等（同法第四条に規定する製造業者等をいう。）の委託を受けて、特定家庭用機器一般廃棄物（同法第五十条第一項に規定する特定家庭用機器一般廃棄物をいう。以下同じ。）の再商品化（同法第二条第一項に規定する再商品化をいう。以下同じ。）に必要な行為（同法第十七条に規定する指定引取場所から再商品化の用に供する同法第二十三条第二項第二号に掲げる施設への運搬に該当するものに限る。）を業として実施する者であつて次のいずれにも該当するものとして環境大臣の指定を受けたもの（イに規定する事業計画に基づき、法第六条の二第二項に規定する一般廃棄物処理基準（以下「一般廃棄物処理基準」という。）に従い、当該特定家庭用機器一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う場合に限る。）</p> <p>イ～ト （略）</p> <p>チ 法、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）又は令第四条の六に規定する法令の規定による不利益処分（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第四号に規定する不利益処分をいう。以下「不利益処分」という。）を受け、その不利益処分のあつた日から五年を経過しない者（当該不利益処分を受けた者が法人である場合においては、当該不利益処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、</p>

改正案	現 行
<p>取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。<u>第十二条の十二の二十八を除き、以下同じ。</u>)であつた者で当該不利益処分の日から五年を経過しないものを含む。以下同じ。)に該当しないこと。</p> <p>八～十一 (略)</p>	<p>取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)であつた者で当該不利益処分の日から五年を経過しないものを含む。以下同じ。)に該当しないこと。</p> <p>八～十一 (略)</p>
<p>(一般廃棄物処理業に係る変更の届出等)</p> <p>第二条の六 法第七条の二第三項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 次に掲げる者</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 役員及び政令で定める使用者</p> <p>ハ (略)</p> <p>三・四 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(一般廃棄物処理業に係る変更の届出等)</p> <p>第二条の六 法第七条の二第三項の<u>規定による</u>環境省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 次に掲げる者</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ <u>法第七条第五項第四号りに規定する</u>役員及び政令で定める使用者</p> <p>ハ (略)</p> <p>三・四 (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>(一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 法第八条第二項第九号の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一～六 (略)</p> <p>七 申請者が法人である場合には、<u>役員</u>の氏名及び住所</p> <p>八・九 (略)</p> <p>5 申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。</p> <p>一～六 (略)</p> <p>七 申請者が法人である場合には、<u>直前三年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類</u></p> <p>八～十二 (略)</p> <p>十三 申請者が法人である場合には、<u>役員</u>の住民票の写し</p> <p>十四・十五 (略)</p>	<p>(一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 法第八条第二項第九号の<u>規定による</u>環境省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一～六 (略)</p> <p>七 申請者が法人である場合には、<u>法第七条第五項第四号りに規定する役員</u>の氏名及び住所</p> <p>八・九 (略)</p> <p>5 申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。</p> <p>一～六 (略)</p> <p>七 申請者が法人である場合には、<u>直前三年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類</u></p> <p>八～十二 (略)</p> <p>十三 申請者が法人である場合には、<u>法第七条第五項第四号りに規定する役員</u>の住民票の写し</p> <p>十四・十五 (略)</p>
<p>6 (略)</p> <p>7 都道府県知事は、申請者が法第八条第一項の許可又は第九条第一項の変更の許可(平成十二年十月一日以降に受けた許可であつて、当該許可の日から起算して五年を経過しないもの(この項(第五条の三第四項、第五条の十一第三項、第五条の十二第三項及び第六条第三項において準用する場合を含む。))の規定により別に受けた許可を証する書類を提出して受けた許可を除く。)に限る。)を受けている場合は、第五項の規定にかかわらず、同項第十号から第十五号までに掲げる書類の全部又は一部に代えて、当該許可を受けていることを証する書類を提出させることができる。</p> <p>(一般廃棄物処理施設の技術上の基準)</p> <p>第四条 法第八条の二第一項第一号(法第九条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定によるごみ処理施設の技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一～六 (略)</p>	<p>6 (略)</p> <p>7 都道府県知事は、申請者が法第八条第一項又は第九条第一項の<u>規定による</u>許可(平成十二年十月一日以降に受けた許可であつて、当該許可の日から起算して五年を経過しないもの(この項(第五条の三第四項、第五条の十一第三項、第五条の十二第三項及び第六条第三項において準用する場合を含む。))の規定により別に受けた許可を証する書類を提出して受けた許可を除く。)に限る。)を受けている場合は、第五項の規定にかかわらず、同項第十号から第十五号までに掲げる書類の全部又は一部に代えて、当該許可を受けていることを証する書類を提出させることができる。</p> <p>(一般廃棄物処理施設の技術上の基準)</p> <p>第四条 法第八条の二第一項第一号(法第九条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定によるごみ処理施設の技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一～六 (略)</p>

改正案	現 行
<p>七 焼却施設（次号に掲げるものを除く。）にあつては、次の要件を備えていること。</p> <p>イ 法第九条の二の四第一項の認定に係る熱回収施設（同項に規定する熱回収施設をいう。第四条の五、第五条の五の五から第五条の五の七まで、第五条の五の十及び第五条の五の十一において同じ。）である焼却施設にあつては外気と遮断された状態でごみを燃焼室に投入することができる供給装置が、それ以外の焼却施設にあつては外気と遮断された状態で定量ずつ連続的にごみを燃焼室に投入することができる供給装置が、それぞれ設けられていること。ただし、環境大臣が定める焼却施設にあつては、この限りでない。</p> <p>□～カ （略） 八～十五 （略） 2 （略）</p> <p><u>（定期検査の申請）</u> 第四条の四の二 法第八条の二の二第一項の検査を受けようとする者は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 二 一般廃棄物処理施設の設置の場所 三 一般廃棄物処理施設の種類 四 許可の年月日及び許可番号</p> <p><u>（定期検査の期間）</u> 第四条の四の三 法第八条の二の二第一項の環境省令で定める期間は、法第八条の二第五項の検査を受けた日、直近において行われた法第九条第二項において準用する法第八条の二第五項の検査を受けた日又は直近において行われた法第八条の二の二第一項の検査を受けた日のうちいずれか遅い日から五年三月以内とする。</p> <p><u>（定期検査結果の通知）</u> 第四条の四の四 都道府県知事は、法第八条の二の二第一項の検査を行つたときは、検査の結果を通知する書面を交付するものとする。</p> <p>（一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準） 第四条の五 法第八条の三第一項の規定によるごみ処理施設の維持管理の技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略） 二 焼却施設（次号に掲げるものを除く。）にあつては、次のとおりとする。 イ （略） □ 燃焼室へのごみの投入は、法第九条の二の四第一項の認定に係る熱回収施設である焼却施設にあつては外気と遮断した状態で行き、それ以外の焼却施設にあつては外気と遮断した状態で定量ずつ連続的に行うこと。ただし、第四条第一項第七号イただし書の環境大臣が定める焼却施設にあつては、この限りでない。</p> <p>ハ～フ （略） 三～十五 （略） 十六 施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置（法第二十一条の二第一項に規定する応急の措置を含む。）の</p>	<p>七 焼却施設（次号に掲げるものを除く。）にあつては、次の要件を備えていること。</p> <p>イ 外気と遮断された状態で、定量ずつ連続的にごみを燃焼室に投入することができる供給装置が設けられていること。ただし、環境大臣が定める焼却施設にあつては、この限りでない。</p> <p>□～カ （略） 八～十五 （略） 2 （略）</p> <p>（一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準） 第四条の五 法第八条の三の規定によるごみ処理施設の維持管理の技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略） 二 焼却施設（次号に掲げるものを除く。）にあつては、次のとおりとする。 イ （略） □ 燃焼室へのごみの投入は、外気と遮断した状態で、定量ずつ連続的に行うこと。ただし、第四条第一項第七号イの環境大臣が定める焼却施設にあつては、この限りでない。</p> <p>ハ～フ （略） 三～十五 （略） 十六 施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、三年間保存すること。</p>

改正案	現 行
<p>記録を作成し、三年間保存すること。</p> <p>2 法第八条の三第一項の規定によるし尿処理施設の維持管理の技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一～十三 (略)</p> <p>十四 施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置(法第二十一条の二第一項に規定する応急の措置を含む。)の記録を作成し、三年間保存すること。</p> <p>(公表すべき維持管理の状況に関する情報)</p> <p>第四条の五の二 法第八条の三第二項の環境省令で定める事項は、次の各号に掲げる施設の種類に応じ、当該各号に定める事項とする。</p> <p>二 令第五条の二に規定する焼却施設(ガス化改質方式の焼却施設及び電気炉等を用いた焼却施設を除く。)次に掲げる事項</p> <p>イ 処分した一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量</p> <p>ロ 前条第一項第二号ト、リ、ヲ、ツ、ラ(ウにおいてその例によるものとされた場合を含む。)、ノ、ク(2)、ヤ(1)、マ(4)及びケ(5)の規定による測定に関する次に掲げる事項</p> <p>(1) 当該測定を行つた位置</p> <p>(2) 当該測定の結果の得られた年月日</p> <p>(3) 当該測定の結果</p> <p>ハ 前条第一項第二号ヌの規定によるばいじんの除去を行つた年月日</p> <p>ニ 前条第一項第二号カの規定による測定に関する次に掲げる事項</p> <p>(1) 当該測定に係る排ガスを採取した位置</p> <p>(2) 当該測定に係る排ガスを採取した年月日</p> <p>(3) 当該測定の結果の得られた年月日</p> <p>(4) 当該測定の結果</p> <p>ホ 前条第一項第二号マ(1)及びケ(2)の規定による保管設備内の清掃を行つた年月日</p> <p>三 令第五条の二に規定する焼却施設(ガス化改質方式の焼却施設に限る。)次に掲げる事項</p> <p>イ 処分した一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量</p> <p>ロ 前条第一項第三号イ(4)及び(6)の規定による測定に関する次に掲げる事項</p> <p>(1) 当該測定を行つた位置</p> <p>(2) 当該測定の結果の得られた年月日</p> <p>(3) 当該測定の結果</p> <p>ハ 前条第一項第三号イ(7)の規定によるばいじんの除去を行つた年月日</p> <p>ニ 前条第一項第三号イ(9)の規定による測定に関する次に掲げる事項</p> <p>(1) 当該測定に係るガスを採取した位置</p> <p>(2) 当該測定に係るガスを採取した年月日</p> <p>(3) 当該測定の結果の得られた年月日</p> <p>(4) 当該測定の結果</p> <p>三 令第五条の二に規定する焼却施設(電気炉等を用いた焼却施設に限る。)次に掲げる事項</p> <p>イ 処分した一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量</p> <p>ロ 前条第一項第三号ロ(2)及び(3)の規定による測定に関する次に掲げる事項</p> <p>(1) 当該測定を行つた位置</p> <p>(2) 当該測定の結果の得られた年月日</p>	<p>2 法第八条の三の規定によるし尿処理施設の維持管理の技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一～十三 (略)</p> <p>十四 施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、三年間保存すること。</p>

改正案	現 行
<p>(3) 当該測定の結果</p> <p>ハ 前条第一項第三号ロ(4)の規定によるばいじんの除去を行つた年月日</p> <p>ニ 前条第一項第三号ロ(5)の規定による測定に関する次に掲げる事項</p> <p>(1) 当該測定に係る排ガスを採取した位置</p> <p>(2) 当該測定に係る排ガスを採取した年月日</p> <p>(3) 当該測定の結果の得られた年月日</p> <p>(4) 当該測定の結果</p> <p>四 令第五条の二に規定する一般廃棄物の最終処分場次に掲げる事項</p> <p>イ 埋め立てた一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量</p> <p>ロ 最終処分基準省令第一条第二項第七号の規定による点検に関する次に掲げる事項</p> <p>(1) 当該点検を行つた年月日及びその結果</p> <p>(2) 当該点検の結果、擁壁等が損壊するおそれがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容</p> <p>ハ 最終処分基準省令第一条第二項第九号の規定による点検に関する次に掲げる事項</p> <p>(1) 当該点検を行つた年月日及びその結果</p> <p>(2) 当該点検の結果、遮水工の遮水効果が低下するおそれがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容</p> <p>ニ 最終処分基準省令第一条第二項第十号及び第十四号ハ並びにダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の総理府維持管理の基準を定める省令（平成十二年 総理府 厚生省 令第二号。以下「維持管理基準省令」という。）第一条第一号及び第三号ロの規定による水質検査に関する次に掲げる事項</p> <p>(1) 当該水質検査に係る地下水等又は放流水を採取した場所</p> <p>(2) 当該水質検査に係る地下水等又は放流水を採取した年月日</p> <p>(3) 当該水質検査の結果の得られた年月日</p> <p>(4) 当該水質検査の結果</p> <p>ホ 最終処分基準省令第一条第二項第十一号及び維持管理基準省令第一条第二号の規定による措置に関する次に掲げる事項</p> <p>(1) 当該措置を講じた年月日</p> <p>(2) 当該措置の内容</p> <p>ヘ 最終処分基準省令第一条第二項第十三号の規定による点検に関する次に掲げる事項</p> <p>(1) 当該点検を行つた年月日及びその結果</p> <p>(2) 当該点検の結果、調整池が損壊するおそれがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容</p> <p>ト 最終処分基準省令第一条第二項第十四号ロの規定による点検に関する次に掲げる事項</p> <p>(1) 当該点検を行つた年月日及びその結果</p> <p>(2) 当該点検の結果、浸出液処理設備の機能に異状が認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容</p> <p>チ 最終処分基準省令第一条第二項第十四号の二の規定による点検に関する次に掲げる事項</p> <p>(1) 当該点検を行つた年月日及びその結果</p>	

改正案	現 行
<p>(2) 当該点検の結果、有効な防凍のための措置の状況に異状が認められた場合に必要な措置を講じた年月日及び当該必要な措置の内容</p> <p>リ 最終処分基準省令第一条第二項第十九号の規定による測定を行った年月日及びその結果</p> <p>(維持管理の状況に関する情報の公表)</p> <p>第四条の五の三 法第八条の三第二項の規定による一般廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報の公表は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から、当該日から起算して三年を経過する日までの間、行うものとする。</p> <p>一 前条第一号イ、第二号イ、第三号イ及び第四号イに掲げる事項 翌月の末日</p> <p>二 前条第一号ロ及び二、第二号ロ及び二、第三号ロ及び二並びに第四号二及びリに掲げる事項当該測定又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日</p> <p>三 前条第一号ハ及びホ、第二号ハ、第三号ハ並びに第四号ロ(1)、ハ(1)、ヘ(1)、ト(1)及びチ(1)に掲げる事項当該除去、清掃又は点検を行った日の属する月の翌月の末日</p> <p>四 前条第四号ロ(2)、ハ(2)、ホ(2)、ヘ(2)、ト(2)及びチ(2)に掲げる事項 当該措置を講じた日の属する月の翌月の末日</p> <p>(記録の閲覧)</p> <p>第四条の六 法第八条の四の規定による記録の閲覧は、次により行うものとする。</p> <p>一 記録は、次のイからニまでに掲げる区分に応じ、当該イからニまでに定める日までに備え置くこと。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 次条第一号ロ及び二、第二号ロ及び二、第三号ロ及び二並びに第四号二及びリに掲げる事項当該測定又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日</p> <p>ハ 次条第一号ハ及びホ、第二号ハ、第三号ハ並びに第四号ロ(1)、ハ(1)、ヘ(1)、ト(1)及びチ(1)に掲げる事項当該除去、清掃又は点検を行った日の属する月の翌月の末日</p> <p>ニ 次条第四号ロ(2)、ハ(2)、ホ(2)、ヘ(2)、ト(2)及びチ(2)に掲げる事項当該措置を講じた日の属する月の翌月の末日</p> <p>二・三 (略)</p> <p>(記録する事項)</p> <p>第四条の七 法第八条の四の環境省令で定める事項は、次の各号に掲げる施設の種類に応じ、当該各号に定める事項とする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 令第五条の二に規定する一般廃棄物の最終処分場次に掲げる事項</p> <p>イ 埋め立てた一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量</p> <p>ロ・ハ (略)</p> <p>ニ 最終処分基準省令第一条第二項第十号及び第十四号ハ並びに維持管理基準省令第一条第一号及び第三号ロの規定による水質検査に関する次に掲げる事項</p> <p>ホ～ト (略)</p>	<p>(記録の閲覧)</p> <p>第四条の六 法第八条の四の規定による記録の閲覧は、次により行うものとする。</p> <p>一 記録は、次のイからニまでに掲げる区分に応じ、当該イからニまでに定める日までに備え置くこと。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 次条第一号ロ、二及びホ、第二号ロ及び二、第三号ロ及び二並びに第四号二及びチに掲げる事項当該測定、清掃又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日</p> <p>ハ 次条第一号ハ、第二号ハ、第三号ハ並びに第四号ロ(1)、ハ(1)、ヘ(1)及びト(1)に掲げる事項当該除去又は点検を行った日の属する月の翌月の末日</p> <p>ニ 次条第四号ロ(2)、ハ(2)、ホ(2)、ヘ(2)及びト(2)に掲げる事項当該措置を講じた日の属する月の翌月の末日</p> <p>二・三 (略)</p> <p>(記録する事項)</p> <p>第四条の七 法第八条の四の規定による環境省令で定める事項は、次の各号に掲げる施設の種類に応じ、当該各号に定める事項とする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 令第五条の二に規定する一般廃棄物の最終処分場次に掲げる事項</p> <p>イ 埋立てた一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量</p> <p>ロ・ハ (略)</p> <p>ニ 最終処分基準省令第一条第二項第十号及び第十四号ハ並びにダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の総理府維持管理の基準を定める省令(平成十二年 総理府 厚生省 令第二号。以下「維持管理基準省令」という。)第一条第一号及び第三号ロの規定による水質検査に関する次に掲げる事項</p> <p>ホ～ト (略)</p>

改正案	現 行
<p> <u>チ 最終処分基準省令第一条第二項第十四号の二の規定による点検に関する次に掲げる事項</u> (1) 当該点検を行つた年月日及びその結果 (2) 当該点検の結果、有効な防凍のための措置の状況に異状が認められた場合に必要な措置を講じた年月日及び当該必要な措置の内容 リ (略) </p> <p> (特定一般廃棄物最終処分場) 第四条の八 法第八条の五第一項の環境省令で定める一般廃棄物の最終処分場は、令第五条第二項に規定する一般廃棄物の最終処分場であつて、次に掲げるもの以外のものとする。 一 国又は地方公共団体（港務局を含む。）が設置する一般廃棄物の最終処分場 二 (略) </p> <p> (維持管理積立金の算定基準) 第四条の九 法第八条の五第四項の環境省令で定める算定基準は、次の式のとおりとする。 $A = C \times \frac{\ell}{L} - T$ この式において、A、C、ℓ、L及びTは、それぞれ次の値を表すものとする。 A 当該年度に積み立てるべき維持管理積立金の額 C 埋立処分の終了後における維持管理に必要な費用の額 ℓ 埋立処分が開始された年月から当該年度の三月（当該年度の終了前に埋立処分が終了する特定一般廃棄物最終処分場（法第八条の五第一項に規定する特定一般廃棄物最終処分場をいう。以下同じ。）にあつては、当該埋立処分を終了する月）までの月数 L 埋立処分が開始された年月から埋立処分の終了予定年月までの月数 T 当該年度の前年度までに積み立てられた維持管理積立金の額 2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、特定一般廃棄物最終処分場の残余の埋立容量その他の埋立ての状況を考慮し、必要と認める場合には、当該特定一般廃棄物最終処分場に係る法第八条の五第四項の環境省令で定める算定基準を、次の式のとおりとすることができる。 (略) 3 特定一般廃棄物最終処分場の設置者（法第八条の五第一項に規定する特定一般廃棄物最終処分場の設置者をいう。以下同じ。）は、第一項又は前項の算定基準において、埋立処分の終了後における維持管理に必要な費用の額から当該年度の前年度までに積み立てられた維持管理積立金の額を差し引いた額以下の額を当該年度に積み立てるべき維持管理積立金の額に増額して積み立てることができる。 4・5 (略) </p> <p> (維持管理積立金に係る通知) 第四条の十 法第八条の五第四項の規定による都道府県知事の通知は、毎年度十二月三十一日までに、当該年度の四月一日において現に使用することができ、かつ、埋立処分が終了していない特定一般廃棄物最終処分場ごとに、特定一般廃棄物 </p>	<p> チ (略) </p> <p> (特定一般廃棄物最終処分場) 第四条の八 法第八条の五第一項の環境省令で定める一般廃棄物の最終処分場は、令第五条第二項に規定する一般廃棄物の最終処分場であつて、次に掲げるもの以外のものとする。 一 国又は地方公共団体（港務局を含む。第十二条の七の四第一号において同じ。）が設置する一般廃棄物の最終処分場 二 (略) </p> <p> (維持管理積立金の算定基準) 第四条の九 法第八条の五第四項の環境省令で定める算定基準は、次の式のとおりとする。 $A = C \times \frac{\ell}{L} - T$ この式において、A、C、ℓ、L及びTは、それぞれ次の値を表すものとする。 A 当該年度に積み立てるべき維持管理積立金の額 C 埋立処分の終了後における維持管理に必要な費用の額 ℓ 埋立処分が開始された年月から当該年度の三月（当該年度の終了前に埋立処分が終了する特定一般廃棄物最終処分場にあつては、当該埋立処分を終了する月）までの月数 L 埋立処分が開始された年月から埋立処分の終了予定年月までの月数 T 当該年度の前年度までに積み立てられた維持管理積立金の額 2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、特定一般廃棄物最終処分場（法第八条の五第一項に規定する特定一般廃棄物最終処分場をいう。以下同じ。）の残余の埋立容量その他の埋立ての状況を考慮し、必要と認める場合には、当該特定一般廃棄物最終処分場に係る法第八条の五第四項の環境省令で定める算定基準を、次の式のとおりとすることができる。 (略) 3 特定一般廃棄物最終処分場の設置者は、第一項又は前項の算定基準において、埋立処分の終了後における維持管理に必要な費用の額から当該年度の前年度までに積み立てられた維持管理積立金の額を差し引いた額以下の額を当該年度に積み立てるべき維持管理積立金の額に増額して積み立てることができる。 4・5 (略) </p> <p> (維持管理積立金に係る通知) 第四条の十 法第八条の五第四項の規定による都道府県知事の通知は、毎年度十二月三十一日までに、当該年度の四月一日において現に使用することができ、かつ、埋立処分が終了していない特定一般廃棄物最終処分場ごとに、特定一般廃棄物 </p>

改正案	現 行
<p>最終処分場の設置者が当該年度に積み立てなければならない維持管理積立金の額を算定し、当該特定一般廃棄物最終処分場の設置者に対し、その額及びその算定の基礎の概要を記載した文書を交付して行うものとする。</p>	<p>最終処分場の設置者（法第八条の五第一項に規定する特定一般廃棄物最終処分場の設置者をいう。以下同じ。）が当該年度に積み立てなければならない維持管理積立金の額を算定し、当該特定一般廃棄物最終処分場の設置者に対し、その額及びその算定の基礎の概要を記載した文書を交付して行うものとする。</p>
<p>2・3 （略）</p>	<p>2・3 （略）</p>
<p>（維持管理積立金の利息） 第四条の十二 法第八条の五第五項の利息は、環境大臣の認可を受けて、機構が定めるものとする。これを変更する場合も、同様とする。</p>	<p>（維持管理積立金の利息） 第四条の十二 法第八条の五第五項（第十五条の二の三において準用する場合を含む。次項において同じ。）の利息は、環境大臣の認可を受けて、機構が定めるものとする。これを変更する場合も、同様とする。</p>
<p>2 （略）</p>	<p>2 （略）</p>
<p>（維持管理積立金の取戻し） 第四条の十三 法第八条の五第六項の環境省令で定める場合は、次のとおりとする。 一 法第九条第五項又は第九条の二の三第二項の規定により廃止の確認を受けた場合 二 （略） 三 特定一般廃棄物最終処分場に係る法第八条第一項の許可が取り消された場合において、当該特定一般廃棄物最終処分場について維持管理を行うとき</p>	<p>（維持管理積立金の取戻し） 第四条の十三 法第八条の五第六項の規定による環境省令で定める場合は、次のとおりとする。 一 法第九条第五項の規定により廃止の確認を受けた場合 二 （略）</p>
<p>2 前項第一号に規定する場合において、特定一般廃棄物最終処分場の設置者又は特定一般廃棄物最終処分場の設置者であつた者若しくはその承継人が取り戻すことができる額は、機構に積み立てられた維持管理積立金の全額（廃止の確認前にその一部の取戻しが行われた場合にあつては、残額）とする。</p>	<p>2 前項第一号に規定する場合において、特定一般廃棄物最終処分場の設置者が取り戻すことができる額は、機構に積み立てられた維持管理積立金の全額（廃止の確認前にその一部の取戻しが行われた場合にあつては、残額）とする。</p>
<p>3・4 （略）</p>	<p>3・4 （略）</p>
<p>第四条の十四 特定一般廃棄物最終処分場について埋立処分の終了後に維持管理を行う場合又は前条第一項第三号に掲げる場合であつて、当該維持管理に要する期間が一年を超えるときは、一年ごとに、その一年間に行おうとする維持管理に必要な費用の額（当該特定一般廃棄物最終処分場に係る維持管理積立金の額が当該費用の額に満たない場合にあつては、当該維持管理積立金の額）に限り取り戻すことができる。</p>	<p>第四条の十四 埋立処分の終了後に維持管理を行う場合であつて、当該維持管理に要する期間が一年を超えるときは、一年ごとに、その一年間に行おうとする維持管理に必要な費用の額（維持管理積立金の額が当該費用の額に満たない場合にあつては、当該維持管理積立金の額）に限り取り戻すことができる。</p>
<p>（取戻しの申請） 第四条の十五 法第八条の五第六項の規定により維持管理積立金を取り戻そうとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を機構に提出しなければならない。</p>	<p>（取戻しの申請） 第四条の十五 法第八条の五第六項の規定により維持管理積立金を取り戻そうとする者は、次に掲げる事項を記載した維持管理積立金取戻し申請書を機構に提出しなければならない。</p>
<p>一～六 （略）</p>	<p>一～六 （略）</p>
<p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p>	<p>2 埋立処分の終了後に維持管理を行う場合にあつては、前項の申請書に次に掲げる書類を添付するものとする。</p>
<p>一 特定一般廃棄物最終処分場について埋立処分の終了後に維持管理を行う場合にあつては、維持管理の内容を記載した書面、経費の明細書及び維持管理を行うことを証する書面</p>	<p>一 維持管理の内容を記載した書面</p>
<p>二 第四条の十三第一項第三号に掲げる場合にあつては、維持管理の内容を記載した書面、経費の明細書、維持管理を行うことを証する書面及び申請者が特定一般廃棄物最終処分場の設置者であつた者又はその承継人（これらの者が法人である場合において、当該法人が解散し、当該特定一般廃棄物最終処分場を承継する者が存しないときは、当該法</p>	<p>二 経費の明細書</p>

改正案	現 行
<p>人の役員であつた者を含む。次条において「特定一般廃棄物最終処分場の旧設置者等」という。)であることを証する書面</p> <p>(地位を承継した者に係る維持管理積立金の額の通知等) 第四条の十六 (略)</p> <p>2 特定一般廃棄物最終処分場の旧設置者等は、当該特定一般廃棄物最終処分場の維持管理を行うために必要な範囲において、機構に対し、当該特定一般廃棄物最終処分場に係る維持管理積立金の額を照会することができる。</p> <p>(報告) 第四条の十七 特定一般廃棄物最終処分場(当該年度の四月一日において埋立処分が終了しているものを除く。)について法第八条第一項の許可を受けた者は、毎年度十月三十一日までに、当該特定一般廃棄物最終処分場に関し、次に掲げる事項を記載した報告書を都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>一～七 (略)</p> <p>(許可を要しない一般廃棄物処理施設の軽微な変更) 第五条の二 法第九条第一項ただし書きの環境省令で定める軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当しない変更とする。</p> <p>一 法第八条第二項の申請書に記載した処理能力(当該処理能力について法第九条第一項の許可を受けたときは、当該許可に係る変更後のもの。以下この号において同じ。)に係る変更であつて、当該変更によつて当該処理能力が十パーセント以上増大するに至るもの</p> <p>二～五 (略)</p> <p>(届出を要する一般廃棄物処理施設の変更) 第五条の四 法第九条第三項の環境省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>六 法第八条第一項の許可を受けた者に係る次に掲げる者</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 役員</p> <p>ハ・ニ (略)</p> <p>(旧設置者等による一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認の申請) 第五条の五の四 第五条の五の二の規定は、法第九条の二の第三第二項の規定による一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認を受けようとする者について準用する。</p> <p>(熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設に係る認定の申請) 第五条の五の五 法第九条の二の四第一項の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 熱回収施設の設置の場所</p> <p>三 当該熱回収施設における熱回収(法第九条の二の四第一項に規定する熱回収をいう。以下同じ。)に必要な設備に</p>	<p>三 維持管理を行うことを証する書面</p> <p>(地位を承継した者に係る維持管理積立金の額の通知) 第四条の十六 (略)</p> <p>(報告) 第四条の十七 特定一般廃棄物最終処分場(当該年度の四月一日において埋立処分が終了しているものを除く。)の設置者は、毎年度十月三十一日までに、当該特定一般廃棄物最終処分場に関し、次に掲げる事項を記載した報告書を都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>一～七 (略)</p> <p>(許可を要しない一般廃棄物処理施設の軽微な変更) 第五条の二 法第九条第一項ただし書きの環境省令で定める軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当しない変更とする。</p> <p>一 法第八条第二項の申請書に記載した処理能力(当該処理能力について法第九条第一項の許可を受けたときは、当該許可に係る変更後のもの。以下この号において同じ。)に係る変更であつて、当該変更によつて当該処理能力が十パーセント以上変更されるに至るもの</p> <p>二～五 (略)</p> <p>(届出を要する一般廃棄物処理施設の変更) 第五条の四 法第九条第三項の規定による環境省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>六 法第八条第一項の許可を受けた者に係る次に掲げる者</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 法第七条第五項第四号りに規定する役員</p> <p>ハ・ニ (略)</p>

改正案	現 行
<p>関する次に掲げる事項</p> <p>イ 設備の種類及びその設備の能力</p> <p>ロ 設備の位置、構造等の設置に関する計画</p> <p>ハ 設備の維持管理に関する計画</p> <p>四 <u>当該熱回収施設における熱回収の内容に関する次に掲げる事項を記載した計画</u></p> <p>イ <u>当該熱回収施設において処分する一般廃棄物の種類</u></p> <p>ロ <u>熱回収の方法</u></p> <p>ハ <u>次の算式により算定した年間の熱回収率</u></p> $A = \frac{E \times 3600 + H - F}{I} \times 100$ <p>この式において、A、E、H、F及びIは、それぞれ次の値を表すものとする。</p> <p>A <u>熱回収率（単位 パーセント）</u></p> <p>E <u>熱回収により得られる熱を変換して得られる電気の量（単位 メガワット時）</u></p> <p>H <u>熱回収により得られる熱量からその熱の全部又は一部を電気に変換する場合における当該変換される熱量を減じて得た熱量（単位 メガジュール）</u></p> <p>F <u>廃棄物以外の物であつて燃焼の用に供することができるもの（第五条の五の七及び第十二条の十一の七において「燃料」という。）を熱を得ることに利用することにより得られる熱量（単位メガジュール）</u></p> <p>I <u>当該熱回収施設に投入される廃棄物の総熱量と燃料の総熱量を合計した熱量（単位 メガジュール）</u></p> <p>五 <u>当該熱回収施設に係る法第八条第一項の許可の年月日及び許可番号</u></p> <p>2 <u>前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。</u></p> <p>一 <u>当該熱回収施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図、処理工程図及び設計計算書並びに当該熱回収施設の付近の見取図</u></p> <p>二 <u>熱回収率の算定の根拠を明らかにする書類</u></p> <p>三 <u>当該熱回収施設における過去一年間の熱回収の内容に関する前項第四号イからハまでに掲げる事項を記載した書類</u></p> <p>四 <u>当該熱回収施設について法第八条第一項の許可を受けていることを証する書類</u></p> <p><u>（熱回収施設の技術上の基準）</u></p> <p>第五条の五の六 <u>法第九条の二の四第一項第一号の環境省令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。</u></p> <p>一 <u>第四条に規定する基準（当該熱回収施設に係るものに限る。）に適合していること。</u></p> <p>二 <u>発電の用に供する熱回収施設にあつては、ボイラー及び発電機が設けられていること。ただし、当該発電の用に供する熱回収施設がガス化改質方式の焼却施設である場合にあつては、発電機が設けられていることをもつて足りる。</u></p> <p>三 <u>発電の用に供する熱回収施設以外の熱回収施設にあつては、ボイラー又は熱交換器が設けられていること。</u></p> <p>四 <u>熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置が設けられていること。</u></p> <p><u>（熱回収施設を設置している者の能力の基準）</u></p> <p>第五条の五の七 <u>法第九条の二の四第一項第二号の環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。</u></p>	

改正案	現 行
<p>一 下の基準に適合した熱回収を行うことができる者であること。</p> <p>イ 第五条の五の五第一項第四号ハの算式により算定した年間の熱回収率が、十パーセント以上であること。</p> <p>ロ 当該熱回収施設に投入される廃棄物の総熱量と燃料の総熱量を合計した熱量の三十パーセントを超えて燃料の投入を行わないこと。</p> <p>二 当該熱回収施設における熱回収に必要な設備の維持管理を適切に行うことができる者であること。</p> <p>(認定熱回収施設設置者の認定の更新期間)</p> <p>第五条の五の八 法第九条の二の四第二項の環境省令で定める期間は、五年とする。</p> <p>(熱回収施設に係る焼却設備の構造)</p> <p>第五条の五の九 令第五条の四第一号ロの環境省令で定める構造は、次のとおりとする。</p> <p>一 空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気が接触することなく、燃焼ガスの温度が摂氏八百度以上の状態で廃棄物を焼却できるものであること。</p> <p>二 燃焼に必要な量の空気の通風が行われるものであること。</p> <p>三 燃焼室内において廃棄物が燃焼しているときに、燃焼室に廃棄物を投入する場合には、外気と遮断された状態で廃棄物を燃焼室に投入することができるものであること。</p> <p>四 燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること。ただし、製鋼の用に供する電気炉、銅の第一次製錬の用に供する転炉若しくは溶解炉又は垂鉛の第一次製錬の用に供する焙焼炉を用いた焼却設備にあつては、この限りでない。</p> <p>五 燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること。ただし、加熱することなく燃焼ガスの温度を保つことができる性状を有する廃棄物のみを焼却する焼却設備又は製鋼の用に供する電気炉、銅の第一次製錬の用に供する転炉若しくは溶解炉若しくは垂鉛の第一次製錬の用に供する焙焼炉を用いた焼却設備にあつては、この限りでない。</p> <p>(認定熱回収施設設置者に係る休廃止等の届出)</p> <p>第五条の五の十 令第五条の五の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を都道府県知事に提出して行うものとする。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 熱回収施設の設置の場所</p> <p>三 認定の年月日及び認定番号</p> <p>四 当該熱回収施設において熱回収を行わなくなつたときは、次に掲げる事項</p> <p>イ 熱回収を行わなくなつた理由</p> <p>ロ 熱回収を行わなくなつた年月日</p> <p>五 当該熱回収施設を廃止し、若しくは休止し、又は休止した当該熱回収施設を再開したときは、次に掲げる事項</p> <p>イ 廃止、休止又は再開の理由</p> <p>ロ 廃止、休止又は再開の年月日</p> <p>六 当該熱回収施設における熱回収に必要な設備の変更をしたときは、次に掲げる事項</p> <p>イ 変更の内容</p>	

改正案	現 行
<p>□ 変更の理由 ハ 変更の年月日</p> <p>2 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。</p> <p>二 当該熱回収施設における熱回収に必要な設備の能力又は当該設備の位置、構造等の設置に関する計画に変更があつた場合には、変更後の当該熱回収施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図、処理工程図及び設計計算書並びに当該熱回収施設の付近の見取図</p> <p>二 当該熱回収施設における熱回収に必要な設備の維持管理に関する計画に変更があつた場合には、変更後の当該設備の維持管理に関する計画を記載した書類</p> <p>(報告)</p> <p>第五条の五の十一 法第九条の二の四第一項の認定を受けた者は、毎年六月三十日までに、その年の三月三十一日以前の一年間における当該熱回収施設における熱回収に関し、次に掲げる事項を記載した報告書を都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 認定の年月日及び認定番号</p> <p>三 第五条の五の五第一項第四号ハの算式により算定した当該一年間の熱回収率</p> <p>2 前項の報告書には、同項第三号の熱回収率の算定の根拠を明らかにする書類を添付しなければならない。</p> <p>(公表すべき維持管理の状況に関する情報)</p> <p>第五条の六の二 法第九条の三第六項の環境省令で定める事項は、第四条の五の二各号に掲げる施設の種類に応じ、当該各号に定める事項とする。</p> <p>(維持管理の状況に関する情報の公表)</p> <p>第五条の六の三 法第九条の三第六項の規定による一般廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報の公表は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から、当該日から起算して三年を経過する日までの間、行うものとする。</p> <p>一 第四条の五の二第一号イ、第二号イ、第三号イ及び第四号イに掲げる事項 翌月の末日</p> <p>二 第四条の五の二第一号ロ及び二、第二号ロ及び二、第三号ロ及び二並びに第四号二及びりに掲げる事項当該測定又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日</p> <p>三 第四条の五の二第一号ハ及びホ、第二号ハ、第三号ハ並びに第四号ロ(1)、ハ(1)、ヘ(1)、ト(1)及びチ(1)に掲げる事項 当該除去、清掃又は点検を行つた日の属する月の翌月の末日</p> <p>四 第四条の五の二第四号ロ(2)、ハ(2)、ホ(2)、ヘ(2)、ト(2)及びチ(2)に掲げる事項当該措置を講じた日の属する月の翌月の末日</p> <p>(記録の閲覧)</p> <p>第五条の六の四 法第九条の三第七項の規定による記録の閲覧は、次により行うものとする。</p> <p>一 記録は、次のイからロまでに掲げる区分に応じ、当該イからロまでに定める日までに備え置くこと。</p> <p>イ 第四条の七第一号イ、第二号イ、第三号イ及び第四号</p>	<p>(記録の閲覧等)</p> <p>第五条の六の二 第四条の六の規定は、法第九条の三第六項の規定による記録の閲覧について、第四条の七の規定は、法第九条の三第六項の規定による環境省令で定める事項について準用する。</p>

改正案	現 行
<p>イに掲げる事項翌月の末日</p> <p>□ 第四条の七第一号ロ及び二、第二号ロ及び二、第三号ロ及び二並びに第四号ロ及びリに掲げる事項当該測定又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日</p> <p>ハ 第四条の七第一号ハ及びホ、第二号ハ、第三号ハ並びに第四号ロ(1)、ハ(1)、ヘ(1)、ト(1)及びチ(1)に掲げる事項 当該除去、清掃又は点検を行った日の属する月の翌月の末日</p> <p>ニ 第四条の七第四号ロ(2)、ハ(2)、ホ(2)、ヘ(2)、ト(2)及びチ(2)に掲げる事項当該措置を講じた日の属する月の翌月の末日</p> <p>三 記録は、備え置いた日から起算して三年を経過する日までの間備え置き、閲覧に供すること。</p> <p>三 閲覧の求めがあつた場合にあつては、正当な理由なしに閲覧を拒まないこと。</p> <p>(記録する事項)</p> <p>第五条の六の五 法第九条の三第七項の環境省令で定める事項は、第四条の七各号に掲げる施設の種類のに応じ、当該各号に定める事項とする。</p> <p>(事前届出を要しない市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の軽微な変更)</p> <p>第五条の七 第五条の二の規定は、法第九条の三第八項の環境省令で定める軽微な変更について準用する。この場合において、第五条の二第一号中「法第八条第二項の申請書」とあるのは「法第九条の三第一項に規定する法第八条第二項各号に掲げる事項を記載した書類」と、「法第九条第一項の許可を受けた」とあるのは「法第九条の三第八項の規定により届け出た」と読み替えるものとする。</p> <p>(市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の変更の届出)</p> <p>第五条の八 法第九条の三第八項の規定による変更の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を都道府県知事に提出して行うものとする。</p> <p>一～七 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(届出を要する市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の変更)</p> <p>第五条の九 第五条の四(第六号に係る部分を除く。)の規定は、法第九条の三第十一項において準用する法第九条第三項の環境省令で定める事項について準用する。</p> <p>(市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設に係る軽微な変更等の届出)</p> <p>第五条の九の二 法第九条の三第十一項において準用する法第九条第三項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を都道府県知事に提出して行うものとする。</p> <p>一～七 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(市町村の設置に係る最終処分場に係る埋立処分の終了の届出)</p> <p>第五条の十 法第九条の三第十一項において準用する法第九条第四項の規定による市町村の設置に係る最終処分場の埋立処分の終了の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を都道府県知事に提出して行うものとする。</p>	<p>(事前届出を要しない市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の軽微な変更)</p> <p>第五条の七 第五条の二の規定は、法第九条の三第七項の規定による環境省令で定める軽微な変更について準用する。この場合において、第五条の二第一号中「法第八条第二項の申請書」とあるのは「法第九条の三第一項に規定する法第八条第二項各号に掲げる事項を記載した書類」と、「法第九条第一項の許可を受けた」とあるのは「法第九条の三第七項の規定により届け出た」と読み替えるものとする。</p> <p>(市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の変更の届出)</p> <p>第五条の八 法第九条の三第七項の規定による変更の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を都道府県知事に提出して行うものとする。</p> <p>一～七 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(届出を要する市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の変更)</p> <p>第五条の九 第五条の四(第六号に係る部分を除く。)の規定は、法第九条の三第十項において準用する法第九条第三項の規定による環境省令で定める事項について準用する。</p> <p>(市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設に係る軽微な変更等の届出)</p> <p>第五条の九の二 法第九条の三第十項において準用する法第九条第三項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を都道府県知事に提出して行うものとする。</p> <p>一～七 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(市町村の設置に係る最終処分場に係る埋立処分の終了の届出)</p> <p>第五条の十 法第九条の三第十項において準用する法第九条第四項の規定による市町村の設置に係る最終処分場の埋立処分の終了の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を都道府県知事に提出して行うものとする。</p>

改正案	現 行
<p>一～九 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(市町村の設置に係る最終処分場の廃止の確認の申請)</p> <p>第五条の十の二 法第九条の三第十一項において準用する法第九条第五項の規定による市町村の設置に係る一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認を受けようとする市町村は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>一～十六 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(一般廃棄物処理施設の譲受け等の許可の申請)</p> <p>第五条の十一 法第九条の五第一項の規定による許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>一～六 (略)</p> <p>七 申請者が法人である場合には、役員の氏名及び住所</p> <p>八・九 (略)</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 申請者が法人である場合には、直前三年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、<u>個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類</u></p> <p>四～八 (略)</p> <p>九 申請者が法人である場合には、役員の住民票の写し</p> <p>十・十一 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(合併又は分割の認可の申請)</p> <p>第五条の十二 法第九条の六第一項の規定による認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 役員の氏名及び住所</p> <p>六・七 (略)</p> <p>八 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人に係る次に掲げる事項</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 役員となる者の氏名及び住所</p> <p>八・二 (略)</p> <p>九～十一 (略)</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 合併の当事者の一方又は吸収分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人が法第八条第一項の許可を受けた者でない法人である場合にあっては、当該法人に係る次に掲げる書類</p> <p>イ 直前三年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、<u>個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類</u></p>	<p>一～九 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(市町村の設置に係る最終処分場の廃止の確認の申請)</p> <p>第五条の十の二 法第九条の三第十項において準用する法第九条第五項の規定による市町村の設置に係る一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認を受けようとする市町村は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>一～十六 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(一般廃棄物処理施設の譲受け等の許可の申請)</p> <p>第五条の十一 法第九条の五第一項の規定による許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>一～六 (略)</p> <p>七 申請者が法人である場合には、<u>法第七条第五項第四号りに規定する役員の氏名及び住所</u></p> <p>八・九 (略)</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 申請者が法人である場合には、直前三年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類</p> <p>四～八 (略)</p> <p>九 申請者が法人である場合には、<u>法第七条第五項第四号りに規定する役員の住民票の写し</u></p> <p>十・十一 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(合併又は分割の認可の申請)</p> <p>第五条の十二 法第九条の六第一項の規定による認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 <u>法第七条第五項第四号りに規定する役員の氏名及び住所</u></p> <p>六・七 (略)</p> <p>八 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人に係る次に掲げる事項</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ <u>法第七条第五項第四号りに規定する役員となる者の氏名及び住所</u></p> <p>八・二 (略)</p> <p>九～十一 (略)</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 合併の当事者の一方又は吸収分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人が法第八条第一項の許可を受けた者でない法人である場合にあっては、当該法人に係る次に掲げる書類</p> <p>イ 直前三年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類</p>

改正案	現 行
<p>□・ハ (略) ニ 役員の住民票の写し</p> <p>ホ～ト (略) 三 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人に係る次に掲げる書類</p> <p>イ～ハ (略) ニ 役員となる者の住民票の写し</p> <p>ホ・ヘ (略) 3 (略)</p>	<p>□・ハ (略) ニ <u>法第七条第五項第四号りに規定する役員の住民票の写し</u></p> <p>ホ～ト (略) 三 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人に係る次に掲げる書類</p> <p>イ～ハ (略) ニ <u>法第七条第五項第四号りに規定する役員となる者の住民票の写し</u></p> <p>ホ・ヘ (略) 3 (略)</p>
	<p>(一般廃棄物の再生利用の認定の申請)</p> <p><u>第六条の三 法第九条の八第一項の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。</u></p> <p>ニ <u>氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</u></p> <p>三 <u>当該申請に係る再生利用の内容に関する次に掲げる事項</u></p> <p>イ <u>再生利用を行う一般廃棄物の種類及び性状</u></p> <p>ロ <u>再生の方法</u></p> <p>ハ <u>再生によつて得ようとする物 (以下「再生品」という。)の種類及び性状並びに当該再生品を適合させようとしている日本工業規格その他の規格等の名称及び内容</u></p> <p>ニ <u>再生品の利用方法並びに価格及び需要の見込み</u></p> <p>ホ <u>事業の規模</u></p> <p>三 <u>当該再生に係る事務所及び事業場の所在地</u></p> <p>四 <u>法第七条第六項又は法第十四条第六項の許可を受けている場合には、当該許可に係る事業の範囲</u></p> <p>五 <u>法第八条第一項又は法第十五条第一項の許可を受けている場合には、当該許可に係る施設の種類</u></p> <p>六 <u>申請者が設置し、又は設置しようとする当該申請に係る再生利用の用に供するすべての施設に関する次に掲げる事項</u></p> <p>イ <u>施設の設置の場所</u></p> <p>ロ <u>施設の種類</u></p> <p>ハ <u>施設において再生利用を行う一般廃棄物の種類及び得られる再生品</u></p> <p>ニ <u>施設の処理能力</u></p> <p>ホ <u>施設の位置、構造等の設置に関する計画</u></p> <p>ヘ <u>施設の維持管理に関する計画</u></p> <p>ト <u>施設を設置しようとする場合には、着工予定年月日及び使用開始予定年月日</u></p> <p>2 <u>前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。</u></p> <p>ニ <u>事業計画の概要を記載した書類</u></p> <p>三 <u>当該申請に係る再生利用を行う一般廃棄物及び再生品の性状を明らかにする書類</u></p> <p>三 <u>再生に伴い生ずる廃棄物 (再生品を除く。)の種類、性状、数量及び処理方法を記載した書類</u></p> <p>四 <u>施設を設置している場合には、申請者が当該施設の所有権を有すること (所有権を有しない場合には、当該施設を使用する権原を有すること) を証する書類</u></p> <p>五 <u>施設を設置しようとする場合には、工事の着工から施設の使用開始に至る具体的な計画書</u></p>

改正案	現 行
<p>(再生利用の内容の基準)</p> <p><u>第六条の三</u> 法第九条の八第一項第一号の環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 <u>当該再生によつて得ようとする物</u> (以下「再生品」という。)の性状を適合させるべき標準的な規格があること等当該再生品の性状が利用者の需要に適合していることを判断するに足りる条件が整備されていることにより、再生品の利用が見込まれること。</p> <p>三～十 (略)</p> <p>(再生利用を行い、又は行おうとする者の基準)</p> <p><u>第六条の四</u> 法第九条の八第一項第二号の環境省令で定める</p>	<p>六 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書</p> <p>七 申請者が個人である場合には、住民票の写し</p> <p>八 申請者が法第七条第五項第四号イからヌまでに該当しない者であることを誓約する書面</p> <p>九 申請者が法人である場合において、当該法人に相談役又は顧問が置かれているときは、当該相談役又は顧問の氏名及び住所を記載した書類</p> <p>十 申請者が法人である場合において、発行済み株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、当該株主又は者の氏名又は名称、住所及び当該株主の有する株式の数又は当該者のなした出資の金額を記載した書類</p> <p>十一 第六条の五第六号に規定する者の履歴書</p> <p>十二 当該申請に係る収集若しくは運搬又は処分の事業に従事する者の人数を記載した書類</p> <p>十三 当該申請に係る収集若しくは運搬又は処分の事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類</p> <p>十四 申請者が法人である場合には、直前五年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書並びに直前三年の各事業年度における法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類</p> <p>十五 申請者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前三年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類</p> <p>十六 当該申請に係る再生利用又はそれに相当する行為の業務経歴を記載した書類</p> <p>十七 前項第二号ハの規格等の写し</p> <p>十八 当該申請に係る再生利用の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図、処理工程図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図</p> <p>十九 施設を設置しようとする場合には、当該施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類</p> <p>二十 施設を設置している場合には、排ガス中のばい煙量及びばい煙濃度並びに環境大臣が定める方法により算出したダイオキシン類の濃度並びに排水の汚染状態（水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第三条第一項に規定する汚染状態をいう。）を記載した書類</p> <p>二十一 その他第六条の二の規定により環境大臣が定める一般廃棄物ごとに環境大臣が定める書類及び図面</p> <p>(再生利用の内容の基準)</p> <p><u>第六条の四</u> 法第九条の八第一項第一号の規定による環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 再生品の性状を適合させるべき標準的な規格があること等当該再生品の性状が利用者の需要に適合していることを判断するに足りる条件が整備されていることにより、再生品の利用が見込まれること。</p> <p>三～十 (略)</p> <p>(再生利用を行い、又は行おうとする者の基準)</p> <p><u>第六条の五</u> 法第九条の八第一項第二号の規定による環境省令</p>

改正案	現 行
<p>準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 当該申請に係る再生利用の用に供する施設において得られる再生品の性状が<u>第六条の六の二第一号の事業計画に記載した当該再生品の性状に適合したものとなるよう、次に掲げる事項を適切に行うことができる者であること。</u></p> <p>イ～ハ (略)</p> <p>三～九 (略)</p> <p>十 法、<u>令及びこの省令の規定に違反していない者であること。</u></p> <p>十一 (略)</p> <p>(再生利用の用に供する施設の基準)</p> <p><u>第六条の五 法第九条の八第一項第三号の環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。</u></p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 <u>第六条の六の二第一号の事業計画に記載した処理能力を有すること。</u></p> <p>四・五 (略)</p> <p>(再生利用の認定の特例)</p> <p><u>第六条の六 法第九条の八の規定による再生利用に係る特例の対象となる一般廃棄物については、当該一般廃棄物に係る再生利用が次の各号のいずれにも適合しているときは、<u>第六条の四第四号及び前条第二号の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。</u></u></p> <p>一・二 (略)</p> <p>(一般廃棄物の再生利用の認定の申請に係る書類)</p> <p><u>第六条の六の二 法第九条の八第二項の環境省令で定める書類は、次のとおりとする。</u></p> <p>一 <u>次に掲げる事項を記載した事業計画</u></p> <p>イ <u>事業計画の概要</u></p> <p>ロ <u>当該申請に係る再生利用の内容に関する次に掲げる事項</u></p> <p>(1) <u>再生利用を行う一般廃棄物の種類及び性状</u></p> <p>(2) <u>再生の方法</u></p> <p>(3) <u>再生品の種類及び性状並びに当該再生品を適合させようとしている日本工業規格その他の規格等の名称及び内容</u></p> <p>(4) <u>再生品の利用方法並びに価格及び需要の見込み</u></p> <p>(5) <u>事業の規模</u></p> <p>ハ <u>当該再生に係る事務所及び事業場の所在地</u></p> <p>ニ <u>法第七条第六項又は第十四条第六項の許可を受けている場合には、当該許可に係る事業の範囲</u></p> <p>ホ <u>法第八条第一項又は第十五条第一項の許可を受けている場合には、当該許可に係る施設の種類</u></p> <p>ヘ <u>申請者が設置し、又は設置しようとする当該申請に係る再生利用の用に供する全ての施設に関する次に掲げる事項</u></p> <p>(1) <u>施設の設置の場所</u></p> <p>(2) <u>施設の種類</u></p> <p>(3) <u>施設の処理能力</u></p> <p>(4) <u>施設の位置、構造等の設置に関する計画</u></p> <p>(5) <u>施設の維持管理に関する計画</u></p>	<p>で定める基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 当該申請に係る再生利用の用に供する施設において得られる再生品の性状が<u>第六条の三第一項第二号ハの規定により申請書に記載された当該再生品の性状に適合したものとなるよう、次に掲げる事項を適切に行うことができる者であること。</u></p> <p>イ～ハ (略)</p> <p>三～九 (略)</p> <p>十 法、<u>令又はこの省令の規定に違反していない者であること。</u></p> <p>十一 (略)</p> <p>(再生利用の用に供する施設の基準)</p> <p><u>第六条の六 法第九条の八第一項第三号の規定による環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。</u></p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 <u>第六条の三第一項第六号ニの規定により申請書に記載された処理能力を有すること。</u></p> <p>四・五 (略)</p> <p>(再生利用の認定の特例)</p> <p><u>第六条の六の二 法第九条の八の規定による再生利用に係る特例の対象となる一般廃棄物については、当該一般廃棄物に係る再生利用が次の各号のいずれにも適合しているときは、<u>第六条の五第四号及び前条第二号の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。</u></u></p> <p>一・二 (略)</p>

改正案	現 行
<p>(6) <u>施設を設置しようとする場合には、着工予定年月日及び使用開始予定年月日</u></p> <p>二 <u>当該申請に係る再生利用を行う一般廃棄物及び再生品の性状を明らかにする書類</u></p> <p>三 <u>再生に伴い生ずる廃棄物（再生品を除く。）の種類、性状、数量及び処理方法を記載した書類</u></p> <p>四 <u>施設を設置している場合には、申請者が当該施設の所有権を有すること（所有権を有しない場合には、当該施設を使用する権原を有すること）を証する書類</u></p> <p>五 <u>施設を設置しようとする場合には、工事の着工から施設の使用開始に至る具体的な計画書</u></p> <p>六 <u>申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書</u></p> <p>七 <u>申請者が個人である場合には、住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書</u></p> <p>八 <u>申請者が法第七条第五項第四号イからヌまでに該当しない者であることを誓約する書面</u></p> <p>九 <u>申請者が法人である場合には、役員の氏名及び住所を記載した書類</u></p> <p>十 <u>申請者が法人である場合において、発行済み株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者がいるときは、当該株主又は者の氏名又は名称、住所及び当該株主の有する株式の数又は当該者のなした出資の金額を記載した書類</u></p> <p>十一 <u>第六条の四第六号に規定する者の履歴書</u></p> <p>十二 <u>当該申請に係る収集若しくは運搬又は処分の事業に従事する者の人数を記載した書類</u></p> <p>十三 <u>当該申請に係る収集若しくは運搬又は処分の事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類</u></p> <p>十四 <u>申請者が法人である場合には、直前五年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びに直前三年の各事業年度における法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類</u></p> <p>十五 <u>申請者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前三年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類</u></p> <p>十六 <u>当該申請に係る再生利用又はそれに相当する行為の業務経歴を記載した書類</u></p> <p>十七 <u>第一号ロ(3)の規格等の写し</u></p> <p>十八 <u>当該申請に係る再生利用の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図、処理工程図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図</u></p> <p>十九 <u>施設を設置しようとする場合には、当該施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類</u></p> <p>二十 <u>施設を設置している場合には、排ガス中のばい煙量及びばい煙濃度並びに環境大臣が定める方法により算出したダイオキシン類の濃度並びに排水の汚染状態（水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第三条第一項に規定する汚染状態をいう。）を記載した書類</u></p> <p>二十一 <u>その他第六条の二の規定により環境大臣が定める一般廃棄物ごとに環境大臣が定める書類及び図面</u></p> <p>(役員の変更の届出)</p> <p>第六条の六の三 <u>法第九条の八第一項の認定を受けた者が法人</u></p>	

改正案	現 行
<p>である場合において、役員に変更があつたときは、新たに就任した役員の氏名及び住所を届け出なければならない。</p> <p>2 前項の届出書には、当該新たに就任した役員が法第七条第五項第四号イからトまでに該当しない者であることを誓約する書面を添付するものとする。</p> <p>(一般廃棄物の再生利用の変更の認定の申請)</p> <p>第六条の七 法第九条の八第六項の変更の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 認定の年月日及び認定番号</p> <p>三～七 (略)</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。</p> <p>一 令第五条の七に規定する認定証</p> <p>二～四 (略)</p> <p>(変更の認定を要しない軽微な変更)</p> <p>第六条の七の二 法第九条の八第六項ただし書の環境省令で定める軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当しない変更とする。</p> <p>一 第六条の六の二第一号の事業計画に記載した当該認定に係る再生利用の用に供する施設の処理能力(当該処理能力について法第九条の八第六項の変更の認定を受けたときは、変更後のもの。以下この号において同じ。)に係る変更であつて、当該変更によつて当該処理能力が増大するもの</p> <p>二 当該認定に係る再生利用の用に供する施設の構造又は設備の変更</p> <p>三 当該認定に係る再生利用の用に供する施設以外の再生利用の用に供する施設の設置</p> <p>(再生利用の用に供する施設の軽微な変更等の届出)</p> <p>第六条の八 法第九条の八第八項の規定による変更の届出は、当該変更の日から十日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を環境大臣に提出して行うものとする。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 認定の年月日及び認定番号</p> <p>三 変更の内容</p> <p>四 変更の理由</p> <p>五 変更の年月日</p> <p>2 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。</p> <p>一 法第九条の八第二項第一号に掲げる事項の変更の場合には、個人にあつては住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書、法人にあつては定款又は寄附行為及び登記事項証明書</p> <p>二 前条に規定する軽微な変更の場合には、次に掲げる書類及び図面</p> <p>イ 変更後の施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該変更後の施設の付近の見取図</p> <p>ロ 当該認定に係る再生利用の用に供する施設の維持管理に関する計画に変更があつた場合には、当該変更後の施設の維持管理に関する計画を記載した書類</p>	<p>(一般廃棄物の再生利用の変更の認定の申請)</p> <p>第六条の七 令第五条の五の規定による変更の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 法第九条の八第一項の認定の年月日及び認定番号</p> <p>三～七 (略)</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。</p> <p>二～三 (略)</p>

改正案	現 行
<p>(一般廃棄物の再生利用の認定証) <u>第六条の九 令第五条の七に規定する認定証は、次に掲げる事項を記載して交付するものとする。</u> 一・二 (略) 三 <u>再生利用を行う一般廃棄物の種類</u> 四～十一 (略)</p> <p>(事業の廃止の届出) <u>第六条の十 令第五条の八の規定による事業の廃止の届出は、当該廃止の日から十日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を環境大臣に提出して行うものとする。</u> 一 (略) 二 認定の年月日及び認定番号 三～五 (略) 2 <u>法第九条の八第一項の認定に係る収集若しくは運搬又は処分</u> <u>の事業の全部を廃止した場合における前項の届出書には、令第五条の七に規定する認定証を添付しなければならない。</u></p> <p>(施設の廃止等の届出) <u>第六条の十一 令第五条の八の規定による再生利用の用に供する施設の廃止若しくは休止又は再開の届出は、当該廃止若しくは休止又は再開の日から十日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を環境大臣に提出して行うものとする。</u> 一 (略) 二 認定の年月日及び認定番号 三～六 (略)</p> <p>(報告) <u>第六条の十二 法第九条の八第一項の認定を受けた者は、毎年</u></p>	<p>(一般廃棄物の再生利用の認定証) <u>第六条の八 令第五条の六の規定による認定証は、次に掲げる事項を記載して交付するものとする。</u> 一・二 (略) 三 <u>一般廃棄物の種類</u> 四～十一 (略)</p> <p>(事業の廃止及び変更の届出等) <u>第六条の九 令第五条の七第一項の規定による廃止の届出は、当該廃止の日から十日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を環境大臣に提出して行うものとする。</u> 一 (略) 二 <u>法第九条の八第一項の認定の年月日及び認定番号</u> 三～五 (略)</p> <p><u>第六条の十 令第五条の七第二項の規定による変更の届出は、当該変更の日から十日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を環境大臣に提出して行うものとする。</u> 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 二 <u>法第九条の八第一項の認定の年月日及び認定番号</u> 三 変更の内容 四 変更の理由 五 変更の年月日 2 <u>令第五条の七第二項第三号の規定による環境省令で定める事項は、次のとおりとする。</u> 一 <u>法第九条の八第一項の認定を受けた者がその営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合には、その法定代理人</u> 二 <u>法第九条の八第一項の認定を受けた者が法人である場合には、その役員</u> 3 <u>第一項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。</u> 一 <u>令第五条の七第二項第一号に掲げる事項の変更の場合には、個人にあつては住民票の写し、法人にあつては定款又は寄附行為及び登記事項証明書</u> 二 <u>令第五条の七第二項第二号に掲げる事項の変更の場合には、変更後の事務所及び事業場の付近の見取図</u> 三 <u>前項各号に掲げる者の変更の場合には、当該者が法第七条第五項第四号チからヌまでのいずれにも該当しない旨を記載した書類</u></p> <p>(施設の廃止等の届出) <u>第六条の十一 令第五条の七第一項の規定による再生利用の用に供する施設の廃止若しくは休止又は再開の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を、当該廃止若しくは休止又は再開の日から十日以内に、環境大臣に提出して行うものとする。</u> 一 (略) 二 <u>法第九条の八第一項の認定の年月日及び認定番号</u> 三～六 (略)</p> <p>(報告) <u>第六条の十二 法第九条の八第一項の認定を受けた者は、毎年</u></p>

改正案	現 行
<p>六月三十日までに、その年の三月三十一日以前の一年間における当該認定に係る一般廃棄物の再生利用に関し、当該一般廃棄物の種類ごとに次に掲げる事項を記載した報告書を環境大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 認定の年月日及び認定番号</p> <p>三～五 (略)</p> <p>(広域的処理の内容の基準)</p> <p>第六条の十五 法第九条の九第一項第一号の環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 法第九条の九第九項の規定の趣旨に照らして申請者が必要な措置を講ずることとされていること。</p> <p>五～七 (略)</p> <p>八 再生(再生が行われないものにあつては、熱回収)を行つた後に埋立処分を行うものであること。</p> <p>九 (略)</p> <p>(広域的処理を行い、又は行おうとする者の基準)</p> <p>第六条の十六 法第九条の九第一項第二号の環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>(広域的処理の用に供する施設の基準)</p> <p>第六条の十七 法第九条の九第一項第三号の環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 当該申請に係る一般廃棄物の処分(再生を含む。)の用に供する施設については、次によること。</p> <p>イ～ハ (略)</p> <p>ニ 産業廃棄物処理施設にあつては、<u>法第十五条の二の五</u>の規定により一般廃棄物処理施設として設置し得るものであること。</p> <p>ホ (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>(広域的処理の認定の申請に係る書類)</p> <p>第六条の十八 法第九条の九第二項の環境省令で定める書類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 次に掲げる事項を記載した事業計画</p> <p>イ～ヌ (略)</p> <p>ル 法第九条の九第九項の規定の趣旨に照らして申請者が講ずることとする措置</p> <p>ロ 当該申請に係る処理の行程において一般廃棄物処理基準等に適合しない処理が行われた場合において、生活環境に係る被害を防止するために講ずることとする措置</p> <p>ワ (略)</p> <p>二～五 (略)</p> <p>六 当該申請に係る処理の用に供する施設が一般廃棄物処理施設である場合にあつては、<u>当該施設について法第八条第一項の許可(法第九条第一項の許可を受けた場合にあつては、同項の許可)を受けていることを証する書類</u></p>	<p>六月三十日までに、その年の三月三十一日以前の一年間における当該認定に係る一般廃棄物の再生利用に関し、当該一般廃棄物の種類ごとに次に掲げる事項を記載した報告書を環境大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 <u>法第九条の八第一項の認定の年月日及び認定番号</u></p> <p>三～五 (略)</p> <p>(広域的処理の内容の基準)</p> <p>第六条の十五 法第九条の九第一項第一号の<u>規定による</u>環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 法第九条の九第六項の規定の趣旨に照らして申請者が必要な措置を講ずることとされていること。</p> <p>五～七 (略)</p> <p>八 再生又は再生がされないものにあつては熱回収(循環型社会形成推進基本法(平成十二年法律第一百十号)第二条第七項に規定する熱回収をいう。以下同じ。)を行つた後に埋立処分を行うものであること。</p> <p>九 (略)</p> <p>(広域的処理を行い、又は行おうとする者の基準)</p> <p>第六条の十六 法第九条の九第一項第二号の<u>規定による</u>環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>(広域的処理の用に供する施設の基準)</p> <p>第六条の十七 法第九条の九第一項第三号の<u>規定による</u>環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 当該申請に係る一般廃棄物の処分(再生を含む。)の用に供する施設については、次によること。</p> <p>イ～ハ (略)</p> <p>ニ 産業廃棄物処理施設にあつては、<u>法第十五条の二の四</u>の規定により一般廃棄物処理施設として設置し得るものであること。</p> <p>ホ (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>(広域的処理の認定の申請に係る書類)</p> <p>第六条の十八 法第九条の九第二項の<u>規定による</u>環境省令で定める書類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 次に掲げる事項を記載した事業計画</p> <p>イ～ヌ (略)</p> <p>ル 法第九条の九第六項の規定の趣旨に照らして申請者が講ずることとする措置</p> <p>ロ 申請に係る処理の行程において一般廃棄物処理基準等に適合しない処理が行われた場合において、生活環境に係る被害を防止するために講ずることとする措置</p> <p>ワ (略)</p> <p>二～五 (略)</p> <p>六 <u>受け入れる一般廃棄物の処分(再生を含む。)の用に供する施設について、一般廃棄物処理施設にあつては、法第八条第一項の許可(法第九条第一項の許可を受けた場合にあつては、同項の許可)を受けたものであることを示す書類</u></p>

改正案	現 行
<p>七 当該申請に係る処理の用に供する施設が産業廃棄物処理施設である場合にあつては、法第十五条の二の五の規定により一般廃棄物処理施設として設置し得るものであることを示す書類 八・九 (略)</p>	<p>七 受け入れる一般廃棄物の処分(再生を含む。)の用に供する施設について、産業廃棄物処理施設にあつては、法第十五条の二の四の規定により一般廃棄物処理施設として設置し得るものであることを示す書類 八・九 (略)</p>
<p>(表示等)</p>	<p>(表示)</p>
<p>第六条の十九 法第九条の九第一項の認定を受けた者(その委託を受けて当該認定に係る処理を行う者を含む。次項において同じ。)は、運搬車又は運搬船を用いて当該認定に係る一般廃棄物の収集又は運搬を行うときは、次に掲げる事項を当該運搬車又は運搬船の外側に見やすいように表示するものとする。</p>	<p>第六条の十九 法第九条の九第一項の認定を受けた者(その委託を受けて当該認定に係る処理を行う者を含む。)は、運搬車又は運搬船を用いて当該認定に係る一般廃棄物の収集又は運搬を行うときは、次に掲げる事項を当該運搬車又は運搬船の外側に見やすいように表示するものとする。</p>
<p>一 当該認定に係る一般廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬施設である旨</p>	<p>一 当該認定に係る一般廃棄物の種類及びその収集又は運搬の用に供する運搬施設である旨</p>
<p>二 認定番号</p>	<p>二 認定を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p>
<p>三 当該認定に係る収集又は運搬を行う者の氏名又は名称</p>	<p>三 認定の年月日及び認定番号</p>
<p>2 法第九条の九第一項の認定を受けた者は、運搬車又は運搬船を用いて当該認定に係る一般廃棄物の収集又は運搬を行うときは、当該運搬車又は運搬船に次に掲げる書面を備え付けるものとする。</p>	<p>四 認定を受けた者の委託を受けて当該認定に係る収集又は運搬を行う者にあつては、その氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p>
<p>一 令第五条の九に規定する認定証の写し</p>	<p>五 当該認定に係る一般廃棄物の処分(再生を含む。)を行う場所の所在地</p>
<p>二 運搬先の事業場の名称、所在地及び連絡先を記載した書面</p>	<p>(一般廃棄物の広域的処理の変更の認定の申請)</p>
<p>(一般廃棄物の広域的処理の変更の認定の申請)</p>	<p>第六条の二十 令第五条の八の規定による変更の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。</p>
<p>第六条の二十 法第九条の九第六項の規定による変更の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。</p>	<p>一～五 (略)</p>
<p>2 前項の申請書には、令第五条の九に規定する認定証及び当該変更に係る第六条の十八各号に掲げる書類を添付しなければならない。</p>	<p>2 前項の申請書には、令第五条の九の規定により交付を受けた認定証及び当該申請に係る変更に係る第六条の十八に掲げる書類を添付しなければならない。</p>
<p>(変更の認定を要しない軽微な変更)</p>	<p>(変更の認定を要しない軽微な変更)</p>
<p>第六条の二十一 法第九条の九第六項ただし書の環境省令で定める軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当しない変更とする。</p>	<p>第六条の二十一 令第五条の八ただし書の規定による環境省令で定める軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当しない変更とする。</p>
<p>一 第六条の十八第一号イに掲げる事項に係る変更</p>	<p>一 第六条の十八第一項第一号イに掲げる事項に係る変更</p>
<p>二 第六条の十八第一号ロに掲げる事項に係る変更</p>	<p>二 第六条の十八第一項第一号ロに掲げる事項に係る変更</p>
<p>三 第六条の十八第一号ニに掲げる事項に係る変更(認定に係る処理の行程の変更に限る。)</p>	<p>三 第六条の十八第一項第一号ニに掲げる事項に係る変更(認定に係る処理の行程を変更する場合に限る。)</p>
<p>四 第六条の十八第一号ホに掲げる事項に係る変更(当該処理に伴い生ずる廃棄物(再生品を除く。)の種類及び性状の変更に限る。)</p>	<p>四 第六条の十八第一項第一号ホに掲げる事項に係る変更</p>
<p>五 第六条の十八第一号ヘに掲げる事項に係る変更</p>	<p>五 第六条の十八第一項第一号ヘに掲げる事項に係る変更</p>
<p>六 第六条の十八第一号又に掲げる事項に係る変更(申請者が統括して管理する体制の内容の変更に限る。)</p>	<p>六 第六条の十八第一項第一号又に掲げる事項に係る変更(申請者が統括して管理する体制の内容を変更する場合に限る。)</p>
<p>七 第六条の十八第一号ヨに掲げる事項に係る変更</p>	<p>七 第六条の十八第一項第一号ヨに掲げる事項に係る変更</p>

改正案	現 行
<p>八 法第九条の九第二項第二号に規定する者の変更（当該者の追加に係る<u>変更に限る。</u>）</p> <p>九 （略）</p> <p><u>（変更の届出）</u></p> <p>第六条の二十一の二 法第九条の九第八項の規定による変更の届出は、当該変更の日から十日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を環境大臣に提出して行うものとする。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 認定の年月日及び認定番号</p> <p>三 変更の内容</p> <p>四 変更の理由</p> <p>五 変更の年月日</p> <p>2 当該認定に係る処理の用に供する施設の変更をした場合における前項の届出書には、<u>令第五条の九に規定する認定証及び当該変更に係る第六条の十八各号に掲げる書類を添付しなければならない。</u></p> <p><u>（一般廃棄物の広域的処理の認定証）</u></p> <p>第六条の二十二 令第五条の九に規定する認定証は、次に掲げる事項を記載して交付するものとする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p><u>（廃止の届出）</u></p> <p>第六条の二十三 令第五条の十の規定による廃止の届出は、当該廃止の日から十日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を環境大臣に提出して行うものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 廃止した事業の範囲</p> <p>四 廃止の理由</p> <p>五 廃止の年月日</p> <p>2 法第九条の九第一項の認定に係る処理の事業の全部を廃止した場合には、前項の届出書に、<u>令第五条の九に規定する認定証を添付しなければならない。</u></p> <p><u>（報告）</u></p> <p>第六条の二十四 法第九条の九第一項の認定を受けた者は、毎年六月三十日までに、その年の三月三十一日以前の一年間における当該認定に係る一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を記載した報告書を環境大臣に提出しなければならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 次に掲げる数量又は熱量</p> <p>イ 当該認定に係る処理を行つた一般廃棄物の種類ごとの数量</p> <p>ロ 当該認定に係る処理に伴い生じた廃棄物（再生品を除く。）の種類ごとの数量</p> <p>ハ・ニ （略）</p> <p>四 当該認定に係る一般廃棄物の減量その他その適正な処理を確保するために行つた措置</p> <p>（無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物）</p>	<p>八 法第九条の九第二項第二号に規定する者の変更（当該者を追加する<u>場合に限る。</u>）</p> <p>九 （略）</p> <p><u>（一般廃棄物の広域的処理の認定証）</u></p> <p>第六条の二十二 令第五条の九の規定による認定証は、次に掲げる事項を記載して交付するものとする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p><u>（廃止等の届出）</u></p> <p>第六条の二十三 令第五条の十の規定による変更又は廃止の届出は、当該変更又は廃止の日から十日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を環境大臣に提出して行うものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 変更の内容又は廃止した事業の範囲</p> <p>四 変更又は廃止の理由</p> <p>五 変更又は廃止の年月日</p> <p>2 当該認定に係る処分の用に供する施設の変更を行つた場合には、前項の届出書に、<u>当該変更に係る第六条の二十二第二項に掲げる書類を添付しなければならない。</u></p> <p>3 法第九条の九第一項の認定に係る処理の事業の全部を廃止した場合には、第一項の届出書に、<u>当該認定に係る認定証を添付しなければならない。</u></p> <p><u>（報告）</u></p> <p>第六条の二十四 法第九条の九第一項の認定を受けた者は、毎年六月三十日までに、その年の三月三十一日以前の一年間における当該認定に係る一般廃棄物の処理に関し、<u>当該一般廃棄物の種類ごとに次に掲げる事項を記載した報告書を環境大臣に提出しなければならない。</u></p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 次に掲げる数量又は熱量</p> <p>イ 当該申請に係る処理を行つた一般廃棄物の種類ごとの数量</p> <p>ロ 当該申請に係る処理に伴い生じた廃棄物（再生品を除く。）の種類ごとの数量</p> <p>ハ・ニ （略）</p> <p>（無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物）</p>

改正案	現 行
<p>第六条の二十四の二 法第九条の十第一項の環境省令で定める一般廃棄物は、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有し、かつ、同条の規定による特例の対象とすることにより、迅速かつ安全な無害化処理（同項に規定する無害化処理をいう。以下同じ。）が促進されると認められる一般廃棄物であつて環境大臣が定めるものとする。</p>	<p>第六条の二十四の二 法第九条の十第一項の規定による環境省令で定める一般廃棄物は、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有し、かつ、同条の規定による特例の対象とすることにより、迅速かつ安全な無害化処理（同項に規定する無害化処理をいう。以下同じ。）が促進されると認められる一般廃棄物であつて環境大臣が定めるものとする。</p>
<p>（無害化処理の内容の基準）</p>	<p>（無害化処理の内容の基準）</p>
<p>第六条の二十四の四 法第九条の十第一項第一号の環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。 一～五 （略）</p>	<p>第六条の二十四の四 法第九条の十第一項第一号の<u>規定による</u>環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。 一～五 （略）</p>
<p>（無害化処理を行い、又は行おうとする者の基準）</p> <p>第六条の二十四の五 法第九条の十第一項第二号の環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。 一～十一 （略）</p>	<p>（無害化処理を行い、又は行おうとする者の基準）</p> <p>第六条の二十四の五 法第九条の十第一項第二号の<u>規定による</u>環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。 一～十一 （略）</p>
<p>（無害化処理の用に供する施設の基準）</p> <p>第六条の二十四の六 法第九条の十第一項第三号の環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。 一～四 （略）</p>	<p>（無害化処理の用に供する施設の基準）</p> <p>第六条の二十四の六 法第九条の十第一項第三号の<u>規定による</u>環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。 一～四 （略）</p>
<p>（一般廃棄物の無害化処理の認定の申請）</p> <p>第六条の二十四の八 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 法第九条の十第二項第八号の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。 一～七 （略）</p> <p>八 申請者が法人である場合には、役員の氏名及び住所</p> <p>九～十一 （略）</p>	<p>（一般廃棄物の無害化処理の認定の申請）</p> <p>第六条の二十四の八 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 法第九条の十第二項第八号の<u>規定による</u>環境省令で定める事項は、次のとおりとする。 一～七 （略）</p> <p>八 申請者が法人である場合には、<u>法第七条第五項第四号りに規定する</u>役員の氏名及び住所</p> <p>九～十一 （略）</p>
<p>4 申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。 一～十 （略）</p> <p>十一 申請者が法人である場合には、直前五年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びに直前三年の各事業年度における法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類</p> <p>十二～十四 （略）</p> <p>十五 申請者が個人である場合には、住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書</p> <p>十六・十七 （略）</p>	<p>4 申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。 一～十 （略）</p> <p>十一 申請者が法人である場合には、直前五年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書並びに直前三年の各事業年度における法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類</p> <p>十二～十四 （略）</p> <p>十五 申請者が個人である場合には、住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第十条第一項に規定する登記事項証明書をいう。以下同じ。）</p> <p>十六・十七 （略）</p>
<p>十八 申請者が法人である場合には、役員の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書</p> <p>十九～二十一 （略）</p> <p>5 （略）</p>	<p>十八 申請者が法人である場合には、<u>法第七条第五項第四号りに規定する</u>役員の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書</p> <p>十九～二十一 （略）</p> <p>5 （略）</p>
<p>（変更の届出）</p> <p>第六条の二十四の九 法第九条の十第六項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 <u>法第七条第五項第四号りに規定する法定代理人</u></p> <p>二 <u>役員</u></p>	

改正案	現 行
<p>三 発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者</p> <p>四 令第四条の七に規定する使用人</p> <p>五 前条第四項第四号に掲げる書類に記載する科学的因果関係に影響を及ぼさない事項であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 前条第一項第三号に掲げる事項（当該変更に伴う同項第五号に掲げる数値の変化により生活環境への負荷を増大させる場合に係るものを除く。）</p> <p>ロ 前条第一項第四号に掲げる事項（排ガス又は排水の排出の方法又は量の増大に係る変更である場合に係るものを除く。）</p> <p>ハ 前条第二項各号に掲げる事項（同項第一号に掲げる数値の変更であつて、当該変更によつて周辺地域の生活環境に対する影響が減ぜられることとなるもの又は同項第二号に規定する測定頻度の変更であつて、当該変更によつて頻度が高くなるもののみを行う場合に係るものに限る。）</p> <p>六 無害化処理の用に供する施設に係る一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項</p> <p>七 着工予定年月日及び使用開始予定年月日</p> <p>八 積替え又は保管の場所に関する次に掲げる事項</p> <p>イ 所在地</p> <p>ロ 面積</p> <p>ハ 積替え又は保管を行う一般廃棄物の種類</p> <p>ニ 第一条の六の規定の例による高さのうち最高のもの</p> <p>2 法第九条の十第六項の規定による変更の届出は、当該変更の日から十日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を環境大臣に提出して行うものとする。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 認定の年月日及び認定番号</p> <p>三 変更の内容</p> <p>四 変更の理由</p> <p>五 変更の年月日</p> <p>3 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。</p> <p>一 法第九条の十第二項第一号に掲げる事項の変更の場合には、個人にあつては住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書、法人にあつては定款又は寄附行為及び登記事項証明書</p> <p>二 第一項第一号から第四号までに掲げる者の変更の場合には、これらの規定に掲げる者（当該変更に係る者に限る。）の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（同項第三号に掲げる株主又は出資をしている者が法人である場合には、登記事項証明書）</p> <p>三 第一項第五号（イ又はロに係る部分に限る。）に掲げる事項の変更の場合には、次に掲げる書類及び図面</p> <p>イ 変更後の無害化処理の用に供する施設の位置、構造等の設置に関する計画を記載した書類</p> <p>ロ 変更後の事業計画の概要を記載した書類</p> <p>ハ 前条第四項第二号に掲げる図面（当該変更に関するものに限る。）</p> <p>ニ 当該変更に係る工事の着工から変更後の無害化処理の用に供する施設の使用開始に至る具体的な計画書</p> <p>ホ 変更後の無害化処理の用に供する施設の設置及び維持管理に関する技術的能力を説明する書類</p>	

改正案	現 行
<p>△ 変更後の無害化処理の用に供する施設の設置及び維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類</p> <p>ト 法第九条の十第一項の認定を受けた者が法人である場合には、直前五年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びに直前三年の各事業年度における法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類</p> <p>チ 法第九条の十第一項の認定を受けた者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前三年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類</p> <p>リ その他第六条の二十四の二の規定により環境大臣が定める一般廃棄物ごとに環境大臣が定める書類及び図面</p> <p>四 第一項第五号（ハに係る部分に限る。）に掲げる事項の変更の場合には、次に掲げる書類及び図面</p> <p>イ 変更後の無害化処理の用に供する施設の維持管理に関する計画を記載した書類</p> <p>ロ 変更後の事業計画の概要を記載した書類</p> <p>ハ 変更後の無害化処理の用に供する施設の維持管理に関する技術的能力を説明する書類</p> <p>ニ 変更後の無害化処理の用に供する施設の維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類</p> <p>ホ 法第九条の十第一項の認定を受けた者が法人である場合には、直前五年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びに直前三年の各事業年度における法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類</p> <p>△ 法第九条の十第一項の認定を受けた者が個人である場合には、資産に関する調書、直前三年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類</p> <p>ト その他第六条の二十四の二の規定により環境大臣が定める一般廃棄物ごとに環境大臣が定める書類及び図面</p> <p>五 第一項第八号に掲げる事項の変更の場合には、前条第四項第二号及び第十三号に掲げる書類及び図面</p> <p>4 届出者は、直前の事業年度に係る有価証券報告書を作成しているときは、前項第一号、第三号ト又は第四号ホに掲げる書類に代えて、当該有価証券報告書を第二項の届出書に添付することができる。</p> <p>5 第二項の届出は、地方環境事務所を經由して行うものとする。</p> <p>（無害化処理の用に供する施設の設置に係る生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類）</p> <p>第六条の二十四の十 第三条の二の規定は、法第九条の十第八項において読み替えて準用する法第八条第三項の書類について準用する。</p> <p>（記録の閲覧）</p> <p>第六条の二十四の十一 法第九条の十第八項において準用する法第八条の四の規定による記録の閲覧は、次条の規定により環境大臣が定める事項ごとに環境大臣が定めるところにより行うものとする。</p> <p>（記録する事項）</p> <p>第六条の二十四の十二 法第九条の十第八項において準用する法第八条の四の環境省令で定める事項は、第六条の二十四の</p>	<p>（無害化処理の用に供する施設の設置に係る生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類）</p> <p>第六条の二十四の九 第三条の二の規定は、法第九条の十第七項において読み替えて準用する法第八条第三項の書類について準用する。</p> <p>（記録の閲覧）</p> <p>第六条の二十四の十 法第九条の十第七項において準用する法第八条の四の規定による記録の閲覧は、次条の規定により環境大臣が定める事項ごとに環境大臣が定めるところにより行うものとする。</p> <p>（記録する事項）</p> <p>第六条の二十四の十一 法第九条の十第七項において準用する法第八条の四の規定による環境省令で定める事項は、第六条</p>

改正案	現 行
<p>この規定により環境大臣が定める一般廃棄物ごとに環境大臣が定める事項とする。</p> <p>(一般廃棄物の無害化処理の認定証) <u>第六条の二十四の十三</u> 令第五条の十一に規定する認定証は、次に掲げる事項を記載して交付するものとする。 一～八 (略)</p> <p>(事業の廃止の届出) <u>第六条の二十四の十四</u> 令第五条の十二の規定による事業の廃止の届出は、当該廃止の日から十日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を環境大臣に提出して行うものとする。 一～五 (略) 2 (略)</p>	<p>の二十四の二の規定により環境大臣が定める一般廃棄物ごとに環境大臣が定める事項とする。</p> <p>(一般廃棄物の無害化処理の認定証) <u>第六条の二十四の十二</u> 令第五条の十一の規定による認定証は、次に掲げる事項を記載して交付するものとする。 一～八 (略)</p> <p>(事業の廃止及び変更の届出等) <u>第六条の二十四の十三</u> 令第五条の十二第一項の規定による事業の廃止の届出は、当該廃止の日から十日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を環境大臣に提出して行うものとする。 一～五 (略) 2 (略)</p> <p><u>第六条の二十四の十四</u> 令第五条の十二第二項の規定による環境省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 法第七条第五項第四号チに規定する法定代理人 二 法第七条第五項第四号リに規定する役員 三 発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者 四 令第四条の七に規定する使用人 五 <u>第六条の二十四の八第四項第四号に掲げる書類に記載する科学的因果関係に影響を及ぼさない事項であつて、次に掲げるもの</u> <ul style="list-style-type: none"> イ <u>第六条の二十四の八第一項第三号に掲げる事項(当該変更に伴う同項第五号に掲げる数値の変化により生活環境への負荷を増大させる場合に係るものを除く。)</u> ロ <u>第六条の二十四の八第一項第四号に掲げる事項(排水又は排水の排出の方法又は量の増大に係る変更である場合に係るものを除く。)</u> ハ <u>第六条の二十四の八第二項各号に掲げる事項(同項第一号に掲げる数値の変更であつて、当該変更によつて周辺地域の生活環境に対する影響が減ぜられることとなるもの又は同項第二号に規定する測定頻度の変更であつて、当該変更によつて頻度が高くなるもののみを行う場合に係るものに限る。)</u> 六 無害化処理の用に供する施設に係る一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項 七 着工予定年月日及び使用開始予定年月日 八 積替え又は保管の場所に関する次に掲げる事項 <ul style="list-style-type: none"> イ 所在地 ロ 面積 ハ 積替え又は保管を行う一般廃棄物の種類 ニ 第一条の六の規定の例による高さのうち最高のもの <p>2 <u>令第五条の十二第二項の規定による変更の届出は、当該変更の日から十日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を環境大臣に提出して行うものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 二 認定の年月日及び認定番号 三 変更の内容 四 変更の理由 五 変更の年月日 <p>3 <u>前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付するも</u></p>

改正案	現 行
	<p>のとする。</p> <p>二 法第九条の十第二項第一号に掲げる事項の変更の場合には、個人にあつては住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書、法人にあつては定款又は寄附行為及び登記事項証明書</p> <p>三 第一項第一号から第四号までに掲げる者の変更の場合には、これらの規定に掲げる者（当該変更に係る者に限る。）の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（同項第三号に掲げる株主又は出資をしている者が法人である場合には、登記事項証明書）</p> <p>三 第一項第五号（イ又はロに係る部分に限る。）に掲げる事項の変更の場合には、次に掲げる書類及び図面</p> <p>イ 変更後の無害化処理の用に供する施設の位置、構造等の設置に関する計画を記載した書類</p> <p>ロ 変更後の事業計画の概要を記載した書類</p> <p>ハ 第六条の二十四の八第四項第二号に掲げる図面（当該変更に関するものに限る。）</p> <p>ニ 当該変更に係る工事の着工から変更後の無害化処理の用に供する施設の使用開始に至る具体的な計画書</p> <p>ホ 変更後の無害化処理の用に供する施設の設置及び維持管理に関する技術的能力を説明する書類</p> <p>ヘ 変更後の無害化処理の用に供する施設の設置及び維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類</p> <p>ト 法第九条の十第一項の認定を受けた者が法人である場合には、直前五年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書並びに直前三年の各事業年度における法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類</p> <p>チ 法第九条の十第一項の認定を受けた者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前三年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類</p> <p>リ その他第六条の二十四の二の規定により環境大臣が定める一般廃棄物ごとに環境大臣が定める書類及び図面</p> <p>四 第一項第五号（ハに係る部分に限る。）に掲げる事項の変更の場合には、次に掲げる書類及び図面</p> <p>イ 変更後の無害化処理の用に供する施設の維持管理に関する計画を記載した書類</p> <p>ロ 変更後の事業計画の概要を記載した書類</p> <p>ハ 変更後の無害化処理の用に供する施設の維持管理に関する技術的能力を説明する書類</p> <p>ニ 変更後の無害化処理の用に供する施設の維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類</p> <p>ホ 法第九条の十第一項の認定を受けた者が法人である場合には、直前五年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書並びに直前三年の各事業年度における法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類</p> <p>ヘ 法第九条の十第一項の認定を受けた者が個人である場合には、資産に関する調書、直前三年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類</p> <p>ト その他第六条の二十四の二の規定により環境大臣が定める一般廃棄物ごとに環境大臣が定める書類及び図面</p> <p>五 第一項第八号に掲げる事項の変更の場合には、第六条の二十四の八第四項第二号及び第十三号に掲げる書類及び図面</p> <p>4 届出者は、直前の事業年度に係る有価証券報告書を作成しているときは、前項第一号、第三号ト又は第四号ホに掲げる</p>

改正案	現 行
<p>(施設の廃止等の届出)</p> <p>第六条の二十四の十五 令第五条の十二の規定による無害化処理の用に供する施設の廃止若しくは休止又は再開の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を、当該廃止若しくは休止又は再開の日から十日以内に、環境大臣に提出して行うものとする。</p> <p>一～六 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(一般廃棄物の輸出の確認の申請)</p> <p>第六条の二十七 法第十条第一項の規定により一般廃棄物の輸出の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第二号による申請書を環境大臣に提出しなければならない。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 申請者が市町村以外の者である場合には、当該一般廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地並びに施設の種類の種類</p> <p>五～七 (略)</p> <p>八 前号の処分を行うための施設の種類の種類、設置場所、処理能力(当該施設が廃棄物の最終処分場である場合にあっては、埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)、処理方式並びに構造及び設備の概要</p> <p>九 前号に規定する施設における処分に伴い生ずる排ガス及び排水の処理方法</p> <p>十 第八号に規定する施設に係る放流水の水質及び水量、放流方法並びに放流先の概況</p> <p>十一 (略)</p> <p>2 前項第一号、第二号及び第四号から第十号までに掲げる事項について同一の内容の一般廃棄物の輸出を一年間に二回以上行おうとする者は、一般廃棄物の輸出の一括確認(以下この条及び次条において「輸出の一括確認」という。)を受けることができる。この場合においては、前項各号に掲げる事項に代えて、次に掲げる事項を記載した様式第二号による申請書を環境大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 前項第一号、第二号及び第四号から第十号までに掲げる事項</p> <p>二 (略)</p> <p>三 当該一般廃棄物の輸出を行う期間(前号に規定する日から起算して一年を超えない期間とする。以下この条及び次条において「確認の有効期間」という。)</p> <p>四・五 (略)</p> <p>3 前二項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 当該一般廃棄物を生じた施設の排出工程図</p> <p>五 第一項第六号に規定する運搬施設及び同項第八号に規定する施設における当該一般廃棄物の処理の概要</p> <p>六 第一項第六号に規定する運搬施設及び同項第八号に規定する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設が廃棄物の最終処分場である場合にあっては、周囲の地形、地質及び地下水の</p>	<p>書類に代えて、当該有価証券報告書を第二項の届出書に添付することができる。</p> <p>5 第二項の届出は、地方環境事務所を経由して行うものとする。</p> <p>(施設の廃止等の届出)</p> <p>第六条の二十四の十五 令第五条の十二第一項の規定による無害化処理の用に供する施設の廃止若しくは休止又は再開の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を、当該廃止若しくは休止又は再開の日から十日以内に、環境大臣に提出して行うものとする。</p> <p>一～六 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(一般廃棄物の輸出の確認の申請)</p> <p>第六条の二十七 法第十条第一項の規定により一般廃棄物の輸出の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第二号による申請書を環境大臣に提出しなければならない。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 申請者が市町村以外の者である場合には、当該一般廃棄物を排出した事業場の名称及び所在地並びに施設の種類の種類</p> <p>五～七 (略)</p> <p>八 前号の処分を行うための施設の種類の種類、設置場所、処理能力(当該施設が最終処分場である場合にあっては、埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)、処理方式及び構造並びに設備の概要</p> <p>九 前号の施設における処分に伴い生ずる排ガス及び排水の処理方法</p> <p>十 放流水の水質及び水量、放流方法並びに放流先の概況</p> <p>十一 (略)</p> <p>2 前項第一号から第十号まで(第三号を除く。)に規定する事項について同一の内容の一般廃棄物の輸出を一年間に二回以上行おうとする者は、一括して一般廃棄物の輸出の確認(以下この条において「輸出の一括確認」という。)を受けることができる。この場合においては、前項に規定する事項に代えて、次に掲げる事項を記載した様式第二号による申請書を環境大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 前項第一号から第十号まで(第三号を除く。)に掲げる事項</p> <p>二 (略)</p> <p>三 当該一般廃棄物の輸出を行う期間(前号に規定する日から起算して一年を超えない期間とする。以下この条において「確認の有効期間」という。)</p> <p>四・五 (略)</p> <p>3 前二項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 当該一般廃棄物を排出した施設の排出工程図</p> <p>五 第一項第六号の運搬施設及び同項第八号の施設における当該一般廃棄物の処理の概要</p> <p>六 第一項第六号の運搬施設及び同項第八号の施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面</p>

改正案	現 行
<p>状況を明らかにする書類及び図面</p> <p>七 第一項第八号に規定する施設（廃棄物の最終処分場を除く。）の処理工程図</p> <p>八 第一項第八号に規定する施設の付近の見取図</p> <p>九 （略）</p> <p>4 輸出の一括確認を受けた者は、やむを得ない理由により当該確認に係る事項の変更（確認の有効期間の変更（変更後の確認の有効期間が第二項第二号に規定する日から起算して一年を超えないものに限る。）、確認の有効期間内の当該一般廃棄物の輸出の回数の変更又は輸出する当該一般廃棄物の数量の上限の変更であつて、当該上限について十パーセント未満の増減を伴うものに限る。）をしようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した様式第二号の二による届出書を環境大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 当該確認の年月日及び確認番号</p> <p>三・四 （略）</p> <p>（報告）</p> <p>第六条の二十八 法第十条第一項の確認を受けた者は、当該確認に係る一般廃棄物の処分が終了したとき（輸出の一括確認を受けた者にあつては、個別の輸出ごとに当該輸出に係る一般廃棄物の処分が終了したとき）は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した様式第二号の三による報告書を環境大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 当該確認の年月日及び確認番号</p> <p>三 当該一般廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地</p>	<p>七 第一項第八号の施設（最終処分場を除く。）の処理工程図</p> <p>八 第一項第八号の施設の付近の見取図</p> <p>九 （略）</p> <p>4 輸出の一括確認を受けた後、やむを得ない理由により当該確認に係る事項を変更（確認の有効期間の変更（変更後の確認の有効期間が第二項第二号に規定する日から起算して一年を超えないものに限る。）、輸出の回数の変更又は輸出する一般廃棄物の数量の上限の十パーセント未満の変更に限る。）する必要が生じたときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した様式第三十三号による届出書を環境大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 当該確認を受けた年月日及び確認番号</p> <p>三・四 （略）</p> <p>5 一般廃棄物の輸出の確認を受けた者は、当該確認に係る一般廃棄物の処分が終了したとき（輸出の一括確認を受けた者にあつては、個別の輸出ごとに当該輸出に係る一般廃棄物の処分が終了したとき）は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した様式第三十四号による報告書を環境大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 当該確認を受けた一般廃棄物を排出した事業場の名称及び所在地</p> <p>三 当該確認を受けた年月日及び確認番号</p> <p>四 当該確認を受けた一般廃棄物の種類（当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）及び性状並びに輸出した数量（輸出の一括確認を受けた者にあつては、当該確認の有効期間内に行つた一般廃棄物の個別の輸出ごとの輸出した数量及びその合計）</p> <p>五 当該確認を受けた一般廃棄物を輸出した年月日（輸出の一括確認を受けた者にあつては、当該確認の有効期間内に行つた一般廃棄物の個別の輸出ごとの輸出した年月日）</p> <p>六 当該確認を受けた一般廃棄物の処分が終了した年月日（輸出の一括確認を受けた者にあつては、当該確認の有効期間内に行つた一般廃棄物の個別の輸出ごとの処分が終了した年月日）</p> <p>6 前項に規定する報告書には、当該確認を受けた一般廃棄物の処分が終了したことを証する書面（輸出の一括確認を受けた者にあつては、当該確認の有効期間内に行つた一般廃棄物の個別の輸出ごとにその処分が終了したことを証する書面）を添付しなければならない。</p>

改正案	現 行
<p>四 <u>当該一般廃棄物の種類（当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）及び性状並びに輸出した数量（輸出の一括確認を受けた者にあつては、当該確認の有効期間内に行つた一般廃棄物の個別の輸出ごとの輸出した数量及びその合計）</u></p> <p>五 <u>当該一般廃棄物を輸出した年月日（輸出の一括確認を受けた者にあつては、当該確認の有効期間内に行つた一般廃棄物の個別の輸出ごとの輸出した年月日）</u></p> <p>六 <u>当該一般廃棄物の処分が終了した年月日（輸出の一括確認を受けた者にあつては、当該確認の有効期間内に行つた一般廃棄物の個別の輸出ごとの当該輸出に係る一般廃棄物の処分が終了した年月日）</u></p> <p>2 前項の報告書には、<u>当該一般廃棄物の処分が終了したことを証する書面（輸出の一括確認を受けた者にあつては、当該確認の有効期間内に行つた一般廃棄物の個別の輸出ごとの当該輸出に係る一般廃棄物の処分が終了したことを証する書面）を添付しなければならない。</u></p> <p>（船舶を用いて行う産業廃棄物の収集又は運搬に係る基準） 第七条の二（略）</p> <p>2 法第十五条の四の三第一項の認定を受けた者（その委託を受けて当該認定に係る処理を行う者を含む。）に係る令第六条第一項第一号の規定によりその例によることとされる令第三条第一号二の規定による表示は、<u>第十二条の十二の十三において読み替えて準用する第六条の十九第一項各号に掲げる事項を運搬船の外側に見やすいように表示することにより行うものとする。</u></p> <p>3 令第六条第一項第一号の規定によりその例によることとされる令第三条第一号二の環境省令で定める書面は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定めるもの（当該産業廃棄物の運搬に係るものに限る。）とする。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 法第十五条の四の二第一項の認定を受けた者 <u>令第七条の六において準用する令第五条の七に規定する認定証の写し</u></p> <p>七 法第十五条の四の三第一項の認定を受けた者 <u>令第七条の八において準用する令第五条の九に規定する認定証の写し並びに運搬先の事業場の名称、所在地及び連絡先を記載した書面</u></p> <p>八 法第十五条の四の四第一項の認定を受けた者 <u>令第七条の十において準用する令第五条の十一に規定する認定証の写し</u></p> <p>九 <u>法第二十一条の三第三項に規定する場合において第十八条の二に規定する廃棄物の運搬を行う下請負人 当該運搬が同項に規定する場合において行われる運搬であることを証する書面</u></p> <p>（運搬車を用いて行う産業廃棄物の収集又は運搬に係る基準） 第七条の二の二（略）</p> <p>2 法第十五条の四の三第一項の認定を受けた者（その委託を受けて当該認定に係る処理を行う者を含む。第四項において同じ。）に係る令第六条第一項第一号イの規定による表示は、<u>第十二条の十二の十三の規定により読み替えて準用する第六条の十九第一項各号に掲げる事項を運搬車の外側に見やすいように表示することにより行うものとする。</u></p> <p>3・4（略）</p>	<p>（船舶を用いて行う産業廃棄物の収集又は運搬に係る基準） 第七条の二（略）</p> <p>2 法第十五条の四の三第一項の認定を受けた者（その委託を受けて当該認定に係る処理を行う者を含む。）に係る令第六条第一項第一号の規定によりその例によることとされる令第三条第一号二の規定による表示は、<u>第十二条の十二の十三の規定により読み替えて準用する第六条の十九各号に掲げる事項を運搬船の外側に見やすいように表示することにより行うものとする。</u></p> <p>3 令第六条第一項第一号の規定によりその例によることとされる令第三条第一号二の環境省令で定める書面は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定めるもの（当該産業廃棄物の運搬に係るものに限る。）とする。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 法第十五条の四の二第一項の認定を受けた者 <u>令第七条の三において準用する令第五条の六に規定する認定証の写し</u></p> <p>七 法第十五条の四の三第一項の認定を受けた者 <u>令第七条の五において準用する令第五条の九に規定する認定証の写し</u></p> <p>八 法第十五条の四の四第一項の認定を受けた者 <u>令第七条の七において準用する令第五条の十一に規定する認定証の写し</u></p> <p>（運搬車を用いて行う産業廃棄物の収集又は運搬に係る基準） 第七条の二の二（略）</p> <p>2 法第十五条の四の三第一項の認定を受けた者（その委託を受けて当該認定に係る処理を行う者を含む。第四項において同じ。）に係る令第六条第一項第一号イの規定による表示は、<u>第十二条の十二の十三の規定により読み替えて準用する第六条の十九各号に掲げる事項を運搬車の外側に見やすいように表示することにより行うものとする。</u></p> <p>3・4（略）</p>

改正案	現 行
<p>(令第六条第一項第三号ホの環境省令で定める場合) 第七条の九 令第六条第一項第三号ホの規定によりその例によることとされる令第三条第三号ロの環境省令で定める場合は、公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な措置を講じた産業廃棄物のみの埋立処分(安定型産業廃棄物(令第六条第一項第三号イに規定する安定型産業廃棄物をいう。以下同じ。))のみの埋立処分にあつては、埋立地からの浸透水(安定型産業廃棄物の層を通過した雨水等をいう。次項において同じ。)の水質が、最終処分基準省令別表第二の上欄に掲げる項目ごとに同表の下欄に掲げる基準に適合していること及び生物化学的酸素要求量が一リットルにつき二十ミリグラム以下であること又は化学的酸素要求量が一リットルにつき四十ミリグラム以下であることが確認された埋立地において行うものに限る。)を行う場合とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(産業廃棄物の保管の届出の対象となる産業廃棄物) 第八条の二 法第十二条第三項前段の環境省令で定める産業廃棄物は、建設工事(法第二十一条の三第一項に規定する建設工事をいう。以下同じ。)に伴い生ずる産業廃棄物とする。</p> <p>(産業廃棄物の保管の届出の対象となる保管) 第八条の二の二 法第十二条第三項前段の環境省令で定める保管は、当該保管の用に供される場所の面積が三百平方メートル以上である場所において行われる保管であつて、次の各号のいずれにも該当しないものとする。 一 法第十四条第一項又は第六項の許可に係る事業の用に供される施設(保管の場所を含む。)において行われる保管 二 法第十五条第一項の許可に係る産業廃棄物処理施設において行われる保管 三 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成十三年法律第六十五号)第八条の規定による届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管</p> <p>(事前の届出を要しない場合) 第八条の二の三 法第十二条第三項前段の環境省令で定める場合は、非常災害のために必要な応急措置として行う場合とする。</p> <p>(産業廃棄物の保管の届出) 第八条の二の四 法第十二条第三項前段の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した様式第二号の四による届出書を提出して行うものとする。 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 二 保管の場所に関する次に掲げる事項 イ 所在地 ロ 面積 ハ 保管する産業廃棄物の種類 ニ 積替えのための保管上限又は処分等のための保管上限 ホ 屋外において産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあつては、その旨及び第一条の六の規定の例による高さのうち最高のもの 三 保管の開始年月日</p> <p>2 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。</p>	<p>(令第六条第一項第三号ホの環境省令で定める場合) 第七条の九 令第六条第一項第三号ホの規定によりその例によることとされる令第三条第三号ロの規定による環境省令で定める場合は、公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な措置を講じた産業廃棄物のみの埋立処分(令第六条第一項第三号イに掲げる安定型産業廃棄物のみの埋立処分にあつては、埋立地からの浸透水(安定型産業廃棄物の層を通過した雨水等をいう。次項において同じ。)の水質が、最終処分基準省令別表第二の上欄に掲げる項目ごとに同表の下欄に掲げる基準に適合していること及び生物化学的酸素要求量が一リットルにつき二十ミリグラム以下であること又は化学的酸素要求量が一リットルにつき四十ミリグラム以下であることが確認された埋立地において行うものに限る。)を行う場合とする。</p> <p>2 (略)</p>

改正案	現 行
<p>一 届出をしようとする者が保管の場所を使用する権原を有することを証する書類</p> <p>二 保管の場所の平面図及び付近の見取図</p> <p>(保管に係る変更の届出)</p> <p>第八条の二の五 法第十二条第三項後段の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した様式第二号の五による届出書を提出して行うものとする。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 変更の内容</p> <p>三 変更の理由</p> <p>四 変更予定年月日</p> <p>2 前項の届出書には、前条第一項第二号イ又はロに掲げる事項に変更がある場合には、届出をしようとする者が変更後の保管の場所を使用する権原を有することを証する書類並びに当該場所の平面図及び付近の見取図を添付するものとする。</p> <p>(保管の廃止の届出)</p> <p>第八条の二の六 法第十二条第三項前段の規定による届出をした事業者は、当該届出に係る保管をやめたときは、当該保管をやめた日から三十日以内に、様式第二号の六による届出書を都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>(非常災害のために必要な応急措置として産業廃棄物の保管を行った事業者の届出)</p> <p>第八条の二の七 法第十二条第四項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した様式第二号の四による届出書を提出して行うものとする。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 保管の場所に関する次に掲げる事項</p> <p>イ 所在地</p> <p>ロ 面積</p> <p>ハ 保管した産業廃棄物の種類</p> <p>ニ 積替えのための保管上限又は処分等のための保管上限</p> <p>ホ 屋外において産業廃棄物を容器を用いずに保管した場合にあつては、その旨及び第一条の六の規定の例による高さのうち最高のもの</p> <p>三 保管の開始年月日</p> <p>2 第八条の二の四第二項の規定は、前項の届出について準用する。</p> <p>(産業廃棄物の運搬を委託できる者)</p> <p>第八条の二の八 法第十二条第五項の環境省令で定める産業廃棄物の運搬を委託できる者は、次のとおりとする。</p> <p>一～六 (略)</p> <p>(産業廃棄物の処分を委託できる者)</p> <p>第八条の三 法第十二条第五項の環境省令で定める産業廃棄物の処分を委託できる者は、次のとおりとする。</p> <p>一～六 (略)</p> <p>(輸入された廃棄物の適正な処分又は再生が困難である旨の確認の申請)</p> <p>第八条の三の二 令第六条の二第三号ただし書の規定により環</p>	<p>(産業廃棄物の運搬を委託できる者)</p> <p>第八条の二 法第十二条第三項の規定による環境省令で定める産業廃棄物の運搬を委託できる者は、次のとおりとする。</p> <p>一～六 (略)</p> <p>(産業廃棄物の処分を委託できる者)</p> <p>第八条の三 法第十二条第三項の規定による環境省令で定める産業廃棄物の処分を委託できる者は、次のとおりとする。</p> <p>一～六 (略)</p>

改正案	現 行
<p>環境大臣の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第二号の七による申請書を環境大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 当該廃棄物に係る法第十五条の四の五第一項の許可の年月日及び許可番号</p> <p>三 当該廃棄物の国内における処分又は再生を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名並びに当該者が産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物処分業者である場合には、その許可番号</p> <p>四 当該廃棄物の国内における処分又は再生を行うための施設の種類及び設置場所並びに当該施設が産業廃棄物処理施設である場合には、当該施設についての法第十五条第一項の許可に係る許可番号</p> <p>五 当該廃棄物の適正な処分又は再生が困難となつた理由</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 当該廃棄物の国内における処分又は再生を行う者が産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物処分業者である場合には、第十条の六又は第十条の十八に規定する許可証の写し</p> <p>二 当該廃棄物の国内における処分又は再生を行うための施設が産業廃棄物処理施設である場合には、当該施設についての法第十五条第一項の許可に係る第十二条の五に規定する許可証の写し</p> <p>(委託契約書に添付すべき書面)</p> <p>第八条の四 令第六条の二第四号(令第六条の十二第四号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の環境省令で定める書面は、次の各号に掲げる委託契約書の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 産業廃棄物の運搬に係る委託契約書第十条の二に規定する許可証の写し、令第七条の六において準用する令第五条の七に規定する認定証の写し、令第七条の八において準用する令第五条の九に規定する認定証の写し、令第七条の十において準用する令第五条の十一に規定する認定証の写しその他の受託者が他人の産業廃棄物の運搬を業として行うことができる者であつて委託しようとする産業廃棄物の運搬がその事業の範囲に含まれるものであることを証する書面</p> <p>二 産業廃棄物の処分又は再生に係る委託契約書第十条の六に規定する許可証の写し、令第七条の六において準用する令第五条の七に規定する認定証の写し、令第七条の八において準用する令第五条の九に規定する認定証の写し、令第七条の十において準用する令第五条の十一に規定する認定証の写しその他の受託者が他人の産業廃棄物の処分又は再生を業として行うことができる者であつて委託しようとする産業廃棄物の処分又は再生がその事業の範囲に含まれるものであることを証する書面</p> <p>(委託契約に含まれるべき事項)</p> <p>第八条の四の二 令第六条の二第四号ハ(令第六条の十二第四号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一～四 (略)</p>	<p>(委託契約書に添付すべき書面)</p> <p>第八条の四 令第六条の二第三号(令第六条の十二第三号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の環境省令で定める書面は、次の各号に掲げる委託契約書の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 産業廃棄物の運搬に係る委託契約書第十条の二に規定する許可証の写し、令第七条の三において準用する令第五条の六に規定する認定証の写し、令第七条の五において準用する令第五条の九に規定する認定証の写し、令第七条の七において準用する令第五条の十一に規定する認定証の写しその他の受託者が他人の産業廃棄物の運搬を業として行うことができる者であつて委託しようとする産業廃棄物の運搬がその事業の範囲に含まれるものであることを証する書面</p> <p>二 産業廃棄物の処分又は再生に係る委託契約書第十条の六に規定する許可証の写し、令第七条の三において準用する令第五条の六に規定する認定証の写し、令第七条の五において準用する令第五条の九に規定する認定証の写し、令第七条の七において準用する令第五条の十一に規定する認定証の写しその他の受託者が他人の産業廃棄物の処分又は再生を業として行うことができる者であつて委託しようとする産業廃棄物の処分又は再生がその事業の範囲に含まれるものであることを証する書面</p> <p>(委託契約に含まれるべき事項)</p> <p>第八条の四の二 令第六条の二第三号ホ(令第六条の十二第三号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一～四 (略)</p>

改 正 案	現 行						
<p>五 前号の場合において、当該委託契約に係る産業廃棄物が安定型産業廃棄物であるときは、当該積替え又は保管を行う場所において他の廃棄物と混合することの許否等に関する事項</p> <p>六～九 (略)</p> <p>(委託契約書の保存期間) 第八条の四の三 令第六条の二第五号(令第六条の十二第四号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の環境省令で定める期間は、五年とする。</p> <p>(承諾に係る書面の写しの保存期間) 第八条の四の四 令第六条の二第六号(令第六条の六第二号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の環境省令で定める期間は、五年とする。</p> <p>(多量排出事業者の産業廃棄物処理計画) 第八条の四の五 法第十二条第九項の環境省令で定める基準は、次に掲げる事項を記載した様式第二号の八による計画書を当該年度の六月三十日までに提出することとする。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 計画期間</p> <p>三 当該事業場において現に行っている事業に関する事項</p> <p>四 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項</p> <p>五 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項</p> <p>六 産業廃棄物の分別に関する事項</p> <p>七 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項</p> <p>八 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項</p> <p>九 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項</p> <p>十 産業廃棄物の処理の委託に関する事項</p> <p>(実施の状況の報告) 第八条の四の六 法第十二条第十項の規定による報告は、様式第二号の九による報告書を翌年度の六月三十日までに提出することにより行うものとする。</p> <p>(計画及び実施の状況の公表) 第八条の四の七 法第十二条第十一項の規定による公表は、同条第九項の計画の提出又は同条第十項の規定による報告を受けた後、速やかに、インターネットの利用により公表することにより行うものとする。</p> <p>(事業者の帳簿記載事項等) 第八条の五 法第十二条第十三項において準用する法第七条第十五項の規定による環境省令で定める事業者の帳簿の記載事項は、次のとおりとする。</p>	<p>五 前号の場合において、当該委託契約に係る産業廃棄物が令第六条第一項第三号イに規定する安定型産業廃棄物であるときは、当該積替え又は保管を行う場所において他の廃棄物と混合することの許否等に関する事項</p> <p>六～九 (略)</p> <p>(委託契約書の保存期間) 第八条の四の三 令第六条の二第四号(令第六条の十二第三号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の環境省令で定める期間は、五年とする。</p> <p>(承諾に係る書面の写しの保存期間) 第八条の四の四 令第六条の二第五号(令第六条の六第二号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の環境省令で定める期間は、五年とする。</p> <p>(多量排出事業者の産業廃棄物処理計画) 第八条の四の五 法第十二条第七項の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 当該事業場において現に行っている事業の概要を記載すること。</p> <p>二 次に掲げる事項を定めること。</p> <p>イ 計画期間</p> <p>ロ 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項</p> <p>ハ 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項</p> <p>ニ 産業廃棄物の分別に関する事項</p> <p>ホ 産業廃棄物の再生利用に関する事項</p> <p>ヘ 産業廃棄物の処理に関する事項</p> <p>三 様式第二号の二による書面を添付すること。</p> <p>四 当該年度の六月三十日までに提出すること。</p> <p>(実施の状況の報告) 第八条の四の六 法第十二条第八項の規定による報告は、様式第二号の三による報告書を翌年度の六月三十日までに提出することにより行うものとする。</p> <p>(計画及び実施の状況の公表) 第八条の四の七 法第十二条第九項の規定による公表は、同条第七項の計画及び同条第八項の規定による報告の内容を一年間公衆の縦覧に供することにより行うものとする。</p> <p>(事業者の帳簿記載事項等) 第八条の五 法第十二条第十一項において準用する法第七条第十五項の規定による環境省令で定める事業者の帳簿の記載事項は、当該事業者が設置している事業場に設置されている産業廃棄物処理施設において処理される産業廃棄物の種類ごとに、それぞれ次の表の上欄の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">運搬</td> <td>1 運搬年月日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3 積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量</td> </tr> </table>	運搬	1 運搬年月日		2 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量		3 積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量
運搬	1 運搬年月日						
	2 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量						
	3 積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量						

改正案	現 行														
<p>二 令第六条の四第一号に掲げる事業者が設置している事業場に設置されている産業廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設以外の焼却施設において産業廃棄物の処分（再生を含む。以下この項において同じ。）を行う場合にあつては、当該施設において処分される産業廃棄物の種類ごとに、次に掲げる事項（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、石綿含有産業廃棄物に係るこれらの事項を含む。）とする。</p> <p>イ 処分年月日</p> <p>ロ 処分方法ごとの処分量</p> <p>ハ 処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）後の廃棄物の持出先ごとの持出量</p> <p>二 その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業場の外において自ら当該産業廃棄物の処分を行う場合にあつては、当該産業廃棄物の種類ごとに、それぞれ次の表の上欄の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="183 1350 778 1861"> <tr> <td data-bbox="183 1350 295 1541">運搬</td> <td data-bbox="300 1350 778 1541"> 1 当該産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地 2 運搬年月日 3 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量 4 積替え又は保管を行った場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="183 1541 295 1731">処分</td> <td data-bbox="300 1541 778 1731"> 1 当該産業廃棄物の処分を行った事業場の名称及び所在地 2 処分年月日 3 処分方法ごとの処分量 4 処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）後の廃棄物の持出先ごとの持出量 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="183 1731 778 1861">備考 運搬又は処分に係る産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、上欄の区分に応じそれぞれ下欄に掲げる事項について、石綿含有産業廃棄物に係るものを明らかにすること。</td> </tr> </table> <p>2 （略）</p> <p>3 第二条の五第三項の規定は、法第十二条第十三項において準用する法第七条第十六項の規定による事業者の帳簿の保存について準用する。</p> <p>（船舶を用いて行う特別管理産業廃棄物の収集又は運搬に係る</p>	運搬	1 当該産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地 2 運搬年月日 3 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量 4 積替え又は保管を行った場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量	処分	1 当該産業廃棄物の処分を行った事業場の名称及び所在地 2 処分年月日 3 処分方法ごとの処分量 4 処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）後の廃棄物の持出先ごとの持出量	備考 運搬又は処分に係る産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、上欄の区分に応じそれぞれ下欄に掲げる事項について、石綿含有産業廃棄物に係るものを明らかにすること。		<table border="1" data-bbox="815 297 1409 808"> <tr> <td data-bbox="815 297 917 421">運搬の委託</td> <td data-bbox="922 297 1409 421"> 1 委託年月日 2 受託者の氏名又は名称及び住所並びに許可番号 3 運搬先ごとの委託量 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="815 421 917 544">処分</td> <td data-bbox="922 421 1409 544"> 1 処分年月日 2 処分方法ごとの処分量 3 処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）後の処分の委託 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="815 544 917 678">処分の委託</td> <td data-bbox="922 544 1409 678"> 1 委託年月日 2 受託者の氏名又は名称及び住所並びに許可番号 3 受託者ごとの委託の内容及び委託量 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="815 678 1409 808">備考 運搬、運搬の委託、処分又は処分の委託に係る産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、上欄の区分に応じそれぞれ下欄に掲げる事項について、石綿含有産業廃棄物に係るものを明らかにすること。</td> </tr> </table> <p>2 （略）</p> <p>3 第二条の五第三項の規定は、法第十二条第十一項において準用する法第七条第十六項の規定による事業者の帳簿の保存について準用する。</p> <p>（船舶を用いて行う特別管理産業廃棄物の収集又は運搬に係る</p>	運搬の委託	1 委託年月日 2 受託者の氏名又は名称及び住所並びに許可番号 3 運搬先ごとの委託量	処分	1 処分年月日 2 処分方法ごとの処分量 3 処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）後の処分の委託	処分の委託	1 委託年月日 2 受託者の氏名又は名称及び住所並びに許可番号 3 受託者ごとの委託の内容及び委託量	備考 運搬、運搬の委託、処分又は処分の委託に係る産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、上欄の区分に応じそれぞれ下欄に掲げる事項について、石綿含有産業廃棄物に係るものを明らかにすること。	
運搬	1 当該産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地 2 運搬年月日 3 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量 4 積替え又は保管を行った場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量														
処分	1 当該産業廃棄物の処分を行った事業場の名称及び所在地 2 処分年月日 3 処分方法ごとの処分量 4 処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）後の廃棄物の持出先ごとの持出量														
備考 運搬又は処分に係る産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、上欄の区分に応じそれぞれ下欄に掲げる事項について、石綿含有産業廃棄物に係るものを明らかにすること。															
運搬の委託	1 委託年月日 2 受託者の氏名又は名称及び住所並びに許可番号 3 運搬先ごとの委託量														
処分	1 処分年月日 2 処分方法ごとの処分量 3 処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）後の処分の委託														
処分の委託	1 委託年月日 2 受託者の氏名又は名称及び住所並びに許可番号 3 受託者ごとの委託の内容及び委託量														
備考 運搬、運搬の委託、処分又は処分の委託に係る産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、上欄の区分に応じそれぞれ下欄に掲げる事項について、石綿含有産業廃棄物に係るものを明らかにすること。															

改正案	現 行
<p>基準) 第八条の五の二 第七条の二の規定は、令第六条の五第一項第一号の規定によりその例によることとされる令第三条第一号二の規定による表示及び環境省令で定める書面について準用する。この場合において、第七条の二第一項第三号中「産業廃棄物収集運搬業者」とあるのは「特別管理産業廃棄物収集運搬業者」と、同条第三項中「産業廃棄物収集運搬業者」とあるのは「特別管理産業廃棄物収集運搬業者」と、「第十条の二」とあるのは「第十条の十四」と読み替えるものとする。</p> <p>(運搬車を用いて行う特別管理産業廃棄物の収集又は運搬に係る基準) 第八条の五の三 第七条の二の二第一項から第三項までの規定は、令第六条の五第一項第一号の規定によりその例によることとされる令第六条第一項第一号イの規定による表示について準用する。この場合において、第七条の二の二第一項第三号中「産業廃棄物収集運搬業者」とあるのは「特別管理産業廃棄物収集運搬業者」と読み替えるものとする。</p> <p><u>第八条の五の四 第七条の二第三項の規定は、令第六条の五第一項第一号の規定によりその例によることとされる令第六条第一項第一号イの環境省令で定める書面について準用する。この場合において、第七条の二第三項中「産業廃棄物の」とあるのは「特別管理産業廃棄物の」と、同項第一号ハ中「産業廃棄物」とあるのは「特別管理産業廃棄物」と、同項第二号中「船舶」とあるのは「運搬車」と、同項第三号中「産業廃棄物収集運搬業者」とあるのは「特別管理産業廃棄物収集運搬業者」と、「第十条の二」とあるのは「第十条の十四」と、同項第四号中「産業廃棄物収集運搬業者」とあるのは「特別管理産業廃棄物収集運搬業者」と、「第十条の二」とあるのは「第十条の十四」と、同号ハ中「産業廃棄物」とあるのは「特別管理産業廃棄物」と、同項第五号中「第十条の二」とあるのは「第十条の十四」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(特別管理産業廃棄物を区分しないで収集又は運搬することができる場合) 第八条の六 令第六条の五第一項第一号の規定によりその例によることとされる令第四条の二第一号イ(2)の環境省令で定める場合は、感染性産業廃棄物と感染性一般廃棄物とが混合している場合であつて、当該感染性廃棄物以外の物が混入するおそれのない場合とする。</p> <p>(特別管理産業廃棄物の収集又は運搬に運搬用パイプラインを用いることができる場合) 第八条の七 令第六条の五第一項第一号の規定によりその例によることとされる令第四条の二第一号ハただし書の環境省令で定める場合は、消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)第二条第七項に規定する危険物である特別管理産業廃棄物を、危険物の規制に関する政令(昭和三十四年政令第三百六号)第三条第三号に規定する移送取扱所において収集又は運搬する場合とする。</p> <p>(特別管理産業廃棄物の積替えに係る基準) 第八条の八 令第六条の五第一項第一号ハの環境省令で定める基準は、次のとおりとする。</p>	<p>基準) 第八条の五の二 第七条の二の規定は、令第六条の五第一項第一号の規定によりその例によることとされる令第三条第一号二の規定による表示及び環境省令で定める書面について準用する。この場合において、第七条の二第一項第三号中「産業廃棄物収集運搬業者」とあるのは「特別管理産業廃棄物収集運搬業者」と、同条第三項第三号、第四号及び第五号中「産業廃棄物収集運搬業者」とあるのは「特別管理産業廃棄物収集運搬業者」と、「第十条の二」とあるのは「第十条の十四」と読み替えるものとする。</p> <p>(運搬車を用いて行う特別管理産業廃棄物の収集又は運搬に係る基準) 第八条の五の三 第七条の二の二の規定は、令第六条の五第一項第一号の規定によりその例によることとされる令第六条第一項第一号イの規定による表示及び環境省令で定める書面について準用する。この場合において、第七条の二の二第一項第三号中「産業廃棄物収集運搬業者」とあるのは「特別管理産業廃棄物収集運搬業者」と読み替えるものとする。</p> <p>(特別管理産業廃棄物を区分しないで収集又は運搬することができる場合) 第八条の六 令第六条の五第一項第一号の規定によりその例によることとされた令第四条の二第一号イ(2)の規定による環境省令で定める場合は、感染性産業廃棄物と感染性一般廃棄物とが混合している場合であつて、当該感染性廃棄物以外の物が混入するおそれのない場合とする。</p> <p>(特別管理産業廃棄物の収集又は運搬に運搬用パイプラインを用いることができる場合) 第八条の七 令第六条の五第一項第一号の規定によりその例によることとされた令第四条の二第一号ハただし書の規定による環境省令で定める場合は、消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)第二条第七項に規定する危険物である特別管理産業廃棄物を、危険物の規制に関する政令(昭和三十四年政令第三百六号)第三条第三号に規定する移送取扱所において収集又は運搬する場合とする。</p> <p>(特別管理産業廃棄物の積替えに係る基準) 第八条の八 令第六条の五第一項第一号ハの<u>規定による環境省令</u>で定める基準は、次のとおりとする。</p>

改正案	現 行
<p>一～三 (略)</p> <p>(特別管理産業廃棄物の積替えの場所に仕切り等を設けないことができる場合)</p> <p>第八条の九 令第六条の五第一項第一号ロ及びこの規定によりその例によることとされる令第四条の二第一号ト(2)の環境省令で定める場合は、<u>感染性産業廃棄物と感染性一般廃棄物とが混合している場合であつて、当該感染性廃棄物以外の物が混入するおそれのない場合とする。</u></p> <p>(特別管理産業廃棄物の保管の場所に仕切り等を設けないことができる場合)</p> <p>第八条の十一 令第六条の五第一項第二号チ(1)の規定によりその例によることとされる令第四条の二第一号ト(2)の環境省令で定める場合は、<u>第八条の九に規定する場合とする。</u></p> <p><u>(特別管理産業廃棄物の保管の届出の対象となる特別管理産業廃棄物)</u></p> <p>第八条の十三の二 <u>法第十二条の二第三項前段の環境省令で定める特別管理産業廃棄物は、建設工事に伴い生ずる特別管理産業廃棄物とする。</u></p> <p><u>(特別管理産業廃棄物の保管の届出の対象となる保管)</u></p> <p>第八条の十三の三 <u>法第十二条の二第三項前段の環境省令で定める保管は、当該保管の用に供される場所の面積が三百平方メートル以上である場所において行われる保管であつて、次の各号のいずれにも該当しないものとする。</u></p> <p>一 <u>法第十四条の四第一項又は第六項の許可に係る事業の用に供される施設（保管の場所を含む。）において行われる保管</u></p> <p>二 <u>法第十五条第一項の許可に係る産業廃棄物処理施設において行われる保管</u></p> <p>三 <u>ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第八条の規定による届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管</u></p> <p><u>(事前の届出を要しない場合)</u></p> <p>第八条の十三の四 <u>法第十二条の二第三項前段の環境省令で定める場合は、非常災害のために必要な応急措置として行う場合とする。</u></p> <p><u>(特別管理産業廃棄物の保管の届出)</u></p> <p>第八条の十三の五 <u>法第十二条の二第三項前段の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した様式第二号の十による届出書を提出して行うものとする。</u></p> <p>一 <u>氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</u></p> <p>二 <u>保管の場所に関する次に掲げる事項</u></p> <p>イ <u>所在地</u></p> <p>ロ <u>面積</u></p> <p>ハ <u>保管する特別管理産業廃棄物の種類</u></p> <p>ニ <u>特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限又は特別管理産業廃棄物に係る処分等のための保管上限</u></p> <p>ホ <u>屋外において特別管理産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあつては、その旨及び第一条の六の規定の例による高さのうち最高のもの</u></p>	<p>一～三 (略)</p> <p>(特別管理産業廃棄物の積替えの場所に仕切り等を設けないことができる場合)</p> <p>第八条の九 令第六条の五第一項第一号ロ及びこの規定によりその例によることとされた令第四条の二第一号ト(2)の規定による環境省令で定める場合は、<u>感染性産業廃棄物と感染性一般廃棄物とが混合している場合であつて、当該感染性廃棄物以外の物が混入するおそれのない場合とする。</u></p> <p>(特別管理産業廃棄物の保管の場所に仕切り等を設けないことができる場合)</p> <p>第八条の十一 令第六条の五第一項第二号チ(1)の規定によりその例によることとされた令第四条の二第一号ト(2)の規定による環境省令で定める場合は、<u>第八条の九に規定する場合とする。</u></p>

改正案	現 行
<p>三 保管の開始年月日</p> <p>2 前項の届出書については、<u>第八条の二の四第二項の規定を準用する。</u></p> <p>(準用)</p> <p><u>第八条の十三の六 第八条の二の五の規定は法第十二条の二三項後段の規定による届出について、第八条の二の六の規定は法第十二条の二三項前段の規定による届出をした事業者について、第八条の二の七の規定は法第十二条の二第四項の規定による届出について準用する。この場合において、第八条の二の五第一項中「様式第二号の五」とあるのは「様式第二号の十一」と、同条第二項中「前条第一項第二号イ又はロ」とあるのは「第八条の十三の五第一項第二号イ又はロ」と、第八条の二の六中「様式第二号の六」とあるのは「様式第二号の十二」と、第八条の二の七第一項中「様式第二号の四」とあるのは「様式第二号の十」と、同項第二号中「産業廃棄物」とあるのは「特別管理産業廃棄物」と、同号二中「積替えのための保管上限又は処分等のための保管上限」とあるのは「特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限又は特別管理産業廃棄物に係る処分等のための保管上限」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(特別管理産業廃棄物の運搬を委託できる者)</p> <p>第八条の十四 法第十二条の二第五項の環境省令で定める特別管理産業廃棄物の運搬を委託できる者は、次のとおりとする。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>(特別管理産業廃棄物の処分を委託できる者)</p> <p>第八条の十五 法第十二条の二第五項の環境省令で定める特別管理産業廃棄物の処分を委託できる者は、次のとおりとする。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>(特別管理産業廃棄物の運搬又は処分等の委託契約書に添付すべき書面)</p> <p>第八条の十六の二 第八条の四の規定は、令第六条の六第二号及び令第六条の十五第二号の規定によりその例によることとされる令第六条の二第四号の環境省令で定める書面について準用する。この場合において、第八条の四中「産業廃棄物」とあるのは「特別管理産業廃棄物」と、「第十条の二」とあるのは「第十条の十四」と、「第十条の六」とあるのは「第十条の十八」と読み替えるものとする。</p> <p>(特別管理産業廃棄物の運搬又は処分等の委託契約に含まれるべき事項)</p> <p>第八条の十六の三 第八条の四の二(第五号及び第六号ホに係る部分を除く。)の規定は、令第六条の六第二号及び令第六条の十五第二号の規定によりその例によることとされる令第六条の二第四号への環境省令で定める事項について準用する。この場合において、第八条の四の二第三号中「産業廃棄物収集運搬業又は産業廃棄物処分業」とあるのは「特別管理産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物処分業」と、同条第四号、第六号、第七号及び第九号中「産業廃棄物」とあるのは「特別管理産業廃棄物」と読み替えるものとする。</p>	<p>(特別管理産業廃棄物の運搬を委託できる者)</p> <p>第八条の十四 法第十二条の二第三項の規定による環境省令で定める特別管理産業廃棄物の運搬を委託できる者は、次のとおりとする。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>(特別管理産業廃棄物の処分を委託できる者)</p> <p>第八条の十五 法第十二条の二第三項の規定による環境省令で定める特別管理産業廃棄物の処分を委託できる者は、次のとおりとする。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>(特別管理産業廃棄物の運搬又は処分等の委託契約書に添付すべき書面)</p> <p>第八条の十六の二 第八条の四の規定は、令第六条の六第二号及び令第六条の十五第二号の規定によりその例によることとされる令第六条の二第三号の環境省令で定める書面について準用する。この場合において、第八条の四中「産業廃棄物」とあるのは「特別管理産業廃棄物」と、「第十条の二」とあるのは「第十条の十四」と、「第十条の六」とあるのは「第十条の十八」と読み替えるものとする。</p> <p>(特別管理産業廃棄物の運搬又は処分等の委託契約に含まれるべき事項)</p> <p>第八条の十六の三 第八条の四の二(第五号及び第六号ホに係る部分を除く。)の規定は、令第六条の六第二号及び令第六条の十五第二号の規定によりその例によることとされる令第六条の二第三号ホの環境省令で定める事項について準用する。この場合において、第八条の四の二第三号中「産業廃棄物収集運搬業又は産業廃棄物処分業」とあるのは「特別管理産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物処分業」と、同条第四号、第六号、第七号及び第九号中「産業廃棄物」とあるのは「特別管理産業廃棄物」と読み替えるものとする。</p>

改正案	現 行																				
<p>(特別管理産業廃棄物の運搬又は処分等の委託契約書の保存期間)</p> <p>第八条の十六の四 第八条の四の三の規定は、令第六条の六第二号及び令第六条の十五第二号の規定によりその例によることとされる令第六条の二第五号の環境省令で定める期間について準用する。</p> <p>(特別管理産業廃棄物管理責任者の資格)</p> <p>第八条の十七 法第十二条の二第九項の環境省令で定める資格は、次の各号に定める区分に従い、それぞれ当該各号に定めるものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(多量排出事業者の特別管理産業廃棄物処理計画)</p> <p>第八条の十七の二 法第十二条の二第十項の環境省令で定める基準は、次に掲げる事項を記載した様式第二号の十三による計画書を当該年度の六月三十日までに提出することとする。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 計画期間</p> <p>三 当該事業場において現に行っている事業に関する事項</p> <p>四 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項</p> <p>五 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項</p> <p>六 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項</p> <p>七 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項</p> <p>八 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項</p> <p>九 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項</p> <p>十 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項</p> <p>(実施の状況の報告)</p> <p>第八条の十七の三 法第十二条の二第十一項の規定による報告は、様式第二号の十四による報告書を翌年度の六月三十日までに提出することにより行うものとする。</p> <p>(計画及び実施の状況の公表)</p> <p>第八条の十七の四 法第十二条の二第十二項の規定による公表は、同条第十項の計画の提出又は同条第十一項の規定による報告を受けた後、速やかに、インターネットの利用により公表することにより行うものとする。</p> <p>(特別管理産業廃棄物を生ずる事業者の帳簿記載事項等)</p> <p>第八条の十八 法第十二条の二第十四項において準用する法第七条第十五項の環境省令で定める事業者の帳簿の記載事項は、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、次の表の上欄の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="183 1832 778 2022"> <tr> <td>運搬</td> <td>1 当該特別管理産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2 運搬年月日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4 積替え又は保管を行った場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量</td> </tr> </table>	運搬	1 当該特別管理産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地		2 運搬年月日		3 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量		4 積替え又は保管を行った場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量	<p>(特別管理産業廃棄物の運搬又は処分等の委託契約書の保存期間)</p> <p>第八条の十六の四 第八条の四の三の規定は、令第六条の六第二号及び令第六条の十五第二号の規定によりその例によることとされる令第六条の二第四号の環境省令で定める期間について準用する。</p> <p>(特別管理産業廃棄物管理責任者の資格)</p> <p>第八条の十七 法第十二条の二第七項の規定による環境省令で定める資格は、次の各号に定める区分に従い、それぞれ当該各号に定めるものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(多量排出事業者の特別管理産業廃棄物処理計画)</p> <p>第八条の十七の二 法第十二条の二第八項の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 当該事業場において現に行っている事業の概要を記載すること。</p> <p>二 次に掲げる事項を定めること。</p> <p>イ 計画期間</p> <p>ロ 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項</p> <p>ハ 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項</p> <p>ニ 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項</p> <p>ホ 特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項</p> <p>ヘ 特別管理産業廃棄物の処理に関する事項</p> <p>ト 特別管理産業廃棄物を適正に処理するために講じようとする措置に関する事項</p> <p>三 様式第二号の四による書面を添付すること。</p> <p>四 当該年度の六月三十日までに提出すること。</p> <p>(実施の状況の報告)</p> <p>第八条の十七の三 法第十二条の二第九項の規定による報告は、様式第二号の五による報告書を翌年度の六月三十日までに提出することにより行うものとする。</p> <p>(計画及び実施の状況の公表)</p> <p>第八条の十七の四 法第十二条の二第十項の規定による公表は、同条第八項の計画及び同条第九項の規定による報告の内容を一年間公衆の縦覧に供することにより行うものとする。</p> <p>(特別管理産業廃棄物を生ずる事業者の帳簿記載事項等)</p> <p>第八条の十八 法第十二条の二第十二項において準用する法第七条第十五項の規定による環境省令で定める事業者の帳簿の記載事項は、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、次の表の上欄の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="815 1832 1410 2085"> <tr> <td>運搬</td> <td>1 運搬年月日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3 積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量</td> </tr> <tr> <td>運搬の委託</td> <td>1 委託年月日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2 受託者の氏名又は名称及び住所並びに許可番号</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3 運搬先ごとの委託量</td> </tr> </table>	運搬	1 運搬年月日		2 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量		3 積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量	運搬の委託	1 委託年月日		2 受託者の氏名又は名称及び住所並びに許可番号		3 運搬先ごとの委託量
運搬	1 当該特別管理産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地																				
	2 運搬年月日																				
	3 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量																				
	4 積替え又は保管を行った場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量																				
運搬	1 運搬年月日																				
	2 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量																				
	3 積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量																				
運搬の委託	1 委託年月日																				
	2 受託者の氏名又は名称及び住所並びに許可番号																				
	3 運搬先ごとの委託量																				

改正案	現 行						
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="178 297 288 488">処分</td> <td data-bbox="293 297 783 488"> 1 当該特別管理産業廃棄物の処分を行った事業場の名称及び所在地 2 処分年月日 3 処分方法ごとの処分量 4 処分（埋立処分を除く。）後の廃棄物の持出先ごとの持出量 </td> </tr> </table>	処分	1 当該特別管理産業廃棄物の処分を行った事業場の名称及び所在地 2 処分年月日 3 処分方法ごとの処分量 4 処分（埋立処分を除く。）後の廃棄物の持出先ごとの持出量	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="810 297 920 392">処分</td> <td data-bbox="925 297 1409 392"> 1 処分年月日 2 処分方法ごとの処分量 3 処分（埋立処分を除く。）後の処分の委託 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="810 398 920 519">処分の委託</td> <td data-bbox="925 398 1409 519"> 1 委託年月日 2 受託者の氏名又は名称及び住所並びに許可番号 3 受託者ごとの委託の内容及び委託量 </td> </tr> </table>	処分	1 処分年月日 2 処分方法ごとの処分量 3 処分（埋立処分を除く。）後の処分の委託	処分の委託	1 委託年月日 2 受託者の氏名又は名称及び住所並びに許可番号 3 受託者ごとの委託の内容及び委託量
処分	1 当該特別管理産業廃棄物の処分を行った事業場の名称及び所在地 2 処分年月日 3 処分方法ごとの処分量 4 処分（埋立処分を除く。）後の廃棄物の持出先ごとの持出量						
処分	1 処分年月日 2 処分方法ごとの処分量 3 処分（埋立処分を除く。）後の処分の委託						
処分の委託	1 委託年月日 2 受託者の氏名又は名称及び住所並びに許可番号 3 受託者ごとの委託の内容及び委託量						
<p>2 (略)</p> <p>3 第二条の五第三項の規定は、法第十二条の二第十四項において準用する法第七条第十六項の規定による事業者の帳簿の保存について準用する。</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 第二条の五第三項の規定は、法第十二条の二第十二項において準用する法第七条第十六項の規定による事業者の帳簿の保存について準用する。</p>						
<p>(産業廃棄物管理票の交付を要しない場合)</p> <p>第八条の十九 法第十二条の三第一項（法第十五条の四の七第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の環境省令で定める場合は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三十六号）第二十条第二項の規定により国土交通大臣に届け出て廃油処理事業を行う港湾管理者又は漁港管理者（廃油（同法第三条第十三号に規定する廃油をいう。以下この号及び第十一号において同じ。）の収集若しくは運搬又は処分を行う場合に限る。）に廃油の運搬又は処分を委託する場合</p> <p>三～十一 (略)</p>	<p>(産業廃棄物管理票の交付を要しない場合)</p> <p>第八条の十九 法第十二条の三第一項（法第十五条の四の六第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の環境省令で定める場合は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三十六号）第二十条第二項の規定により国土交通大臣に届け出て廃油処理事業を行う港湾管理者又は漁港管理者（廃油（同法第三条第十三号に規定する廃油をいう。以下この号及び第十号において同じ。）の収集若しくは運搬又は処分を行う場合に限る。）に廃油の運搬又は処分を委託する場合</p> <p>三～十一 (略)</p>						
<p>(産業廃棄物管理票の交付)</p> <p>第八条の二十 管理票の交付は、次により行うものとする。</p> <p>一～五 (略)</p>	<p>(産業廃棄物管理票の交付)</p> <p>第八条の二十 管理票の交付は、次により行うものとする。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>六 交付した管理票の控えを、運搬受託者（処分受託者がある場合には、処分受託者）から管理票の写しの送付があるまでの間保管すること。</p>						
<p>(管理票の記載事項)</p> <p>第八条の二十一 (略)</p> <p>2 管理票の様式は、様式第二号の十五によるものとする。</p>	<p>(管理票の記載事項)</p> <p>第八条の二十一 (略)</p> <p>2 管理票の様式は、様式第二号の六によるものとする。</p>						
<p>(管理票交付者が交付した管理票の写しの保存期間)</p> <p>第八条の二十一の二 法第十二条の三第二項の環境省令で定める期間は、五年とする。</p>							
<p>(運搬受託者の記載事項)</p> <p>第八条の二十二 法第十二条の三第三項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一～四 (略)</p>	<p>(運搬受託者の記載事項)</p> <p>第八条の二十二 法第十二条の三第二項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一～四 (略)</p>						
<p>(運搬受託者の管理票交付者への送付期限)</p> <p>第八条の二十三 法第十二条の三第三項の環境省令で定める期間は、運搬を終了した日から十日とする。</p>	<p>(運搬受託者の管理票交付者への送付期限)</p> <p>第八条の二十三 法第十二条の三第二項の環境省令で定める期間は、運搬を終了した日から十日とする。</p>						
<p>(処分受託者の記載事項)</p> <p>第八条の二十四 法第十二条の三第四項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一～四 (略)</p>	<p>(処分受託者の記載事項)</p> <p>第八条の二十四 法第十二条の三第三項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一～四 (略)</p>						

改正案	現 行
<p>(処分受託者の管理票交付者への送付期限) 第八条の二十五 法第十二条の三四項の環境省令で定める期間は、処分を終了した日から十日とする。</p>	<p>(処分受託者の管理票交付者への送付期限) 第八条の二十五 法第十二条の三第三項の環境省令で定める期間は、処分を終了した日から十日とする。</p>
<p>(処分受託者の管理票交付者への管理票の写しの送付) 第八条の二十五の二 処分受託者は、法第十二条の三四項前段若しくは第五項又は第十二条の五第五項の規定により最終処分が終了した旨が記載された管理票の写しの送付を受けたときは、法第十二条の三第一項の規定により交付された管理票又は同条第三項後段の規定により回付された管理票に最終処分が終了した旨、当該最終処分を行った場所の所在地及び当該最終処分が終了した年月日を記載するとともに、当該管理票に係る全ての中間処理産業廃棄物について最終処分が適正に終了したことを確認の上、当該処分を委託した管理票交付者に当該管理票の写しを送付しなければならない。</p>	<p>(処分受託者の管理票交付者への管理票の写しの送付) 第八条の二十五の二 処分受託者は、法第十二条の三第三項前段若しくは第四項又は第十二条の五第五項の規定により最終処分が終了した旨が記載された管理票の写しの送付を受けたときは、法第十二条の三第一項の規定により交付された管理票又は同条第二項後段の規定により回付された管理票に最終処分が終了した旨、当該最終処分を行った場所の所在地及び当該最終処分が終了した年月日を記載するとともに、当該管理票に係るすべての中間処理産業廃棄物について最終処分が適正に終了したことを確認の上、当該処分を委託した管理票交付者に当該管理票の写しを送付しなければならない。</p>
<p>(処分受託者の管理票交付者への送付期限) 第八条の二十五の三 法第十二条の三五項の環境省令で定める期間は、十日とする。</p>	<p>(処分受託者の管理票交付者への送付期限) 第八条の二十五の三 法第十二条の三四項の環境省令で定める期間は、十日とする。</p>
<p>(管理票交付者が送付を受けた管理票の写しの保存期間) 第八条の二十六 法第十二条の三六項の環境省令で定める期間は、五年とする。</p>	<p>(管理票交付者の管理票の写しの保存期間) 第八条の二十六 法第十二条の三五項の環境省令で定める期間は、五年とする。</p>
<p>(管理票交付者の報告書) 第八条の二十七 法第十二条の三七項の規定による管理票に関する報告書は、産業廃棄物を排出する事業場（同一の都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項に規定する中核市又は呉市、大牟田市若しくは佐世保市にあつては、市）の区域内に設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が二以上ある場合には、当該二以上の事業場を一の事業場とする。）ごとに、毎年六月三十日までに、その年の三月三十一日以前の一年間において交付した管理票の交付等の状況に関し、様式第三号により作成し、当該事業場の所在地を管轄する都道府県知事に提出するものとする。</p>	<p>(管理票交付者の報告書) 第八条の二十七 法第十二条の三六項の規定による管理票に関する報告書は、産業廃棄物を排出する事業場（同一の都道府県（令第二十七条に規定する市にあつては、市）の区域内に設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が二以上ある場合には、当該二以上の事業場を一の事業場とする。）ごとに、毎年六月三十日までに、その年の三月三十一日以前の一年間において交付した管理票の交付等の状況に関し、様式第三号により作成し、当該事業場の所在地を管轄する都道府県知事に提出するものとする。</p>
<p>(管理票の写しの送付を受けるまでの期間) 第八条の二十八 法第十二条の三八項の環境省令で定める期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。 一 法第十二条の三第三項前段又は第四項前段の規定による管理票の写しの送付管理票の交付の日から九十日（特別管理産業廃棄物に係る管理票にあつては、六十日） 二 法第十二条の三五項又は第十二条の五第五項の規定による最終処分が終了した旨が記載された管理票の写しの送付管理票の交付の日から百八十日</p>	<p>(管理票の写しの送付を受けるまでの期間) 第八条の二十八 法第十二条の三七項の環境省令で定める期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。 一 法第十二条の三第二項前段又は第三項前段の規定による管理票の写しの送付管理票の交付の日から九十日（特別管理産業廃棄物に係る管理票にあつては、六十日） 二 法第十二条の三四項又は第十二条の五第五項の規定による最終処分が終了した旨が記載された管理票の写しの送付管理票の交付の日から百八十日</p>
<p>(管理票交付者が講ずべき措置) 第八条の二十九 管理票交付者は、法第十二条の三八項に規定するときは、生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずるとともに、次の表の上欄の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる報告期限までに、様式第四号による報告書を都道府県知事に提出するものとする。</p>	<p>(管理票交付者が講ずべき措置) 第八条の二十九 管理票交付者は、法第十二条の三七項に規定するときは、生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずるとともに、前条に規定する期間が経過した日から三十日以内に、様式第四号による報告書を都道府県知事に提出するものとする。</p>

改正案	現 行												
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="178 295 632 324">区分</th> <th data-bbox="633 295 783 324">報告期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="178 327 632 454">前条に規定する期間内に法第十二条の三第三項から第五項まで又は第十二条の五第五項の規定による管理票の写しの送付を受けないとき</td> <td data-bbox="633 327 783 454">前条に規定する期間が経過した日から三十日以内</td> </tr> <tr> <td data-bbox="178 456 632 584">法第十二条の三第三項から第五項まで又は第十二条の五第五項の規定に規定する事項が記載されていない管理票の写しの送付を受けたとき</td> <td data-bbox="633 456 783 584">当該管理票の写しの送付を受けた日から三十日以内</td> </tr> <tr> <td data-bbox="178 586 632 714">虚偽の記載のある管理票の写しの送付を受けたとき</td> <td data-bbox="633 586 783 714">虚偽の記載のあることを知った日から三十日以内</td> </tr> <tr> <td data-bbox="178 716 632 996">法第十四条第十三項又は第十四条の四第十三項の規定による通知を受けた場合において、産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物収集運搬業者に引き渡した産業廃棄物（当該通知をした産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物収集運搬業者にその運搬を委託したものに限る。）に係る法第十二条の三第三項の規定による管理票の写しの送付を受けていないとき</td> <td data-bbox="633 716 783 996">当該通知を受けた日から三十日以内</td> </tr> <tr> <td data-bbox="178 999 632 1310">法第十四条第十三項又は第十四条の四第十三項の規定による通知を受けた場合において、産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物収集運搬業者若しくは特別管理産業廃棄物処分業者に引き渡した産業廃棄物（当該通知をした産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物処分業者にその処分を委託したものに限る。）に係る法第十二条の三第四項の規定による管理票の写しの送付を受けていないとき</td> <td data-bbox="633 999 783 1310">該通知を受けた日から三十日以内</td> </tr> </tbody> </table>	区分	報告期限	前条に規定する期間内に法第十二条の三第三項から第五項まで又は第十二条の五第五項の規定による管理票の写しの送付を受けないとき	前条に規定する期間が経過した日から三十日以内	法第十二条の三第三項から第五項まで又は第十二条の五第五項の規定に規定する事項が記載されていない管理票の写しの送付を受けたとき	当該管理票の写しの送付を受けた日から三十日以内	虚偽の記載のある管理票の写しの送付を受けたとき	虚偽の記載のあることを知った日から三十日以内	法第十四条第十三項又は第十四条の四第十三項の規定による通知を受けた場合において、産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物収集運搬業者に引き渡した産業廃棄物（当該通知をした産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物収集運搬業者にその運搬を委託したものに限る。）に係る法第十二条の三第三項の規定による管理票の写しの送付を受けていないとき	当該通知を受けた日から三十日以内	法第十四条第十三項又は第十四条の四第十三項の規定による通知を受けた場合において、産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物収集運搬業者若しくは特別管理産業廃棄物処分業者に引き渡した産業廃棄物（当該通知をした産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物処分業者にその処分を委託したものに限る。）に係る法第十二条の三第四項の規定による管理票の写しの送付を受けていないとき	該通知を受けた日から三十日以内	<p>(運搬受託者の管理票等の保存期間) 第八条の三十 法第十二条の三第八項の環境省令で定める期間は、五年とする。</p> <p>(処分受託者の管理票の保存期間) 第八条の三十の二 法第十二条の三第九項の環境省令で定める期間は、五年とする。</p> <p>(情報処理センターへの登録手続) 第八条の三十一の二 法第十二条の五第一項（法第十五条の四の七第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による情報処理センターへの登録は、次により行うものとする。 一～六 （略）</p> <p>(処分受託者の情報処理センターへの報告) 第八条の三十四の二 処分受託者は、法第十二条の三第四項前段若しくは第五項又は第十二条の五第五項の規定により最終処分が終了した旨が記載された管理票の写しの送付を受けたときは、当該管理票に係る登録に係る全ての中間処理産業廃棄物について最終処分が適正に終了したことを確認の上、情報処理センターに最終処分を行った場所の所在地、当該最終処分が終了した年月日及び当該登録に係る登録番号を報告し</p>
区分	報告期限												
前条に規定する期間内に法第十二条の三第三項から第五項まで又は第十二条の五第五項の規定による管理票の写しの送付を受けないとき	前条に規定する期間が経過した日から三十日以内												
法第十二条の三第三項から第五項まで又は第十二条の五第五項の規定に規定する事項が記載されていない管理票の写しの送付を受けたとき	当該管理票の写しの送付を受けた日から三十日以内												
虚偽の記載のある管理票の写しの送付を受けたとき	虚偽の記載のあることを知った日から三十日以内												
法第十四条第十三項又は第十四条の四第十三項の規定による通知を受けた場合において、産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物収集運搬業者に引き渡した産業廃棄物（当該通知をした産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物収集運搬業者にその運搬を委託したものに限る。）に係る法第十二条の三第三項の規定による管理票の写しの送付を受けていないとき	当該通知を受けた日から三十日以内												
法第十四条第十三項又は第十四条の四第十三項の規定による通知を受けた場合において、産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物収集運搬業者若しくは特別管理産業廃棄物処分業者に引き渡した産業廃棄物（当該通知をした産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物処分業者にその処分を委託したものに限る。）に係る法第十二条の三第四項の規定による管理票の写しの送付を受けていないとき	該通知を受けた日から三十日以内												

改 正 案	現 行										
<p>なければならない。</p> <p>(処分受託者の管理票交付者への管理票の写しの送付) 第八条の三十四の五 処分受託者は、法第十二条の五第五項に規定する場合には、法第十二条の三第一項の規定により交付された管理票又は同条第三項後段の規定により回付された管理票に最終処分が終了した旨、当該最終処分を行った場所の所在地及び当該最終処分が終了した年月日を記載するとともに、当該管理票に係る<u>全ての</u>中間処理産業廃棄物について最終処分が適正に終了したことを確認の上、当該処分を委託した管理票交付者に当該管理票の写しを送付しなければならない。</p> <p>(電子情報処理組織使用事業者が講ずべき措置) 第八条の三十八 電子情報処理組織使用事業者は、法第十二条の五第十項に規定するときは、生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずるとともに、次の表の上欄の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる報告期限までに、様式第五号による報告書を都道府県知事に提出するものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">報告期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法第十二条の五第九項の規定による通知を受けたとき</td> <td>前条に規定する期間が経過した日から三十日以内</td> </tr> <tr> <td>法第十二条の五第四項の規定により通知を受けた同条第二項又は第三項の規定による報告が虚偽の内容を含むとき</td> <td>虚偽の内容を含むことを知った日から三十日以内</td> </tr> <tr> <td>法第十四条第十三項又は第十四条の四第十三項の規定による通知を受けた場合において、第十二条の五第四項の規定による第十二条の五第一項の報告に係る産業廃棄物（当該通知をした産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物収集運搬業者にその運搬を委託したものに限る。）の運搬が終了した旨の通知を受けていないとき</td> <td>法第十四条第十三項又は第十四条の四第十三項の規定による通知を受けた日から三十日以内</td> </tr> <tr> <td>法第十四条第十三項又は第十四条の四第十三項の規定による通知を受けた場合において、第十二条の五第四項の規定による第十二条の五第一項の報告に係る産業廃棄物（当該通知をした産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物処分業者にその処分を委託したものに限る。）の処分が終了した旨の通知を受けていないとき</td> <td>法第十四条第十三項又は第十四条の四第十三項の規定による通知を受けた日から三十日以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>(産業廃棄物収集運搬業の許可の申請) 第九条の二 法第十四条第一項の規定により産業廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第六号による申請書を都道府県知事に提出しなければならない。 一～三 (略)</p> <p>四・五 (略)</p>	区分	報告期限	法第十二条の五第九項の規定による通知を受けたとき	前条に規定する期間が経過した日から三十日以内	法第十二条の五第四項の規定により通知を受けた同条第二項又は第三項の規定による報告が虚偽の内容を含むとき	虚偽の内容を含むことを知った日から三十日以内	法第十四条第十三項又は第十四条の四第十三項の規定による通知を受けた場合において、第十二条の五第四項の規定による第十二条の五第一項の報告に係る産業廃棄物（当該通知をした産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物収集運搬業者にその運搬を委託したものに限る。）の運搬が終了した旨の通知を受けていないとき	法第十四条第十三項又は第十四条の四第十三項の規定による通知を受けた日から三十日以内	法第十四条第十三項又は第十四条の四第十三項の規定による通知を受けた場合において、第十二条の五第四項の規定による第十二条の五第一項の報告に係る産業廃棄物（当該通知をした産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物処分業者にその処分を委託したものに限る。）の処分が終了した旨の通知を受けていないとき	法第十四条第十三項又は第十四条の四第十三項の規定による通知を受けた日から三十日以内	<p>しなければならない。</p> <p>(処分受託者の管理票交付者への管理票の写しの送付) 第八条の三十四の五 処分受託者は、法第十二条の五第五項に規定する場合には、法第十二条の三第一項の規定により交付された管理票又は同条第二項後段の規定により回付された管理票に最終処分が終了した旨、当該最終処分を行った場所の所在地及び当該最終処分が終了した年月日を記載するとともに、当該管理票に係る<u>すべての</u>中間処理産業廃棄物について最終処分が適正に終了したことを確認の上、当該処分を委託した管理票交付者に当該管理票の写しを送付しなければならない。</p> <p>(電子情報処理組織使用事業者が講ずべき措置) 第八条の三十八 電子情報処理組織使用事業者は、法第十二条の五第十項に規定するときは、生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずるとともに、前条に規定する期間が経過した日から三十日以内に、様式第五号による報告書を都道府県知事に提出するものとする。</p> <p>(産業廃棄物収集運搬業の許可の申請) 第九条の二 法第十四条第一項の規定により産業廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第六号による申請書を都道府県知事に提出しなければならない。 一～三 (略)</p> <p>四 他に産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の許可を受けている場合にあつては、当該許可に係る許可番号（許可を申請している場合にあつては、申請年月日）</p> <p>五・六 (略)</p>
区分	報告期限										
法第十二条の五第九項の規定による通知を受けたとき	前条に規定する期間が経過した日から三十日以内										
法第十二条の五第四項の規定により通知を受けた同条第二項又は第三項の規定による報告が虚偽の内容を含むとき	虚偽の内容を含むことを知った日から三十日以内										
法第十四条第十三項又は第十四条の四第十三項の規定による通知を受けた場合において、第十二条の五第四項の規定による第十二条の五第一項の報告に係る産業廃棄物（当該通知をした産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物収集運搬業者にその運搬を委託したものに限る。）の運搬が終了した旨の通知を受けていないとき	法第十四条第十三項又は第十四条の四第十三項の規定による通知を受けた日から三十日以内										
法第十四条第十三項又は第十四条の四第十三項の規定による通知を受けた場合において、第十二条の五第四項の規定による第十二条の五第一項の報告に係る産業廃棄物（当該通知をした産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物処分業者にその処分を委託したものに限る。）の処分が終了した旨の通知を受けていないとき	法第十四条第十三項又は第十四条の四第十三項の規定による通知を受けた日から三十日以内										

改正案	現 行								
<p>六 他に法第十四条第一項若しくは第六項又は第十四条の四第一項若しくは第六項の許可を受けている場合にあつては、これらの許可に係る許可番号（これらの許可の申請をしている場合にあつては、申請年月日）</p> <p>七 （略）</p> <p>八 申請者が法人である場合には、役員の氏名及び住所</p> <p>九・十 （略）</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 申請者が法人である場合には、直前三年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類</p> <p>七～十一 （略）</p> <p>十二 申請者が法人である場合には、役員の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書</p> <p>十三・十四 （略）</p> <p>十五 申請者が令第六条の九第二号に掲げる者に該当するものとして法第十四条第二項の許可の更新を受けようとする者である場合には、次条第一号に掲げる基準に適合することを誓約する書面並びに同条第二号から第四号まで及び第七号に掲げる基準に適合することを証する書類</p> <p>3 都道府県知事は、申請者が次条各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、前項の規定にかかわらず、同項第一号及び第六号に掲げる書類並びに同項第八号に掲げる書類のうち定款又は寄附行為（申請者が個人である場合には、同項第一号に掲げる書類）の添付を要しないものとする事ができる。</p>	<p>七 （略）</p> <p>八 申請者が法人である場合には、<u>法第十四条第五項第二号二に規定する</u>役員の氏名及び住所</p> <p>九・十 （略）</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 申請者が法人である場合には、直前三年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類</p> <p>七～十一 （略）</p> <p>十二 申請者が法人である場合には、<u>法第十四条第五項第二号二に規定する</u>役員の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書</p> <p>十三・十四 （略）</p> <p>3 都道府県知事は、申請者が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、前項の規定にかかわらず、同項第一号、第四号、第六号及び第八号に掲げる書類（申請者が個人である場合には、同項第一号及び第四号に掲げる書類）の添付を要しないものとする事ができる。</p> <p>一 不利益処分を受け、その不利益処分のあつた日から五年を経過しない者に該当せず、かつ、当該申請の際直前の五年以上にわたり法第十四条第一項の許可を受けて産業廃棄物の収集又は運搬を業としての確に行つていること。</p> <p>二 次表の上欄に掲げる事項に係る情報について、当該申請の際直前の五年以上にわたり、インターネットを利用する方法により公開し、かつ、それぞれ同表の下欄に掲げるところに従つて更新していること。</p> <table border="1" data-bbox="810 1507 1412 2078"> <thead> <tr> <th>公開事項</th> <th>更新すべき場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名</td> <td>変更の都度</td> </tr> <tr> <td>ロ 申請者が法人である場合には、<u>法第十四条第項第二号二に規定する</u>役員（申請者に令第六の十に規定する使用人がある場合には、そのを含む。第十条の四第三項第二号表ロに同じ。）の氏名及び就任年月日</td> <td>変更の都度</td> </tr> <tr> <td>ハ 申請者が法人である場合には、法人の名称、立年月日、資本金又は出資金及び事業（他に業廃棄物収集運搬業の許可を受けている場合あつては、当該許可に係るものを含む。以下の表において同じ。）の内容（法人の名称、本金若しくは出資金又は事業の内容を変更した場合にあつては、当該変更に係る履歴を明らかにするものとする。第十条の四第三項第二号ハに</td> <td>変更の都度</td> </tr> </tbody> </table>	公開事項	更新すべき場合	イ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名	変更の都度	ロ 申請者が法人である場合には、 <u>法第十四条第項第二号二に規定する</u> 役員（申請者に令第六の十に規定する使用人がある場合には、そのを含む。第十条の四第三項第二号表ロに同じ。）の氏名及び就任年月日	変更の都度	ハ 申請者が法人である場合には、法人の名称、立年月日、資本金又は出資金及び事業（他に業廃棄物収集運搬業の許可を受けている場合あつては、当該許可に係るものを含む。以下の表において同じ。）の内容（法人の名称、本金若しくは出資金又は事業の内容を変更した場合にあつては、当該変更に係る履歴を明らかにするものとする。第十条の四第三項第二号ハに	変更の都度
公開事項	更新すべき場合								
イ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名	変更の都度								
ロ 申請者が法人である場合には、 <u>法第十四条第項第二号二に規定する</u> 役員（申請者に令第六の十に規定する使用人がある場合には、そのを含む。第十条の四第三項第二号表ロに同じ。）の氏名及び就任年月日	変更の都度								
ハ 申請者が法人である場合には、法人の名称、立年月日、資本金又は出資金及び事業（他に業廃棄物収集運搬業の許可を受けている場合あつては、当該許可に係るものを含む。以下の表において同じ。）の内容（法人の名称、本金若しくは出資金又は事業の内容を変更した場合にあつては、当該変更に係る履歴を明らかにするものとする。第十条の四第三項第二号ハに	変更の都度								

改正案	現 行	
<p>4 申請者は、直前の事業年度（申請者が令第六条の九第二号に掲げる者に該当するものとして法第十四条第二項の許可の更新を受けようとする者である場合にあつては、直前の二事業年度）に係る有価証券報告書を作成しているときは、第二項第六号及び第八号に掲げる書類に代えて、当該有価証券報告書を申請書に添付することができる。</p> <p>5 都道府県知事は、申請者が法第十四条第一項若しくは第六項、第十四条の二第一項、第十四条の四第一項若しくは第六項、第十四条の五第一項、第十五条第一項又は第十五条の二</p>	<p>において同じ。)</p>	
	<p>二 申請者が個人である場合には、事業の内容（業の内容を変更した場合にあつては、当該変に係る履歴を明らかにするものとする。第十の四第三項第二号表二において同じ。)</p>	<p>変更の都度</p>
	<p>ホ 事業計画（他に産業廃棄物収集運搬業の許可を受けている場合にあつては、当該許可に係る業に関するものを含む。）の概要</p>	<p>変更の都度</p>
	<p>ハ 第十条の二に規定する許可証の記載事項</p>	<p>変更の都度</p>
	<p>ト 事業の用に供する施設の種類の、処理能力並び処理方式、構造及び設備の概要</p>	<p>変更の都度</p>
	<p>チ 直前一年間（情報をインターネットにより公又は更新する日の属する月の前々月以前一年をいう。第十条の四第三項第二号表又及びルにおいて同じ。）の各月の受入量及び運搬方法との運搬量（産業廃棄物の種類ごとに算出するものとする。)</p>	<p>六月ごとに1回</p>
	<p>リ 申請者が法人である場合には、直前三年の各業年度における貸借対照表及び損益計算書</p>	<p>1年ごとに1回</p>
	<p>ヌ 事業者がその産業廃棄物の運搬を申請者に委するに当たつて支払う料金を提示する方法</p>	<p>変更の都度</p>
	<p>ル 業務を所掌する組織及び人員配置を明確にした図</p>	<p>変更の都度（人員配置については一年ごとに一回)</p>
	<p>ヲ 産業廃棄物の処理その他環境保全に係る技術に関する資格の種類ごとの当該資格を取得した者の数</p>	<p>変更の都度</p>
	<p>ヅ 産業廃棄物の処理に係る講習会の課程を修了した者の数（当該講習会の名称及び実施者並び修了日ごとに算出するものとし、修了番号を与する講習会を修了した場合は、付与された了番号を記載するものとする。第十条の四第四項第二号表タにおいて同じ。)</p>	<p>変更の都度</p>
	<p>カ 事業の実施に関し生活環境の保全上利害関係有する者に対する事業場の公開の有無（公開している場合には、公開の頻度)</p>	<p>変更の都度</p>
	<p>三 事業活動に係る環境配慮の取組が、その体制及び手続に係る標準的な規格等に適合していることについて、環境大臣が定める認証制度により認められていること。</p>	<p>4 申請者は、直前の事業年度に係る有価証券報告書を作成しているときは、第二項第六号及び第八号に掲げる書類に代えて、当該有価証券報告書を申請書に添付することができる。</p>
	<p>5 都道府県知事は、申請者が法第十四条第一項若しくは第六項、第十四条の二第一項、第十四条の四第一項若しくは第六項、第十四条の五第一項、第十五条第一項又は第十五条の二</p>	<p>5 都道府県知事は、申請者が法第十四条第一項若しくは第六項、第十四条の二第一項、第十四条の四第一項若しくは第六項、第十四条の五第一項、第十五条第一項又は第十五条の二</p>

改正案	現 行				
<p>の六第一項の規定による許可（平成十二年十月一日以降に受けた許可であつて、当該許可の日から起算して五年を経過しないもの（この項（第十条の九第二項、第十条の十二第二項及び第十条の二十二第二項において準用する場合を含む。）、第十条の四第五項（第十条の九第三項、第十条の十六第二項及び第十条の二十二第三項において準用する場合を含む。）及び第十一条第八項（第十二条の九第四項、第十二条の十一の十二第三項、第十二条の十一の十三第三項及び第十二条の十二第三項において準用する場合を含む。）の規定により別に受けた許可に係る許可証を提出して受けた許可を除く。）に限る。）を受けている場合は、第二項の規定にかかわらず、同項第九号から第十四号までに掲げる書類の全部又は一部に代えて、当該許可に係る許可証（許可の更新の申請の場合にあつては、当該許可に係るものを除く。）を提出させることができる。</p>	<p>の五第一項の規定による許可（平成十二年十月一日以降に受けた許可であつて、当該許可の日から起算して五年を経過しないもの（この項（第十条の九第二項、第十条の十二第二項及び第十条の二十二第二項において準用する場合を含む。）、第十条の四第五項（第十条の九第三項、第十条の十六第二項及び第十条の二十二第三項において準用する場合を含む。）及び第十一条第八項（第十二条の九第四項、第十二条の十一の四第三項、第十二条の十一の五第三項及び第十二条の十二第三項において準用する場合を含む。）の規定により別に受けた許可に係る許可証を提出して受けた許可を除く。）に限る。）を受けている場合は、第二項の規定にかかわらず、同項第九号から第十四号までに掲げる書類の全部又は一部に代えて、当該許可に係る許可証（許可の更新の申請の場合にあつては、当該許可に係るものを除く。）を提出させることができる。</p>				
<p>6 （略）</p>	<p>6 （略）</p>				
<p>（産業廃棄物収集運搬業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準） <u>第九条の三 令第六条の九第二号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。</u> 二 従前の法第十四条第一項の許可に係る許可の有効期間（同条第三項に規定する許可の有効期間をいう。）において特定不利益処分（次に掲げる不利益処分をいう。以下同じ。）を受けていないこと。 一 法第七条の三、第九条の二、第十四条の三（法第十四条の六において準用する場合を含む。）、第十五条の二の七、第十九条の三、第十九条の四第一項、第十九条の四の二第一項、第十九条の五第一項又は第十九条の六第一項の規定による命令 二 法第九条の二の二第一項若しくは第二項又は第十五条の三の規定による許可の取消し 三 法第九条の八第九項（法第十五条の四の二第三項において準用する場合を含む。）、第九条の九第十項（法第十五条の四の三第三項において準用する場合を含む。）又は第九条の十第七項（法第十五条の四の四第三項において準用する場合を含む。）の規定による認定の取消し 四 次表の上欄に掲げる事項に係る情報について、当該許可の更新の申請の日前六月間（申請者が令第六条の九第二号に掲げる者である場合にあつては従前の法第十四条第一項の許可を受けた日から当該申請の日までの間）、インターネットを利用する方法により公表し、かつ、それぞれ同表の下欄に掲げるところに従つて更新していること。</p>					
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="162 1668 614 1702">公表事項</th> <th data-bbox="614 1668 798 1702">更新すべき場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="162 1702 614 2078"> 一 申請者が法人である場合には、当該法人に関する次に掲げる事項（(1)、(4)又は(6)に掲げる事項を変更した場合にあつては、当該変更に係る履歴を含む。） (1) 名称 (2) 事務所又は事業場の所在地 (3) 設立年月日 (4) 資本金又は出資金 (5) 代表者、役員及び令第六条の十に規定する使用人（以下「代表者等」という。）の氏名及び就任年月日 (6) 事業（他に法第十四条第一項若し </td> <td data-bbox="614 1702 798 2078"> 変更の都度 (5)に掲げる事項については一年に一回以上 </td> </tr> </tbody> </table>	公表事項	更新すべき場合	一 申請者が法人である場合には、当該法人に関する次に掲げる事項（(1)、(4)又は(6)に掲げる事項を変更した場合にあつては、当該変更に係る履歴を含む。） (1) 名称 (2) 事務所又は事業場の所在地 (3) 設立年月日 (4) 資本金又は出資金 (5) 代表者、役員及び令第六条の十に規定する使用人（以下「代表者等」という。）の氏名及び就任年月日 (6) 事業（他に法第十四条第一項若し	変更の都度 (5)に掲げる事項については一年に一回以上	
公表事項	更新すべき場合				
一 申請者が法人である場合には、当該法人に関する次に掲げる事項（(1)、(4)又は(6)に掲げる事項を変更した場合にあつては、当該変更に係る履歴を含む。） (1) 名称 (2) 事務所又は事業場の所在地 (3) 設立年月日 (4) 資本金又は出資金 (5) 代表者、役員及び令第六条の十に規定する使用人（以下「代表者等」という。）の氏名及び就任年月日 (6) 事業（他に法第十四条第一項若し	変更の都度 (5)に掲げる事項については一年に一回以上				

改正案	現 行
<p>くは第六項又は第十四条の四第一項若しくは第六項の許可を受けている場合にあつては、これらの許可に係るものを含む。以下この表及び第八号において同じ。)の内容</p>	
<p>□ 申請者が個人である場合には、氏名、住所及び事業の内容（事業の内容を変更した場合にあつては、当該変更に係る履歴を含む。）</p>	変更の都度
<p>ハ 事業計画（他に法第十四条第一項若しくは第六項又は第十四条の四第一項若しくは第六項の許可を受けている場合にあつては、これらの許可に係る事業に関するものを含む。）の概要</p>	変更の都度
<p>ニ 申請者が受けている法第十四条第一項若しくは第六項又は第十四条の四第一項若しくは第六項の許可（他にこれらの許可を受けている場合にあつては、当該許可を含む。）に係る第十条の二若しくは第十条の六又は第十条の十四若しくは第十条の十八に規定する許可証の写し</p>	変更の都度
<p>ホ 事業の用に供する施設に関する次に掲げる事項 (1) 運搬施設の種類及び数量並びに運搬車に係る低公害車の導入の状況 (2) 積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管の場所ごとの所在地、面積、積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合には、その旨を含む。）及び積替えのための保管上限</p>	変更の都度 ((1)に掲げる事項については一年に一回以上)
<p>ヘ 情報をインターネットを利用する方法により公表する日（当該情報を更新する場合にあつては、更新する日。以下「情報公表日」という。）の属する月の前々月までの三年間（以下「直前三年間」という。）の各月において事業者から引渡しを受けた産業廃棄物に関する次に掲げる事項 (1) 産業廃棄物の種類ごとの受入量 (2) 産業廃棄物の種類ごと及び運搬方法ごとの運搬量</p>	一年に一回以上
<p>ト 申請者が法人である場合には、直前三年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表</p>	一年に一回以上
<p>チ 事業者がその産業廃棄物の処分を申請者に委託するに当たつて支払う料金を提示する方法</p>	変更の都度
<p>リ 業務を所掌する組織及び人員配置</p>	変更の都度（人員配置については一年に一回以上）
<p>ヌ 事業の実施に関し生活環境の保全上利害関係を有する者に対する事業場の公開</p>	変更の都度

改正案	現 行
<p><u>の有無及び公開している場合にあつては公開の頻度</u></p> <p>三 <u>その事業活動に係る環境配慮の状況が国際標準化機構が定めた規格第一四〇〇一号に適合している旨の認証を受けていること又はその事業活動に係る環境配慮の状況について財団法人地球環境戦略研究機関（平成十年三月三十一日に財団法人地球環境戦略研究機関という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）による認証を受けていること。</u></p> <p>四 <u>その使用に係る入出力装置が情報処理センターの使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と電気通信回線で接続されていること。</u></p> <p>五 <u>直前三年の各事業年度のうちいずれかの事業年度における貸借対照表上の純資産の額を当該貸借対照表上の純資産の額及び負債の額の合計額で除して得た値（以下「自己資本比率」という。）が百分の十以上であること。</u></p> <p>六 <u>直前三年の各事業年度における損益計算書上の経常利益金額に当該損益計算書上の減価償却費の額を加えて得た額（以下「経常利益金額等」という。）の平均額が零を超えること。</u></p> <p>七 <u>法人税等（法人税、消費税、住民税（道府県民税、市町村民税、都民税及び特別区民税をいう。）、事業税、地方消費税、不動産取得税、固定資産税、事業所税及び都市計画税、社会保険料（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第七十四条第二項に規定する社会保険料をいう。）並びに労働保険料（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第十条第二項に規定する労働保険料をいう。）をいう。以下同じ。）を滞納していないこと。</u></p> <p>八 <u>事業の用に供する特定廃棄物最終処分場（特定一般廃棄物最終処分場及び特定産業廃棄物最終処分場（法第十五条の二の四において読み替えて準用する法第八条の五第一項に規定する特定産業廃棄物最終処分場をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）について積み立てるべき維持管理積立金の積立てをしていること。</u></p> <p>（産業廃棄物収集運搬業の許可証） 第十条の二 都道府県知事は、法第十四条第一項の規定により産業廃棄物収集運搬業の許可をしたとき、又は法第十四条の二第一項の規定により当該事業の範囲の変更の許可をしたときは、様式第七号（令第六条の九第二号に掲げる者にあつては、様式第七号の二）による許可証を交付しなければならない。</p> <p>（産業廃棄物処分業の許可の申請） 第十条の四 法第十四条第六項の規定により産業廃棄物処分業の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第八号による申請書を都道府県知事に提出しなければならない。 一～三 （略）</p> <p>四 <u>事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日及び処理能力（当該施設が産業廃棄物の最終処分場である場合にあつては、埋立地（産業廃棄物の埋立処分の用</u></p>	<p>（産業廃棄物収集運搬業の許可証） 第十条の二 都道府県知事は、法第十四条第一項の規定により産業廃棄物収集運搬業の許可をしたとき、又は法第十四条の二第一項の規定により当該事業の範囲の変更の許可をしたときは、様式第七号による許可証を交付しなければならない。</p> <p>（産業廃棄物処分業の許可の申請） 第十条の四 法第十四条第六項の規定により産業廃棄物処分業の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第八号による申請書を都道府県知事に提出しなければならない。 一～三 （略）</p> <p>四 <u>他に産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の許可を受けている場合にあつては、当該許可に係る許可番号（許可を申請している場合にあつては、申請年月日）</u></p> <p>五 <u>事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日及び処理能力（当該施設が産業廃棄物の最終処分場である場合にあつては、埋立地（産業廃棄物の埋立処分の用</u></p>

改 正 案	現 行														
<p>に供される場所をいう。次条、第十条の十六の二、第十二条の七の八、第十二条の七の十三、第十二条の三十一から第十二条の三十五まで、第十二条の三十七及び第十二条の四十を除き、以下同じ。)の面積及び埋立容量。第十二条の十二の二十五第一項第八号並びに第十七条第二項第一号及び第二号を除き、以下同じ。)</p> <p>五～七 (略)</p> <p>八 他に法第十四条第一項若しくは第六項又は第十四条の四第一項若しくは第六項の許可を受けている場合にあつては、これらの許可に係る許可番号(これらの許可の申請をしている場合にあつては、申請年月日)</p> <p>九 (略)</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。</p> <p>一～八 (略)</p> <p>九 申請者が令第六条の十一第二号に掲げる者に該当するものとして法第十四条第七項の許可の更新を受けようとする者である場合には、次条第一号に掲げる基準に適合することを誓約する書面並びに同条第二号から第四号まで及び第七号に掲げる基準に適合することを証する書類</p> <p>3 都道府県知事は、申請者が次条各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、前項の規定にかかわらず、同項第一号及び第四号に掲げる書類並びに同項第八号に掲げる書類(第九条の二第二項第六号に掲げる書類及び同項第八号に掲げる書類のうち定款又は寄附行為に限る。)(申請者が個人である場合には、前項第一号及び第四号に掲げる書類)の添付を要しないものとする事ができる。</p>	<p>に供される場所をいう。第十二条の三十一から第十二条の三十五まで、第十二条の三十七及び第十二条の四十を除き、以下同じ。)の面積及び埋立容量。第十二条の十二の二十五第一項第八号並びに第十七条第二項第一号及び第二号を除き、以下同じ。)</p> <p>六～八 (略)</p> <p>九 (略)</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。</p> <p>一～八 (略)</p> <p>3 都道府県知事は、申請者が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、前項の規定にかかわらず、同項第一号、第四号及び第六号に掲げる書類並びに第八号に掲げる書類のうち第九条の二第二項第六号及び第八号に掲げる書類(申請者が個人である場合には、前項第一号、第四号及び第六号に掲げる書類)の添付を要しないものとする事ができる。</p> <p>一 不利益処分を受け、その不利益処分のあつた日から五年を経過しない者に該当せず、かつ、当該申請の際直前の五年以上にわたり法第十四条第六項の許可を受けて産業廃棄物の処分を業としての確に行つていること。</p> <p>二 次表の上欄に掲げる事項に係る情報について、当該申請の際直前の五年以上にわたり、インターネットを利用する方法により公開し、かつ、それぞれ同表の下欄に掲げるところに従つて更新していること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">公開事項</th> <th style="text-align: center;">更新すべき場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</td> <td>変更の都度</td> </tr> <tr> <td>ロ 申請者が法人である場合には、法第十四条第五項第二号二に規定する役員の氏名及び就任年月日</td> <td>変更の都度</td> </tr> <tr> <td>ハ 申請者が法人である場合には、法人の名称、設立年月日、資本金又は出資金及び事業(他に産業廃棄物処分業の許可を受けている場合にあつては、当該許可に係るものを含む。以下この表において同じ。)の内容</td> <td>変更の都度</td> </tr> <tr> <td>ニ 申請者が個人である場合には、事業の内容</td> <td>変更の都度</td> </tr> <tr> <td>ホ 事業計画(他に産業廃棄物処分業の許可を受けている場合にあつては、当該許可に係る事業に関するものを含む。)の概要へ第十条の六に規定する許可証の記載事項</td> <td>変更の都度</td> </tr> <tr> <td>ト 事業の用に供する施設の種類の、当該施設において処理する産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物</td> <td>変更の都度</td> </tr> </tbody> </table>	公開事項	更新すべき場合	イ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名	変更の都度	ロ 申請者が法人である場合には、法第十四条第五項第二号二に規定する役員の氏名及び就任年月日	変更の都度	ハ 申請者が法人である場合には、法人の名称、設立年月日、資本金又は出資金及び事業(他に産業廃棄物処分業の許可を受けている場合にあつては、当該許可に係るものを含む。以下この表において同じ。)の内容	変更の都度	ニ 申請者が個人である場合には、事業の内容	変更の都度	ホ 事業計画(他に産業廃棄物処分業の許可を受けている場合にあつては、当該許可に係る事業に関するものを含む。)の概要へ第十条の六に規定する許可証の記載事項	変更の都度	ト 事業の用に供する施設の種類の、当該施設において処理する産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物	変更の都度
公開事項	更新すべき場合														
イ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名	変更の都度														
ロ 申請者が法人である場合には、法第十四条第五項第二号二に規定する役員の氏名及び就任年月日	変更の都度														
ハ 申請者が法人である場合には、法人の名称、設立年月日、資本金又は出資金及び事業(他に産業廃棄物処分業の許可を受けている場合にあつては、当該許可に係るものを含む。以下この表において同じ。)の内容	変更の都度														
ニ 申請者が個人である場合には、事業の内容	変更の都度														
ホ 事業計画(他に産業廃棄物処分業の許可を受けている場合にあつては、当該許可に係る事業に関するものを含む。)の概要へ第十条の六に規定する許可証の記載事項	変更の都度														
ト 事業の用に供する施設の種類の、当該施設において処理する産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物	変更の都度														

改正案	現 行	
	<p>が含まれる場合は、その旨を含む。)、設置場所、設置年月日、処理能力並びに処理方式、構造及び設備の概要が含まれる場合は、その旨を含む。)、設置場所、設置年月日、処理能力並びに処理方式、構造及び設備の概要</p>	
	<p>チ 事業場の処理工程図</p>	<p>六月ごとに一回</p>
	<p>リ 当該申請に係る産業廃棄物の種類ごとの最終処分が終了するまでの一連の処理の行程（処理を委託する場合は、委託した処理の内容、受託者の氏名又は名称並びに事業場の名称及びその所在地を含み、石綿含有産業廃棄物を受け入れる場合は、石綿含有産業廃棄物に係るこれらの事項を含む。)</p>	<p>変更の都度</p>
	<p>ヌ 直前一年間の各月の受入量、処分方法ごとの処分量並びに処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）後の産業廃棄物の持出先及び各持出先における処分方法ごとの処分量（産業廃棄物の種類ごとに算出し、石綿含有産業廃棄物に係るものについては別に算出するものとする。)</p>	<p>六月ごとに一回</p>
	<p>ル 令第七条の二に掲げる産業廃棄物処理施設（他に産業廃棄物処分業の許可を受けている場合にあつては、当該許可に係る事業の用に供するものを含む。）を設置している場合には、直前一年間の法第十五条の二の三において準用する法第八条の四の規定による記録（第十二条の七の三第一号ハ及び二、第二号ハ及び二、第三号ハ及び二、第三号の二ハからヘまで、第四号ハからホまで、第五号ロからヘまで、第六号ロからヘまで並びに第七号ロからチまでに掲げる事項に係る記録に限る。)</p>	<p>六月ごとに一回</p>
	<p>ヲ 申請者が法人である場合には、直前三年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書</p>	<p>一年ごとに一回</p>
	<p>ワ 事業者がその産業廃棄物の処分を申請者に委託するに当たつて支払う料金を提示する方法</p>	<p>変更の都度</p>
	<p>カ 業務を所掌する組織及び人員配置を明確にした図</p>	<p>変更の都度（人員配置については一年ごとに一回）</p>
	<p>ヨ 産業廃棄物の処理その他環境保全に係る技術に関する資格の種類ごとの当該資格を取得した者の数</p>	<p>変更の都度</p>
	<p>タ 産業廃棄物の処理に係る講習会の課程を修了した者の数</p>	<p>変更の都度</p>
	<p>レ 事業の実施に関し生活環境の保全上利害関係を有する者に対する事業場の公開の有無（公開している場合には、公開の頻度）</p>	<p>変更の都度</p>
	<p>三 事業活動に係る環境配慮の取組が、その体制及び手続に</p>	

改正案	現 行																
<p>4 申請者は、直前の事業年度（申請者が令第六条の十一第二号に掲げる者に該当するものとして法第十四条第七項の許可の更新を受けようとする者である場合にあつては、直前の二事業年度）に係る有価証券報告書を作成しているときは、第二項第六号及び第八号に掲げるものに代えて、当該有価証券報告書を申請書に添付することができる。</p> <p>5 都道府県知事は、申請者が法第十四条第一項若しくは第六項、第十四条の二第一項、第十四条の四第一項若しくは第六項、第十四条の五第一項、第十五条第一項又は第十五条の二の六第一項の規定による許可（平成十二年十月一日以降に受けた許可であつて、当該許可の日から起算して五年を経過しないもの（第九条の二第五項（第十条の九第二項、第十条の十二第二項及び第十条の二十二第二項において準用する場合を含む。）、この項（第十条の九第三項、第十条の十六第二項及び第十条の二十二第三項において準用する場合を含む。）及び第十一条第八項（第十二条の九第四項、第十二条の十一の十二第三項、第十二条の十一の十三第三項及び第十二条の十二第三項において準用する場合を含む。）の規定により別に受けた許可に係る許可証を提出して受けた許可を除く。）に限る。）を受けている場合は、第二項の規定にかかわらず、同項第八号に掲げる書類のうち第九条の二第二項第九号から第十四号までに掲げるものの全部又は一部に代えて、当該許可に係る許可証（許可の更新の申請の場合にあつては、当該許可に係るものを除く。）を提出させることができる。</p> <p>6 （略）</p> <p>（産業廃棄物処分業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準）</p> <p>第十条の四の二 令第六条の十一第二号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 従前の法第十四条第六項の許可に係る許可の有効期間（同条第八項に規定する許可の有効期間をいう。）において特定不利益処分を受けていないこと。</p> <p>二 次表の上欄に掲げる事項に係る情報について、当該許可の更新の申請の日前六月間（申請者が令第六条の十一第二号に掲げる者である場合にあつては従前の法第十四条第六項の許可を受けた日から当該申請の日までの間）、インターネットを利用する方法により公表し、かつ、それぞれ同表の下欄に掲げるところに従つて更新していること。</p> <table border="1" data-bbox="183 1608 778 2072"> <thead> <tr> <th>公表事項</th> <th>更新すべき場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イ 申請者が法人である場合には、当該法人に関する次に掲げる事項（(1)、(4)又は(6)に掲げる事項を変更した場合にあつては、当該変更に係る履歴を含む。）</td> <td>変更の都度（(5)に掲げる事項については一年に一回以上）</td> </tr> <tr> <td>(1) 名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2) 事務所又は事業場の所在地</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3) 設立年月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(4) 資本金又は出資金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(5) 代表者等の氏名及び就任年月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(6) 事業（他に法第十四条第一項若しくは第六項又は第十四条の四第一項若しくは第六項の許可を受けている場合にあつては、これらの許可に係るものを含む。以下この表及び第八号におい</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	公表事項	更新すべき場合	イ 申請者が法人である場合には、当該法人に関する次に掲げる事項（(1)、(4)又は(6)に掲げる事項を変更した場合にあつては、当該変更に係る履歴を含む。）	変更の都度（(5)に掲げる事項については一年に一回以上）	(1) 名称		(2) 事務所又は事業場の所在地		(3) 設立年月日		(4) 資本金又は出資金		(5) 代表者等の氏名及び就任年月日		(6) 事業（他に法第十四条第一項若しくは第六項又は第十四条の四第一項若しくは第六項の許可を受けている場合にあつては、これらの許可に係るものを含む。以下この表及び第八号におい		<p>係る標準的な規格等に適合していることについて、環境大臣が定める認証制度により認められていること。</p> <p>4 申請者は、直前の事業年度に係る有価証券報告書を作成しているときは、第二項第八号に掲げる書類のうち第九条の二第二項第六号及び第八号に掲げるものに代えて、当該有価証券報告書を申請書に添付することができる。</p> <p>5 都道府県知事は、申請者が法第十四条第一項若しくは第六項、第十四条の二第一項、第十四条の四第一項若しくは第六項、第十四条の五第一項、第十五条第一項又は第十五条の二の五第一項の規定による許可（平成十二年十月一日以降に受けた許可であつて、当該許可の日から起算して五年を経過しないもの（第九条の二第五項（第十条の九第二項、第十条の十二第二項及び第十条の二十二第二項において準用する場合を含む。）、この項（第十条の九第三項、第十条の十六第二項及び第十条の二十二第三項において準用する場合を含む。）及び第十一条第八項（第十二条の九第四項、第十二条の十一の四第三項、第十二条の十一の五第三項及び第十二条の十二第三項において準用する場合を含む。）の規定により別に受けた許可に係る許可証を提出して受けた許可を除く。）に限る。）を受けている場合は、第二項の規定にかかわらず、同項第八号に掲げる書類のうち第九条の二第二項第九号から第十四号までに掲げるものの全部又は一部に代えて、当該許可に係る許可証（許可の更新の申請の場合にあつては、当該許可に係るものを除く。）を提出させることができる。</p> <p>6 （略）</p>
公表事項	更新すべき場合																
イ 申請者が法人である場合には、当該法人に関する次に掲げる事項（(1)、(4)又は(6)に掲げる事項を変更した場合にあつては、当該変更に係る履歴を含む。）	変更の都度（(5)に掲げる事項については一年に一回以上）																
(1) 名称																	
(2) 事務所又は事業場の所在地																	
(3) 設立年月日																	
(4) 資本金又は出資金																	
(5) 代表者等の氏名及び就任年月日																	
(6) 事業（他に法第十四条第一項若しくは第六項又は第十四条の四第一項若しくは第六項の許可を受けている場合にあつては、これらの許可に係るものを含む。以下この表及び第八号におい																	

改 正 案		現 行
て同じ。)の内容		
ロ 申請者が個人である場合には、 <u>氏名、住所及び事業の内容（事業の内容を変更した場合にあつては、当該変更に係る履歴を含む。）</u>	変更の都度	
ハ 事業計画（他に法第十四条第一項若しくは第六項又は第十四条の四第一項若しくは第六項の許可を受けている場合にあつては、これらの許可に係る事業に関するものを含む。）の概要	変更の都度	
ニ 申請者が受けている法第十四条第一項若しくは第六項又は第十四条の四第一項若しくは第六項の許可（他にこれらの許可を受けている場合にあつては、当該許可を含む。）に係る第十条の二若しくは第十条の六又は第十条の十四若しくは第十条の十八に規定する許可証の写し	変更の都度	
ホ 事業の用に供する産業廃棄物の処理施設に関する当該施設ごとの次に掲げる事項 (1) 設置場所 (2) 設置年月日 (3) 当該施設の種類 (4) 当該施設において処理する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。） (5) 処理能力（当該施設が産業廃棄物の最終処分場である場合にあつては、埋立地の面積及び埋立容量） (6) 処理方式 (7) 構造及び設備の概要 (8) 当該施設について産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合には、当該許可に係る第十二条の五に規定する許可証の写し	変更の都度	
ヘ 事業の用に供する産業廃棄物の処理施設が設置されている事業場ごとの産業廃棄物の処理工程図	変更の都度	
ト 情報公表日の属する月の前々月までの一年間（以下「直前一年間」という。）において事業者から引渡しを受けた産業廃棄物の最終処分が終了するまでの一連の処理の行程（次に掲げる事項を含み、当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、石綿含有産業廃棄物に係るこれらの事項を含む。） (1) 当該産業廃棄物の種類ごとの受入量 (2) 当該産業廃棄物の処分方法ごとの処分量 (3) 情報公表日の属する月の前々月の末日における当該産業廃棄物の保管量 (4) 当該産業廃棄物の処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）後の産業廃棄物の持出先ごとの持出量及び当該	一年に一回以上	

改正案	現 行
<p>持出先における当該産業廃棄物の処分方法</p> <p>(5) 当該産業廃棄物を再生することにより得た物の持出先ごとの持出量及び当該持出先における当該物の利用方法</p>	
<p>チ 直前三年間の各月において事業者から引渡しを受けた産業廃棄物に関する次に掲げる事項（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、当該石綿含有産業廃棄物に係るこれらの事項を含む。）</p> <p>(1) 当該産業廃棄物の種類ごとの受入量</p> <p>(2) 当該産業廃棄物の種類ごと及び処分方法ごとの処分量</p> <p>(3) 当該産業廃棄物の処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）後の産業廃棄物の持出先ごと及び処分方法ごとの処分量</p>	<p>一年に一回以上</p>
<p>リ 直前三年間の事業の用に供する産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報（次の(1)から(8)までに掲げる当該施設の種類のうち、当該(1)から(8)までに定める事項に限る。）</p> <p>(1) 令第七条第三号、第五号、第八号、第十二号及び第十三号の二に掲げる施設（ガス化改質方式の焼却施設及び電気炉等を用いた焼却施設を除く。）第十二条の七の二第一号ハ及び二に掲げる事項</p> <p>(2) 令第七条第三号、第五号、第八号及び第十三号の二に掲げる施設（ガス化改質方式の焼却施設に限る。）第十二条の七の二第二号ハ及び二に掲げる事項</p> <p>(3) 令第七条第三号、第五号、第八号、第十二号及び第十三号の二に掲げる施設（電気炉等を用いた焼却施設に限る。）第十二条の七の二第三号ハ及び二に掲げる事項</p> <p>(4) 令第七条第十一号の二に掲げる施設第十二条の七の二第四号ハからへまでに掲げる事項</p> <p>(5) 令第七条第十二号の二及び第十三号に掲げる施設第十二条の七の二第五号ハからホまでに掲げる事項</p> <p>(6) 令第七条第十四号イに掲げる施設第十二条の七の二第六号ロからへまでに掲げる事項</p> <p>(7) 令第七条第十四号ロに掲げる施設第十二条の七の二第七号ロからへまでに掲げる事項</p> <p>(8) 令第七条第十四号ハに掲げる施設第十二条の七の二第八号ロからリまでに掲げる事項</p>	<p>一年に一回以上</p>

改正案	現 行
<p>又 直前三年間の各月における事業の用に供する産業廃棄物の焼却施設ごとの熱回収により得られた熱量（当該熱の全部又は一部を電気に変換した場合にあつては、当該電気の量及び当該熱量から電気に変換された熱量を減じて得た熱量）及び当該焼却施設において熱回収がされた産業廃棄物の量</p>	<p>一年に一回以上</p>
<p>ル 申請者が法人である場合には、直前三年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表</p>	<p>一年に一回以上</p>
<p>ヲ 事業者がその産業廃棄物の処分を申請者に委託するに当たつて支払う料金を提示する方法</p>	<p>変更の都度</p>
<p>ヅ 業務を所掌する組織及び人員配置</p>	<p>変更の都度（人員配置については一年に一回以上）</p>
<p>力 事業の実施に関し生活環境の保全上利害関係有する者に対する事業場の公開の有無及び公開している場合にあつては公開の頻度</p>	<p>変更の都度</p>
<p>三 その事業活動に係る環境配慮の状況が国際標準化機構が定めた規格第一四〇〇一号に適合している旨の認証を受けていること又はその事業活動に係る環境配慮の状況について財団法人地球環境戦略研究機関による認証を受けていること。</p> <p>四 その使用に係る入出力装置が情報処理センターの使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と電気通信回線と接続されていること。</p> <p>五 直前三年の各事業年度のうちのいずれかの事業年度における自己資本比率が百分の十以上であること。</p> <p>六 直前三年の各事業年度における経常利益金額等の平均額が零を超えること。</p> <p>七 法人税等を滞納していないこと。</p> <p>八 事業の用に供する特定廃棄物最終処分場について積み立てるべき維持管理積立金の積立てをしていること。</p>	
<p>（産業廃棄物処分業の許可証）</p> <p>第十条の六 都道府県知事は、法第十四条第六項の規定により産業廃棄物処分業の許可をしたとき、又は法第十四条の二第一項の規定により当該事業の範囲の変更の許可をしたときは、様式第九号（令第六条の十一第二号に掲げる者にあつては、様式第九号の二）による許可証を交付しなければならない。</p>	
<p>（産業廃棄物の処理を適正に行うことが困難となる事由）</p> <p>第十条の六の二 法第十四条第十三項の環境省令で定める事由は、次のとおりとする。</p> <p>一 事業の用に供する産業廃棄物の処理施設において破損その他の事故が発生し、当該処理施設を使用することができないことにより、当該処理施設において保管する産業廃棄物の数量が処分等のための保管上限に達したこと。</p> <p>二 産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の全部又は一部を廃止したことにより、現に委託を受けている産業</p>	
<p>（産業廃棄物処分業の許可証）</p> <p>第十条の六 都道府県知事は、法第十四条第六項の規定により産業廃棄物処分業の許可をしたとき、又は法第十四条の二第一項の規定により当該事業の範囲の変更の許可をしたときは、様式第九号による許可証を交付しなければならない。</p>	

改正案	現 行
<p>廃棄物の収集若しくは運搬又は処分がその事業の範囲に含まれないこととなったこと。</p> <p>三 事業の用に供する産業廃棄物処理施設を廃止し、又は休止したことにより、現に委託を受けている産業廃棄物の処分を行うことができなくなったこと。</p> <p>四 事業の用に供する産業廃棄物処理施設である産業廃棄物の最終処分場に係る埋立処分が終了したことにより、現に委託を受けている産業廃棄物の埋立処分を行うことができなくなったこと。</p> <p>五 法第十四条第五項第二号イ（法第七条第五項第四号トに係るものを除く。）又は第十四条第五項第二号ハからホまで（法第七条第五項第四号ト又は第十四条第五項第二号ロに係るものを除く。）に該当するに至ったこと。</p> <p>六 法第十四条の三の規定による命令を受けたこと。</p> <p>七 産業廃棄物処理施設を設置している場合において、法第十五条の三の規定による許可の取消しを受けたこと。</p> <p>八 産業廃棄物処理施設を設置している場合において、法第十五条の二の七、第十九条の三又は第十九条の五第一項の規定による命令を受け、当該処理施設を使用することができないことにより、当該処理施設において保管する産業廃棄物の数量が処分等のための保管上限に達したこと。</p> <p>（法第十四条第十三項の規定による通知の手続）</p> <p>第十条の六の三 法第十四条第十三項の規定による通知は、前条各号に掲げる事由が生じた日から十日以内に、次に掲げる事項を記載した書面を送付しなければならない。</p> <p>一 産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、代表者の氏名</p> <p>二 前条各号に掲げる事由が生じた年月日及び当該事由の内容</p> <p>（通知の写しの保存期間）</p> <p>第十条の六の四 法第十四条第十四項の環境省令で定める期間は、五年とする。</p> <p>（産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を受託できる者）</p> <p>第十条の六の五 法第十四条第十五項の環境省令で定める者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者とする。</p> <p>一 収集又は運搬の受託 第八条の二の八第一号から第三号までに掲げる者</p> <p>二 （略）</p> <p>（承諾に係る書面の記載事項）</p> <p>第十条の六の六 （略）</p> <p>（産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を再委託できる場合）</p> <p>第十条の七 法第十四条第十六項ただし書の環境省令で定める場合は、次のとおりとする。</p> <p>一 中間処理業者から委託を受けた産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除くものとし、当該中間処理業者が行った処分に係る中間処理産業廃棄物に限る。以下この条において同じ。）の収集若しくは運搬又は処分（最終処分を除く。以下この条において同じ。）を次のイからトまでに定める基準に従って委託する場合</p>	<p>（産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を受託できる者）</p> <p>第十条の六の二 法第十四条第十三項の規定による環境省令で定める者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者とする。</p> <p>一 収集又は運搬の受託 第八条の二第一号から第三号までに掲げる者</p> <p>二 （略）</p> <p>（承諾に係る書面の記載事項）</p> <p>第十条の六の三 （略）</p> <p>（産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を再委託できる場合）</p> <p>第十条の七 法第十四条第十四項ただし書の規定による環境省令で定める場合は、次のとおりとする。</p> <p>一 中間処理業者から委託を受けた産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除くものとし、当該中間処理業者が行った処分に係る中間処理産業廃棄物に限る。以下この条において同じ。）の収集若しくは運搬又は処分（最終処分を除く。以下この条において同じ。）を次のイからトまでに定める基準に従って委託する場合</p>

改正案	現 行
<p>イ・ロ (略) (1)~(8) (略) (9) (8)の場合において、当該委託契約に係る産業廃棄物が安定型産業廃棄物であるときは、当該積替え又は保管を行う場所において他の廃棄物と混合することの許否等に関する事項</p> <p>(10)~(12) (略) 二~ト (略) 二 (略)</p> <p>(産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者の帳簿記載事項等) 第十条の八 法第十四条第十七項において準用する法第七条第十五項の環境省令で定める事項は、産業廃棄物の種類ごとに、次の表の上欄の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p> <p>(略) 2 (略) 3 第二条の五第三項の規定は、法第十四条第十七項において準用する法第七条第十六項の規定による産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者の帳簿の保存について準用する。</p> <p>(産業廃棄物処理業の事業範囲の変更の許可の申請) 第十条の九 (略) 2 第九条の二第二項(第十五号に係る部分を除く。)から第六項までの規定は、産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可の申請について準用する。この場合において、同条第二項第一号中「事業計画」とあるのは「変更後の事業計画」と、同項第二号、第四号及び第五号中「事業」とあるのは「変更に係る事業」と、同条第三項中「次条各号」とあるのは「<u>第九条の三各号</u>」と、同条第四項中「(申請者が令第六条の九第二号に掲げる者に該当するものとして法第十四条第二項の許可の更新を受けようとする者である場合にあっては、直前の二事業年度に係る)」とあるのは「<u>に</u>に係る」と、同条第五項中「この項」とあるのは「<u>第九条の二第五項</u>」と、同条第六項中「許可の更新を申請する者」とあるのは「<u>申請者</u>」と読み替えるものとする。 3 第十条の四第二項(第九号に係る部分を除く。)から第六項までの規定は、産業廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可の申請について準用する。この場合において、同条第二項第一号中「事業計画」とあるのは「変更後の事業計画」と、同項第二号、第六号及び第七号中「事業」とあるのは「<u>変更に係る事業</u>」と、同条第三項中「次条各号」とあるのは「<u>第十条の四の二各号</u>」と、同条第四項中「(申請者が令第六条の十一第二号に掲げる者に該当するものとして法第十四条第七項の許可の更新を受けようとする者である場合にあっては、直前の二事業年度に係る)」とあるのは「<u>に</u>に係る」と、同条第五項中「この項」とあるのは「<u>第十条の四第五項</u>」と、同条第六項中「許可の更新を申請する者」とあるのは「<u>申請者</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(産業廃棄物処理業に係る変更の届出等) 第十条の十 法第十四条の二第三項において準用する法第七条の二第三項の規定による環境省令で定める事項は、次のとお</p>	<p>イ・ロ (略) (1)~(8) (略) (9) (8)の場合において、当該委託契約に係る産業廃棄物が令第六条第一項第三号イに規定する安定型産業廃棄物であるときは、当該積替え又は保管を行う場所において他の廃棄物と混合することの許否等に関する事項</p> <p>(10)~(12) (略) 二~ト (略) 二 (略)</p> <p>(産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者の帳簿記載事項等) 第十条の八 法第十四条第十五項において準用する法第七条第十五項の規定による環境省令で定める産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者の帳簿の記載事項は、産業廃棄物の種類ごとに、次の表の上欄の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p> <p>(略) 2 (略) 3 第二条の五第三項の規定は、法第十四条第十五項において準用する法第七条第十六項の規定による産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者の帳簿の保存について準用する。</p> <p>(産業廃棄物処理業の事業範囲の変更の許可の申請) 第十条の九 (略) 2 第九条の二第二項から第六項までの規定は、産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可の申請について準用する。この場合において、同条第二項第一号中「事業計画」とあるのは「変更後の事業計画」と、同項第二号、第四号及び第五号中「事業」とあるのは「<u>変更に係る事業</u>」と、同条第五項中「この項(第十条の九第二項)」とあるのは「<u>第九条の二第五項(この項)</u>」と、同条第六項中「許可の更新を申請する者」とあるのは「<u>申請者</u>」と、<u>それぞれ</u>読み替えるものとする。</p> <p>3 第十条の四第二項から第六項までの規定は、産業廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可の申請について準用する。この場合において、同条第二項第一号中「事業計画」とあるのは「変更後の事業計画」と、同項第二号、第六号及び第七号中「事業」とあるのは「<u>変更に係る事業</u>」と、同条第五項中「この項(第十条の九第三項)」とあるのは「<u>第十条の四第五項(この項)</u>」と、同条第六項中「許可の更新を申請する者」とあるのは「<u>申請者</u>」と、<u>それぞれ</u>読み替えるものとする。</p> <p>(産業廃棄物処理業に係る変更の届出等) 第十条の十 法第十四条の二第三項において準用する法第七条の二第三項の規定による環境省令で定める事項は、次のとお</p>

改正案	現 行
<p>りとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 法第十四条第一項又は第六項の許可を受けた者に係る次に掲げる者</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 役員</p> <p>ハ・ニ (略)</p> <p>三～六 (略)</p> <p>七 産業廃棄物収集運搬業者にあつては、当該許可をした都道府県知事の管轄区域内の産業廃棄物の積替えを行う区域において業として行う産業廃棄物の収集又は運搬に係る法第十四条第一項の許可（当該都道府県知事による同項の許可を除く。第三項において「積替え許可」という。）の有無</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の変更に係る届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>六 第一項第七号に掲げる事項の変更の届出（新たに積替え許可を受けた場合においてするものに限る。）については、当該積替え許可に係る第十条の二に規定する許可証の写し</p> <p><u>第十条の十の二 産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者は、法第十四条の二第三項において読み替えて準用する法第七条の二第三項の規定による変更の届出をする場合において、当該届出に係る事項が第十条の二又は第十条の六に規定する許可証の記載事項に該当するときは、その書換えを受けることができる。</u></p> <p>（法第十四条の二第三項において準用する法第七条の二第四項の規定による欠格要件に係る届出）</p> <p><u>第十条の十の三 (略)</u></p> <p>（特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の申請）</p> <p>第十条の十二 法第十四条の四第一項の規定により特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第十二号による申請書を都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四・五 (略)</p> <p>六 他に法第十四条第一項若しくは第六項又は第十四条の四第一項若しくは第六項の許可を受けている場合にあつては、これらの許可に係る許可番号（これらの許可の申請をしている場合にあつては、申請年月日）</p> <p>七 (略)</p> <p>2 第九条の二第二項から第六項までの規定は、前項の申請書について準用する。この場合において、<u>同条第二項第十五号中「令第六条の九第二号」とあるのは「令第六条の十三第二号」と、「法第十四条第二項」とあるのは「法第十四条の四第二項」と、「次条第一号」とあるのは「第十条の十二の二第一号」と、同条第三項中「次条各号」とあるのは「第十条の十二の二各号」と、同条第四項中「令第六条の九第二号」とあるのは「令第六条の十三第二号」と、「法第十四条第二</u></p>	<p>りとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 法第十四条第一項又は第六項の許可を受けた者に係る次に掲げる者</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ <u>法第十四条第五項第二号二に規定する役員</u></p> <p>ハ・ニ (略)</p> <p>三～六 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の変更に係る届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>（法第十四条の二第三項において準用する法第七条の二第四項の規定による欠格要件に係る届出）</p> <p><u>第十条の十の二 (略)</u></p> <p>（特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の申請）</p> <p>第十条の十二 法第十四条の四第一項の規定により特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第十二号による申請書を都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>一～三 (略)</p> <p><u>四 他に産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の許可を受けている場合にあつては、当該許可に係る許可番号（許可を申請している場合にあつては、申請年月日）</u></p> <p><u>五・六 (略)</u></p> <p>七 (略)</p> <p>2 第九条の二第二項から第六項までの規定は、前項の申請書について準用する。この場合において、<u>同条第三項第一号中「法第十四条第一項」とあるのは「法第十四条の四第一項」と、「産業廃棄物」とあるのは「特別管理産業廃棄物」と、同項第二号表ハ及びホ中「産業廃棄物収集運搬業」とあるのは「特別管理産業廃棄物収集運搬業」と、同号表ヘ中「第十条の二」とあるのは「第十条の十四」と、同号表チ及びヌ中「産業廃棄物」とあるのは「特別管理産業廃棄物」と、同条</u></p>

改正案	現 行												
<p>項」とあるのは「法第十四条の四第二項」と、同条第五項中「この項」とあるのは「第九条の二第五項」と読み替えるものとする。</p>	<p>第五項中「この項」とあるのは「第九条の二第五項」と、「第十条の十二第二項」とあるのは「この項」と読み替えるものとする。</p>												
<p>3 (略)</p>	<p>3 (略)</p>												
<p>(特別管理産業廃棄物収集運搬業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準)</p>													
<p>第十条の十二の二 令第六条の十三第二号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。</p>													
<p>一 従前の法第十四条の四第一項の許可に係る許可の有効期間(同条第三項に規定する許可の有効期間をいう。)において特定不利益処分を受けていないこと。</p>													
<p>二 次表の上欄に掲げる事項に係る情報について、当該許可の更新の申請の日前六月間(申請者が令第六条の十三第二号に掲げる者である場合にあつては従前の法第十四条の四第一項の許可を受けた日から当該申請の日までの間)、インターネットを利用する方法により公表し、かつ、それぞれ同表の下欄に掲げるところに従つて更新していること。</p>													
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="178 875 609 902">公表事項</th> <th data-bbox="614 875 783 902">更新すべき場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="178 909 609 1384"> <p>イ 申請者が法人である場合には、当該法人に関する次に掲げる事項(1)、(4)又は(6)に掲げる事項を変更した場合にあつては、当該変更に係る履歴を含む。)の概要</p> <p>(1) 名称 (2) 事務所又は事業場の所在地 (3) 設立年月日 (4) 資本金又は出資金 (5) 代表者等の氏名及び就任年月日 (6) 事業(他に法第十四条第一項若しくは第六項又は第十四条の四第一項若しくは第六項の許可を受けている場合にあつては、これらの許可に係るものを含む。以下この表及び第八号において同じ。)</p> </td> <td data-bbox="614 909 783 1384"> <p>変更の都度 (5)に掲げる事項については一年に一回以上)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="178 1391 609 1509"> <p>ロ 申請者が個人である場合には、氏名、住所及び事業の内容(事業の内容を変更した場合にあつては、当該変更に係る履歴を含む。)</p> </td> <td data-bbox="614 1391 783 1509"> <p>変更の都度</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="178 1516 609 1668"> <p>ハ 事業計画(他に法第十四条第一項若しくは第六項又は第十四条の四第一項若しくは第六項の許可を受けている場合にあつては、これらの許可に係る事業に関するものを含む。)の概要</p> </td> <td data-bbox="614 1516 783 1668"> <p>変更の都度</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="178 1675 609 1892"> <p>ニ 申請者が受けている法第十四条第一項若しくは第六項又は第十四条の四第一項若しくは第六項の許可(他にこれらの許可を受けている場合にあつては、当該許可を含む。)に係る第十条の二若しくは第十条の六又は第十条の十四若しくは第十条の十八に規定する許可証の写し</p> </td> <td data-bbox="614 1675 783 1892"> <p>変更の都度</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="178 1899 609 2072"> <p>ホ 事業の用に供する施設に関する次に掲げる事項</p> <p>(1) 運搬施設の種類及び数量並びに運搬車に係る低公害車の導入の状況 (2) 積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管の場所ごとの所在地、</p> </td> <td data-bbox="614 1899 783 2072"> <p>変更の都度 (1)に掲げる事項については一年に一回以上)</p> </td> </tr> </tbody> </table>	公表事項	更新すべき場合	<p>イ 申請者が法人である場合には、当該法人に関する次に掲げる事項(1)、(4)又は(6)に掲げる事項を変更した場合にあつては、当該変更に係る履歴を含む。)の概要</p> <p>(1) 名称 (2) 事務所又は事業場の所在地 (3) 設立年月日 (4) 資本金又は出資金 (5) 代表者等の氏名及び就任年月日 (6) 事業(他に法第十四条第一項若しくは第六項又は第十四条の四第一項若しくは第六項の許可を受けている場合にあつては、これらの許可に係るものを含む。以下この表及び第八号において同じ。)</p>	<p>変更の都度 (5)に掲げる事項については一年に一回以上)</p>	<p>ロ 申請者が個人である場合には、氏名、住所及び事業の内容(事業の内容を変更した場合にあつては、当該変更に係る履歴を含む。)</p>	<p>変更の都度</p>	<p>ハ 事業計画(他に法第十四条第一項若しくは第六項又は第十四条の四第一項若しくは第六項の許可を受けている場合にあつては、これらの許可に係る事業に関するものを含む。)の概要</p>	<p>変更の都度</p>	<p>ニ 申請者が受けている法第十四条第一項若しくは第六項又は第十四条の四第一項若しくは第六項の許可(他にこれらの許可を受けている場合にあつては、当該許可を含む。)に係る第十条の二若しくは第十条の六又は第十条の十四若しくは第十条の十八に規定する許可証の写し</p>	<p>変更の都度</p>	<p>ホ 事業の用に供する施設に関する次に掲げる事項</p> <p>(1) 運搬施設の種類及び数量並びに運搬車に係る低公害車の導入の状況 (2) 積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管の場所ごとの所在地、</p>	<p>変更の都度 (1)に掲げる事項については一年に一回以上)</p>	
公表事項	更新すべき場合												
<p>イ 申請者が法人である場合には、当該法人に関する次に掲げる事項(1)、(4)又は(6)に掲げる事項を変更した場合にあつては、当該変更に係る履歴を含む。)の概要</p> <p>(1) 名称 (2) 事務所又は事業場の所在地 (3) 設立年月日 (4) 資本金又は出資金 (5) 代表者等の氏名及び就任年月日 (6) 事業(他に法第十四条第一項若しくは第六項又は第十四条の四第一項若しくは第六項の許可を受けている場合にあつては、これらの許可に係るものを含む。以下この表及び第八号において同じ。)</p>	<p>変更の都度 (5)に掲げる事項については一年に一回以上)</p>												
<p>ロ 申請者が個人である場合には、氏名、住所及び事業の内容(事業の内容を変更した場合にあつては、当該変更に係る履歴を含む。)</p>	<p>変更の都度</p>												
<p>ハ 事業計画(他に法第十四条第一項若しくは第六項又は第十四条の四第一項若しくは第六項の許可を受けている場合にあつては、これらの許可に係る事業に関するものを含む。)の概要</p>	<p>変更の都度</p>												
<p>ニ 申請者が受けている法第十四条第一項若しくは第六項又は第十四条の四第一項若しくは第六項の許可(他にこれらの許可を受けている場合にあつては、当該許可を含む。)に係る第十条の二若しくは第十条の六又は第十条の十四若しくは第十条の十八に規定する許可証の写し</p>	<p>変更の都度</p>												
<p>ホ 事業の用に供する施設に関する次に掲げる事項</p> <p>(1) 運搬施設の種類及び数量並びに運搬車に係る低公害車の導入の状況 (2) 積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管の場所ごとの所在地、</p>	<p>変更の都度 (1)に掲げる事項については一年に一回以上)</p>												

改正案	現 行
<p>面積、積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類及び特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限</p> <p>△ <u>直前三年間の各月において事業者から引渡しを受けた特別管理産業廃棄物に関する次に掲げる事項</u></p> <p>(1) <u>特別管理産業廃棄物の種類ごとの受入量及び運搬方法ごとの運搬量</u></p> <p>(2) <u>特別管理産業廃棄物の種類ごと及び運搬方法ごとの運搬量</u></p> <p>ト <u>申請者が法人である場合には、直前三年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表</u></p> <p>チ <u>事業者がその特別管理産業廃棄物の処分を申請者に委託するに当たって支払う料金を提示する方法</u></p> <p>リ <u>業務を所掌する組織及び人員配置</u></p> <p>ヌ <u>事業の実施に関し生活環境の保全上利害関係者を有する者に対する事業場の公開の有無及び公開している場合にあつては公開の頻度</u></p>	<p>一年に一回以上</p> <p>一年に一回以上</p> <p>変更の都度</p> <p>変更の都度（人員配置については一年に一回以上）</p> <p>変更の都度</p>
<p>三 <u>その事業活動に係る環境配慮の状況が国際標準化機構が定めた規格第一四〇〇一号に適合している旨の認証を受けていること又はその事業活動に係る環境配慮の状況について財団法人地球環境戦略研究機関による認証を受けていること。</u></p> <p>四 <u>その使用に係る入出力装置が情報処理センターの使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と電気通信回線と接続されていること。</u></p> <p>五 <u>直前三年の各事業年度のうちのいずれかの事業年度における自己資本比率が百分の十以上であること。</u></p> <p>六 <u>直前三年の各事業年度における経常利益金額等の平均額が零を超えること。</u></p> <p>七 <u>法人税等を滞納していないこと。</u></p> <p>八 <u>事業の用に供する特定廃棄物最終処分場について積み立てるべき維持管理積立金の積立てをしていること。</u></p> <p>（特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可証） 第十条の十四 都道府県知事は、法第十四条の四第一項の規定により特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可をしたとき、又は法第十四条の五第一項の規定により当該事業の範囲の変更の許可をしたときは、様式第十三号（令第六条の十三第二号）に該当する者にあつては、様式第十三号の二）による許可証を交付しなければならない。</p> <p>（特別管理産業廃棄物処分業の許可の申請） 第十条の十六 法第十四条の四第六項の規定により特別管理産業廃棄物処分業の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第十四号による申請書を都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>一～三 （略）</p>	<p>（特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可証） 第十条の十四 都道府県知事は、法第十四条の四第一項の規定により特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可をしたとき、又は法第十四条の五第一項の規定により当該事業の範囲の変更の許可をしたときは、様式第十三号による許可証を交付しなければならない。</p> <p>（特別管理産業廃棄物処分業の許可の申請） 第十条の十六 法第十四条の四第六項の規定により特別管理産業廃棄物処分業の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第十四号による申請書を都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>一～三 （略）</p>

改 正 案	現 行						
<p>四～七 (略)</p> <p>八 他に法第十四条第一項若しくは第六項又は第十四条の四第一項若しくは第六項の許可を受けている場合にあつては、これらの許可に係る許可番号（これらの許可の申請をしている場合にあつては、申請年月日）</p> <p>九 (略)</p> <p>2 第十条の四第二項（第五号に係る部分を除く。）から第六項までの規定は、前項の申請書について準用する。この場合において、同条第二項第四号中「産業廃棄物の処分」とあるのは「特別管理産業廃棄物の処分」と、「埋立処分及び海洋投入処分」とあるのは「埋立処分」と、同項第九号中「令第六条の十一第二号」とあるのは「令第六条の十四第二号」と、「法第十四条第七項」とあるのは「法第十四条の四第七項」と、「次条第一号」とあるのは「第十条の十六の二第一号」と、同条第三項中「次条各号」とあるのは「第十条の十六の二各号」と、同条第四項中「令第六条の十一第二号」とあるのは「令第六条の十四第二号」と、「法第十四条第七項」とあるのは「法第十四条の四第七項」と、同条第五項中「この項」とあるのは「第十条の四第五項」と、同条第六項中「第五号」とあるのは「第四号」と読み替えるものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(特別管理産業廃棄物処分業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準)</p> <p>第十条の十六の二 令第六条の十四第二号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 従前の法第十四条の四第六項の許可に係る許可の有効期間（同条第八項に規定する許可の有効期間をいう。）において特定不利益処分を受けていないこと。</p> <p>二 次表の上欄に掲げる事項に係る情報について、当該許可の更新の申請の日前六月間（申請者が令第六条の十四第二号に掲げる者である場合にあつては従前の法第十四条の四第六項の許可を受けた日から当該申請の日までの間）、インターネットを利用する方法により公表し、かつ、それぞれ同表の下欄に掲げるところに従つて更新していること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">公表事項</th> <th style="text-align: center;">更新すべき場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>イ 申請者が法人である場合には、当該法人に関する次に掲げる事項（(1)、(4)又は(6)に掲げる事項を変更した場合にあつては、当該変更に係る履歴を含む。）</p> <p>(1) 名称</p> <p>(2) 事務所又は事業場の所在地</p> <p>(3) 設立年月日</p> <p>(4) 資本金又は出資金</p> <p>(5) 代表者等の氏名及び就任年月日</p> <p>(6) 事業（他に法第十四条第一項若しくは第六項又は第十四条の四第一項若しくは第六項の許可を受けている場合にあつては、これらの許可に係るものを含む。以下この表及び第八号において同じ。）の内容</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>変更の都度</p> <p>((5)に掲げる事項については一年に一回以上)</p> </td> </tr> <tr> <td> <p>ロ 申請者が個人である場合には、氏名、住所及び事業の内容（事業の内容を変更</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>変更の都度</p> </td> </tr> </tbody> </table>	公表事項	更新すべき場合	<p>イ 申請者が法人である場合には、当該法人に関する次に掲げる事項（(1)、(4)又は(6)に掲げる事項を変更した場合にあつては、当該変更に係る履歴を含む。）</p> <p>(1) 名称</p> <p>(2) 事務所又は事業場の所在地</p> <p>(3) 設立年月日</p> <p>(4) 資本金又は出資金</p> <p>(5) 代表者等の氏名及び就任年月日</p> <p>(6) 事業（他に法第十四条第一項若しくは第六項又は第十四条の四第一項若しくは第六項の許可を受けている場合にあつては、これらの許可に係るものを含む。以下この表及び第八号において同じ。）の内容</p>	<p>変更の都度</p> <p>((5)に掲げる事項については一年に一回以上)</p>	<p>ロ 申請者が個人である場合には、氏名、住所及び事業の内容（事業の内容を変更</p>	<p>変更の都度</p>	<p>四 他に産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の許可を受けている場合には、当該許可に係る許可番号（許可を申請している場合にあつては、申請年月日）</p> <p>五～八 (略)</p> <p>九 (略)</p> <p>2 第十条の四第二項（第五号に係る部分を除く。）から第六項までの規定は、前項の申請書について準用する。この場合において、第十条の四第二項第四号中「産業廃棄物」とあるのは「特別管理産業廃棄物」と、「埋立処分及び海洋投入処分」とあるのは「埋立処分」と、同条第三項第一号中「法第十四条第六項」とあるのは「法第十四条の四第六項」と、「産業廃棄物」とあるのは「特別管理産業廃棄物」と、同項第二号表ハ、ホ及びル中「産業廃棄物処分業」とあるのは「特別管理産業廃棄物処分業」と、同号表ヘ中「第十条の六」とあるのは「第十条の十八」と、同号表ト、リ、ヌ及びワ中「産業廃棄物」とあるのは「特別管理産業廃棄物」と、同条第五項中「この項」とあるのは「第十条の四第五項」と、「第十条の十六第二項」とあるのは「この項」と読み替えるものとする。</p> <p>3 (略)</p>
公表事項	更新すべき場合						
<p>イ 申請者が法人である場合には、当該法人に関する次に掲げる事項（(1)、(4)又は(6)に掲げる事項を変更した場合にあつては、当該変更に係る履歴を含む。）</p> <p>(1) 名称</p> <p>(2) 事務所又は事業場の所在地</p> <p>(3) 設立年月日</p> <p>(4) 資本金又は出資金</p> <p>(5) 代表者等の氏名及び就任年月日</p> <p>(6) 事業（他に法第十四条第一項若しくは第六項又は第十四条の四第一項若しくは第六項の許可を受けている場合にあつては、これらの許可に係るものを含む。以下この表及び第八号において同じ。）の内容</p>	<p>変更の都度</p> <p>((5)に掲げる事項については一年に一回以上)</p>						
<p>ロ 申請者が個人である場合には、氏名、住所及び事業の内容（事業の内容を変更</p>	<p>変更の都度</p>						

改正案	現 行
<p>した場合にあつては、当該変更に係る履歴を含む。)</p>	
<p>ハ 事業計画（他に法第十四条第一項若しくは第六項又は第十四条の四第一項若しくは第六項の許可を受けている場合にあつては、これらの許可に係る事業に関するものを含む。）の概要</p>	<p>変更の都度</p>
<p>二 申請者が受けている法第十四条第一項若しくは第六項又は第十四条の四第一項若しくは第六項の許可（他にこれらの許可を受けている場合にあつては、当該許可を含む。）に係る第十条の二若しくは第十条の六又は第十条の十四若しくは第十条の十八に規定する許可証の写し</p>	<p>変更の都度</p>
<p>ホ 事業の用に供する産業廃棄物の処理施設に関する当該施設ごとの次に掲げる事項 (1) 設置場所 (2) 設置年月日 (3) 当該施設の種類 (4) 当該施設において処理する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。） (5) 処理能力（当該施設が産業廃棄物の最終処分場である場合にあつては、埋立地の面積及び埋立容量） (6) 処理方式 (7) 構造及び設備の概要 (8) 当該施設について産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合には、当該許可に係る第十二条の五に規定する許可証の写し</p>	<p>変更の都度</p>
<p>ハ 事業の用に供する産業廃棄物の処理施設が設置されている事業場ごとの産業廃棄物の処理工程図</p>	<p>変更の都度</p>
<p>ト 直前一年間において事業者から引渡しを受けた特別管理産業廃棄物の最終処分が終了するまでの一連の処理の行程（次に掲げる事項を含む。） (1) 当該特別管理産業廃棄物の種類ごとの受入量 (2) 当該特別管理産業廃棄物の処分方法ごとの処分量 (3) 情報公表日の属する月の前々月の末日における当該特別管理産業廃棄物の保管量 (4) 当該特別管理産業廃棄物の処分（埋立処分を除く。）後の産業廃棄物の持出先ごとの持出量及び当該持出先における当該産業廃棄物の処分方法 (5) 当該特別管理産業廃棄物を再生することにより得た物の持出先ごとの持出量及び当該持出先における当該物の利用方法</p>	<p>一年に一回以上</p>

改正案		現 行
<p>チ 直前三年間の各月において事業者から引渡しを受けた特別管理産業廃棄物に関する次に掲げる事項</p> <p>(1) 当該特別管理産業廃棄物の種類ごとの受入量</p> <p>(2) 当該特別管理産業廃棄物の種類ごと及び処分方法ごとの処分量</p> <p>(3) 当該特別管理産業廃棄物の処分(埋立処分を除く。)後の産業廃棄物の持出先ごと及び処分方法ごとの処分量</p>	一年に一回以上	
<p>リ 直前三年間の事業の用に供する産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報(次の(1)から(8)までに掲げる当該施設の種類のうち、当該(1)から(8)までに定める事項に限る。)</p> <p>(1) 令第七条第三号、第五号、第八号、第十二号及び第十三号の二に掲げる施設(ガス化改質方式の焼却施設及び電気炉等を用いた焼却施設を除く。)第十二条の七の二第一号ハ及びニに掲げる事項</p> <p>(2) 令第七条第三号、第五号、第八号及び第十三号の二に掲げる施設(ガス化改質方式の焼却施設に限る。)第十二条の七の二第二号ハ及びニに掲げる事項</p> <p>(3) 令第七条第三号、第五号、第八号、第十二号及び第十三号の二に掲げる施設(電気炉等を用いた焼却施設に限る。)第十二条の七の二第三号ハ及びニに掲げる事項</p> <p>(4) 令第七条第十一号の二に掲げる施設第十二条の七の二第四号ハからヘまでに掲げる事項</p> <p>(5) 令第七条第十二号の二及び第十三号に掲げる施設第十二条の七の二第五号ハからホまでに掲げる事項</p> <p>(6) 令第七条第十四号イに掲げる施設第十二条の七の二第六号ロからヘまでに掲げる事項</p> <p>(7) 令第七条第十四号ロに掲げる施設第十二条の七の二第七号ロからヘまでに掲げる事項</p> <p>(8) 令第七条第十四号ハに掲げる施設第十二条の七の二第八号ロからリまでに掲げる事項</p>	一年に一回以上	
<p>ヌ 直前三年間の各月における事業の用に供する産業廃棄物の焼却施設ごとの熱回収により得られた熱量(当該熱の全部又は一部を電気に変換した場合にあつては、当該電気の量及び当該熱量から電気に変換された熱量を減じて得た熱量)及び当該焼却施設において熱回収がされた産業廃棄物の量</p>	一年に一回以上	
<p>ル 申請者が法人である場合には、直前三年の各事業年度における貸借対照表、損</p>	一年に一回以上	

改正案	現 行								
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="178 297 609 360">益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表</td> <td data-bbox="614 297 783 360"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="178 367 609 456">コ 事業者がその特別管理産業廃棄物の処分を申請者に委託するに当たって支払う料金を提示する方法</td> <td data-bbox="614 367 783 456">変更の都度</td> </tr> <tr> <td data-bbox="178 463 609 580">ク 業務を所掌する組織及び人員配置</td> <td data-bbox="614 463 783 580">変更の都度（人員配置については一年に一回以上）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="178 586 609 712">カ 事業の実施に関し生活環境の保全上利害関係を有する者に対する事業場の公開の有無及び公開している場合にあつては公開の頻度</td> <td data-bbox="614 586 783 712">変更の都度</td> </tr> </table>	益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表		コ 事業者がその特別管理産業廃棄物の処分を申請者に委託するに当たって支払う料金を提示する方法	変更の都度	ク 業務を所掌する組織及び人員配置	変更の都度（人員配置については一年に一回以上）	カ 事業の実施に関し生活環境の保全上利害関係を有する者に対する事業場の公開の有無及び公開している場合にあつては公開の頻度	変更の都度	
益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表									
コ 事業者がその特別管理産業廃棄物の処分を申請者に委託するに当たって支払う料金を提示する方法	変更の都度								
ク 業務を所掌する組織及び人員配置	変更の都度（人員配置については一年に一回以上）								
カ 事業の実施に関し生活環境の保全上利害関係を有する者に対する事業場の公開の有無及び公開している場合にあつては公開の頻度	変更の都度								
<p>三 その事業活動に係る環境配慮の状況が国際標準化機構が定めた規格第一四〇〇一号に適合している旨の認証を受けていること又はその事業活動に係る環境配慮の状況について財団法人地球環境戦略研究機関による認証を受けていること。</p> <p>四 その使用に係る入出力装置が情報処理センターの使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と電気通信回線で接続されていること。</p> <p>五 直前三年の各事業年度のうちのいずれかの事業年度における自己資本比率が百分の十以上であること。</p> <p>六 直前三年の各事業年度における経常利益金額等の平均額が零を超えること。</p> <p>七 法人税等を滞納していないこと。</p> <p>八 事業の用に供する特定廃棄物最終処分場について積み立てるべき維持管理積立金の積立てをしていること。</p> <p>（特別管理産業廃棄物処分業の許可証）</p> <p>第十条の十八 都道府県知事は、法第十四条の四第六項の規定により特別管理産業廃棄物処分業の許可をしたとき、又は法第十四条の五第一項の規定により当該事業の範囲の変更の許可をしたときは、様式第十五号（令第六条の十四第二号に該当する者にあつては、様式第十五号の二）による許可証を交付しなければならない。</p> <p>（特別管理産業廃棄物の処理を適正に行うことが困難となる事由）</p> <p>第十条の十八の二 法第十四条の四第十三項の環境省令で定める事由は、次のとおりとする。</p> <p>一 事業の用に供する特別管理産業廃棄物の処理施設において破損その他の事故が発生し、当該処理施設を使用することができないことにより、当該処理施設において保管する特別管理産業廃棄物の数量が特別管理産業廃棄物に係る処分等のための保管上限に達したこと。</p> <p>二 特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の全部又は一部を廃止したことにより、現に委託を受けている特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分がその事業の範囲に含まれないこととなつたこと。</p> <p>三 事業の用に供する産業廃棄物処理施設を廃止し、又は休止したことにより、現に委託を受けている特別管理産業廃棄物の処分を行うことができなくなつたこと。</p> <p>四 事業の用に供する産業廃棄物処理施設である産業廃棄物の最終処分場に係る埋立処分が終了したことにより、現に</p>	<p>（特別管理産業廃棄物処分業の許可証）</p> <p>第十条の十八 都道府県知事は、法第十四条の四第六項の規定により特別管理産業廃棄物処分業の許可をしたとき、又は法第十四条の五第一項の規定により当該事業の範囲の変更の許可をしたときは、様式第十五号による許可証を交付しなければならない。</p>								

改正案	現 行
<p>委託を受けている特別管理産業廃棄物の埋立処分を行うことができなくなったこと。</p> <p>五 法第十四条第五項第二号イ（法第七条第五項第四号トに係るものを除く。）又は第十四条第五項第二号ハからホまで（法第七条第五項第四号ト又は第十四条第五項第二号ロに係るものを除く。）に該当するに至つたこと。</p> <p>六 法第十四条の六において準用する法第十四条の三の規定による命令を受けたこと。</p> <p>七 産業廃棄物処理施設を設置している場合において、法第十五条の三の規定による許可の取消しを受けたこと。</p> <p>八 産業廃棄物処理施設を設置している場合において、法第十五条の二の七、第十九条の三又は第十九条の五第一項の規定による命令を受け、当該処理施設を使用することができないことにより、当該処理施設において保管する特別管理産業廃棄物の数量が特別管理産業廃棄物に係る処分等のための保管上限に達したこと。</p> <p>（法第十四条の四第十三項の規定による通知の手続）</p> <p>第十条の十八の三 法第十四条の四第十三項の規定による通知は、前条各号に掲げる事由が生じた日から十日以内に、次掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。</p> <p>一 特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物処分業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 前条各号に掲げる事由が生じた年月日及び当該事由の内容</p> <p>（通知の写しの保存期間）</p> <p>第十条の十八の四 法第十四条の四第十四項の環境省令で定める期間は、五年とする。</p> <p>（特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を受託できる者）</p> <p>第十条の十八の五 法第十四条の四第十五項の環境省令で定める者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>（特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物処分業者が特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を再委託できる場合）</p> <p>第十条の十九 法第十四条の四第十六項ただし書の環境省令で定める場合は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>（特別管理一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行うことができる場合）</p> <p>第十条の二十 法第十四条の四第十七項の環境省令で定める者は、次のとおりとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者の帳簿記載事項等）</p> <p>第十条の二十一 法第十四条の四第十八項において準用する法第七条第十五項の環境省令で定める事項は、特別管理産業廃</p>	<p>（特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を受託できる者）</p> <p>第十条の十八の二 法第十四条の四第十三項の規定による環境省令で定める者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>（特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物処分業者が特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を再委託できる場合）</p> <p>第十条の十九 法第十四条の四第十四項ただし書の規定による環境省令で定める場合は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>（特別管理一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行うことができる場合）</p> <p>第十条の二十 法第十四条の四第十五項の規定による環境省令で定める者は、次のとおりとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者の帳簿記載事項等）</p> <p>第十条の二十一 法第十四条の四第十六項において準用する法第七条第十五項の規定による環境省令で定める特別管理産業</p>

改正案	現行
<p>廃物の種類ごとに、次の表の上欄の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p> <p>(略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第二条の五第三項の規定は、法第十四条の四第十八項において準用する法第七条第十六項の規定による特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者の帳簿の保存について準用する。</p> <p>(特別管理産業廃棄物処理業の事業範囲の変更の許可の申請) 第十条の二十二 (略)</p> <p>2 第九条の二第二項(第十五号に係る部分を除く。)から第六項までの規定は、特別管理産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可の申請について準用する。この場合において、同条第二項第一号中「事業計画」とあるのは「変更後の事業計画」と、同項第二号、第四号及び第五号中「事業」とあるのは「変更に係る事業」と、同条第三項中「次条各号」とあるのは「第十条の十二の二各号」と、同条第四項中「(申請者が令第六条の九第二号に掲げる者に該当するものとして法第十四条第二項の許可の更新を受けようとする者である場合にあつては、直前の二事業年度)に係る」とあるのは「に係る」と、同条第五項中「この項」とあるのは「第九条の二第五項」と、同条第六項中「許可の更新を申請する者」とあるのは「申請者」と読み替えるものとする。</p> <p>3 第十条の四第二項(第五号及び第九号に係る部分を除く。)から第六項まで並びに第十条の十六第三項の規定は、特別管理産業廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可の申請について準用する。この場合において、第十条の四第二項第一号中「事業計画」とあるのは「変更後の事業計画」と、同項第二号中「事業」とあるのは「変更に係る事業」と、同項第四号中「産業廃棄物の処分」とあるのは「特別管理産業廃棄物の処分」と、「埋立処分及び海洋投入処分」とあるのは「埋立処分」と、同条第六号及び第七号中「事業」とあるのは「変更に係る事業」と、同条第三項中「次条各号」とあるのは「第十条の十六の二各号」と、同条第四項中「(申請者が令第六条の十一第二号に掲げる者に該当するものとして法第十四条第七項の許可の更新を受けようとする者である場合にあつては、直前の二事業年度)に係る」とあるのは「に係る」と、同条第五項中「この項」とあるのは「第十条の四第五項」と、同条第六項中「許可の更新を申請する者」とあるのは「申請者」と、第十条の十六第三項中「前項」とあるのは「第十条の二十二第三項において読み替えて準用する第十条の四第二項(第五号及び第九号に係る部分を除く。)から第六項まで」と読み替えるものとする。</p> <p>(特別管理産業廃棄物処理業に係る変更の届出等) 第十条の二十三 法第十四条の五第三項において準用する法第七条の二第三項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 法第十四条の四第一項又は第六項の許可を受けた者に係る次に掲げる者</p> <p>イ (略)</p>	<p>廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者の帳簿の記載事項は、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、次の表の上欄の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p> <p>(略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第二条の五第三項の規定は、法第十四条の四第十六項において準用する法第七条第十六項の規定による特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者の帳簿の保存について準用する。</p> <p>(特別管理産業廃棄物処理業の事業範囲の変更の許可の申請) 第十条の二十二 (略)</p> <p>2 第九条の二第二項から第六項までの規定は、特別管理産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可の申請について準用する。この場合において、同条第二項第一号中「事業計画」とあるのは「変更後の事業計画」と、同項第二号、第四号及び第五号中「事業」とあるのは「変更に係る事業」と、同条第三項第一号中「法第十四条第一項」とあるのは「法第十四条の四第一項」と、「産業廃棄物」とあるのは「特別管理産業廃棄物」と、同項第二号表八及びホ中「産業廃棄物収集運搬業」とあるのは「特別管理産業廃棄物収集運搬業」と、同号表八中「第十条の二」とあるのは「第十条の十四」と、同号表チ及びヌ中「産業廃棄物」とあるのは「特別管理産業廃棄物」と、同条第五項中「この項」とあるのは「第九条の二第五項」と、「第十条の二十二第二項」とあるのは「この項」と、同条第六項中「許可の更新を申請する者」とあるのは「申請者」と、それぞれ読み替えるものとする。</p> <p>3 第十条の四第二項(第五号に係る部分を除く。)から第六項まで並びに第十条の十六第三項の規定は、特別管理産業廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可の申請について準用する。この場合において、第十条の四第二項第一号中「事業計画」とあるのは「変更後の事業計画」と、同項第二号、第六号及び第七号中「事業」とあるのは「変更に係る事業」と、同条第三項第一号中「法第十四条第六項」とあるのは「法第十四条の四第六項」と、「産業廃棄物」とあるのは「特別管理産業廃棄物」と、同項第二号表八、ホ及びブル中「産業廃棄物処分業」とあるのは「特別管理産業廃棄物処分業」と、同号表八中「第十条の六」とあるのは「第十条の十八」と、同号表ト、リ、ヌ及びワ中「産業廃棄物」とあるのは「特別管理産業廃棄物」と、同条第五項中「この項」とあるのは「第十条の四第五項」と、「第十条の二十二第三項」とあるのは「この項」と、同条第六項中「許可の更新を申請する者」とあるのは「申請者」と、それぞれ読み替えるものとする。</p> <p>(特別管理産業廃棄物処理業に係る変更の届出等) 第十条の二十三 法第十四条の五第三項において準用する法第七条の二第三項の規定による環境省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 法第十四条の四第一項又は第六項の許可を受けた者に係る次に掲げる者</p> <p>イ (略)</p>

改正案	現 行
<p>□ 役員 ハ・二 (略) 三～七 (略)</p> <p>八 特別管理産業廃棄物収集運搬業者にあつては、当該許可をした都道府県知事の管轄区域内の特別管理産業廃棄物の積替えを行う区域において業として行う特別管理産業廃棄物の収集又は運搬に係る法第十四条の四第一項の許可（当該都道府県知事による同項の許可を除く。第三項において「積替え許可」という。）の有無</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の変更に係る届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。 一～六 (略)</p> <p>七 第一項第八号に掲げる事項の変更の届出（新たに積替え許可を受けた場合においてするものに限る。）については、当該積替え許可に係る第十条の十四に規定する許可証の写し</p> <p><u>第十条の二十三の二 特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物処分業者は、法第十四条の五第三項において読み替えて準用する法第七条の二第三項の規定による変更の届出をする場合において、当該届出に係る事項が第十条の十四又は第十条の十八に規定する許可証の記載事項に該当するときは、その書換えを受けることができる。</u></p> <p>（産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請）</p> <p>第十一条 (略) 2～4 (略)</p> <p>5 法第十五条第二項第九号の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。 一～六 (略)</p> <p>七 申請者が法人である場合には、役員の名及び住所</p> <p>ハ・九 (略)</p> <p>6 第一項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。 一～六 (略)</p> <p>七 申請者が法人である場合には、直前三年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類</p> <p>八～十二 (略)</p> <p>十三 申請者が法人である場合には、役員住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書</p> <p>十四・十五 (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>8 都道府県知事は、申請者が法第十四条第一項若しくは第六項、第十四条の二第一項、第十四条の四第一項若しくは第六項、第十四条の五第一項、第十五条第一項又は第十五条の二の六第一項の規定による許可（平成十二年十月一日以降に受けた許可であつて、当該許可の日から起算して五年を経過しないもの（第九条の二第五項（第十条の九第二項、第十条の十二第二項及び第十条の二十二第二項において準用する場合を含む。）、第十条の四第五項（第十条の九第三項、第十条の十六第二項及び第十条の二十二第三項において準用する場合</p>	<p>□ <u>法第十四条第五項第二号二に規定する役員</u> ハ・二 (略) 三～七 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の変更に係る届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。 一～六 (略)</p> <p>（産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請）</p> <p>第十一条 (略) 2～4 (略)</p> <p>5 法第十五条第二項第九号の<u>規定による</u>環境省令で定める事項は、次のとおりとする。 一～六 (略)</p> <p>七 申請者が法人である場合には、<u>法第十四条第五項第二号二に規定する役員</u>の名及び住所</p> <p>ハ・九 (略)</p> <p>6 第一項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。 一～六 (略)</p> <p>七 申請者が法人である場合には、直前三年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類</p> <p>八～十二 (略)</p> <p>十三 申請者が法人である場合には、<u>法第十四条第五項第二号二に規定する役員</u>の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書</p> <p>十四・十五 (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>8 都道府県知事は、申請者が法第十四条第一項若しくは第六項、第十四条の二第一項、第十四条の四第一項若しくは第六項、第十四条の五第一項、第十五条第一項又は第十五条の二の五第一項の規定による許可（平成十二年十月一日以降に受けた許可であつて、当該許可の日から起算して五年を経過しないもの（第九条の二第五項（第十条の九第二項、第十条の十二第二項及び第十条の二十二第二項において準用する場合を含む。）、第十条の四第五項（第十条の九第三項、第十条の十六第二項及び第十条の二十二第三項において準用する場合</p>

改正案	現 行
<p>を含む。)及びこの項(第十二条の九第四項、第十二条の十一の十二第三項、第十二条の十一の十三第三項及び第十二条の十二第三項において準用する場合を含む。)の規定により別に受けた許可に係る許可証を提出して受けた許可を除く。)に限る。)を受けている場合は、第六項の規定にかかわらず、同項第十号から第十五号までに掲げる書類の全部又は一部に代えて、当該許可に係る許可証を提出させることができる。</p>	<p>を含む。)及びこの項(第十二条の九第四項、第十二条の十一の四第三項、第十二条の十一の五第三項及び第十二条の十二第三項において準用する場合を含む。)の規定により別に受けた許可に係る許可証を提出して受けた許可を除く。)に限る。)を受けている場合は、第六項の規定にかかわらず、同項第十号から第十五号までに掲げる書類の全部又は一部に代えて、当該許可に係る許可証を提出させることができる。</p>
<p>(産業廃棄物処理施設の技術上の基準) 第十二条法第十五条の二 第一項第一号(法第十五条の二の六第二項において準用する場合を含む。次条第一項において同じ。)の規定による産業廃棄物処理施設(産業廃棄物の最終処分場を除く。次条、第十二条の六及び第十二条の七において同じ。)の<u>全て</u>に共通する技術上の基準は、次のとおりとする。 一～七 (略)</p>	<p>(産業廃棄物処理施設の技術上の基準) 第十二条 法第十五条の二第一項第一号(法第十五条の二の五第二項において準用する場合を含む。次条第一項において同じ。)の規定による産業廃棄物処理施設(産業廃棄物の最終処分場を除く。次条、第十二条の六及び第十二条の七において同じ。)の<u>すべて</u>に共通する技術上の基準は、次のとおりとする。 一～七 (略)</p>
<p>(適正な配慮がなされるべき周辺の施設) 第十二条の二の二 法第十五条の二第一項第二号(法第十五条の二の六第二項において準用する場合を含む。)の環境省令で定める周辺の施設は、第四条の二に規定する施設とする。</p>	<p>(適正な配慮がなされるべき周辺の施設) 第十二条の二の二 法第十五条の二第一項第二号(法第十五条の二の五第二項において準用する場合を含む。)の環境省令で定める周辺の施設は、第四条の二に規定する施設とする。</p>
<p>(産業廃棄物処理施設を設置しようとする者の能力の基準) 第十二条の二の三 法第十五条の二第一項第三号(法第十五条の二の六第二項において準用する場合を含む。)の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。 一・二 (略)</p>	<p>(産業廃棄物処理施設を設置しようとする者の能力の基準) 第十二条の二の三 法第十五条の二第一項第三号(法第十五条の二の五第二項において準用する場合を含む。)の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。 一・二 (略)</p>
<p>(生活環境の保全に関する専門的知識) 第十二条の三 法第十五条の二第三項(法第十五条の二の六第二項において準用する場合を含む。)の規定による環境省令で定める事項は、廃棄物の処理並びに大気質、騒音、振動、悪臭、水質及び地下水に関する事項とする。</p>	<p>(生活環境の保全に関する専門的知識) 第十二条の三 法第十五条の二第三項(法第十五条の二の五第二項において準用する場合を含む。)の規定による環境省令で定める事項は、廃棄物の処理並びに大気質、騒音、振動、悪臭、水質及び地下水に関する事項とする。</p>
<p>(産業廃棄物処理施設の使用前の検査の申請) 第十二条の四 法第十五条の二第五項(法第十五条の二の六第二項において準用する場合を含む。)の規定による検査を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第十九号による申請書を都道府県知事に提出しなければならない。 一～五 (略) 2 (略)</p>	<p>(産業廃棄物処理施設の使用前の検査の申請) 第十二条の四 法第十五条の二第五項(法第十五条の二の五第二項において準用する場合を含む。)の規定による検査を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第十九号による申請書を都道府県知事に提出しなければならない。 一～五 (略) 2 (略)</p>
<p>(産業廃棄物処理施設の許可証) 第十二条の五 都道府県知事は、法第十五条第一項の規定により産業廃棄物処理施設の設置の許可をしたとき、又は法第十五条の二の六第一項の規定により当該施設の変更の許可をしたときは、様式第二十号による許可証を交付しなければならない。</p>	<p>(産業廃棄物処理施設の許可証) 第十二条の五 都道府県知事は、法第十五条第一項の規定により産業廃棄物処理施設の設置の許可をしたとき、又は法第十五条の二の五第一項の規定により当該施設の変更の許可をしたときは、様式第二十号による許可証を交付しなければならない。</p>
<p>(定期検査の申請) 第十二条の五の二 法第十五条の二の二第一項の検査を受けようとする者は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した様式第二十号の二による申請書を都道府県知事に提出しなければならない。 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p>	

改正案	現 行
<p>二 産業廃棄物処理施設の設置の場所 三 産業廃棄物処理施設の種類 四 許可の年月日及び許可番号</p> <p><u>(定期検査の期間)</u> 第十二条の五の三 法第十五条の二の二第一項の環境省令で定める期間は、法第十五条の二第五項の検査を受けた日、直近において行われた法第十五条の二の六第二項において準用する法第十五条の二第五項の検査を受けた日又は直近において行われた法第十五条の二の二第一項の検査を受けた日のうちいずれか遅い日から五年三月以内とする。</p> <p><u>(定期検査結果の通知)</u> 第十二条の五の四 都道府県知事は、法第十五条の二の二第一項の検査を行ったときは、様式第二十号の三による検査の結果を通知する書面を交付するものとする。</p> <p>(産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準) 第十二条の六 法第十五条の二の三第一項の規定による産業廃棄物処理施設の<u>全て</u>に共通する維持管理の技術上の基準は、次のとおりとする。 一～八 (略) 九 施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置<u>(法第二十一条の二第一項に規定する応急の措置を含む。)</u>の記録を作成し、三年間保存すること。</p> <p>第十二条の七 法第十五条の二の三第一項の規定による産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準は、前条に定めるもののほか、この条の定めるところによる。 2～16 (略)</p> <p><u>(公表すべき維持管理の状況に関する情報)</u> 第十二条の七の二 法第十五条の二の三第二項の環境省令で定める事項は、次の各号に掲げる施設の種類に応じ、当該各号に定める事項とする。 一 令第七条の二に規定する令第七条第三号、第五号、第八号、第十二号及び第十三号の二に掲げる施設（ガス化改質方式の焼却施設及び電気炉等を用いた焼却施設を除く。） 次に掲げる事項 イ 処分した産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量 ロ 前条第五項の規定によりその例によることとされる第四条の五第一項第二号ト、リ、ヲ及びツの規定による測定に関する次に掲げる事項 (1) 当該測定を行った位置 (2) 当該測定の結果の得られた年月日 (3) 当該測定の結果 ハ 前条第五項の規定によりその例によることとされる第四条の五第一項第二号ヌの規定によるばいじんの除去を行った年月日 ニ 前条第五項の規定によりその例によることとされる第四条の五第一項第二号カの規定による測定（令第七条第十二号に掲げる施設にあつては、前条第五項第二号ロ及びハの規定による測定を含む。）に関する次に掲げる事項 (1) 当該測定に係る排ガス（令第七条第十二号に掲げる施設に係る前条第五項第二号ロ及びハの規定による</p>	<p>(産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準) 第十二条の六 法第十五条の二の二の規定による産業廃棄物処理施設の<u>すべて</u>に共通する維持管理の技術上の基準は、次のとおりとする。 一～八 (略) 九 施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、三年間保存すること。</p> <p>第十二条の七 法第十五条の二の二の規定による産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準は、前条に定めるもののほか、この条の定めるところによる。 2～16 (略)</p>

改正案	現 行
<p>測定の場合にあつては、試料とする。以下この号において同じ。)を採取した位置</p> <p>(2) 当該測定に係る排ガスを採取した年月日</p> <p>(3) 当該測定の結果の得られた年月日</p> <p>(4) 当該測定の結果</p> <p>二 令第七条の二に規定する令第七条第三号、第五号、第八号及び第十三号の二に掲げる施設（ガス化改質方式の焼却施設に限る。）次に掲げる事項</p> <p>イ 処分した産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量</p> <p>ロ 前条第六項第一号の規定によりその例によることとされる第四条の五第一項第三号イ(4)及び(6)の規定による測定に関する次に掲げる事項</p> <p>(1) 当該測定を行つた位置</p> <p>(2) 当該測定の結果の得られた年月日</p> <p>(3) 当該測定の結果</p> <p>ハ 前条第六項第一号の規定によりその例によることとされる第四条の五第一項第三号イ(7)の規定によるばいじんの除去を行つた年月日</p> <p>三 前条第六項第一号の規定によりその例によることとされる第四条の五第一項第三号イ(9)の規定による測定に関する次に掲げる事項</p> <p>(1) 当該測定に係るガスを採取した位置</p> <p>(2) 当該測定に係るガスを採取した年月日</p> <p>(3) 当該測定の結果の得られた年月日</p> <p>(4) 当該測定の結果</p> <p>三 令第七条の二に規定する令第七条第三号、第五号、第八号、第十二号及び第十三号の二に掲げる施設（電気炉等を用いた焼却施設に限る。）次に掲げる事項</p> <p>イ 処分した産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量</p> <p>ロ 前条第六項第二号の規定によりその例によることとされる第四条の五第一項第三号ロ(2)及び(3)の規定による測定に関する次に掲げる事項</p> <p>(1) 当該測定を行つた位置</p> <p>(2) 当該測定の結果の得られた年月日</p> <p>(3) 当該測定の結果</p> <p>ハ 前条第六項第二号の規定によりその例によることとされる第四条の五第一項第三号ロ(4)の規定によるばいじんの除去を行つた年月日</p> <p>二 前条第六項第二号の規定によりその例によることとされる第四条の五第一項第三号ロ(5)の規定による測定に関する次に掲げる事項</p> <p>(1) 当該測定に係る排ガスを採取した位置</p> <p>(2) 当該測定に係る排ガスを採取した年月日</p> <p>(3) 当該測定の結果の得られた年月日</p> <p>(4) 当該測定の結果</p> <p>四 令第七条の二に規定する令第七条第十一号の二に掲げる施設 次に掲げる事項</p> <p>イ 処分した廃石綿等及び石綿含有産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量</p> <p>ロ 前条第十三項第四号の規定による測定に関する次に掲げる事項</p> <p>(1) 当該測定を行つた位置</p> <p>(2) 当該測定の結果の得られた年月日</p> <p>(3) 当該測定の結果及び前条第十三項第四号本文の場合にあつては、当該測定の結果から推定される熔融炉内の温度</p>	

改正案	現 行
<p>ハ 前条第十三項第五号及び第十一号ハの規定による測定に関する次に掲げる事項</p> <p>(1) 当該測定に係る排ガスを採取した位置</p> <p>(2) 当該測定に係る排ガスを採取した年月日</p> <p>(3) 当該測定の結果の得られた年月日</p> <p>(4) 当該測定の結果</p> <p>三 前条第十三項第六号の規定による試験に関する次に掲げる事項</p> <p>(1) 当該試験に係る試料を採取した位置</p> <p>(2) 当該試験に係る試料を採取した年月日</p> <p>(3) 当該試験の結果の得られた年月日</p> <p>(4) 当該試験の結果</p> <p>ホ 前条第十三項第八号の規定によるばいじんの除去を行つた年月日</p> <p>ハ 前条第十三項第十一号ニの規定による粉じんの除去を行つた年月日</p> <p>五 令第七条の二に規定する令第七条第十二号の二及び第十三号に掲げる施設 次に掲げる事項</p> <p>イ 処分した産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量</p> <p>ロ 前条第十四項第二号ハ、第三号ハ、第四号ハ、第五号ハ、二及びホ(2)並びに第六号二、第十五項第二号二、第三号二、第四号二並びに第五号二及びホ並びに第十六項第三号ハ及びホの規定による測定に関する次に掲げる事項</p> <p>(1) 当該測定を行つた位置</p> <p>(2) 当該測定の結果の得られた年月日</p> <p>(3) 当該測定の結果</p> <p>ハ 前条第十四項第二号二、第三号ホ、第四号ホ及びル、第五号ハ並びに第六号ハ及びワ、第十五項第二号ハ、第三号ハ及びワ、第四号ヌ並びに第五号ト及びワ、第十六項第二号の規定によりその例によることとされる第十四項第三号ホ並びに第十六項第三号ハ及びチの規定による測定に関する次に掲げる事項</p> <p>(1) 当該測定に係る試料を採取した位置</p> <p>(2) 当該測定に係る試料を採取した年月日</p> <p>(3) 当該測定の結果の得られた年月日</p> <p>(4) 当該測定の結果</p> <p>ニ 前条第十四項第四号二及び第六号ホ並びに第十五項第三号ホ、第四号ホ及び第五号ハの規定による粒子状の物質等の除去を行つた年月日</p> <p>ホ 前条第十四項第四号チ及び第六号リ並びに第十五項第三号リ、第四号ト及び第五号ヌの規定による測定に関する次に掲げる事項</p> <p>(1) 当該測定に係る生成ガスを採取した位置</p> <p>(2) 当該測定に係る生成ガスを採取した年月日</p> <p>(3) 当該測定の結果の得られた年月日</p> <p>(4) 当該測定の結果</p> <p>六 令第七条の二に規定する令第七条第十四号イに掲げる産業廃棄物の最終処分場 次に掲げる事項</p> <p>イ 埋め立てた産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量</p> <p>ロ 最終処分基準省令第二条第二項第一号の規定によりその例によることとされた最終処分基準省令第一条第二項第十号の規定による水質検査に関する次に掲げる事項</p> <p>(1) 当該水質検査に係る地下水等を採取した場所</p> <p>(2) 当該水質検査に係る地下水等を採取した年月日</p> <p>(3) 当該水質検査の結果の得られた年月日</p>	

改正案	現 行
<p>(4) 当該水質検査の結果</p> <p>ハ 最終処分基準省令第二条第二項第一号の規定によりその例によることとされた最終処分基準省令第一条第二項第十一号の規定による措置に関する次に掲げる事項</p> <p>(1) 当該措置を講じた年月日</p> <p>(2) 当該措置の内容</p> <p>三 最終処分基準省令第二条第二項第一号の規定によりその例によることとされた最終処分基準省令第一条第二項第十九号の規定による測定を行つた年月日及びその結果</p> <p>ホ 最終処分基準省令第二条第二項第一号ハの規定による点検に関する次に掲げる事項</p> <p>(1) 当該点検を行つた年月日及びその結果</p> <p>(2) 当該点検の結果、設備の損壊又は埋め立てられた産業廃棄物の保有水の浸出のおそれがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容</p> <p>ハ 最終処分基準省令第二条第二項第一号ホの規定による点検に関する次に掲げる事項</p> <p>(1) 当該点検を行つた年月日及びその結果</p> <p>(2) 当該点検の結果、覆いの損壊又は埋め立てられた産業廃棄物の保有水の浸出のおそれがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容</p> <p>七 令第七条の二に規定する令第七条第十四号ロに掲げる産業廃棄物の最終処分場 次に掲げる事項</p> <p>イ 埋め立てた産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量</p> <p>ロ 最終処分基準省令第二条第二項第二号の規定によりその例によることとされた最終処分基準省令第一条第二項第七号の規定による点検に関する次に掲げる事項</p> <p>(1) 当該点検を行つた年月日及びその結果</p> <p>(2) 当該点検の結果、擁壁等が損壊するおそれがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容</p> <p>ハ 最終処分基準省令第二条第二項第二号の規定によりその例によることとされた最終処分基準省令第一条第二項第十九号の規定による測定を行つた年月日及びその結果</p> <p>ニ 最終処分基準省令第二条第二項第二号ロの規定による検査に関する次に掲げる事項</p> <p>(1) 当該検査の各月ごとの実施回数</p> <p>(2) 当該検査の結果、安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付着又は混入が認められた年月日</p> <p>ホ 最終処分基準省令第二条第二項第二号ハ及びホの規定による水質検査に関する次に掲げる事項</p> <p>(1) 当該水質検査に係る地下水又は浸透水を採取した場所</p> <p>(2) 当該水質検査に係る地下水又は浸透水を採取した年月日</p> <p>(3) 当該水質検査の結果の得られた年月日</p> <p>(4) 当該水質検査の結果</p> <p>ハ 最終処分基準省令第二条第二項第二号ニ及びハの規定による措置に関する次に掲げる事項</p> <p>(1) 当該措置を講じた年月日</p> <p>(2) 当該措置の内容</p> <p>八 令第七条の二に規定する令第七条第十四号ハに掲げる産業廃棄物の最終処分場 次に掲げる事項</p> <p>イ 埋め立てた産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量</p> <p>ロ 最終処分基準省令第二条第二項第三号の規定によりその例によることとされた最終処分基準省令第一条第二項</p>	

改正案	現 行
<p>第七号の規定による点検に関する次に掲げる事項</p> <p>(1) 当該点検を行つた年月日及びその結果</p> <p>(2) 当該点検の結果、擁壁等が損壊するおそれがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容</p> <p>ハ 最終処分基準省令第二条第二項第三号の規定によりその例によることとされた最終処分基準省令第一条第二項第九号の規定による点検に関する次に掲げる事項</p> <p>(1) 当該点検を行つた年月日及びその結果</p> <p>(2) 当該点検の結果、遮水工の遮水効果が低下するおそれがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容</p> <p>ニ 最終処分基準省令第二条第二項第三号の規定によりその例によることとされた最終処分基準省令第一条第二項第十号及び第十四号ハ並びに維持管理基準省令第一条第一号及び第三号口の規定による水質検査に関する次に掲げる事項</p> <p>(1) 当該水質検査に係る地下水等又は放流水を採取した場所</p> <p>(2) 当該水質検査に係る地下水等又は放流水を採取した年月日</p> <p>(3) 当該水質検査の結果の得られた年月日</p> <p>(4) 当該水質検査の結果</p> <p>ホ 最終処分基準省令第二条第二項第三号の規定によりその例によることとされた最終処分基準省令第一条第二項第十一号及び維持管理基準省令第一条第二号の規定による措置に関する次に掲げる事項</p> <p>(1) 当該措置を講じた年月日</p> <p>(2) 当該措置の内容</p> <p>ヘ 最終処分基準省令第二条第二項第三号の規定によりその例によることとされた最終処分基準省令第一条第二項第十三号の規定による点検に関する次に掲げる事項</p> <p>(1) 当該点検を行つた年月日及びその結果</p> <p>(2) 当該点検の結果、調整池が損壊するおそれがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容</p> <p>ト 最終処分基準省令第二条第二項第三号の規定によりその例によることとされた最終処分基準省令第一条第二項第十四号口の規定による点検に関する次に掲げる事項</p> <p>(1) 当該点検を行つた年月日及びその結果</p> <p>(2) 当該点検の結果、浸出液処理設備の機能に異状が認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容</p> <p>チ 最終処分基準省令第二条第二項第三号の規定によりその例によることとされた最終処分基準省令第一条第二項第十四号の二の規定による点検に関する次に掲げる事項</p> <p>(1) 当該点検を行つた年月日及びその結果</p> <p>(2) 当該点検の結果、有効な防凍のための措置の状況に異状が認められた場合に必要な措置を講じた年月日及び当該必要な措置の内容</p> <p>リ 最終処分基準省令第二条第二項第三号の規定によりその例によることとされた最終処分基準省令第一条第二項第十九号の規定による測定を行つた年月日及びその結果</p> <p>(維持管理の状況に関する情報の公表)</p> <p>第十二条の七の三 法第十五条の二の三第二項の規定による産</p>	

改正案	現 行
<p>業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報の公表は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から、当該日から起算して三年を経過する日までの間、行うものとする。</p> <p>二 前条第一号イ、第二号イ、第三号イ、第四号イ、第五号イ、第六号イ、第七号イ及びニ(1)並びに第八号イに掲げる事項翌月の末日</p> <p>三 前条第一号ロ及び二、第二号ロ及び二、第三号ロ及び二、第四号ロからニまで、第五号ロ、ハ及びホ、第六号ロ及び二、第七号ハ及びホ並びに第八号ニ及びリに掲げる事項当該測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日</p> <p>三 前条第一号ハ、第二号ハ、第三号ハ、第四号ホ及びヘ、第五号ニ、第六号ホ(1)及びヘ(1)、第七号ロ(1)並びに第八号ロ(1)、ハ(1)、ヘ(1)、ト(1)及びチ(1)に掲げる事項当該除去又は点検を行った日の属する月の翌月の末日</p> <p>四 前条第六号ハ、ホ(2)及びヘ(2)、第七号ロ(2)及びヘ並びに第八号ロ(2)、ハ(2)、ホ(2)、ヘ(2)、ト(2)及びチ(2)に掲げる事項当該措置を講じた日の属する月の翌月の末日</p> <p>五 前条第七号ニ(2)に掲げる事項当該付着又は混入が認められた日の属する月の翌月の末日</p> <p>(記録の閲覧)</p> <p>第十二条の七の四 法第十五条の二の四において準用する法第八条の四の規定による記録の閲覧は、次により行うものとする。</p> <p>一 記録は、次のイからホまでに掲げる区分に応じ、当該イからホまでに定める日までに備え置くこと。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 次条第一号ロ及び二、第二号ロ及び二、第三号ロ及び二、第三号の二ロからニまで、第四号ロ、ハ及びホ、第五号ロ及び二、第六号ハ及びホ並びに第七号ニ及びリに掲げる事項当該測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日</p> <p>ハ 次条第一号ハ、第二号ハ、第三号ハ、第三号の二ホ及びヘ、第四号ニ、第五号ホ(1)及びヘ(1)、第六号ロ(1)並びに第七号ロ(1)、ハ(1)、ヘ(1)、ト(1)及びチ(1)に掲げる事項当該除去又は点検を行った日の属する月の翌月の末日</p> <p>ニ 次条第五号ハ、ホ(2)及びヘ(2)、第六号ロ(2)及びヘ並びに第七号ロ(2)、ハ(2)、ホ(2)、ヘ(2)、ト(2)及びチ(2)に掲げる事項当該措置を講じた日の属する月の翌月の末日</p> <p>ホ (略)</p> <p>二・三 (略)</p> <p>(記録する事項)</p> <p>第十二条の七の五 法第十五条の二の四において準用する法第八条の四の環境省令で定める事項は、次の各号に掲げる施設の種類に応じ、当該各号に定める事項とする。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 令第七条の二に規定する令第七条第十四号イに掲げる産業廃棄物の最終処分場 次に掲げる事項</p> <p>イ 埋め立てた産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量</p> <p>ロ～ハ (略)</p> <p>六 令第七条の二に規定する令第七条第十四号ロに掲げる産業廃棄物の最終処分場 次に掲げる事項</p>	<p>(記録の閲覧)</p> <p>第十二条の七の二 法第十五条の二の三において準用する法第八条の四の規定による記録の閲覧は、次により行うものとする。</p> <p>一 記録は、次のイからホまでに掲げる区分に応じ、当該イからホまでに定める日までに備え置くこと。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 次条第一号ロ及び二、第二号ロ及び二、第三号ロ及び二、第三号の二ロからニまで、第四号ロ、ハ及びホ、第五号ロ及び二、第六号ハ及びホ並びに第七号ニ及びチに掲げる事項当該測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日</p> <p>ハ 次条第一号ハ、第二号ハ、第三号ハ、第三号の二ホ及びヘ、第四号ニ、第五号ホ(1)及びヘ(1)、第六号ロ(1)並びに第七号ロ(1)、ハ(1)、ヘ(1)及びト(1)に掲げる事項当該除去又は点検を行った日の属する月の翌月の末日</p> <p>ニ 次条第五号ハ、ホ(2)及びヘ(2)、第六号ロ(2)及びヘ並びに第七号ロ(2)、ハ(2)、ホ、ヘ(2)及びト(2)に掲げる事項当該措置を講じた日の属する月の翌月の末日</p> <p>ホ (略)</p> <p>二・三 (略)</p> <p>(記録する事項)</p> <p>第十二条の七の三 法第十五条の二の三において準用する法第八条の四の規定による環境省令で定める事項は、次の各号に掲げる施設の種類に応じ、当該各号に定める事項とする。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 令第七条の二に規定する令第七条第十四号イに掲げる産業廃棄物の最終処分場 次に掲げる事項</p> <p>イ 埋立てた産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量</p> <p>ロ～ハ (略)</p> <p>六 令第七条の二に規定する令第七条第十四号ロに掲げる産業廃棄物の最終処分場 次に掲げる事項</p>

改正案	現 行
<p>イ <u>埋め立てた産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量</u> □～へ (略)</p> <p>七 令第七条の二に規定する令第七条第十四号ハに掲げる産業廃棄物の最終処分場 次に掲げる事項</p> <p>イ <u>埋め立てた産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量</u> □～ト (略)</p> <p>チ <u>最終処分基準省令第二条第二項第三号の規定によりその例によることとされた最終処分基準省令第一条第二項第十四号の二の規定による点検に関する次に掲げる事項</u></p> <p>(1) <u>当該点検を行つた年月日及びその結果</u></p> <p>(2) <u>当該点検の結果、有効な防凍のための措置の状況に異状が認められた場合に必要な措置を講じた年月日及び当該必要な措置の内容</u></p> <p>リ (略)</p> <p>(特定産業廃棄物最終処分場)</p> <p><u>第十二条の七の六 法第十五条の二の四において準用する法第八条の五第一項の環境省令で定める産業廃棄物の最終処分場は、令第七条第十四号ロ及びハに掲げる産業廃棄物の最終処分場であつて、次に掲げるもの以外のものとする。</u></p> <p>一 国又は地方公共団体 (港務局を含む。) が設置する産業廃棄物の最終処分場</p> <p>二 (略)</p>	<p>イ <u>埋立てた産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量</u> □～へ (略)</p> <p>七 令第七条の二に規定する令第七条第十四号ハに掲げる産業廃棄物の最終処分場 次に掲げる事項</p> <p>イ <u>埋立てた産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量</u> □～ト (略)</p> <p>チ (略)</p> <p>(特定産業廃棄物最終処分場)</p> <p><u>第十二条の七の四 法第十五条の二の三において準用する法第八条の五第一項に規定する環境省令で定める産業廃棄物の最終処分場は、令第七条第十四号ロ及びハに掲げる産業廃棄物の最終処分場であつて、次に掲げるもの以外のものとする。</u></p> <p>一 国又は地方公共団体が設置する産業廃棄物の最終処分場</p> <p>二 (略)</p> <p>(準用)</p> <p><u>第十二条の七の五 第四条の九から第四条の十一まで及び第四条の十三から第四条の十六までの規定は、特定産業廃棄物最終処分場 (法第十五条の二の三において準用する法第八条の五第一項に規定する特定産業廃棄物最終処分場をいう。) に係る維持管理積立金について、第四条の十七の規定は、特定産業廃棄物最終処分場の設置者 (同項に規定する特定産業廃棄物最終処分場の設置者をいう。) について準用する。この場合において、これらの規定中「特定一般廃棄物最終処分場」とあるのは「特定産業廃棄物最終処分場」と、第四条の九第一項及び第二項中「法第八条の五第四項」とあるのは「法第十五条の二の三において準用する法第八条の五第四項」と、第四条の十第一項中「法第八条の五第四項」とあるのは「法第十五条の二の三において準用する法第八条の五第四項」と、「法第八条の五第一項」とあるのは「法第十五条の二の三において準用する法第八条の五第一項」と、第四条の十第二項中「法第八条の五第四項」とあるのは「法第十五条の二の三において準用する法第八条の五第四項」と、「一般廃棄物の」とあるのは「産業廃棄物の」と、「をいう。第四条の十五第一項第四号、第五条の五第一項第六号、第五条の五の二第一項第五号及び第十三号から第十六号まで、第五条の十第一項第六号並びに第五条の十の二第一項第五号及び第十三号から第十六号までにおいて同じ。」とあるのは「をいう。」と、第四条の十一第一項中「法第八条の五第四項」とあるのは「法第十五条の二の三において準用する法第八条の五第四項」と、第四条の十三第一項中「法第九条第五項」とあるのは「法第十五条の二の五第三項において準用する法第九条第五項」と、第四条の十五中「法第九条第四項」とあるのは「法第十五条の二の五第三項において準用する法第九条第四項」と、第四条の十六中「法第九条の五第一項の許可若しくは法第九条の六第一項の認可をしたとき、又は法第九条の七第二項」とあるのは「法第十五条の四において準用する法第九条の五第一</u></p>

改正案	現 行
<p>(維持管理積立金の算定基準)</p> <p>第十二条の七の七 法第十五条の二の四において読み替えて準用する法第八条の五第四項の環境省令で定める算定基準は、次の式のとおりとする。</p> $A = C \times \frac{\ell}{L} - T$ <p>この式において、A、C、ℓ、L及びTは、それぞれ次の値を表すものとする。</p> <p>A 当該年度に積み立てるべき維持管理積立金の額</p> <p>C 埋立処分の終了後における維持管理に必要な費用の額</p> <p>ℓ 埋立処分が開始された年月から当該年度の三月（当該年度の終了前に埋立処分が終了する特定産業廃棄物最終処分場にあつては、当該埋立処分を終了する月）までの月数</p> <p>L 埋立処分が開始された年月から埋立処分の終了予定年月までの月数</p> <p>T 当該年度の前年度までに積み立てられた維持管理積立金の額</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、特定産業廃棄物最終処分場の残余の埋立容量その他の埋立ての状況を考慮し、必要と認める場合には、当該特定産業廃棄物最終処分場に係る法第十五条の二の四において読み替えて準用する法第八条の五第四項の環境省令で定める算定基準を、次の式のとおりとすることができる。</p> $A = C \times \frac{H + s \times \alpha}{N} - T$ <p>この式において、A、C、H、s、α、N及びTは、それぞれ次の値を表すものとする。</p> <p>A 当該年度に積み立てるべき維持管理積立金の額</p> <p>C 埋立処分の終了後における維持管理に必要な費用の額</p> <p>H 当該年度の前年度までに当該特定産業廃棄物最終処分場に埋立処分された産業廃棄物の数量</p> <p>s 当該年度の四月から九月（八月以前に埋立処分が終了する特定産業廃棄物最終処分場にあつては、当該埋立処分を終了する月）までに当該特定産業廃棄物最終処分場に埋立処分された産業廃棄物の数量</p> <p>α 前年度における当該特定産業廃棄物最終処分場の残余の埋立容量その他の埋立ての状況に基づいて都道府県知事が定める数</p> <p>N 当該特定産業廃棄物最終処分場の埋立容量</p> <p>T 当該年度の前年度までに積み立てられた維持管理積立金の額</p> <p>3 特定産業廃棄物最終処分場について法第十五条第一項の許可を受けた者（以下「特定産業廃棄物最終処分場の設置者」</p>	<p>項の許可若しくは法第十五条の四において準用する法第九条の六第一項の認可をしたとき、又は法第十五条の四において準用する法第九条の七第二項」と、「法第八条の五第七項」とあるのは「法第十五条の二の三において準用する法第八条の五第七項」と、第四条の十七中「報告書」とあるのは「様式第二十一号による報告書」と、同条第四号中「第一条第二項第十四号ハ」とあるのは「第二条第二項第三号の規定によりその例によることとされる最終処分基準省令第一条第二項第十四号ハ」と読み替えるものとする。</p>

改正案	現 行
<p>という。)は、前二項の算定基準において、埋立処分の終了後における維持管理に必要な費用の額から当該年度の前年度までに積み立てられた維持管理積立金の額を差し引いた額以下の額を当該年度に積み立てるべき維持管理積立金の額に増額して積み立てることができる。</p> <p>4 第一項又は第二項の式により算定した数値が負数となるときは、当該年度の維持管理積立金の額は零とする。</p> <p>5 第一項又は第二項の式により算定した数値に千未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p><u>(維持管理積立金に係る通知)</u></p> <p>第十二条の七の八 法第十五条の二の四において読み替えて準用する法第八条の五第四項の規定による都道府県知事の通知は、毎年度十二月三十一日までに、当該年度の四月一日において現に使用することができ、かつ、埋立処分が終了していない特定産業廃棄物最終処分場ごとに、特定産業廃棄物最終処分場の設置者が当該年度に積み立てなければならない維持管理積立金の額を算定し、当該特定産業廃棄物最終処分場の設置者に対し、その額及びその算定の基礎の概要を記載した文書を交付して行うものとする。</p> <p>2 都道府県知事は、法第十五条の二の四において読み替えて準用する法第八条の五第四項の規定による通知をしたときは、速やかに、機構に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。</p> <p>一 特定産業廃棄物最終処分場の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 特定産業廃棄物最終処分場の許可の年月日及び許可番号</p> <p>三 特定産業廃棄物最終処分場の埋立処分が開始された年月及び埋立処分の終了予定年月</p> <p>四 特定産業廃棄物最終処分場の設置の場所、埋立地の面積、埋立容量及び当該年度の前年度の残余の埋立容量並びに当該年度の四月から九月までに当該特定産業廃棄物最終処分場に埋立処分された産業廃棄物の数量</p> <p>五 特定産業廃棄物最終処分場の設置者に対し通知した維持管理積立金の額及びその算定の基礎の概要</p> <p>3 機構は、前項の通知に係る維持管理積立金の積立て及び取戻しの状況を、翌年度の六月三十日までに、都道府県知事に対し通知しなければならない。</p> <p><u>(維持管理積立金の積立期限)</u></p> <p>第十二条の七の九 法第十五条の二の四において読み替えて準用する法第八条の五第四項の規定による通知を受けた特定産業廃棄物最終処分場の設置者は、当該年度の二月二十八日までに、当該通知に係る額の金銭を機構に積み立てなければならない。</p> <p>2 機構は、維持管理積立金を積み立てるべき特定産業廃棄物最終処分場の設置者が維持管理積立金を前項の積立期限までに積み立てなかつたときは、速やかに、都道府県知事に対し、その旨を通知しなければならない。</p> <p><u>(維持管理積立金の利息)</u></p> <p>第十二条の七の十 法第十五条の二の四において準用する法第八条の五第五項の利息は、環境大臣の認可を受けて、機構が定めるものとする。これを変更する場合も、同様とする。</p> <p>2 法第十五条の二の四において準用する法第八条の五第五項の利息は、維持管理積立金の払渡しの日については、付さな</p>	

改正案	現 行
<p>い。</p> <p><u>(維持管理積立金の取戻し)</u></p> <p><u>第十二条の七の十一 法第十五条の二の四において読み替えて準用する法第八条の五第六項の環境省令で定める場合は、次のとおりとする。</u></p> <p>一 <u>法第十五条の二の六第三項において読み替えて準用する法第九条第五項又は法第十五条の三の二第二項の規定により廃止の確認を受けた場合</u></p> <p>二 <u>当該年度の維持管理積立金について第十二条の七の七第一項又は第二項の式により算定した数値が負数となった場合</u></p> <p>三 <u>特定産業廃棄物最終処分場に係る法第十五条第一項の許可が取り消された場合において、当該特定産業廃棄物最終処分場について維持管理を行うとき</u></p> <p>2 <u>前項第一号に規定する場合において、特定産業廃棄物最終処分場の設置者又は特定産業廃棄物最終処分場の設置者であった者若しくはその承継人が取り戻すことができる額は、機構に積み立てられた維持管理積立金の全額（廃止の確認前にその一部の取戻しが行われた場合にあつては、残額）とする。</u></p> <p>3 <u>第一項第二号に規定する場合において、特定産業廃棄物最終処分場の設置者が取り戻すことができる額は、第十二条の七の七第一項又は第二項の式により算定した数値の絶対値の額とする。</u></p> <p>4 <u>前項の場合において、取り戻すことができる額の算定については、第十二条の七の七第五項の規定を準用する。</u></p> <p><u>第十二条の七の十二 特定産業廃棄物最終処分場について埋立処分の終了後に維持管理を行う場合又は前条第一項第三号に掲げる場合であつて、当該維持管理に要する期間が一年を超えるときは、一年ごとに、その一年間に行おうとする維持管理に必要な費用の額（当該特定産業廃棄物最終処分場に係る維持管理積立金の額が当該費用の額に満たない場合にあつては、当該維持管理積立金の額）に限り取り戻すことができる。</u></p> <p><u>(取戻しの申請)</u></p> <p><u>第十二条の七の十三 法第十五条の二の四において読み替えて準用する法第八条の五第六項の規定により維持管理積立金を取り戻そうとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を機構に提出しなければならない。</u></p> <p>一 <u>氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</u></p> <p>二 <u>特定産業廃棄物最終処分場の許可の年月日及び許可番号</u></p> <p>三 <u>法第十五条の二の六第三項において読み替えて準用する法第九条第四項の規定に基づく届出を行った場合には、当該届出を行った年月日</u></p> <p>四 <u>特定産業廃棄物最終処分場の設置の場所、埋立地の面積及び埋立容量</u></p> <p>五 <u>取り戻そうとする維持管理積立金の額及びその算定の基礎</u></p> <p>六 <u>申請の理由</u></p> <p>2 <u>前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</u></p> <p>一 <u>特定産業廃棄物最終処分場について埋立処分の終了後に維持管理を行う場合にあつては、維持管理の内容を記載した書面、経費の明細書及び維持管理を行うことを証する書</u></p>	

改正案	現 行
<p>面</p> <p>二 第十二条の七の十一第一項第三号に掲げる場合にあつては、維持管理の内容を記載した書面、経費の明細書、維持管理を行うことを証する書面及び申請者が特定産業廃棄物最終処分場の設置者であつた者又はその承継人（これらの者が法人である場合において、当該法人が解散し、当該特定産業廃棄物最終処分場を承継する者が存しないときは、当該法人の役員であつた者を含む。次条において「特定産業廃棄物最終処分場の旧設置者等」という。）であることを証する書面</p> <p><u>（地位を承継した者に係る維持管理積立金の額の通知等）</u></p> <p>第十二条の七の十四 都道府県知事は、法第十五条の四において読み替えて準用する法第九条の五第一項の許可若しくは法第十五条の四において準用する法第九条の六第一項の認可をしたとき、又は法第十五条の四において準用する法第九条の七第二項の規定による届出があつたときは、法第十五条の二の四において読み替えて準用する法第八条の五第七項の規定により維持管理積立金を積み立てたものとみなされた者に対し、積み立てたものとみなされた維持管理積立金の額を通知しなければならない。</p> <p>2 特定産業廃棄物最終処分場の旧設置者等は、当該特定産業廃棄物最終処分場の維持管理を行うために必要な範囲内において、機構に対し、当該特定産業廃棄物最終処分場に係る維持管理積立金の額を照会することができる。</p> <p><u>（報告）</u></p> <p>第十二条の七の十五 特定産業廃棄物最終処分場（当該年度の四月一日において埋立処分が終了しているものを除く。）について法第十五条第一項の許可を受けた者は、毎年度十月三十一日までに、当該特定産業廃棄物最終処分場に関し、次に掲げる事項を記載した様式第二十一号による報告書を都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 特定産業廃棄物最終処分場の許可の年月日、許可番号及び設置の場所</p> <p>三 特定産業廃棄物最終処分場に係る埋立処分が開始された年月及び埋立処分の終了予定年月</p> <p>四 最終処分基準省令第二条第二項第三号の規定によりその例によることとされる最終処分基準省令第一条第二項第十四号ハの規定により測定した特定産業廃棄物最終処分場の放流水の水質及び当該測定に係る放流水を採取した年月日</p> <p>五 埋立処分を開始してから前年度の三月三十一日までに埋立処分された産業廃棄物の数量及び当該年度の四月から九月までに埋立処分された産業廃棄物の数量</p> <p>六 特定産業廃棄物最終処分場に係る埋立処分の終了後に行う維持管理の内容</p> <p>七 前号の維持管理に必要な費用の額及びその算定の基礎の概要</p> <p>（産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例の対象となる一般廃棄物）</p> <p>第十二条の七の十六 法第十五条の二の五の環境省令で定める一般廃棄物は、次の各号に掲げる産業廃棄物処理施設の種類に応じ、当該各号に定める一般廃棄物（当該産業廃棄物処理施設</p>	<p>（産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例の対象となる一般廃棄物）</p> <p>第十二条の七の六 法第十五条の二の四の環境省令で定める一般廃棄物は、次の各号に掲げる産業廃棄物処理施設の種類に応じ、当該各号に定める一般廃棄物（当該産業廃棄物処理施設</p>

改正案	現 行
<p>施設に係る法第十五条第一項の許可に係る産業廃棄物と同一の種類のものに限る。)とする。</p> <p>一～六 (略)</p> <p>(産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出)</p> <p><u>第十二条の七の十七 法第十五条の二の五の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。</u></p> <p>一～八 (略)</p> <p>2 法第十五条の二の五の規定による届出は、当該届出に係る一般廃棄物の処理を開始する日の三十日前までに、前項に掲げる事項を記載した届出書を都道府県知事に提出して行うものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 都道府県知事は、法第十五条の二の五の規定による届出を受理したときは、次に掲げる事項を記載した受理書を当該届出をした者に交付するものとする。</p> <p>一～六 (略)</p> <p>5 法第十五条の二の五の規定による届出に係る産業廃棄物処理施設の種類若しくはその施設において処理する産業廃棄物の種類に変更があつたとき、又は当該届出に係る一般廃棄物の処理の事業を廃止したときは、当該変更又は廃止の日から十日以内に、前項の規定により交付された受理書を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>(産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準等の適用)</p> <p><u>第十二条の七の十八 法第十五条の二の五の規定に基づき設置した一般廃棄物処理施設については、その施設において処理する一般廃棄物を産業廃棄物とみなして、第十二条の六から第十二条の七の五までの規定を適用する。</u></p> <p>(許可を要しない産業廃棄物処理施設の軽微な変更)</p> <p>第十二条の八 法第十五条の二の六第一項ただし書の環境省令で定める軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当しない変更とする。</p> <p>一 法第十五条第二項の申請書に記載した処理能力(当該処理能力について法第十五条の二の六第一項の許可を受けたときは、変更後のもの。以下この号において同じ。)に係る変更であつて、当該変更によつて当該処理能力が十パーセント以上増大するに至るもの</p> <p>二～五 (略)</p> <p>(産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請)</p> <p>第十二条の九 法第十五条の二の六第一項の規定による変更の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第二十二号による申請書を都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>一～八 (略)</p> <p>2 第十一条の二の規定は、法第十五条の二の六第二項において準用する法第十五条第三項に規定する調査の結果を記載した書類について準用する。この場合において、第十一条の二第一号中「設置しよう」とあるのは「変更を行おう」と、「を設置する」とあるのは「に係る変更を行う」と、同条第三号から第五号までの規定及び第七号中「を設置する」とあるのは「に係る変更を行う」と読み替えるものとする。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>施設に係る法第十五条第一項の許可に係る産業廃棄物と同一の種類のものに限る。)とする。</p> <p>一～六 (略)</p> <p>(産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出)</p> <p><u>第十二条の七の七 法第十五条の二の四の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。</u></p> <p>一～八 (略)</p> <p>2 法第十五条の二の四の規定による届出は、当該届出に係る一般廃棄物の処理を開始する日の三十日前までに、前項に掲げる事項を記載した届出書を都道府県知事に提出して行うものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 都道府県知事は、法第十五条の二の四の規定による届出を受理したときは、次に掲げる事項を記載した受理書を当該届出をした者に交付するものとする。</p> <p>一～六 (略)</p> <p>5 法第十五条の二の四の規定による届出に係る産業廃棄物処理施設の種類若しくはその施設において処理する産業廃棄物の種類に変更があつたとき、又は当該届出に係る一般廃棄物の処理の事業を廃止したときは、当該変更又は廃止の日から十日以内に、前項の規定により交付された受理書を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>(産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準等の適用)</p> <p><u>第十二条の七の八 法第十五条の二の四の規定に基づき設置した一般廃棄物処理施設については、その施設において処理する一般廃棄物を産業廃棄物とみなして、第十二条の六から第十二条の七の三までの規定を適用する。</u></p> <p>(許可を要しない産業廃棄物処理施設の軽微な変更)</p> <p>第十二条の八 法第十五条の二の五第一項ただし書の環境省令で定める軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当しない変更とする。</p> <p>一 法第十五条第二項の申請書に記載した処理能力(当該処理能力について法第十五条の二の五第一項の許可を受けたときは、変更後のもの。以下この号において同じ。)に係る変更であつて、当該変更によつて当該処理能力が十パーセント以上変更されるに至るもの</p> <p>二～五 (略)</p> <p>(産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請)</p> <p>第十二条の九 法第十五条の二の五第一項の規定による変更の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第二十二号による申請書を都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>一～八 (略)</p> <p>2 第十一条の二の規定は、法第十五条の二の五第二項において準用する法第十五条第三項に規定する調査の結果を記載した書類について準用する。この場合において、第十一条の二第一号中「設置しよう」とあるのは「変更を行おう」と、「を設置する」とあるのは「に係る変更を行う」と、同条第三号から第五号までの規定及び第七号中「を設置する」とあるのは「に係る変更を行う」と読み替えるものとする。</p> <p>3・4 (略)</p>

改正案	現 行
<p>(届出を要する産業廃棄物処理施設の変更) 第十二条の十 法第十五条の二の六第三項において準用する法第九条第三項の規定による環境省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一～五 (略) 六 法第十五条第一項の許可を受けた者に係る次に掲げる者 イ (略) ロ 役員 ハ・ニ (略)</p>	<p>(届出を要する産業廃棄物処理施設の変更) 第十二条の十 法第十五条の二の五第三項において準用する法第九条第三項の規定による環境省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一～五 (略) 六 法第十五条第一項の許可を受けた者に係る次に掲げる者 イ (略) ロ 法第十四条第五項第二号ニに規定する役員 ハ・ニ (略)</p>
<p>(産業廃棄物処理施設に係る軽微な変更等の届出) 第十二条の十の二 法第十五条の二の六第三項において準用する法第九条第三項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した様式第二十三号による届出書を都道府県知事に提出して行うものとする。 一～六 (略) 2 (略)</p>	<p>(産業廃棄物処理施設に係る軽微な変更等の届出) 第十二条の十の二 法第十五条の二の五第三項において準用する法第九条第三項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した様式第二十三号による届出書を都道府県知事に提出して行うものとする。 一～六 (略) 2 (略)</p>
<p>(産業廃棄物の最終処分場に係る埋立処分の終了の届出) 第十二条の十一 法第十五条の二の六第三項において準用する法第九条第四項の規定による最終処分場の埋立処分の終了の届出は、次に掲げる事項を記載した様式第二十四号による届出書を都道府県知事に提出して行うものとする。 一～十 (略) 2 (略)</p>	<p>(産業廃棄物の最終処分場に係る埋立処分の終了の届出) 第十二条の十一 法第十五条の二の五第三項において準用する法第九条第四項の規定による最終処分場の埋立処分の終了の届出は、次に掲げる事項を記載した様式第二十四号による届出書を都道府県知事に提出して行うものとする。 一～十 (略) 2 (略)</p>
<p>(産業廃棄物の最終処分場の廃止の確認の申請) 第十二条の十一の二 法第十五条の二の六第三項において準用する法第九条第五項の規定による産業廃棄物最終処分場の廃止の確認を受けようとする者は、次の各号に掲げる産業廃棄物の最終処分場の種類に応じ、当該各号に掲げる事項を記載した様式第二十五号による申請書を都道府県知事に提出しなければならない。 一～三 (略) 2 (略)</p>	<p>(産業廃棄物の最終処分場の廃止の確認の申請) 第十二条の十一の二 法第十五条の二の五第三項において準用する法第九条第五項の規定による産業廃棄物最終処分場の廃止の確認を受けようとする者は、次の各号に掲げる産業廃棄物の最終処分場の種類に応じ、当該各号に掲げる事項を記載した様式第二十五号による申請書を都道府県知事に提出しなければならない。 一～三 (略) 2 (略)</p>
<p>(法第十五条の二の六第三項において準用する法第九条第六項の規定による欠格要件に係る届出) 第十二条の十一の三 法第十五条の二の六第三項において準用する法第九条第六項の規定による届出は、法第十四条第五項第二号イ(法第七条第五項第四号トに係るものを除く。)又は第十四条第五項第二号ハからホまで(法第七条第五項第四号ト又は第十四条第五項第二号ロに係るものを除く。)のいずれかに該当するに至った日から二週間以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を都道府県知事に提出して行うものとする。 一～六 (略)</p>	<p>(法第十五条の二の五第三項において準用する法第九条第六項の規定による欠格要件に係る届出) 第十二条の十一の三 法第十五条の二の五第三項において準用する法第九条第六項の規定による届出は、法第十四条第五項第二号イ(法第七条第五項第四号トに係るものを除く。)又は第十四条第五項第二号ハからホまで(法第七条第五項第四号ト又は第十四条第五項第二号ロに係るものを除く。)のいずれかに該当するに至った日から二週間以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を都道府県知事に提出して行うものとする。 一～六 (略)</p>
<p>(旧設置者等による産業廃棄物の最終処分場の廃止の確認の申請) 第十二条の十一の四 第十二条の十一の二の規定は、法第十五条の三の二第二項の規定による産業廃棄物の最終処分場の廃止の確認を受けようとする者について準用する。</p>	
<p>(熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設に係る認定の申請) 第十二条の十一の五 法第十五条の三の三第一項の認定を受け</p>	

改正案	現 行
<p>ようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第二十五号の二による申請書を都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 熱回収施設（法第十五条の三の三第一項に規定する熱回収施設をいう。以下この条から第十二条の十一の七までにおいて同じ。）の設置の場所</p> <p>三 当該熱回収施設における熱回収に必要な設備に関する次に掲げる事項</p> <p>イ 設備の種類及びその設備の能力</p> <p>ロ 設備の位置、構造等の設置に関する計画</p> <p>ハ 設備の維持管理に関する計画</p> <p>四 当該熱回収施設における熱回収の内容に関する次に掲げる事項を記載した計画</p> <p>イ 当該熱回収施設において処分する産業廃棄物の種類</p> <p>ロ 熱回収の方法</p> <p>ハ 第五条の五の五第一項第四号ハの算式により算定した年間の熱回収率</p> <p>五 当該熱回収施設に係る法第十五条第一項の許可の年月日及び許可番号</p> <p>2 前項の申請書については、第五条の五の五第二項の規定を準用する。この場合において、同項第三号中「前項第四号イからハまで」とあるのは「第十二条の十一の五第一項第四号イからハまで」と、同項第四号中「法第八条第一項」とあるのは、「法第十五条第一項」と読み替えるものとする。</p> <p><u>（熱回収施設の技術上の基準）</u></p> <p>第十二条の十一の六 法第十五条の三の三第一項第一号の環境省令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 第十二条第一号及び第三号から第七号までに規定する基準並びに第十二条の二に規定する基準（当該熱回収施設に係るものに限る。）に適合していること。</p> <p>二 発電の用に供する熱回収施設にあつては、ボイラー及び発電機が設けられていること。ただし、当該発電の用に供する熱回収施設がガス化改質方式の焼却施設であるときは、発電機が設けられていることをもつて足りる。</p> <p>三 発電の用に供する熱回収施設以外の熱回収施設にあつては、ボイラー又は熱交換器が設けられていること。</p> <p>四 熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置が設けられていること。</p> <p><u>（熱回収施設を設置している者の能力の基準）</u></p> <p>第十二条の十一の七 法第十五条の三の三第一項第二号の環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 次の基準に適合した熱回収を行うことができる者であること。</p> <p>イ 第五条の五の五第一項第四号ハの算式により算定した年間の熱回収率が、十パーセント以上であること。</p> <p>ロ 当該熱回収施設に投入される廃棄物の総熱量と燃料の総熱量を合計した熱量の三十パーセントを超えて燃料の投入を行わないこと。</p> <p>二 当該熱回収施設における熱回収に必要な設備の維持管理を適切に行うことができる者であること。</p> <p><u>（認定熱回収施設設置者の認定の更新期間）</u></p>	

改正案	現 行
<p><u>第十二条の十一の八 法第十五条の三の三第二項の環境省令で定める期間は、五年とする。</u></p> <p><u>(令第七条の三第一号ロ(2)の環境省令で定める場合及び数量)</u></p> <p><u>第十二条の十一の九 令第七条の三第一号ロ(2)の環境省令で定める場合及び数量は、次のとおりとする。</u></p> <p>一 <u>処理施設に船舶を用いて産業廃棄物を運搬する場合であつて、当該産業廃棄物に係る当該船舶の積載量が基本数量を超えるときは、当該産業廃棄物に係る当該船舶の積載量と基本数量に二分の一を乗じて得た数量とを合算した数量とする。</u></p> <p>二 <u>定期点検等の期間中に産業廃棄物を保管する場合は、当該産業廃棄物に係る処理施設の一日当たりの処理能力に相当する数量に定期点検等の開始の日から経過した日数を乗じて得た数量と基本数量に三分の二を乗じて得た数量とを合算した数量とする。</u></p> <p>三 <u>建設業に係る産業廃棄物（工作物の新築、改築若しくは除去に伴つて生じた木くず、コンクリートの破片（石綿含有産業廃棄物を除く。）又はアスファルト・コンクリートの破片であつて、分別されたものに限る。）の再生を行う処理施設において、当該産業廃棄物を再生のために保管する場合は、当該処理施設の一日当たりの処理能力に相当する数量に二十八（アスファルト・コンクリートの破片にあつては、七十）を乗じて得られる数量とする。</u></p> <p>四 <u>廃タイヤの処理施設が豪雪地帯対策特別措置法第二条第一項の規定に基づく豪雪地帯指定区域内にあり、当該処理施設において廃タイヤを十一月から翌年三月までの間保管する場合は、当該処理施設の一日当たりの処理能力に相当する数量に六十を乗じて得られる数量とする。</u></p> <p>五 <u>使用済自動車等を保管する場合は、当該保管の場所に令第六条第一項第二号ロ(1)の規定によりその例によることとされる令第三条第一号リ(2)(ロ)に規定する高さを超えない限りにおいて保管することができる数量とする。</u></p> <p>2 <u>前項第二号に掲げる場合において、当該定期点検等が終了した日に保管されていた当該産業廃棄物の数量が基本数量を超えていたときにおける当該保管する産業廃棄物の数量については、当該定期点検等が終了した日の翌日から起算して六十日間に限り、当該現に保管されていた数量を超えない数量とする。</u></p> <p><u>(熱回収施設の認定証)</u></p> <p><u>第十二条の十一の十 都道府県知事は、法第十五条の三の三第一項の認定をしたときは、様式第二十五号の三による認定証を交付しなければならない。</u></p> <p><u>(準用)</u></p> <p><u>第十二条の十一の十一 第五条の五の十の規定は、令第七条の四において読み替えて準用する令第五条の五の規定による届出について、第五条の五の十一の規定は、法第十五条の三の三第一項の認定を受けた者について準用する。この場合において、第五条の五の十第一項中「届出書」とあるのは、「様式第二十五号の四による届出書」と、第五条の五の十一第一項中「報告書」とあるのは「様式第二十五号の五による報告書」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(産業廃棄物処理施設の譲受け等の許可の申請)</p>	<p>(産業廃棄物処理施設の譲受け等の許可の申請)</p>

改正案	現 行
<p>第十二条の十一の十二 法第十五条の四において準用する法第九条の五第一項の規定による許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第二十六号による申請書を都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>一～六 (略)</p> <p>七 申請者が法人である場合には、役員の氏名及び住所</p> <p>八・九 (略)</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 申請者が法人である場合には、直前三年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類</p> <p>四～八 (略)</p> <p>九 申請者が法人である場合には、役員の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書</p> <p>十・十一 (略)</p> <p>3 第十一条第七項及び第八項の規定は、前項に掲げる書類について準用する。この場合において、第十一条第七項中「前項第七号及び第九号」とあるのは「第十二条の十一の十二第二項第三号及び第五号」と、同条第八項中「この項」とあるのは「第十一条第八項」と、「第六項の」とあるのは「第十二条の十一の十二第二項の」と、「同項第十号から第十五号まで」とあるのは「同項第六号から第十一号まで」と読み替えるものとする。</p>	<p>第十二条の十一の四 法第十五条の四において準用する法第九条の五第一項の規定による許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第二十六号による申請書を都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>一～六 (略)</p> <p>七 申請者が法人である場合には、<u>法第十四条第五項第二号二に規定する</u>役員の氏名及び住所</p> <p>八・九 (略)</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 申請者が法人である場合には、直前三年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類</p> <p>四～八 (略)</p> <p>九 申請者が法人である場合には、<u>法第十四条第五項第二号二に規定する</u>役員の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書</p> <p>十・十一 (略)</p> <p>3 第十一条第七項及び第八項の規定は、前項に掲げる書類について準用する。この場合において、第十一条第七項中「前項第七号及び第九号」とあるのは「前項第三号及び第五号」と、同条第八項中「この項」とあるのは「第十一条第八項」と、「第十二条の十一の四第三項」とあるのは「この項」と、「第六項」とあるのは「第二項」と、「同項第十号から第十五号まで」とあるのは「同項第六号から第十一号まで」と読み替えるものとする。</p>
<p>(合併又は分割の認可の申請)</p> <p>第十二条の十一の十三 法第十五条の四において準用する法第九条の六第一項の規定による認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第二十七号による申請書を都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 役員の氏名及び住所</p> <p>六・七 (略)</p> <p>八 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該産業廃棄物処理施設を承継する法人に係る次に掲げる事項</p> <p>イ (略)</p> <p>□ 役員となる者の氏名及び住所</p> <p>八・二 (略)</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 合併の当事者の一方又は吸収分割により当該産業廃棄物処理施設を承継する法人が法第十五条第一項の許可を受けた者でない法人である場合にあつては、当該法人に係る次に掲げる書類</p> <p>イ 直前三年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類</p> <p>□・ハ (略)</p> <p>二 役員の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書</p>	<p>(合併又は分割の認可の申請)</p> <p>第十二条の十一の五 法第十五条の四において準用する法第九条の六第一項の規定による認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第二十七号による申請書を都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 <u>法第十四条第五項第二号二に規定する</u>役員の氏名及び住所</p> <p>六・七 (略)</p> <p>八 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該産業廃棄物処理施設を承継する法人に係る次に掲げる事項</p> <p>イ (略)</p> <p>□ <u>法第十四条第五項第二号二に規定する</u>役員となる者の氏名及び住所</p> <p>八・二 (略)</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 合併の当事者の一方又は吸収分割により当該産業廃棄物処理施設を承継する法人が法第十五条第一項の許可を受けた者でない法人である場合にあつては、当該法人に係る次に掲げる書類</p> <p>イ 直前三年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類</p> <p>□・ハ (略)</p> <p>二 <u>法第十四条第五項第二号二に規定する</u>役員の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の</p>

改正案	現 行
<p>ホ～ト (略)</p> <p>三 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該産業廃棄物処理施設を承継する法人に係る次に掲げる書類</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 役員となる者の住民票の写し</p> <p>二・ホ (略)</p> <p>3 第十一条第七項及び第八項の規定は、前項に掲げる書類について準用する。この場合において、第十一条第七項中「前項第七号及び第九号」とあるのは「第十二条の十一の十三第二項第二号イ及びロ」と、同条第八項中「この項」とあるのは「第十一条第八項」と、「第六項の」とあるのは「第十二条の十一の十三第二項の」と、「同項第十号から第十五号まで」とあるのは「同項第二号八からへまで及び同項第三号八からホまで」と読み替えるものとする。</p> <p>(相続の届出)</p> <p>第十二条の十二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第十一条第八項の規定は、前項に掲げる書類について準用する。この場合において、第十一条第八項中「この項」とあるのは「第十一条第八項」と、「第六項の」とあるのは「第十二項の」と、「同項第十号から第十五号まで」とあるのは「同項第二号、第五号から第七号まで」と読み替えるものとする。</p> <p><u>第十二条の十二の三 削除</u></p> <p>(再生利用を行い、又は行おうとする者の基準)</p> <p>第十二条の十二の五 法第十五条の四の二第一項第二号の環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 当該申請に係る再生利用の用に供する施設において得られる再生品の性状が第十二条の十二の七において準用する第六条の六の二第一号の事業計画に記載した当該再生品の性状に適合したものとなるよう、次に掲げる事項を適切に行うことができる者であること。</p> <p>イ～ハ (略)</p> <p>三～十一 (略)</p> <p>(再生利用の用に供する施設の基準)</p> <p>第十二条の十二の六 法第十五条の四の二第一項第三号の環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 <u>次条において準用する第六条の六の二第一号の事業計画に記載した処理能力を有すること。</u></p> <p>四・五 (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第十二条の十二の七 <u>第六条の六の規定は法第十五条の四の二の規定による再生利用に係る特例の対象となる産業廃棄物に</u></p>	<p>登記事項証明書</p> <p>ホ～ト (略)</p> <p>三 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該産業廃棄物処理施設を承継する法人に係る次に掲げる書類</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ <u>法第十四条第五項第二号二に規定する役員となる者の住民票の写し</u></p> <p>二・ホ (略)</p> <p>3 第十一条第七項及び第八項の規定は、前項に掲げる書類について準用する。この場合において、第十一条第七項中「前項第七号及び第九号」とあるのは「前項第二号イ及びロ」と、同条第八項中「この項」とあるのは「第十一条第八項」と、「第十二条の十一の五第三項」とあるのは「この項」と、「第六項」とあるのは「第二項」と、「同項第十号から第十五号まで」とあるのは「同項第二号八からへまで及び同項第三号八からホまで」と読み替えるものとする。</p> <p>(相続の届出)</p> <p>第十二条の十二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第十一条第八項の規定は、前項に掲げる書類について準用する。この場合において、第十一条第八項中「この項」とあるのは「第十一条第八項」と、「第十二条の十二第三項」とあるのは「この項」と、「第六項」とあるのは「第二項」と、「同項第十号から第十五号まで」とあるのは「同項第二号、第五号から第七号まで」と読み替えるものとする。</p> <p>(準用)</p> <p><u>第十二条の十二の三 第六条の三の規定は、法第十五条の四の二第一項の認定を受けようとする者について準用する。</u></p> <p>(再生利用を行い、又は行おうとする者の基準)</p> <p>第十二条の十二の五 <u>法第十五条の四の二第一項第二号の規定による環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。</u></p> <p>一 (略)</p> <p>二 当該申請に係る再生利用の用に供する施設において得られる再生品の性状が第十二条の十二の三において準用する第六条の三第一項第二号ハの規定により申請書に記載された当該再生品の性状に適合したものとなるよう、次に掲げる事項を適切に行うことができる者であること。</p> <p>イ～ハ (略)</p> <p>三～十一 (略)</p> <p>(再生利用の用に供する施設の基準)</p> <p>第十二条の十二の六 <u>法第十五条の四の二第一項第三号の規定による環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。</u></p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 <u>第十二条の十二の三において準用する第六条の三第一項第六号二の規定により申請書に記載された処理能力を有すること。</u></p> <p>四・五 (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第十二条の十二の七 <u>第六条の六の二の規定は法第十五条の四の二の規定による再生利用に係る特例の対象となる産業廃棄</u></p>

改正案	現行
<p>ついて、<u>第六条の六の二の規定は法第十五条の四の二第二項の環境省令で定める書類について、第六条の六の三の規定は法第十五条の四の二第一項の認定を受けた者について、第六条の七の規定は法第十五条の四の二第三項において準用する法第九条の八第六項の規定による変更の認定を受けようとする者について、第六条の七の二の規定は法第十五条の四の二第三項において準用する法第九条の八第六項ただし書の環境省令で定める軽微な変更について、第六条の八の規定は法第十五条の四の二第三項において準用する法第九条の八第八項の規定による変更の届出について、第六条の九の規定は令第七条の六において準用する令第五条の七に規定する認定証について、第六条の十及び第六条の十一の規定は令第七条の六において準用する令第五条の八の規定による休廃止等の届出について、第六条の十二の規定は法第十五条の四の二第一項の認定を受けた者について準用する。この場合において、第六条の六中「<u>第六条の四第四号及び前条第二号</u>」とあるのは「<u>第十二条の十二の五第四号及び第十二条の十二の六第二号</u>」と、<u>第六条の六の二第一号及び第二号中「一般廃棄物</u>」とあるのは「<u>産業廃棄物</u>」と、<u>同条第八号中「法第七条第五項第四号イからヌまで</u>」とあるのは「<u>法第十四条第五項第二号イからヘまで</u>」と、<u>同条第十一号中「第六条の四第六号</u>」とあるのは「<u>第十二条の十二の五第六号</u>」と、<u>同条第二十一号中「第六条の二</u>」とあるのは「<u>第十二条の十二の二</u>」と、「<u>一般廃棄物</u>」とあるのは「<u>産業廃棄物</u>」と、<u>第六条の七第二項第一号中「令第五条の七</u>」とあるのは「<u>令第七条の六において準用する令第五条の七</u>」と、<u>第六条の七の二第一号中「第六条の六の二第一号</u>」とあるのは「<u>第十二条の十二の七において準用する第六条の六の二第一号</u>」と、「<u>法第九条の八第六項</u>」とあるのは「<u>法第十五条の四の二第三項において準用する法第九条の八第六項</u>」と、<u>第六条の八第二項第一号中「法第九条の八第二項第一号</u>」とあるのは「<u>法第十五条の四の二第二項第一号</u>」と、<u>第六条の八第二項第二号中「前条</u>」とあるのは「<u>第十二条の十二の七において準用する前条</u>」と、「<u>令第五条の七</u>」とあるのは「<u>令第七条の六において準用する令第五条の七</u>」と、<u>第六条の九第三号中「一般廃棄物</u>」とあるのは「<u>産業廃棄物</u>」と、<u>第六条の十第二項中「法第九条の八第一項</u>」とあるのは「<u>法第十五条の四の二第一項</u>」と、「<u>令第五条の七</u>」とあるのは「<u>令第七条の六において準用する令第五条の七</u>」と、<u>第六条の十二中「一般廃棄物</u>」とあるのは「<u>産業廃棄物</u>」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(広域的処理の内容の基準) 第十二条の十二の十 法第十五条の四の三第一項第一号の環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。 一～三 (略) 四 法第十五条の四の三第三項において準用する法第九条の九第九項の規定の趣旨に照らして申請者が必要な措置を講ずることとされていること。 五～九 (略)</p> <p>(広域的処理の用に供する施設の基準) 第十二条の十二の十二 法第十五条の四の三第一項第三号の環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。 一 (略) 二 当該申請に係る産業廃棄物の処分(再生を含む。)の用に供する施設については、次によること。</p>	<p>物について、<u>第六条の七の規定は令第七条の三において準用する令第五条の五の規定による変更の認定を受けようとする者について、第六条の八の規定は令第七条の三において準用する令第五条の六の規定による認定証について、第六条の九から第六条の十一までの規定は令第七条の三において準用する令第五条の七の規定による休廃止等の届出について、第六条の十二の規定は法第十五条の四の二第一項の認定を受けた者について準用する。この場合において、<u>第六条の六の二中「第六号の五第四号及び第六号の六第二号</u>」とあるのは、「<u>第十二条の十二の五第四号及び第十二条の十二の六第二号</u>」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(広域的処理の内容の基準) 第十二条の十二の十 法第十五条の四の三第一項第一号の規定による環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。 一～三 (略) 四 法第十五条の四の三第三項において準用する法第九条の九第六項の規定の趣旨に照らして申請者が必要な措置を講ずることとされていること。 五～九 (略)</p> <p>(広域的処理の用に供する施設の基準) 第十二条の十二の十二 法第十五条の四の三第一項第三号の規定による環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。 一 (略) 二 当該申請に係る産業廃棄物の処分(再生を含む。)の用に供する施設については、次によること。</p>

改正案			現 行		
<p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 産業廃棄物処理施設にあつては、法第十五条第一項の許可(法第十五条の二の六第一項の許可を受けた場合にあつては、同項の許可)を受けたものであること。</p> <p>ニ (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第十二条の十二の十三 第六条の十八の規定(第七号に係る部分を除く。)は法第十五条の四の三第二項の環境省令で定める書類について、<u>第六条の十九第一項の規定は法第十五条の四の三第一項の認定を受けた者(その委託を受けて当該認定に係る処理を行う者を含む。)</u>について、<u>第六条の二十の規定は法第十五条の四の三第三項において準用する法第九条の九第六項の規定による変更の認定を受けようとする者について、</u>第六条の二十一の規定は法第十五条の四の三第三項において準用する法第九条の九第六項ただし書の環境省令で定める軽微な変更について、<u>第六条の二十一の二の規定は法第十五条の四の三第三項において読み替えて準用する法第九条の九第八項の規定による変更の届出について、</u>第六条の二十二の規定は令第七条の八において準用する令第五条の九に規定する認定証について、<u>第六条の二十三の規定は令第七条の八において準用する令第五条の十の規定による廃止の届出について、</u>第六条の二十四の規定は法第十五条の四の三第一項の認定を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「一般廃棄物」とあるのは「産業廃棄物」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。</p>			<p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 産業廃棄物処理施設にあつては、法第十五条第一項の許可(法第十五条の二の五第一項の許可を受けた場合にあつては、同項の許可)を受けたものであること。</p> <p>ニ (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第十二条の十二の十三 第六条の十八の規定(第七号に係る部分を除く。)は法第十五条の四の三第二項の規定による環境省令で定める書類について、<u>第六条の十九の規定は法第十五条の四の三第一項の認定を受けた者(その委託を受けて当該認定に係る処理を行う者を含む。)</u>について、<u>第六条の二十の規定は令第七条の五において準用する令第五条の八の規定による変更の認定を受けようとする者について、</u>第六条の二十一の規定は令第七条の五において準用する令第五条の八ただし書の規定による環境省令で定める軽微な変更について、<u>第六条の二十二の規定は令第七条の五において準用する令第五条の九の規定による認定証について、</u>第六条の二十三の規定は令第七条の五において読み替えて準用する令第五条の十の規定による変更又は廃止の届出について、<u>第六条の二十四の規定は法第十五条の四の三第一項の認定を受けた者について準用する。</u>この場合において、これらの規定中「一般廃棄物」とあるのは「産業廃棄物」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。</p>		
第六条の十八第一号ル	法第九条の九第九項	法第十五条の四の三第三項において準用する法第九条の九第九項	第六条の十八第一号ル	法第九条の九第六項	法第十五条の四の三第三項において準用する法第九条の九第六項
(中略)	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)
第六条の十八第六号	(略)	(略)	第六条の十八第六号	(略)	(略)
	(略)	(略)		(略)	(略)
	法第九条第一項	法第十五条の二の六第一項		法第九条第一項	法第十五条の二の五第一項
第六条の十八第八号	前二号	第六号	第六条の十八第八号	前二号	前号
(中略)	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)
第六条の二十第二項	令第五条の九	令第七条の八において準用する令第五条の九	第六条の二十第二項	令第五条の九	令第七条の五において準用する令第五条の九
	第六条の十八各号	第十二条の十二の十三において読み替えて準用する第六条の十八各号		第六条の十八	第十二条の十二の十三において読み替えて準用する第六条の十八
第六条の二十一第一号	第六条の十八第一号イ	第十二条の十二の十三において読み替えて準用する第六条の十八第一号イ	第六条の二十一第一号	第六条の十八第一項第一号イ	第十二条の十二の十三において読み替えて準用する第六条の十八第一項第一号イ
第六条の二十一第二号	第六条の十八第一号ロ	第十二条の十二の十三において準用する第六条の十八第一号ロ	第六条の二十一第二号	第六条の十八第一項第一号ロ	第十二条の十二の十三において読み替えて準用する第六条の十八第一項第一号ロ
第六条の二十一第三号	第六条の十八第一号ニ	第十二条の十二の十三において読み替えて準用する第六条の十八第一号ニ	第六条の二十一第三号	第六条の十八第一項第一号ニ	第十二条の十二の十三において読み替えて準用する第六条の十八第一項第一号ニ
第六条の二十一第四号	第六条の十八第一号ホ	第十二条の十二の十三において準用する第六条の十八第一号ホ	第六条の二十一第四号	第六条の十八第一項第一号ホ	第十二条の十二の十三において読み替えて準用する第六条の十八第一項第一号ホ

改正案			現 行		
第六条の二十一第五号	第六条の十八第一号ハ	第十二条の十二の十三において準用する第六条の十八第一号ハ	第六条の二十一第五号	第六条の十八第一項第一号ハ	第十二条の十二の十三において読み替えて準用する第六条の十八第一項第一号ハ
第六条の二十一第六号	第六条の十八第一号ヌ	第十二条の十二の十三において準用する第六条の十八第一号ヌ	第六条の二十一第六号	第六条の十八第一項第一号ヌ	第十二条の十二の十三において読み替えて準用する第六条の十八第一項第一号ヌ
第六条の二十一第七号	第六条の十八第一号ヲ	第十二条の十二の十三において読み替えて準用する第六条の十八第一号ヲ	第六条の二十一第七号	第六条の十八第一項第一号ヲ	第十二条の十二の十三において読み替えて準用する第六条の十八第一項第一号ヲ
(中略)	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)
第六条の二十一の二第二項	令第五条の九 第六条の十八各号	令第七条の八において準用する令第五条の九 第十二条の十二の十三において読み替えて準用する第六条の十八各号	(新設)	(新設) (新設)	(新設) (新設)
(削除)	(削除)	(削除)	第六条の二十三第二項	第六条の二十三第二項	第十二条の十二の十三において読み替えて準用する第六条の二十三第二項
第六条の二十三第二項	法第九条の九第一項	法第十五条の四の三第一項	第六条の二十三第三項	第九条の九第一項	第十五条の四の三第一項
(準用) 第十二条の十二の十九 第六条の二十四の七の規定は法第十五条の四の四の規定による無害化処理に係る特例の対象となる産業廃棄物について、第六条の二十四の八の規定は法第十五条の四の四第二項の申請書について、第六条の二十四の九の規定は法第十五条の四の四第三項において読み替えて準用する法第九条の十第六項の環境省令で定める事項について、第六条の二十四の十の規定は法第十五条の四の四第三項において読み替えて準用する法第十五条第三項の書類について、第六条の二十四の十一の規定は法第十五条の四の四第三項において読み替えて準用する法第八条の四の規定による記録の閲覧について、第六条の二十四の十二の規定は法第十五条の四の四第三項において読み替えて準用する法第八条の四の環境省令で定める事項について、第六条の二十四の十三の規定は令第七条の十において準用する令第五条の十一に規定する認定証について、第六条の二十四の十四及び第六条の二十四の十五の規定は令第七条の十において準用する令第五条の十二の規定による休廃止等の届出について、第六条の二十四の十六の規定は法第十五条の四の四第一項の認定を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「一般廃棄物」とあるのは「産業廃棄物」と、「第六条の二十四の二」とあるのは「第十二条の十二の十四」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。			(準用) 第十二条の十二の十九 第六条の二十四の七の規定は法第十五条の四の四の規定による無害化処理に係る特例の対象となる産業廃棄物について、第六条の二十四の八の規定は法第十五条の四の四第二項の申請書について、第六条の二十四の九の規定は法第十五条の四の四第三項において読み替えて準用する法第十五条第三項に規定する調査の結果を記載した書類について、第六条の二十四の十の規定は法第十五条の四の四第三項において読み替えて準用する法第八条の四の規定による記録の閲覧について、第六条の二十四の十一の規定は法第十五条の四の四第三項において読み替えて準用する法第八条の四の規定による環境省令で定める事項について、第六条の二十四の十二の規定は令第七条の七において準用する令第五条の十一の規定による認定証について、第六条の二十四の十三から第六条の二十四の十五までの規定は令第七条の七において準用する令第五条の十二の規定による休廃止等の届出について、第六条の二十四の十六の規定は法第十五条の四の四第一項の認定を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「一般廃棄物」とあるのは「産業廃棄物」と、「第六条の二十四の二」とあるのは「第十二条の十二の十四」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。		
(中略)	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)
(削除)	(削除)	(削除)	第六条の二十四の八第三項第八号	法第七条第五項第四号リ	法第十四条第五項第二号二
(中略)	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)
(削除)	(削除)	(削除)	第六条の二十四の八第四項第九号	前項第五号又は第六号	第十二条の十二の十九において準用する前項第五号又は第六号
(中略)	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)

改正案			現行		
(削除)	(削除)	(削除)	第六条の二十四の八第四項第十八号	法第七条第五項第四号リ	法第十四条第五項第二号二
(中略)	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)
第六条の二十四の九第一項第一号	法第七条第五項第四号チ	法第十四条第五項第二号ハ	第六条の二十四の八第五項	前項第十一号	第十二条の十二の十九において準用する前項第十一号
第六条の二十四の九第一項第四号	令第四条の七	令第六条の十	(新設)	(新設)	(新設)
第六条の二十四の九第一項第五号	前条第四項第四号	第十二条の十二の十九において読み替えて準用する前条第四項第四号	(新設)	(新設)	(新設)
第六条の二十四の九第一項第五号イ	前条第一項第三号	第十二条の十二の十九において準用する前条第一項第三号	(新設)	(新設)	(新設)
第六条の二十四の九第一項第五号ロ	前条第一項第四号	第十二条の十二の十九において準用する前条第一項第四号	(新設)	(新設)	(新設)
第六条の二十四の九第一項第五号ハ	前条第二項各号	第十二条の十二の十九において準用する前条第二項各号	(新設)	(新設)	(新設)
第六条の二十四の九第二項	法第九条の十第六項	法第十五条の四の四第三項において読み替えて準用する法第九条の十第六項	(新設)	(新設)	(新設)
第六条の二十四の九第三項第一号	法第九条の十第二項第一号	法第十五条の四の四第二項第一号	(新設)	(新設)	(新設)
第六条の二十四の九第三項第三号ハ	前条第四項第二号	第十二条の十二の十九において準用する前条第四項第二号	(新設)	(新設)	(新設)
第六条の二十四の九第三項第三号ト及びチ	法第九条の十第一項	法第十五条の四の四第一項	(新設)	(新設)	(新設)
第六条の二十四の九第三項第四号ホ及びヘ	法第九条の十第一項	法第十五条の四の四第一項	(新設)	(新設)	(新設)
第六条の二十四の九第三項第五号	前条第四項第二号	第十二条の十二の十九において準用する前条第四項第二号	(新設)	(新設)	(新設)
第六条の二十四の十一	(略)	(略)	第六条の二十四の十	(略)	(略)
(削除)	(削除)	(削除)	第六条の二十四の十三第二項	前項	第十二条の十二の十九において準用する前項
(削除)	(削除)	(削除)	第六条の二十四の十四第一項第一号	法第七条第五項第四号チ	法第十四条第五項第二号ハ
(削除)	(削除)	(削除)	第六条の二十四の十四第一項第二号	法第七条第五項第四号リ	法第十四条第五項第二号二
(削除)	(削除)	(削除)	第六条の二十四の十四第一項第四号	令第四条の七	令第六条の十

改正案			現行		
(削除)	(削除)	(削除)	第六条の二十四の十四第一項第五号	第六条の二十四の八第四項第四号	第十二条の十二の十九において読み替えて準用する第六条の二十四の八第四項第四号
(削除)	(削除)	(削除)	第六条の二十四の十四第一項第五号イ	第六条の二十四の八第一項第三号	第十二条の十二の十九において準用する第六条の二十四の八第一項第三号
(削除)	(削除)	(削除)	第六条の二十四の十四第一項第五号ロ	第六条の二十四の八第一項第四号	第十二条の十二の十九において準用する第六条の二十四の八第一項第四号
(削除)	(削除)	(削除)	第六条の二十四の十四第一項第五号ハ	第六条の二十四の八第二項各号	第十二条の十二の十九において準用する第六条の二十四の八第二項各号
(削除)	(削除)	(削除)	第六条の二十四の十四第三項	前項	第十二条の十二の十九において準用する前項
(削除)	(削除)	(削除)	第六条の二十四の十四第三項第一号	法第九条の十第二項第一号	法第十五条の四の四第二項第一号
(削除)	(削除)	(削除)	第六条の二十四の十四第三項第二号	第一項第一号	第十二条の十二の十九において読み替えて準用する第六条の二十四の十四第一項第一号
(削除)	(削除)	(削除)	第六条の二十四の十四第三項第三号	第一項第五号	第十二条の十二の十九において読み替えて準用する第六条の二十四の十四第一項第五号
(削除)	(削除)	(削除)	第六条の二十四の十四第三項第三号ハ	第六条の二十四の八第四項第二号	第十二条の十二の十九において準用する第六条の二十四の八第四項第二号
(削除)	(削除)	(削除)	第六条の二十四の十四第三項第三号ト及びチ	法第九条の十第一項	法第十五条の四の四第一項
(削除)	(削除)	(削除)	第六条の二十四の十四第三項第四号	第一項第五号	第十二条の十二の十九において読み替えて準用する第六条の二十四の十四第一項第五号
(削除)	(削除)	(削除)	第六条の二十四の十四第三項第四号ホ及びヘ	法第九条の十第一項	法第十五条の四の四第一項
(削除)	(削除)	(削除)	第六条の二十四の十四第三項第五号	第一項第八号	第十二条の十二の十九において準用する第六条の二十四の十四第一項第八号
(削除)	(削除)	(削除)		第六条の二十四の八第四項第二号	第十二条の十二の十九において準用する第六条の二十四の八第四項第二号
(削除)	(削除)	(削除)	第六条の二十四の十四第四項	前項第一号	第十二条の十二の十九において準用する前項第一号
(削除)	(削除)	(削除)	第六条の二十四の十四第五項	第二項	第十二条の十二の十九において準用する第六条の二十四の十四第二項

改正案			現 行		
(削除)	(削除)	(削除)	第六条の二十四の十五第二項及び第六条の二十四の十六第二項	前項	第十二条の十二の十九において準用する前項
<p>(廃棄物の輸入の許可の申請)</p> <p>第十二条の十二の二十 法第十五条の四の五第一項の規定により廃棄物の輸入の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第二十九号による申請書を環境大臣に提出しなければならない。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 当該廃棄物を生じた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>五 当該廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地並びに施設の種類</p> <p>六 当該廃棄物の輸入の相手国から本邦までの運搬を行う者及び国内における運搬を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名並びに当該者が産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物収集運搬業者である場合には、その許可番号</p> <p>七 (略)</p> <p>八 当該廃棄物の国内における処分を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>九 前号の処分を行う者が産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物処分業者である場合には、その許可番号</p> <p>十 当該廃棄物の国内における処分を行うための施設の種類及び設置場所並びに当該施設が産業廃棄物処理施設である場合には、当該施設についての法第十五条第一項の許可に係る許可番号</p> <p>十一 申請者が当該廃棄物の国内における処分を他人に委託して行おうとする者である場合に於ては、当該廃棄物を国内において処分する理由</p> <p>十二 (略)</p> <p>2 前項第一号、第二号及び第四号から第十一号までに掲げる事項について同一の内容の廃棄物の輸入を一年間に二回以上行おうとする者は、廃棄物の輸入の一括許可（以下「輸入の一括許可」という。）を受けすることができる。この場合においては、前項各号に掲げる事項に代えて、次に掲げる事項を記載した様式第二十九号による申請書を環境大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 前項第一号、第二号及び第四号から第十一号までに掲げる事項</p> <p>二 (略)</p> <p>三 当該廃棄物の輸入を行う期間（前号に規定する日から起算して一年を超えない期間とする。以下この条及び次条において「許可の有効期間」という。）</p> <p>四・五 (略)</p> <p>3 前二項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 当該廃棄物の国内における処分を行う者が産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物処分業者である場合には、第十条の六又は第十条の十八に規定する許可証の写し</p> <p>四 第一項第九号に規定する施設が産業廃棄物処理施設である場合には、当該施設についての法第十五条第一項の許可</p>			<p>(廃棄物の輸入の許可の申請)</p> <p>第十二条の十二の二十 法第十五条の四の五第一項の規定により廃棄物の輸入の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第二十九号による申請書を環境大臣に提出しなければならない。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 当該廃棄物を排出した者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>五 当該廃棄物を排出した事業場の名称及び所在地並びに施設の種類の種類</p> <p>六 当該廃棄物の国内における運搬を行う者（輸入の相手国から本邦までの運搬を行う者を含む。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名並びに当該運搬を行う者が産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物収集運搬業者である場合には、その許可番号</p> <p>七 (略)</p> <p>八 申請者が産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物処分業者である場合には、その許可番号</p> <p>九 当該廃棄物の国内における処分を行うための施設の種類の種類及び設置場所並びに当該施設が産業廃棄物処理施設である場合には、その許可番号</p> <p>十 (略)</p> <p>2 前項第一号から第九号まで（第三号を除く。）に規定する事項について同一の内容の廃棄物の輸入を一年間に二回以上行おうとする者は、一括して廃棄物の輸入の許可（以下この条において「輸入の一括許可」という。）を受けすることができる。この場合においては、前項に規定する事項に代えて、次に掲げる事項を記載した様式第二十九号による申請書を環境大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 前項第一号から第九号まで（第三号を除く。）に掲げる事項</p> <p>二 (略)</p> <p>三 当該廃棄物の輸入を行う期間（前号に規定する日から起算して一年を超えない期間とする。以下この条において「許可の有効期間」という。）</p> <p>四・五 (略)</p> <p>3 前二項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 申請者が産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物処分業者である場合には、産業廃棄物処分業許可証又は特別管理産業廃棄物処分業許可証の写し</p> <p>四 申請者が産業廃棄物処理施設を有する者である場合には、産業廃棄物処理施設設置許可証の写し</p>		

改正案	現 行
<p>に係る第十二条の五に規定する許可証の写し</p> <p>五 (略)</p> <p>六 当該廃棄物を生じた施設の排出工程図</p> <p>七 (略)</p> <p>4 輸入の一括許可を受けた者は、やむを得ない理由により当該許可に係る事項の変更（許可の有効期間の変更（変更後の許可の有効期間が第二項第二号に規定する日から起算して一年を超えないものに限る。）、許可の有効期間内の当該廃棄物の輸入の回数の変更又は輸入する当該廃棄物の数量の上限の変更であつて、当該上限について十パーセント未満の増減を伴うものに限る。）をしようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した様式第二十九号の二による届出書を環境大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 当該許可の年月日及び許可番号</p> <p>三・四 (略)</p> <p>(報告)</p> <p>第十二条の十二の二十一 法第十五条の四の五第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る廃棄物の処分が終了したとき（輸入の一括許可を受けた者にあつては、個別の輸入ごとに</p>	<p>五 (略)</p> <p>六 当該廃棄物を排出した施設の排出工程図</p> <p>七 (略)</p> <p>4 輸入の一括許可を受けた後、やむを得ない理由により当該許可に係る事項を変更（許可の有効期間の変更（変更後の許可の有効期間が第二項第二号に規定する日から起算して一年を超えないものに限る。）、輸入の回数の変更又は輸入する廃棄物の数量の上限の十パーセント未満の変更に限る。）する必要があるときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した様式第三十五号による届出書を環境大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 当該許可を受けた年月日及び許可番号</p> <p>三・四 (略)</p> <p>5 廃棄物の輸入の許可を受けた者は、当該許可に係る廃棄物の処分が終了したとき（輸入の一括許可を受けた者にあつては、個別の輸入ごとに当該輸入に係る廃棄物の処分が終了したとき）は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した様式第三十六号による報告書を環境大臣に提出しなければならない。ただし、当該許可に係る廃棄物が特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第二条第一項に規定する特定有害廃棄物等である場合はこの限りでない。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 当該許可を受けた廃棄物の国内における運搬を行った者（輸入の相手国から本邦までの運搬を行った者を含む。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名並びに当該運搬を行った者が産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物収集運搬業者である場合には、その許可番号</p> <p>三 当該許可を受けた廃棄物の国内における処分を行った事業場の名称及び所在地並びに施設の種類</p> <p>四 当該許可を受けた年月日及び許可番号</p> <p>五 当該許可を受けた廃棄物の種類（当該廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）及び性状並びに輸入した数量（輸入の一括許可を受けた者にあつては、当該許可の有効期間内に行つた廃棄物の個別の輸入ごとの輸入した数量及びその合計）</p> <p>六 当該許可を受けた廃棄物を輸入した年月日（輸入の一括許可を受けた者にあつては、当該許可の有効期間内に行つた廃棄物の個別の輸入ごとの輸入した年月日）</p> <p>七 当該許可を受けた廃棄物の処分が終了した年月日（輸入の一括許可を受けた者にあつては、当該許可の有効期間内に行つた廃棄物の個別の輸入ごとの処分が終了した年月日）</p> <p>6 前項に規定する報告書には、当該許可を受けた廃棄物の処分が終了したことを証する書面（輸入の一括許可を受けた者にあつては、当該許可の有効期間内に行われた廃棄物の個別の輸入ごとにその処分が終了したことを証する書面）を添付しなければならない。</p>

改正案	現 行
<p>当該輸入に係る廃棄物の処分が終了したとき)は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した様式第二十九号の三による報告書を環境大臣に提出しなければならない。ただし、当該許可に係る廃棄物が特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第二条第一項に規定する特定有害廃棄物等である場合は、この限りでない。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 当該許可の年月日及び許可番号</p> <p>三 当該廃棄物の種類(当該廃棄物に石棉含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)及び性状並びに輸入した数量(輸入の一括許可を受けた者にあつては、当該許可の有効期間内に行つた廃棄物の個別の輸入ごとの輸入した数量及びその合計)</p> <p>四 当該廃棄物の輸入の相手国から本邦までの運搬を行つた者及び当該廃棄物の国内における運搬を行つた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名並びに当該者が産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物収集運搬業者である場合には、その許可番号</p> <p>五 当該廃棄物の国内における処分を行つた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名並びに当該者が産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物処分業者である場合には、その許可番号</p> <p>六 当該廃棄物の国内における処分を行つた施設の種類の設置場所</p> <p>七 当該廃棄物を輸入した年月日(輸入の一括許可を受けた者にあつては、当該許可の有効期間内に行つた廃棄物の個別の輸入ごとの輸入した年月日)</p> <p>八 当該廃棄物の処分が終了した年月日(輸入の一括許可を受けた者にあつては、当該許可の有効期間内に行つた廃棄物の個別の輸入ごとの当該輸入に係る廃棄物の処分が終了した年月日)</p> <p>2 前項の報告書には、当該廃棄物の処分が終了したことを証する書面(輸入の一括許可を受けた者にあつては、当該許可の有効期間内に行われた廃棄物の個別の輸入ごとの当該輸入に係る廃棄物の処分が終了したことを証する書面)を添付しなければならない。</p> <p>(廃棄物の輸入の許可を要しない者) 第十二条の十二の二十二 (略)</p> <p>(産業廃棄物の輸出の確認の申請) 第十二条の十二の二十五 法第十五条の四の七第一項において準用する法第十条第一項の規定により産業廃棄物の輸出の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第三十号による申請書を環境大臣に提出しなければならない。 一～三 (略)</p> <p>四 申請者が都道府県又は市町村以外の者である場合には、当該産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地並びに施設の種類の</p>	<p>(廃棄物の輸入の許可を要しない者) 第十二条の十二の二十一 (略)</p> <p>(廃棄物の輸入の許可を申請できる者) 第十二条の十二の二十二 法第十五条の四の五第三項第二号ハの規定による環境省令で定める者は、試験研究機関(廃棄物の処理に係る試験研究のために当該廃棄物を輸入する場合に限る。)とする。</p> <p>(産業廃棄物の輸出の確認の申請) 第十二条の十二の二十五 法第十五条の四の七第一項において準用する法第十条第一項の規定により産業廃棄物の輸出の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第三十号による申請書を環境大臣に提出しなければならない。 一～三 (略)</p> <p>四 申請者が都道府県又は市町村以外の者である場合には、当該産業廃棄物を排出した事業場の名称及び所在地並びに施設の種類の</p>

改正案	現 行
<p>五～七 (略)</p> <p>八 前号の処分を行うための施設の種類、設置場所、処理能力(当該施設が廃棄物の最終処分場である場合にあっては、埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)、処理方式並びに構造及び設備の概要</p> <p>九 前号に規定する施設における処分に伴い生ずる排ガス及び排水の処理方法</p> <p>十 第八号に規定する施設に係る放流水の水質及び水量、放流方法並びに放流先の概況</p> <p>十一 (略)</p> <p>2 前項第一号、第二号及び第四号から第十号までに掲げる事項について同一の内容の産業廃棄物の輸出を一年間に二回以上行おうとする者は、産業廃棄物の輸出の一括確認(以下この条及び次条において「輸出の一括確認」という。)を受けることができる。この場合においては、前項各号に掲げる事項に代えて、次に掲げる事項を記載した様式第三十号による申請書を環境大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 前項第一号、第二号及び第四号から第十号までに掲げる事項</p> <p>二 (略)</p> <p>三 当該産業廃棄物の輸出を行う期間(前号に規定する日から起算して一年を超えない期間とする。以下この条及び次条において「確認の有効期間」という。)</p> <p>四・五 (略)</p> <p>3 前二項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 当該産業廃棄物を生じた施設の排出工程図</p> <p>五 第一項第六号に規定する運搬施設及び同項第八号に規定する施設における当該産業廃棄物の処理の概要</p> <p>六 第一項第六号に規定する運搬施設及び同項第八号に規定する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設が廃棄物の最終処分場である場合にあっては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面</p> <p>七 第一項第八号に規定する施設(廃棄物の最終処分場を除く。)の処理工程図</p> <p>八 第一項第八号に規定する施設の付近の見取図</p> <p>九 (略)</p> <p>4 輸出の一括確認を受けた者は、やむを得ない理由により当該確認に係る事項の変更(確認の有効期間の変更(変更後の確認の有効期間が第二項第二号に規定する日から起算して一年を超えないものに限る。)、確認の有効期間内の当該産業廃棄物の輸出の回数の変更又は輸出する当該産業廃棄物の数量の上限の変更であつて、当該上限について十パーセント未満の増減を伴うものに限る。)をしようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した様式第三十一号による届出書を環境大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 当該確認の年月日及び確認番号</p> <p>三・四 (略)</p>	<p>五～七 (略)</p> <p>八 前号の処分を行うための施設の種類、設置場所、処理能力(当該施設が最終処分場である場合にあっては、埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)、処理方式及び構造並びに設備の概要</p> <p>九 前号の施設における処分に伴い生ずる排ガス及び排水の処理方法</p> <p>十 放流水の水質及び水量、放流方法並びに放流先の概況</p> <p>十一 (略)</p> <p>2 前項第一号から第十号まで(第三号を除く。)に規定する事項について同一の内容の産業廃棄物の輸出を一年間に二回以上行おうとする者は、一括して産業廃棄物の輸出の確認(以下この条において「輸出の一括確認」という。)を受けることができる。この場合においては、前項に規定する事項に代えて、次に掲げる事項を記載した様式第三十号による申請書を環境大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 前項第一号から第十号まで(第三号を除く。)に掲げる事項</p> <p>二 (略)</p> <p>三 当該産業廃棄物の輸出を行う期間(前号に規定する日から起算して一年を超えない期間とする。以下この条において「確認の有効期間」という。)</p> <p>四・五 (略)</p> <p>3 前二項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 当該産業廃棄物を排出した施設の排出工程図</p> <p>五 第一項第六号の運搬施設及び同項第八号の施設における当該産業廃棄物の処理の概要</p> <p>六 第一項第六号の運搬施設及び同項第八号の施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面</p> <p>七 第一項第八号の施設(最終処分場を除く。)の処理工程図</p> <p>八 第一項第八号の施設の付近の見取図</p> <p>九 (略)</p> <p>4 輸出の一括確認を受けた後、やむを得ない理由により当該確認に係る事項を変更(確認の有効期間の変更(変更後の確認の有効期間が第二項第二号に規定する日から起算して一年を超えないものに限る。)、輸出の回数の変更又は輸出する産業廃棄物の数量の上限の十パーセント未満の変更に限る。)する必要があるときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した様式第三十七号による届出書を環境大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 当該確認を受けた年月日及び確認番号</p> <p>三・四 (略)</p> <p>5 産業廃棄物の輸出の確認を受けた者は、当該確認に係る産業廃棄物の処分が終了したとき(輸出の一括確認を受けた者にあつては、個別の輸出ごとに当該輸出に係る産業廃棄物の処分が終了したとき)は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した様式第三十八号による報告書を環境大臣に提出しなければ</p>

改正案	現 行
<p>(報告)</p> <p>第十二条の十二の二十六 法第十五条の四の七第一項において準用する法第十条第一項の確認を受けた者は、当該確認に係る産業廃棄物の処分が終了したとき（輸出の一括確認を受けた者にあつては、個別の輸出ごとに当該輸出に係る産業廃棄物の処分が終了したとき）は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した様式第三十二号による報告書を環境大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 当該確認の年月日及び確認番号</p> <p>三 当該産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地</p> <p>四 当該産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）及び性状並びに輸出した数量（輸出の一括確認を受けた者にあつては、当該確認の有効期間内に行つた産業廃棄物の個別の輸出ごとの輸出した数量及びその合計）</p> <p>五 当該産業廃棄物を輸出した年月日（輸出の一括確認を受けた者にあつては、当該確認の有効期間内に行つた産業廃棄物の個別の輸出ごとの輸出した年月日）</p> <p>六 当該産業廃棄物の処分が終了した年月日（輸出の一括確認を受けた者にあつては、当該確認の有効期間内に行つた産業廃棄物の個別の輸出ごとの当該輸出に係る産業廃棄物の処分が終了した年月日）</p> <p>2 前項の報告書には、当該産業廃棄物の処分が終了したことを証する書面（輸出の一括確認を受けた者にあつては、当該確認の有効期間内に行つた産業廃棄物の個別の輸出ごとの当該輸出に係る産業廃棄物の処分が終了したことを証する書面）を添付しなければならない。</p> <p>（産業廃棄物の輸出の確認を要しない者）</p> <p>第十二条の十二の二十七 （略）</p>	<p>ばならない。</p> <p>二 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>三 当該確認を受けた産業廃棄物を排出した事業場の名称及び所在地</p> <p>三 当該確認を受けた年月日及び確認番号</p> <p>四 当該確認を受けた産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）及び性状並びに輸出した数量（輸出の一括確認を受けた者にあつては、当該確認の有効期間内に行つた産業廃棄物の個別の輸出ごとの輸出した数量及びその合計）</p> <p>五 当該確認を受けた産業廃棄物を輸出した年月日（輸出の一括確認を受けた者にあつては、当該確認の有効期間内に行つた産業廃棄物の個別の輸出ごとの輸出した年月日）</p> <p>六 当該確認を受けた産業廃棄物の処分が終了した年月日（輸出の一括確認を受けた者にあつては、当該確認の有効期間内に行つた産業廃棄物の個別の輸出ごとの処分が終了した年月日）</p> <p>6 前項に規定する報告書には、当該確認を受けた産業廃棄物の処分が終了したことを証する書面（輸出の一括確認を受けた者にあつては、当該確認の有効期間内に行つた産業廃棄物の個別の輸出ごとにその処分が終了したことを証する書面）を添付しなければならない。</p> <p>（産業廃棄物の輸出の確認を要しない者）</p> <p>第十二条の十二の二十六 （略）</p>

改正案	現 行
<p>(廃棄物処理センターの指定の申請) 第十二条の十二の二十八 (略)</p> <p>(身分を示す証明書) 第十二条の三十 法第十五条の十三第二項の証明書の様式は、 様式第三十三号のとおりとする。</p> <p>(指定区域台帳) 第十二条の三十四 (略) 2 (略) 3 第一項の帳簿は、指定区域につき、少なくとも次に掲げる 事項を記載するものとし、その様式は様式第三十四号のと おりとする。 4～6 (略)</p> <p>(土地の形質の変更の届出) 第十二条の三十五 法第十五条の十九第一項の規定による届出 は、様式第三十五号による届出書を提出して行うものとする。 2 (略)</p> <p>(既に土地の形質の変更に着手している者の届出) 第十二条の三十八 法第十五条の十九第二項の規定による届出 は、次に掲げる事項を記載した様式第三十四号による届出書 を提出して行うものとする。 2 (略)</p> <p>(身分を示す証明書) 第十四条 法第十九条第三項の証明書の様式は、様式第三十六 号のとおりとする。</p> <p>(法第二十一条の三第三項の環境省令で定める廃棄物) 第十八条の二 法第二十一条の三第三項の環境省令で定める廃 棄物は、次の各号のいずれにも該当すると認められる廃棄物 とする。 一 次のいずれかに該当する建設工事に伴い生ずる廃棄物 (特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物を除く。次 号において同じ。)であるもの イ 建設工事(建築物等の全部又は一部を解体する工事及 び建築物等に係る新築又は増築の工事を除く。)であつ て、その請負代金の額が五百万円以下であるもの ロ 引渡しがされた建築物等の瑕疵の修補に関する工事で あつて、これを請負人に施工させることとした場合にお ける適正な請負代金相当額が五百万円以下であるもの 二 次のように運搬される廃棄物であるもの イ 一回当たりに運搬される量が一立方メートル以下であ ることが明らかとなるよう区分して運搬されるもの ロ 当該廃棄物を生ずる事業場の所在地の属する都道府県 又は当該都道府県に隣接する都道府県の区域内に存する 施設(積替え又は保管の場所を含み、元請業者(法第二 十一条の三第一項に規定する元請業者をいう。)が所有 権を有するもの(所有権を有しない場合には、当該施設 を使用する権原を有するもの)に限る。)に運搬される もの ハ 当該廃棄物の運搬途中において保管が行われないもの</p>	<p>(廃棄物処理センターの指定の申請) 第十二条の十二の二十七 (略)</p> <p>(身分を示す証明書) 第十二条の三十 法第十五条の十三第二項の証明書の様式は、 様式第三十一号のとおりとする。</p> <p>(指定区域台帳) 第十二条の三十四 (略) 2 (略) 3 第一項の帳簿は、指定区域につき、少なくとも次に掲げる 事項を記載するものとし、その様式は様式第三十一号の二 のとおりとする。 4～6 (略)</p> <p>(土地の形質の変更の届出) 第十二条の三十五 法第十五条の十九第一項の規定による届出 は、様式第三十一号の三による届出書を提出して行うもの とする。 2 (略)</p> <p>(既に土地の形質の変更に着手している者の届出) 第十二条の三十八 法第十五条の十九第二項の規定による届出 は、次に掲げる事項を記載した様式第三十一号の三による届 出書を提出して行うものとする。 2 (略)</p> <p>(身分を示す証明書) 第十四条 法第十九条第三項の証明書の様式は、様式第三十二 号のとおりとする。</p>

改正案	現 行
<p>2 <u>建設工事を同一の者が二以上の契約に分割して請け負う場合においては、これを一の契約で請け負つたものとみなして、前項第一号イの規定を適用する。ただし、正当な理由に基づいて契約を分割したときは、この限りでない。</u></p> <p>(権限の委任)</p> <p>第二十条 法及びこの省令に規定する環境大臣の権限のうち、次に掲げるものは、地方環境事務所長に委任する。ただし、環境大臣が自らその権限を行うことを妨げない。</p> <p>一 <u>法第九条の第十第八項において読み替えて準用する法第八条第五項に規定する権限（同項に規定する通知及び指定に係る部分に限る。）</u></p> <p>二 <u>法第十条第一項に規定する権限（同項の確認に係る第六条の二十七第一項第二号、第四号及び第八号から第十号までに掲げる事項が、過去になされた法第十条第一項の確認に係る当該事項と同一である場合に限る。）</u></p> <p>三 <u>第六条の二十七第四項及び第六条の二十八第一項に規定する権限（当該地方環境事務所長がした輸出の確認に係るものに限る。）</u></p> <p>四 <u>第八条の三の二第一項に規定する権限（当該地方環境事務所長がした輸入の許可に係るものに限る。）</u></p> <p>五 (略)</p> <p>六 <u>法第十五条の四の五第一項及び第四項に規定する権限（法第十五条の四の五第一項の許可に係る第十二条の十二の二十第一項第二号、第五号及び第九号から第十一号までに掲げる事項が、過去になされた法第十五条の四の五第一項の許可に係る当該事項と同一である場合に限る。）</u></p> <p>七 <u>第十二条の十二の二十第四項及び第十二条の十二の二十一第一項に規定する権限（当該地方環境事務所長がした輸入の許可に係るものに限る。）</u></p> <p>八 <u>法第十五条の四の七第一項において読み替えて準用する法第十条第一項に規定する権限（同項の確認に係る第十二条の十二の二十五第一項第二号、第四号及び第八号から第十号までに掲げる事項が、過去になされた法第十五条の四の七第一項において読み替えて準用する法第十条第一項の確認に係る当該事項と同一である場合に限る。）</u></p> <p>九 <u>第十二条の十二の二十五第四項及び第十二条の十二の二十六第一項に規定する権限（当該地方環境事務所長がした輸出の確認に係るものに限る。）</u></p> <p>十～十四 (略)</p>	<p>(権限の委任)</p> <p>第二十条 法及びこの省令に規定する環境大臣の権限のうち、次に掲げるものは、地方環境事務所長に委任する。ただし、環境大臣が自らその権限を行うことを妨げない。</p> <p>一 法第九条の第十第七項において読み替えて準用する法第八条第五項に規定する権限（同項に規定する通知及び指定に係る部分に限る。）</p> <p>一の二 法第十条第一項に規定する権限（同項の確認に係る第六条の二十七第一項第一号、第二号、第四号及び第七号から第十号までに掲げる事項が、過去になされた法第十条第一項の確認に係る当該事項と同一である場合に限る。）</p> <p>一の三 (略)</p> <p>二 法第十五条の四の五第一項及び第四項に規定する権限（法第十五条の四の五第一項の許可に係る第十二条の十二の二十第一項第一号、第二号、第四号、第五号、第八号及び第九号に掲げる事項が、過去になされた法第十五条の四の五第一項の許可に係る当該事項と同一である場合に限る。）</p> <p>三 法第十五条の四の七第一項において読み替えて準用する法第十条第一項に規定する権限（同項の確認に係る第十二条の十二の二十五第一項第一号、第二号、第四号及び第七号から第十号までに掲げる事項が、過去になされた法第十五条の四の七第一項において読み替えて準用する法第十条第一項の確認に係る当該事項と同一である場合に限る。）</p> <p>四～八 (略)</p> <p>九 <u>第六条の二十七第四項及び第五項に規定する権限（当該地方環境事務所長がした輸出の確認に係るものに限る。）</u></p> <p>十 <u>第十二条の十二の二十第四項及び第五項に規定する権限（当該地方環境事務所長がした輸入の許可に係るものに限る。）</u></p> <p>十一 <u>第十二条の十二の二十五第四項及び第五項に規定する権限（当該地方環境事務所長がした輸出の確認に係るものに限る。）</u></p>

新規入会会員紹介

正会員

株式会社 宮田運輸

代表者	代表取締役 宮田 八男
住所	〒569-0831 高槻市唐崎北3-24-12
電話番号	072-678-0767
FAX番号	072-678-4171
業務内容	収集運搬業



行政だより

事 務 連 絡
平成22年12月17日

都道府県・政令市産業廃棄物主管部（局）長 御中

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

産業廃棄物収集運搬業許可の合理化について

産業廃棄物処理行政の推進については、かねてより御尽力いただき、ありがとうございます。

本日、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令」（以下「改正令」という。）が閣議決定されました（<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=13275>）。

改正令におきましては、一の政令市（指定都市、中核市、呉市、大牟田市及び佐世保市。以下同じ。）の区域を越えて産業廃棄物の収集又は運搬を業として行う者の許可に関する事務について、当該政令市の区域を管轄する都道府県知事の事務とすることとしております。また、これに伴い、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「施行規則」という。）につきましても、改正を予定しております。

そこで、資料1として改正令の関係部分の抜粋と現時点での施行規則の改正案の関係部分の抜粋を、資料2-1及び資料2-2として改正令における産業廃棄物収集運搬業許可の合理化に伴う経過措置の内容を、資料3として各方面から照会が多く寄せられた事項に関するQ&A集を、資料4として施行後の許可に係る手続をお示しいたします。

なお、経過措置の内容につきましては、パブリックコメントで頂いた意見等を踏まえ、平成22年10月7日付事務連絡においてお示した内容に修正を加えております。

今般の合理化により、これまで政令市が行っていた許可に係る事務の一部が都道府県に移行することとなりますが、先般の事務連絡においてお示したとおり、政令市におかれましては地域の生活環境に責任を有する主体として、廃棄物処理法上の報告徴収、立入検査、改善命令、措置命令等の権限を引き続き行使することとなります。今後ともこれらの権限を適切に行使していただきますよう、よろしく願い申し上げます。

施行に当たっては改めて施行通知を発出いたしますが、貴部（局）におかれましては、円滑な施行を行えるよう、よろしく取り計らい願います。

ADMINISTRATION INFORMATION

資料 1

今般の合理化措置に係る改正令及び改正規則[※]

(※改正規則については、現時点での案)

【改正令】

(政令で定める市の長による事務の処理)

第 27 条 法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち、次に掲げる事務以外の事務は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市の長及び同法第 252 条の 22 第 1 項に規定する中核市の長並びに呉市、大牟田市及び佐世保市の長（以下この条において「指定都市の長等」という。）が行うこととする。この場合においては、法の規定中当該事務に係る都道府県知事に関する規定は、指定都市の長等に関する規定として指定都市の長等に適用があるものとする。

- 一 法第 14 条第 1 項及び第 14 条の 4 第 1 項の規定による許可（当該都道府県内の一の指定都市の長等の管轄区域内のみにおいて業として行おうとする産業廃棄物の収集又は運搬に係る許可及び産業廃棄物の積替えを行う区域において業として行おうとする産業廃棄物の収集又は運搬に係る許可を除く。）に関する事務
- 二 法第 14 条の 2 第 1 項及び第 14 条の 5 第 1 項の規定による変更の許可（前号に規定する許可に係るものに限る。）に関する事務
- 三 法第 14 条の 2 第 3 項において読み替えて準用する法第 7 条の 2 第 3 項及び第 4 項並びに法第 14 条の 5 第 3 項において読み替えて準用する法第 7 条の 2 第 3 項及び第 4 項の規定による届出の受理（第 1 号に規定する許可に係るものに限る。）に関する事務
- 四 法第 14 条の 3（法第 14 条の 6 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による命令（第 1 号に規定する許可に係るものに限る。）に関する事務
- 五 法第 14 条の 3 の 2（法第 14 条の 6 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による許可の取消し（第 1 号に規定する許可に係るものに限る。）に関する事務
- 六 法第 20 条の 2 第 1 項の規定による登録に関する事務
- 七 法第 23 条の 3 及び第 23 条の 4 の規定による意見の聴取（第 1 号に規定する許可に係るものに限る。）に関する事務

2 （略）

行政だより

附則

(政令で定める市の長による許可に関する経過措置)

第6条 この政令の施行の際現に指定都市の長等の法第14条第1項の許可(以下この項において「市長許可」という。)を受けている者(改正法の施行後に改正法附則第2条の規定に基づきなお従前の例により市長許可を受けた者を含む。)であって、この政令の施行後において当該市長許可の範囲内で産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除く。以下同じ。)の収集又は運搬を業として行うには当該指定都市の長等の管轄区域を管轄する都道府県知事の法第14条第1項の許可又は法第14条の2第1項の変更の許可を受けなければならないこととなるものは、当該市長許可に係る法第14条第2項の期間の満了の日までの間は、なお従前の例により当該市長許可の範囲内で産業廃棄物の収集又は運搬を業として行うことができる。

2 この政令の施行の際現に指定都市の長等の法第14条の4第1項の許可(以下この項において「市長許可」という。)を受けている者(改正法の施行後に改正法附則第2条の規定に基づきなお従前の例により市長許可を受けた者を含む。)であって、この政令の施行後において当該市長許可の範囲内で特別管理産業廃棄物の収集又は運搬を業として行うには当該指定都市の長等の管轄区域を管轄する都道府県知事の法第14条の4第1項の許可又は法第14条の5第1項の変更の許可を受けなければならないこととなるものは、当該市長許可に係る法第14条の4第2項の期間の満了の日までの間は、なお従前の例により当該市長許可の範囲内で特別管理産業廃棄物の収集又は運搬を業として行うことができる。

【改正規則(案)】

(産業廃棄物処理業に係る変更の届出等)

第10条の10 法第14条の2第3項において準用する法第7条の2第3項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～六 (略)

七 産業廃棄物収集運搬業者にあつては、当該許可をした都道府県知事の管轄区域内の産業廃棄物の積替えを行う区域において業として行う産業廃棄物の収集又は運搬に係る法第14条第1項の許可(当該都道府県知事による同項の許可を除く。第3項において「積替え許可」という。)の有無

2 (略)

ADMINISTRATION INFORMATION

3 前項の変更に係る届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一～五 (略)

六 第1項第7号に掲げる事項の変更の届出(新たに積替え許可を受けた場合においてするものに限る。)については、当該積替え許可に係る第10条の2に規定する許可証の写し

第10条の10の2 産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者は、法第14条の2第3項において読み替えて準用する法第7条の2第3項の規定による変更の届出をする場合において、当該届出に係る事項が第10条の2又は第10条の6に規定する許可証の記載事項に該当するときは、その書換えを受けすることができる。

(特別管理産業廃棄物処理業に係る変更の届出等)

第10条の23 法第14条の5第3項において準用する法第7条の2第3項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～三 (略)

四～七 (略)

八 特別管理産業廃棄物収集運搬業者にあつては、当該許可をした都道府県知事の管轄区域内の特別管理産業廃棄物の積替えを行う区域において業として行う特別管理産業廃棄物の収集又は運搬に係る法第14条の4第1項の許可(当該都道府県知事による同項の許可を除く。第3項において「積替え許可」という。)の有無

2 (略)

3 前項の変更に係る届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一～六 (略)

七 第1項第8号に掲げる事項の変更の届出(新たに積替え許可を受けた場合においてするものに限る。)については、当該積替え許可に係る第10条の14に規定する許可証の写し

第10条の23の2 特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物処分業者は、法第14条の5第3項において読み替えて準用する法第7条の2第3項の規定による変更の届出をする場合において、当該届出に係る事項が第10条の14又は第10条の18に規定する許可証の記載事項に該当するときは、その書換えを受けすることができる。

行政だより

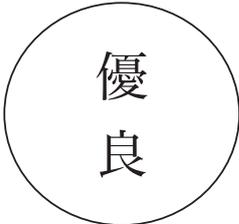
様式第七号(第十条の二関係)

許可番号			
産業廃棄物収集運搬業許可証			
住 所			
氏 名			
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)			
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第14条第1項	の許可を受けた者である	
ことを証する。	第14条の2第1項		
都道府県知事			印
(市長)			
許可の年月日	年	月	日
許可の有効年月日	年	月	日
1. 事業の範囲(取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること)			
2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ			
3. 許可の条件			
4. 許可の更新又は変更の状況			
年	月	日	(内 容)
5. 積替え許可の有無 有・無			
(積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。)			
市名	許可番号		
6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 有・無			
備考			
市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。			

(日本工業規格 A列4番)

ADMINISTRATION INFORMATION

様式第七号の二(第十条の二関係)

許可番号		
産業廃棄物収集運搬業許可証		
住 所		
氏 名		
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第14条第1項 第14条の2第1項	の許可を受けた者であることを証する。
都道府県知事 (市長)		印
許可の年月日	年 月 日	
許可の有効年月日	年 月 日	
<p>1. 事業の範囲(取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること)</p> <p>2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ</p> <p>3. 許可の条件</p> <p>4. 許可の更新又は変更の状況</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 (内 容)</p> <p>5. 積替え許可の有無 有・無 (積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。)</p> <p style="text-align: center;">市名 許可番号</p> <p>6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 有・無</p>		
備考		
市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。		

(日本工業規格 A列4番)

行政だより

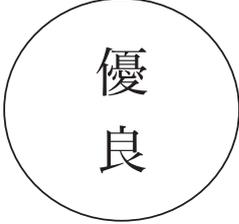
様式第十三号(第十条の十四関係)

許可番号	
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証	
住 所	
氏 名	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第14条の4第1項 第14条の5第1項
ことを証する。	の許可を受けた者である
都道府県知事 (市長)	
印	
許可の年月日	年 月 日
許可の有効年月日	年 月 日
1. 事業の範囲(取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること)	
2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ	
3. 許可の条件	
4. 許可の更新又は変更の状況	
年 月 日	(内 容)
5. 積替え許可の有無 有・無	
(積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。)	
市名	許可番号
6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有・無	
備考	
市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。	

(日本工業規格 A列4番)

ADMINISTRATION INFORMATION

様式第十三号の二(第十条の十四関係)

許可番号		
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証		
住 所		
氏 名		
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ことを証する。	第14条の4第1項 第14条の5第1項	の許可を受けた者である
都道府県知事 (市長)		印
許 可 の 年 月 日	年	月 日
許可の有効年月日	年	月 日
1. 事業の範囲(取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること)		
2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ		
3. 許可の条件		
4. 許可の更新又は変更の状況		
年	月	日 (内 容)
5. 積替え許可の有無 有・無 (積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。)		
市名		許可番号
6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有・無		
備考		
市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。		

(日本工業規格 A列4番)

行政だより

資料 2—1

産業廃棄物収集運搬業許可の合理化に伴う経過措置について

<改正令附則第 6 条の適用される期間>

平成 23 年 4 月 1 日から従前の許可の有効期間までの間。

<改正令附則第 6 条の適用対象者>

改正令の施行の際現に指定都市の長等の許可を受けている者であって、改正令の施行後において従前の許可の範囲内で業を行うためには、当該指定都市の長等の管轄区域を管轄する都道府県知事の許可又は変更の許可を受ける必要がある者。

－具体例－

① A 県内において、b 市（がれき、積替えなし）及び c 市（がれき、積替えなし）の許可を有しているが、A 県の許可は有していない者

← 改正令の施行後において従前通り b 市及び c 市で業を行うためには、新たに A 県の許可を受ける必要がある。

② A 県内において、A 県（がれき、積替えなし）及び b 市（がれき及び金属くず、積替えなし）の許可を有している者

← A 県の許可の事業の範囲の方が b 市の許可の事業の範囲よりも狭いため、改正令の施行後において従前通り b 市で業を行うためには、A 県の変更の許可を受ける必要がある。

※b 市及び c 市は、A 県内の指定都市

<改正令附則第 6 条の考え方>

- (1) 具体例①における b 市及び c 市、具体例②における b 市は、施行日以降は、当該収集運搬業者の許可権者ではなく、具体例①における b 市及び c 市の許可、具体例②における b 市の許可は、施行と同時に失効することとなることから、当該規定を設けることにより従前の許可の範囲内で引き続き業を行うことができることとした。
- (2) 当該規定の適用対象者であった者が、その後、具体例①において A 県（がれき）の許可を受けた場合又は具体例②において A 県の金属くず追加の変更許可を受けた場合には、その時点で、当該規定の適用対象者ではなくなり、具体例①における b 市及び c 市の許可、具体例②における b 市の許可は失効することとなる。
- (3) 当該規定の適用対象者については、許可に関する全ての事務が従前通りとなることから、当該規定の適用期間中は、当該適用対象者に対する許可の取消しや事業停止命令等の指揮監督権限については、引き続き、従前の許可権者である指定都市の長等が行使することとなる。

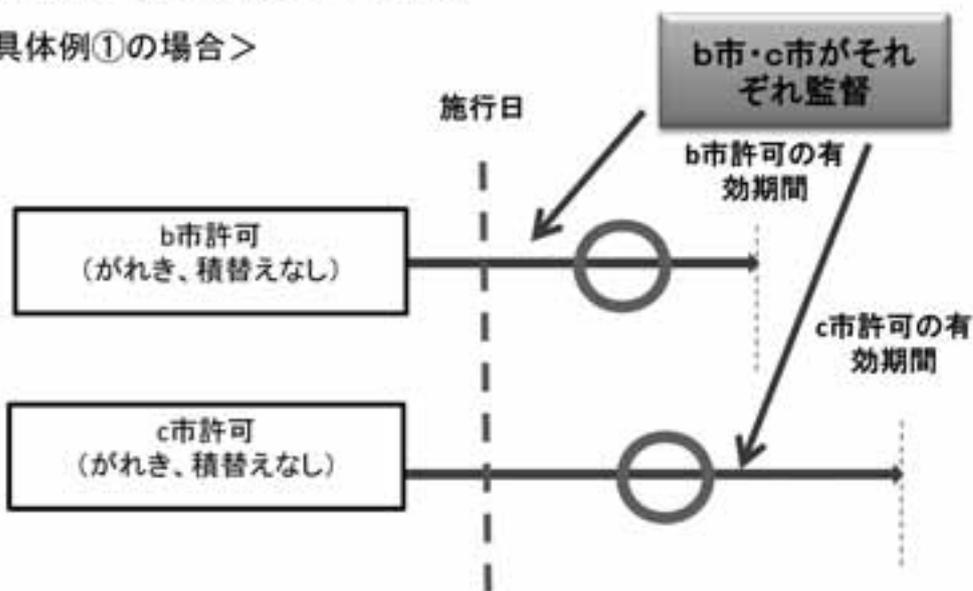
ADMINISTRATION INFORMATION

◆経過措置についてのイメージ図

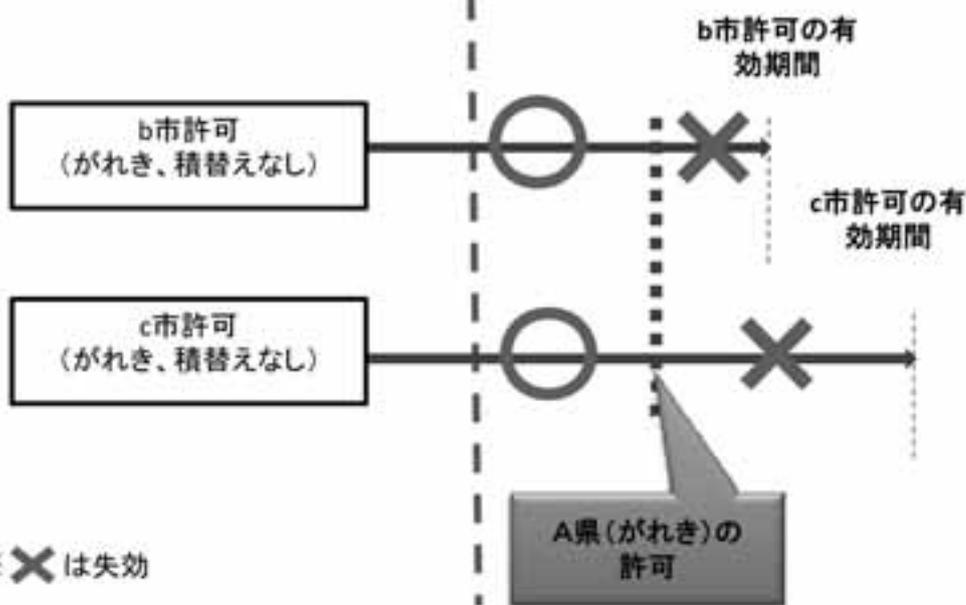
資料2-2

※ b市及びc市は、A県内の指定都市

<具体例①の場合>



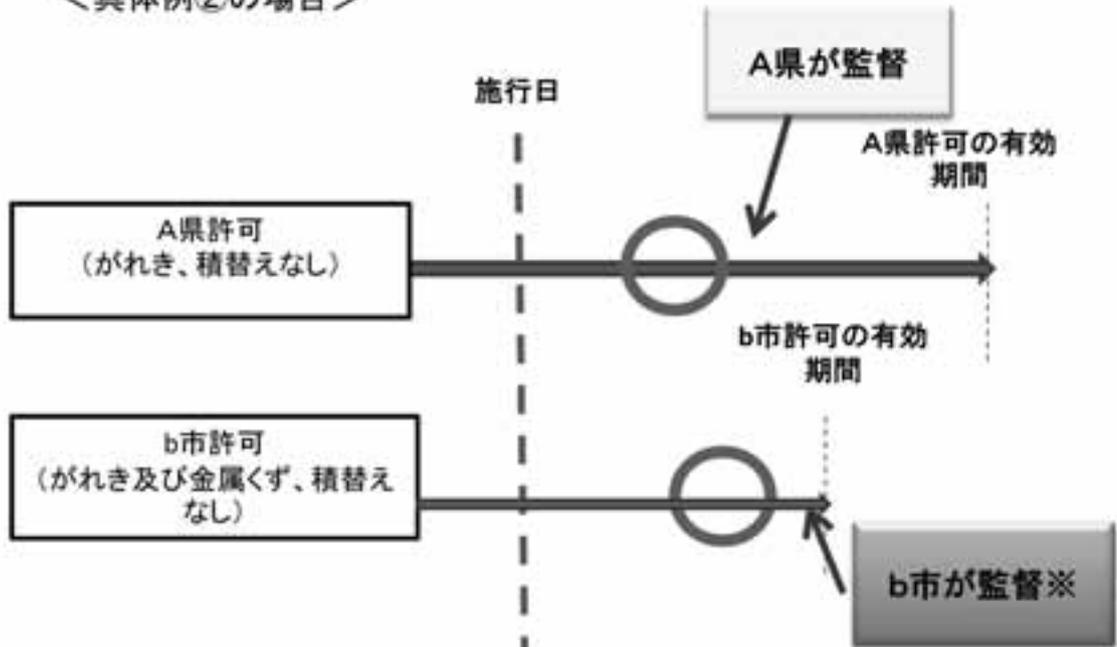
<ただし、以下の場合に至ったときは、改正令附則第6条の適用対象外となる。>



※ X は失効

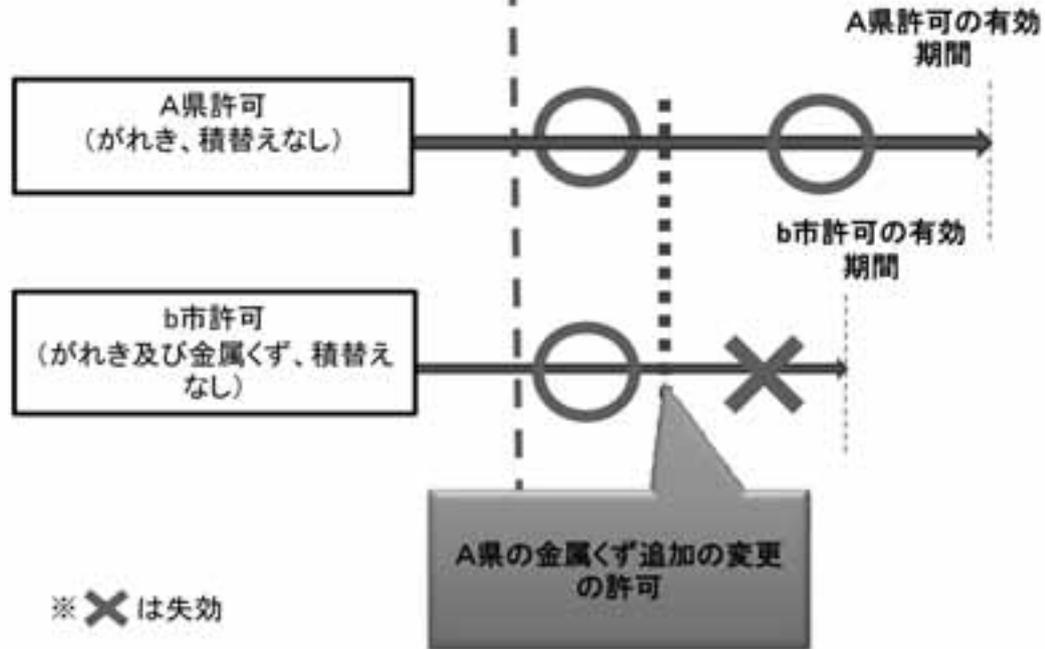
行政だより

<具体例②の場合>



※ b市内の収集運搬については、がれきを含め、A県ではなくb市が監督する。

<ただし、以下の場合に至ったときは、改正令附則第6条の適用対象外となる。>



ADMINISTRATION INFORMATION

資料 3

各方面から照会が多く寄せられた事項に関する Q & A 集

※ b 市及び c 市は、A 県内の政令市
e 市は、D 県内の政令市

Q 1. 収集運搬業者が A 県内では b 市のみ、D 県内では e 市のみで収集運搬業を行おうとする場合には、誰の許可を取る必要があるのか。

A 1. b 市及び e 市の許可を取る必要がある。

(理由) 今回の合理化措置の対象となるのは、あくまでも、同一都道府県内において一の政令市の区域を越えて収集運搬業を行おうとする者に係る許可であり、Q 1 の者は、A 県及び D 県内では、それぞれ一の政令市の区域内において収集運搬業を行っているため。

Q 2. 一の政令市の区域を超えて収集運搬を行う業者が、同一政令市内のみで積み下ろす行為は A 県の許可のみで足りるか。

A 2. A 県の許可のみで足りる。

(理由) 一の政令市の区域を越えて収集又は運搬を行っているか否かは、個々の行為ではなく、許可を受ける者が行おうとする業全体として判断されるため。

Q 3. 一の政令市の区域を超えて収集運搬を行う意思はあるが、実際に受託した収集運搬が b 市に限られる場合、A 県の許可のみで足りるか。

A 3. A 県の許可のみで足りる。

(理由) 一の政令市の区域を越えて収集又は運搬を行っているか否かは、実際に行った収集運搬行為ではなく、許可を受ける者が行おうとする業全体として判断されるため。

Q 4. A 県許可（金属くず、積替えなし）と b 市許可（がれきについては積替えあり、金属くずについては積替えなし）を受けている収集運搬業者が b 市内において金属くずの運搬を行う場合、監督は誰が行うのか。

A 4. b 市が行う。

(理由) 積替えを行う区域において業として行われる収集運搬業については、従前通りの扱いとなるため。

行政だより

参考：廃棄物処理法施行令第27条第1項第1号

（政令で定める市の長による事務の処理）

第27条

一 法第14条第1項及び第14条の4第1項の規定による許可（当該都道府県内の一の指定都市の長等の管轄区域内のみにおいて業として行おうとする産業廃棄物の収集又は運搬に係る許可及び産業廃棄物の積替えを行う区域において業として行おうとする産業廃棄物の収集又は運搬に係る許可を除く。）に関する事務

Q 5. A 県の積替えありの許可を受けた場合、b 市及び c 市での積替えを伴わない収集運搬は可能か。

A 5. 可能。

Q 6. A 県の積替えなしの許可と b 市の積替えありの許可を受けた場合、c 市において積替えを伴わない収集運搬を行うことは可能か。

A 6. 可能。

ADMINISTRATION INFORMATION

資料4 施行後の許可に係る手続

※○ 積み替えなしの許可を有している ● 積み替えありの許可を有している × 許可を有していない
 ※b市及びc市は、A県内の政令市 e市及びf市は、D県内の政令市

許可取得状況	行為	必要となる法的手続	許可の効力
1 A県 ○、 b市 ×、 c市 ×	新たにb市で収集 運搬(積み替えあり) を行う。	①b市に許可申請(積み替えあり)を する。 ②A県に変更の届出をし、許可証の 書換えを受ける。	(A県○、b市●、c市×) 現状においてA県許可により、b市を含むA県内全域で収集運搬 (積み替えなし)を行うことが可能であったが、b市許可(積み替え あり)により、b市内での積み替えが可能となる。この場合、A県 許可はb市を除く区域を対象とした許可となる。
2 A県 ○、 b市 ●、 c市 ×	b市での積み替えを やめる。	①b市に一部廃止の届出を行う。 ②A県に変更の届出をし、許可証の 書換えを受ける。	(A県○、b市×、c市×) 現状においてA県許可により、b市を除くA県内で収集運搬(積 替えなし)を行うことが可能であったが、b市内での積み替えをや めることに伴い、b市許可が失効することとなる。この場合、A 県許可はb市を含むA県内全域を対象とした許可となる。
3 A県 ○、 b市 ●、 c市 ×	新たにc市で収集 運搬(積み替えあり) を行う。	①c市の許可(積み替えあり)を受け る。 ②A県に変更の届出をし、許可証の 書換えを受ける。	(A県○、b市●、c市●) 現状においてA県許可により、b市を除くA県内で収集運搬(積 替えなし)を行うことが可能であったが、c市許可(積み替えあり) により、c市内での積み替えが可能となる。この場合、A県許可は b市及びc市を除く区域を対象とした許可となる。
4 A県 ○、 b市 ●、 c市 ●	b市での積み替えを やめる。	①b市に一部廃止の届出を行う。 ②A県に変更の届出をし、許可証の 書換えを受ける。	(A県○、b市×、c市●) 現状においてA県許可により、b市及びc市を除くA県内で収集 運搬(積み替えなし)を行うことが可能であったが、b市内での積 替えをやめることに伴い、b市許可が失効することとなる。この 場合、A県許可はc市を除く区域を対象とした許可となる。

行政だより

5	A 県 ×、 b 市 ●、 c 市 ×	→	新たにA 県で収集 運搬(積替えなし) を行う。	→	① A 県の許可(積替えなし)を受け る。	(A 県○、b 市●、c 市×) 現状においてb 市許可により、b 市内で収集運搬(積替えあり) を行うことが可能であったが、A 県許可(積替えなし)により、 b 市を除くA 県内での収集運搬(積替えなし)が可能となる。
6		→	新たにc 市で収集 運搬(積替えあり) を行う。	→	① c 市の許可(積替えあり)を受け る。	(A 県×、b 市●、c 市●) 現行制度から変更なし。
7		→	新たにA 県で収集 運搬(積替えなし) を行う。	→	① A 県の許可(積替えなし)を受け る。	(A 県○、b 市×、c 市×) 現状においてb 市内のみで収集運搬(積替えなし)を行うことが 可能であったが、A 県許可(積替えなし)により、b 市を含むA 県内全域での収集運搬(積替えなし)が可能となる。この場合、 b 市許可が失効することとなる。
8	A 県 ×、 b 市 ○、 c 市 ×	→	新たにb 市で積替 えを行う。	→	① b 市の変更許可(積替えなしから 積替えありへ)を受ける。	(A 県×、b 市●、c 市×) 現行制度から変更なし。
9		→	新たにc 市で収集 運搬(積替えあり) を行う。	→	① c 市の許可(積替えあり)を受け る。 ② A 県の許可(積替えなし)を受け る。	(A 県○、b 市×、c 市●) 現状においてb 市内のみで収集運搬(積替えなし)を行うことが 可能であったが、c 市許可(積替えあり)により、当該者は同一 都道府県内の一の政令市の区域を越えて収集運搬を行う者に該 当することから、新たにA 県許可(積替えなし)を受けることが 必要となり、A 県許可により、A 県内のc 市を除く区域内におい て収集運搬(積替えなし)が可能となる。この場合、b 市許可が 失効することとなる。

ADMINISTRATION INFORMATION

10		→	新たにA県で収集運搬(積替えあり)を行う。	→	①A県の許可(積替えあり)を受ける。	(A県●、b市●、c市●) 現行制度から変更なし。
11	A県×、 b市●、 c市●	→	b市での積替えをやめる	→	①b市に一部廃止の届出を行う。 ②A県の許可(積替えなし)を受ける。	(A県○、b市×、c市●) 現状においてb市及びc市内で収集運搬(積替えあり)を行うことが可能であったが、b市内での積替えをやめることに伴い、新たにA県許可(積替えなし)を受けることが必要となり、A県許可により、A県内のc市を除く区域内において収集運搬(積替えなし)が可能となる。この場合、b市許可が失効することとなる。
12		→	新たにA県で収集運搬(積替えあり)を行う。	→	①A県の許可(積替えあり)を受ける。	(A県●、b市×、c市×) A県許可(積替えあり)により、A県内全域での収集運搬(積替えなし)及びA県のb市及びc市を除く区域内での積替えを行うことが可能となる。
13	A県×、 b市×、 c市×	→	新たにb市で収集運搬(積替えあり)を行う。	→	①b市の許可(積替えあり)を受ける。	(A県×、b市●、c市×) 現行制度から変更なし。
14		→	新たにb市で収集運搬(積替えなし)を行う。	→	①b市の許可(積替えなし)を受ける。	(A県×、b市○、c市×) 現行制度から変更なし。
15	A県×、 b市×、 c市×、 D県×、 e市×、 f市×	→	新たにc市及びe市で収集運搬(積替えなし)を行う。	→	①c市及びe市の許可(積替えなし)を受ける。	(A県×、b市×、c市○、D県×、e市○、f市×) 現行制度から変更なし。
16		→	新たにc市、e市及びf市で収集運搬(積替えなし)を行う。	→	①c市及びD県の許可(積替えなし)を受ける。	(A県×、b市×、c市○、D県○、e市×、f市×) 当該者は、A県内においては一の政令市の区域内、D県内においてはe市及びf市の二以上の政令市の区域において収集運搬(積替えなし)を行うこととなることから、c市及びD県の許可(積替えなし)が必要となる。この場合、D県許可は、D県内全域を対象とした許可となる。

行政だより



循環型社会推進室・産業廃棄物指導課

「移転のお知らせ」



平成23年3月22日(火曜日)に「吹洲庁舎」21階(大阪市住之江区南港北)へ移転します。

■移転先情報



- 所在地
〒559-8555
大阪市住之江区南港北1-14-16
- 最寄駅
・地下鉄中央線
「コスモスクエア」駅下車、
南東へ徒歩約8分
・ニュートラム南港ポートタウン線
「トレードセンター前」駅下車、
ATCビル直結
- 駐車場
地下に有料駐車場あり(390台収容)
- 電話番号
代表電話番号:06-6941-0351
移転後は、直通電話番号が変更になります。下記連絡先を参照してください。

産業廃棄物指導課の届出関係等(3月22日以降)

届出等の名称	担当グループ及び直通電話番号	(代)06-6941-0351	
・産業廃棄物処理業(収集・運搬業、処分業)の許可、取消、指導等に関する事。 ・処理業者に係る産業廃棄物処理施設の設置等許可、取消、指導に関する事。	処理・処分業指導グループ	内線番号	6948
	06-6210-9564		3826
	06-6210-9571		3828
			3829
・産業廃棄物管理票(マニフェスト)交付等状況報告書に関する事。(建設業者関係) ・多量排出事業者に関する事。(建設業者関係) ・建設業者に係る産業廃棄物処理施設の設置等許可、取消、指導に関する事。	建設廃棄物指導グループ		3824
	06-6210-9570		3825
・産業廃棄物の不適正処理対策(監視・指導、命令等)に関する事。	監視指導グループ		3827
	06-6210-9572		3830
・自動車リサイクル法に関する事。 ・フロン回収破壊法に関する事。	自動車処理対策グループ		3863
	06-6210-9573		3864

※ FAX番号も変更になります。 06-6210-9569

ADMINISTRATION INFORMATION

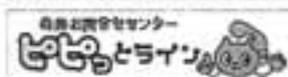
咲洲庁舎への環境農林水産部の移転室課

部名	局・室・課名	主な府民対応業務	移転時期	移転前の執務室	移転後の執務室
環境農林水産部	環境農林水産総務課		平成23年3月22日	大阪赤十字会館 9階	咲洲庁舎 22階
	検査指導課	農林漁業制度金融への対応など	〃	大阪赤十字会館 6階	咲洲庁舎 23階
	みどり都市環境室	温暖化防止条例等届出、建築物緑化制度相談など	〃	大阪赤十字会館 8階	咲洲庁舎 22階
	循環型社会推進室	廃棄物再生事業者登録、産業廃棄物処理業許可関係業務など	〃	大阪赤十字会館 7階	咲洲庁舎 21階
	環境管理室	土壌汚染対策法等に基づく届出等、PRTR法(特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律)等の届出、PCB保管届出など	〃	国民会館住友生命ビル 5、6階	〃
	農政室	肥料登録、農地法許可関係業務など	〃	大阪赤十字会館 6階	咲洲庁舎 22階
	流通対策室	食育推進ボランティア登録、食品表示(JAS法)関係業務など	〃	国民会館住友生命ビル6階	咲洲庁舎 23階
	水産課	遊漁船業登録など	〃	大阪赤十字会館 6階	咲洲庁舎 22階
	動物愛護畜産課	動物取扱業登録など	〃	大阪赤十字会館 7階	咲洲庁舎 21階



上記以外の本庁部局の一部も咲洲庁舎に移ります！
府庁へお越しの際は、ご確認ください。

府民お問合せセンター



電話番号：#8001
(または06-6910-8001)



O S K 通 信

O S K / t s u s h i n

ここでは、社団法人大阪府産業廃棄物協会が実施・協力した事業等（平成22年12月～平成23年2月）の概要を紹介します。

■平成22年度年末研修会

日 時：平成22年12月3日（金曜日）14時00分
場 所：スイスホテル南海大阪8階／浪華の間
内 容：行政講演▶適正処理のために
講師＝堺市環境局環境保全部産業廃棄物対策課
主幹兼処理業係長 是常文和
講演▶改正廃棄物処理法の概要
講師＝社団法人全国産業廃棄物連合会専務理事 仁井正夫

■建設リサイクルに関する意見交換会

日 時：平成22年12月8日（水曜日）13時30分
場 所：大阪合同庁舎1号館第一別館2階／第3会議室
実施主体：近畿地方整備局（企画部・河川部・道路部・営繕部・建政部）
参 画 者：浜野 廣美（副会長）
矢野 裕二（危機管理委員）
内 容：各府県における産業廃棄物をとりまく現状について、ほか

■平成22年度施設見学会



日 時：平成23年1月26日（水曜日）7時30分
見学会施設：①パナソニックエコテクノロジーセンター株式会社（兵庫県加東市佐保50番地）

…使用済み家電製品の再商品化（リサイクル）及びリサイクル技術の研究・開発・実証

②新日本製鐵株式会社広畑製鉄所（兵庫県姫路市広畑区富士町1番地）

…タイヤガス化リサイクル施設：外熱式ロータリーキルンによる、タイヤのガス、油、カーボン、鉄ワイヤーへの乾留・熱分解

参加者数：64名

■社団法人全国産業廃棄物連合会 近畿地域協議会

日 時：平成23年1月27日（木曜日）15時00分
場 所：ホテルオークラ神戸1階／曙
参画者：國中 賢吉（会長）
田中 正敏（副会長）
浜野 廣美（副会長）
白坂 悦夫（副会長）
三ッ川卓生（副会長）
内 容：平成23年全国産業廃棄物連合会被表彰者推薦について
（功労者表彰・優良事業所表彰被表彰者推薦）
近畿建設リサイクルシンポジウム開催について
「関西広域連合」の広域事業への要望並びに軽油引取税の課税免除措置について
フェニックス処分場、搬入調整について
全国産業廃棄物連合会活動報告

■社団法人全国産業廃棄物連合会 正会員事務局責任者会議

日 時：平成23年1月28日（金曜日）13時30分
場 所：アジュール竹芝14階／天平の間
参画者：白坂 悦夫（副会長）
田尾 利光（事務局長）
龍野 浩一（事務局次長）
内 容：改正廃棄物処理法政省令について
平成23年度事業重点事項(案)について
公益法人制度改革に伴う移行認定・認可の状況等について、ほか

■産業廃棄物処理業における リスクアセスメント推進研修会

日 時：平成23年2月10日(木曜日) 13時30分
場 所：大阪府私学教育文化会館 5階/講堂
参加者数：65名
内 容：講義1▶産業廃棄物処理業における
リスクアセスメントの必要性
講 師=松原 滋(危機管理委員)
講義2▶リスクアセスメントの基本と
実施に向けて
講 師=佐々木雅一(有限会社グリーン
戦略研究所長)
演 習▶リスクアセスメントの体験
指 導=佐々木雅一
補 助=高島 浩司(危機管理副委員長)
國中 賢一(危機管理委員)
神藤 信六(危機管理委員)
樋口かこの(危機管理委員)
松原 滋
矢野 裕二(危機管理委員)

■平成22年度第2回なにわサンパイ塾

日 時：平成23年2月18日(金曜日) 14時00分
場 所：社団法人大阪府産業廃棄物協会/会議
室
参加者数：16名
形 式：質疑応答・グループワーク
進 行：田中 公治(組織広報委員)
進行補助：片渕 則人(組織広報委員)
國中 雅之(組織広報委員)
高田実佐大(組織広報委員)
田中 映治(組織広報委員)
福田 勝(組織広報委員)
桑田 英俊(オブザーバー)
福原 睦美(事務局総務主任)
内海 浩子(事務局業務担当)

■近畿地方の循環型社会構築に向けた 建設リサイクルシンポジウム

日 時：平成23年2月21日(月曜日) 13時15分
場 所：建設交流館 8階/グリーンホール
主 催：建設副産物対策近畿地方連絡協議会
共 催：社団法人大阪府産業廃棄物協会、ほか

建設リサイクル表彰：

①会長賞 大阪ベントナイト事業協同組合



②奨励賞 株式会社英光産業



■社団法人全国産業廃棄物連合会 第13回全国正会員会長・理事長会議

日 時：平成23年2月25日(金曜日) 13時30分
場 所：城山観光ホテル 2階/ロイヤルガーデンA
参画者：國中 賢吉(会長)
内 容：改正廃棄物処理法について
平成23年度事業計画概要について
公益法人移行状況について、ほか

■第8回共生の森植樹祭

日 時：平成23年2月27日(日曜日) 10時30分
場 所：堺第7-3区/共生の森
主 催：大阪府
受 託：特定非営利活動法人大阪府民環境会議
協 力：社団法人大阪府産業廃棄物協会(企業
による森づくり連絡調整会)
参加者数：484名
植栽面積：4,800㎡
植栽樹種：エノキ・クヌギ・ムクノキ等、21種類・
918本植栽

Member	会社名	株式会社 丸六		
会員紹介	住所	大阪府泉佐野市日根野3640番地		
	代表者名	神藤 信六	代表者役職	代表取締役
Information	従業員数	25名	会社設立日	昭和49年6月4日

I N T E R V I E W



代表取締役

神藤 信六

インタビュー

Q

本日はお忙しい中、有難うございます。
まずは、御社の沿革についてお聞かせ下さい

当社は元々、産業廃棄物処理業者ではなく、昭和49年6月に丸六建材店として創業しました。泉州という土地柄、父が繊維関係の事業をしていたのですが、産業構造の変化などを考えて、繊維事業を建材事業に転換したのが始まりです。丸六建材店として、創業してすぐに産業廃棄物の収集運搬もしていたのですが、昭和63年11月に丸六建材店株式会社に法人化をし、平成元年11月に株式会社丸六に社名変更をして現在に至ります。

この会社のロゴマークは社長自らが考案されたそうです。

丸六の文字の下部を幅広くし、上部を狭くすることで「どっしりとした事業の安定性」を表現し、文字の角を取り丸くすることで「角の立たない営業」を表現しているそうです。

会社の前の道路がカーブを描いているため、そのカーブの角度にあわせて看板にもカーブを効かせ、車で来られた方に見やすいようにしているという、こだわりの看板です。



土壤活性泉州堆肥

大阪府リサイクル製品認定制度の適用を受けた堆肥で、樹木剪定枝を原材料にしています。丸六さんは原料供給という形で、製造の一翼を担われており、リサイクルの推進に貢献されています。

なお、この肥料の主な成分の含有量については、定期的に日本肥糧検定協会の分析試験を受けています。



Q2

御社の歴史は、建材から始まったのですね

そうです。最初は建材関係の仕事だけをしていたのですが、建材の仕事をしていると建設廃棄物も出てきます。その時は環境問題が注目されていたこともあり、自分の仕事と関わっている建設廃棄物の処理を通して環境問題に貢献しようと考えたことが産業廃棄物処理業界に参入するようになったきっかけです。

建材店から始まった我が社ですが、現在は産業廃棄物処理業だけではなく、あらゆる建材から産廃までをトータルに扱える会社として、建設資材・金物からエクステリア・住宅設備機器、土木・造園資材を扱い、残土処分の受入まで扱っています。



○ 創業当時

創業当時の建物。
ここから丸六さんの歴史が始まりました！



○ 現在

現在の丸六さんの全景。広すぎて、
写真に収めるのに苦労しました。



取材時、搬入してきたトラックの荷台に廃棄物が引っかかる事態が発生！すぐに社長が自ら重機で作業にあたっておられました。

自然との共生

和をイメージして、石灯籠と植物を組み合わせた作品を作り、メダカを飼っています。

社長と社員の方と取材チームで記念撮影



事務所風景



INTERVIEW

INTERVIEW

Q3

産業廃棄物への取組など、もう少し詳しくお聞かせいただけますか？

元々、建材店という関係で、建設廃棄物処理を得意としています。当初は建材店として、建材中心の仕事をしていましたが、創業してすぐに、南大阪から和歌山方面で産業廃棄物の収集運搬もしております。平成11年3月には大阪府で積替え・保管の認可を取得、平成14年1月には処分業許可も取得致しました。

環境への取組として、平成18年9月にはエコアクション21の認証・登録を受け、平成19年1月には産業廃棄物処理業の優良性評価制度適合業者認定を受けています。このことが環境への社員の意識向上だけではなく、排出事業者にとって、より安心して仕事を任せいただけることにつながれば良いと考えています。また、廃蛍光管・乾電池の処分の許可を取得し、日本で唯一の水銀処理会社である野村興産様と連携することで人体に有害な水銀の適正処理に務めています。蛍光管の処分でお困りの事があれば、お気軽にお問合せ下さい。また、第一種フロン類回収業者の登録もしております。

建設関係の仕事をしていると、多種多様な廃棄物が出てきますので、このように、様々な許可等を取得することで、あらゆるケースに対応できるようにしています。



お昼に近所の食堂“多津美”で、トンカツを食べながら会社のこと、地元貢献の考え方について社長にお話を伺いました。みなさんも、是非、おいしいトンカツをご賞味下さい。



Q4

お忙しいこととは思いますが、休日はどのようにお過ごしですか？

仕事が忙しく、ゆっくりと休めることはなかなかないですが、植物が好きなので、会社の前に花壇を作ったりしています。最近は、自然との共生をテーマに、和をイメージして、石灯籠と植物を融合させた作品作りをしています。その作品に池を作ってメダカを育てているので、見に来てくださいね。



最後に、社長の夢をお聞かせ下さい。

会社を成長させていくのはもちろんですが、更なる地元貢献もしていきたいですね。

創業当時より、「建築材料及び住宅設備機器等の供給及び土木工事を通じ、広く地域社会の発展と地域の人々の豊かな暮らしに貢献する為努力し、21世紀の新たな時代を迎え環境（問題）保全等、時代が必要としている多くのニーズに応えるべく変革をし、事業を通じて人と人とのつながりを深め、相互の調和と安定ある発展」を事業目的としています。



南海泉佐野駅前に掲示している社長の手作りのポスターです。お立ち寄りの際は是非、ご覧下さい。

この目的達成のための一つとしても、泉佐野の素晴らしい環境、文化をより多くの方に知ってもらい、未来の子供達に残していくのが夢です。この夢の実現の一つとして、地元の日根神社の写真を撮りに行ってポスターを作り、南海泉佐野駅前に掲げるようなこともしているのですよ。

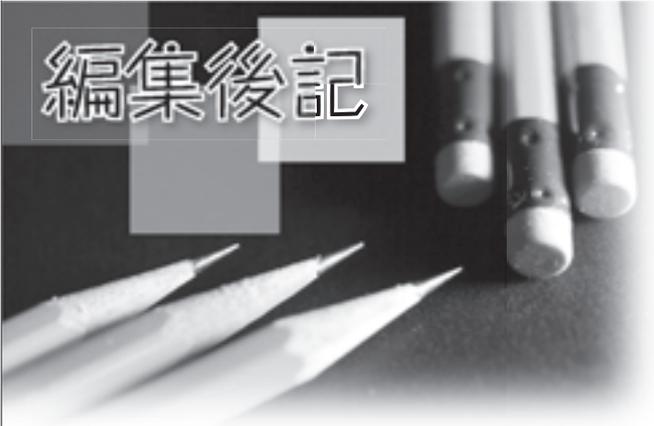


わが社のホープ！

（頑張っている従業員の紹介）

氏名	織田 憲 司
役職	環境部 主任
仕事内容	<p>当社に入社し数年が経ち、今では、現場作業とその監督、運搬、会社のプラントでの作業まで、ありとあらゆる事を任せていただいております。建築に関することなら、廃棄物に関することだけではなく、ありとあらゆることに対応させていただきます！お困りごとがあれば、何でもお問合せ下さい！</p> <p>日常業務が忙しく、趣味に没頭できる時間がなかなか取れませんが、社長に教えていただいたスキーを久しぶりにやってみたいなあ……。</p>





編集後記

久方ぶりに廃棄物処理法及び施行令、施行規則のいわゆる廃棄物処理に関する法令が大改正された。

毎年のように法令集を買わなければならない皆さんは、出費で大変だ！

そのうえ、条文の難解なこと……。昔はやった哲学書（今でもニーチェの本が書店の店頭に並んでいるところを見ると、ブームが再来しているかも知れないが……）など、廃棄物処理法に比べると、このうえなく読みやすい書物に思える。

条文慣れた弁護士先生でも、難解さには困惑しているようだ。

考えてみれば廃棄物処理法は条文解釈という面からは法学系の、施設関係は土木・工学系の、そして特管物などでは化学系の知識がいるのであるが、その全ての学部で、最前列で真面目に授業を受けた（そして「優」をいただいた）経験がなければ……。まっ～理解できない（理解できたふりは……十分できるが……）理解できないのに、理解できたふりすれば場合によっては、許可が危うくなる。

もう、そろそろ改築ではなく新築家屋に立て替えるべきではないだろうか？

今、テレビで、はやっているではないですか「大改造！！劇的ビフォーアフター」という番組。

扉を開けたとき、勢ぞろいした家族が感激して思わず叫ぶ、あの一言「・・・まるで旅館に来たみたい……！」そして、涙ぐんで、設計者の手を握る。感激のあのシーン……。

改築するならせめて、そのくらいまでの斬新な改築をお願いしたいものだ。インクの匂いのする法令集をめくって、「わっ～まるで村上春樹の本みたい……一晩かかって読んでしまいたい……」とまで、変えてくれとは、決して言いませんが？

（事務局TT）



協会への入会のおすすめ

～協会組織の拡充強化を図るために～

当協会は、環境保全を理念とし、産業廃棄物に関する研修、普及啓発、調査研究、情報の収集、提供、指導等を行うことにより、会員の資質の向上を図り、産業廃棄物の適正な処理を推進し、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るとともに、調和のとれた産業の発展に寄与することを目的としています。

産業廃棄物処理業界が健全な業界として発展していくためには、業界の方々が結束することにより、組織をより強固なものにして、共存発展することが肝要であります。

協会会員の増強については、協会及び関係機関において日頃、勧誘を行っているところでありますが、社団法人としての組織率は未だ十分とはいえないのが現状であります。少数よりも多数の方の組織の拡充強化が、社会的にも発言力が強力なものとなり、説得力も増大し業界発展の基礎となります。

会員の皆様におかれましては、未加入処理業者へは、正会員として、また取引先の排出業者には賛助会員として、是非ご入会の勧誘をお願いします。

一社でも多くの方々が協会に入会されることが、更なる発展を期するための、必要条件であります。

入会申込み方法

下記協会事務所へ電話でご連絡いただければ、
入会申込書をお送りいたします。

社団法人大阪府産業廃棄物協会

〒540-0012 大阪市中央区谷町3-4-5 中央谷町ビル5階
TEL : 06-6943-4016 FAX : 06-6942-5314
<http://www.o-sanpai.or.jp/>



Clean Life vol.44

クリーンライフ

第44号



平成23年4月1日発行

発行責任者 社団法人

大阪府産業廃棄物協会

〒540-0012

大阪市中央区谷町3-4-5

TEL : 06-6943-4016

FAX : 06-6942-5314

会長 國中 賢吉

組織広報委員長 白坂 悦夫

